

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月31日
【計算期間】	第6期(自平成27年3月1日至平成28年2月29日)
【ファンド名】	東京海上ストラテジック・トラスト - 東京海上Roggeニッポン・ ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション (Tokio Marine Strategic Trust - Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection)
【発行者名】	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.) (注)平成28年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・ エイ(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)はその名称をルクセンブ ルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)に変更した。
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター 寺脇 恒
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通 り 287 - 289番 (287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健 同 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

(注1) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」または「ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、平成28年6月30日現在の株
式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=102.91円)による。以下、米ドルの円貨表示は
別段の記載がない限りこれによるものとする。

(注2) ファンドは、ケイマン法に基づいて設定されているが、ファンド証券は米ドル建のため、以下の金額表示は別段の記
載がない限り米ドル貨をもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。
また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入し
てある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注４）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもある。）とは３月１日に始まり翌年２月末日に終了する一年を指す。ただし、第１会計年度は、平成22年７月12日（ファンドの運用開始日）から平成23年２月28日までの期間を指す。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションは、アンブレラ・ファンドである東京海上ストラテジック・トラストのサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。本書の日付現在、トラストは、ファンドを含む2本のサブ・ファンドにより構成されている。

ファンドの目的は、主として、日系の発行体が日本国内及び海外で発行する公社債、優先出資証券、譲渡性預金証書(CD)およびコマーシャルペーパー(CP)への投資を通じて、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることである。

ファンドにおける信託金の最高限度額の制限はない。

ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

管理会社は、ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の受益者は、日本における販売会社を通じて管理会社に対して通知することにより、毎取引日に保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、買戻しが行われる取引日の直後の評価日に算出される当該取引日における受益証券1口当たりの純資産価格を参照して計算される。

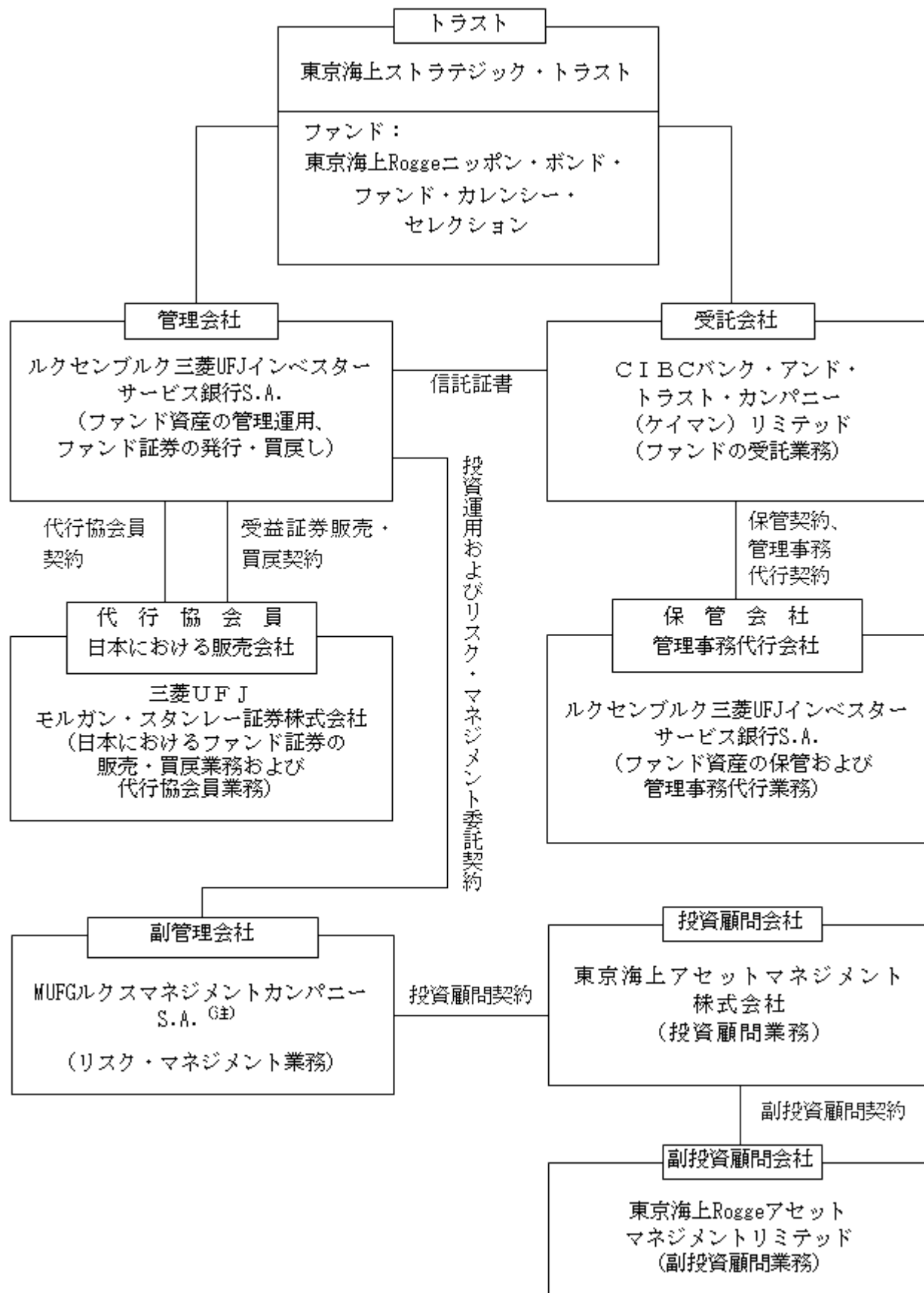
管理会社が受託会社と協議の上その裁量により存続期間の延長を決定しない限り、ファンドは、平成33年2月26日をもって終了する。

(2)【ファンドの沿革】

昭和49年4月11日	管理会社設立
平成22年5月21日	信託証書および補遺信託証書締結
平成22年6月17日	日本におけるファンド証券の募集開始
平成22年7月12日	ファンドの運用開始
平成27年7月9日	改訂信託証書締結

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 平成28年5月1日付で、エムユージーシー・ルクス・マネジメント・エス・エイ (MUGC Lux Management S.A.) はその名称をMUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.) に変更した。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)	管理会社 保管会社 管理事務代行会社	平成22年5月21日付で信託証書および補遺信託証書(平成27年7月9日付改訂信託証書により改訂済。)(以下「信託証書」と総称する。)を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。平成22年5月21日付で保管契約および管理事務代行契約(注1)を受託会社と締結。同契約は、ファンドの資産保管業務および管理事務代行業務について規定している。
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	信託証書を管理会社と締結。信託証書は、ファンドの資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.)	副管理会社	平成26年7月21日付で効力発生の投資運用およびリスク・マネジメント委託契約(注2)を管理会社と締結。同契約は、投資運用業務およびリスク・マネジメント業務について規定している。
東京海上アセットマネジメント株式会社	投資顧問会社	平成26年7月21日付で効力発生の投資顧問契約(注3)を副管理会社と締結。同契約は、投資顧問業務について規定している。
東京海上Roggeアセットマネジメントリミテッド (Tokio Marine Rogge Asset Management Limited)	副投資顧問会社	平成22年5月28日付で副投資顧問契約(注4)を投資顧問会社と締結。同契約は、副投資顧問業務について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成22年5月28日付で管理会社との間で代行協会員契約(改訂済)(注5)を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。平成22年5月28日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(改訂済)(注6)を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

(注1) 保管契約および管理事務代行契約とは、ファンドの資産保管業務および管理事務代行業務の提供を約する契約である。

(注2) 投資運用およびリスク・マネジメント委託契約とは、管理会社によって任命された副管理会社が、管理会社に対し、投資運用業務およびリスク・マネジメント業務の提供を約する契約である。

(注3) 投資顧問契約とは、副管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドに対し、投資顧問サービスを提供することを約する契約である。

(注4) 副投資顧問契約とは、投資顧問会社によって任命された副投資顧問会社が副投資顧問業務を提供することを約する契約である。

- (注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表およびファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社に対する交付等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。
- (注6) 受益証券販売・買戻契約(改訂済)とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび日本の受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

() 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて昭和49年4月11日に設立された。1915年8月10日付商事会社法(改正済)は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

() 事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

() 資本金の額(平成28年6月末日現在)

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル(約38億円)

発行済株式総数 1,002,080株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

() 会社の沿革

昭和49年4月11日 設立

平成18年1月1日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに変更

平成19年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更

平成28年5月1日 会社名をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に変更

() 大株主の状況

(平成28年6月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	285,900株	28.53%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(A) 準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)(以下「信託法」という。)に基づき登録されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2015年改訂)(以下、「ミューチュアル・ファンド法」という。)により規制されている。

(B) 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的に英国の信託法に従っている。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されている。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。

一旦設定された信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

トラストは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、平成33年2月26日に終了する。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

ミューチュアル・ファンド法

下記「（６）監督官庁の概要」の項を参照のこと。

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂）

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改訂）により改訂済。）（以下、総称して「ケイマン規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ケイマン規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「ＣＩＭＡ」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはＣＩＭＡが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はケイマン規則に従って事業を行わなければならない。

ケイマン規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ケイマン規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきＣＩＭＡにより認可された管理事務代行会社を任命し、保有することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、ＣＩＭＡ、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の１か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、ＣＩＭＡの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、マネーロンダリング防止規則（2015年改訂）の別表３の領域またはＣＩＭＡにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、ＣＩＭＡ、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、１か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、上記別表３の領域もしくはＣＩＭＡにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、ＣＩＭＡ、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の１か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、ＣＩＭＡに対し、１か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから６か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

（５）【開示制度の概要】

（Ａ）ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

トラストは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報およびケイマン規則に基づいて要求される情報を記載しなければならない。目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにＣＩＭＡに提出しなければならない。

トラストは、ＣＩＭＡが承認した監査人を選任し、会計年度終了後６か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはＣＩＭＡに報告する法的義務を負っている。

- （ ）弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。
- （ ）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。
- （ ）下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。
 - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - 金融庁法（2013年改訂）
 - マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）
 - 認可条件

トラストの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）のケイマン諸島事務所である。トラストの会計監査は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて行われる。

トラストは、会計年度末から６か月以内に監査済会計書類をＣＩＭＡに提出する。

管理事務代行会社は、（a）トラスト資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社もしくは管理会社はその設立文書または目論見書に定める規定に従って、トラストの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、（ ）当該事実を受託会社に書面で報告し、（ ）当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をＣＩＭＡに提出し、その報告書または適切な概要については、トラストの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、（a）トラストの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（b）トラストを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でＣＩＭＡに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の６か月後から20日以内にＣＩＭＡにトラストの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、トラストに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- （a）すべての旧名称を含むトラストの名称
- （b）投資者により保有されている各組入証券の純資産価額

(c) 前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率

(d) 純資産価額

(e) 当該報告期間の新規募集口数および価額

(f) 当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額

(g) 報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、(a) 受託会社が知る限り、トラストの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b) トラストが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、C I M Aに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

トラストは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、C I M A、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

トラストは、保管会社の任命について提案された変更を、C I M A、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

トラストは、管理会社について提案された変更を、C I M A、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

受益者に対する開示

トラストの会計年度末は、毎年2月末日である。第一回の監査済年次財務書類は、平成23年2月末日までの期間について作成された。会計書類は、平成25年2月末終了会計年度よりルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成され、会計年度末から6か月以内に受益者に送付される。また、未監査の半期報告書が作成され、毎年8月末日から3か月以内に受益者に送付される。

(B) 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の修正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面（交付運用報告書）は、日本の知れている受益者に交付される。運用報告書（全体版）は、管理会社のために代行協会のホームページに掲載される。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付される。

ホームページ アドレス <http://www.sc.mufg.jp/>

（６）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンドとしてミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。ＣＩＭＡは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則により、法定の事項および監査済財務書類を毎年ＣＩＭＡに提出しなければならない。規制された投資信託として、ＣＩＭＡは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、これをＣＩＭＡが定める期限内に提出するよう指示することができる。かかる指示に従わない場合、受託会社に相当額の罰金が科されることがあるほか、ＣＩＭＡは裁判所にトラストの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、ＣＩＭＡは、一定の措置を取ることができる。ＣＩＭＡの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。ＣＩＭＡは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

トラストの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、ＣＩＭＡの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドの目的は、主として、日系の発行体が日本国内および海外で発行する公社債、優先出資証券、譲渡性預金証書(CD)およびコマーシャルペーパー(CP)(以下、これらの証券を「投資対象証券」と総称する。)への投資を通じて、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることである。

本書において、日系の発行体とは、()日本において設立された法人ならびにその日本国内外の子会社および関連会社、ならびに、()日本国政府および地方公共団体ならびにそれらの機関ならびに独立行政法人および特殊法人をいう。

ファンドは、主として、投資対象証券に投資することを意図している。但し、ファンドは、主にファンドの流動性を確保する目的から、一時的に、日系の発行体以外の発行体が発行する短期金融商品・国債・地方債・政府保証債を組み入れる場合があり、この場合、投資対象証券に対する投資比率が低くなる場合がある。また、ファンドは、発行体の信用リスクを低減するため、特定の発行体に対する集中投資は行わず、分散投資を行う予定である。

ファンドが投資を行う有価証券は、取得時において、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)からBaa3以上、もしくはスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス(以下「スタンダード・アンド・プアーズ」という。)からBBB-以上、またはフィッチ・レーティングスもしくは副投資顧問会社が投資顧問会社と協議の上で決定するその他の格付機関からこれらに相当する長期格付けを付与されたものとし、また、無格付けの場合には、副投資顧問会社が投資顧問会社と協議の上で同等の格付けを有すると判断するものに限られる。

副投資顧問会社は、原則として、ポートフォリオ全体の利回り、個別銘柄と各国の国債のスプレッド、および同一発行体の各国通貨建ての証券間の利回り水準差等を考慮して、ポートフォリオに組み入れる個別銘柄の選定を行う。ポートフォリオにおける通貨別の投資比率は、金利水準、為替取引によるコストおよび投資対象証券の需給動向を勘案して、副投資顧問会社によって決定される。

ファンドは、原則として、以下の為替取引を行う。

- (a) 米ドル以外の通貨建の資産については、原則として、副投資顧問会社が、外国為替予約取引および直物為替先渡取引(NDF)等を活用して、当該通貨売り・米ドル買いの為替取引を行うことにより、当該通貨のエクスポージャーを対米ドルでヘッジする。
- (b) ブラジル・リアルヘッジクラス、中国元ヘッジクラスおよびインドネシア・ルピアヘッジクラス(以下「取引対象クラス」と総称することがある。)に帰属する資産について、米ドル建の資産および上記(a)に基づき為替取引を行った実質的な米ドル建の資産については、原則として、米ドルと取引対象通貨の短期金利差に注目し、投資顧問会社が、外国為替予約取引および直物為替先渡取引(NDF)等を活用して、以下の為替取引を行うことにより、取引対象通貨に対する米ドルのエクスポージャーをヘッジする。

(注)「取引対象通貨」とは、ブラジル・リアルヘッジクラスにおいてはブラジル・リアル、中国元ヘッジクラスにおいては中国元、インドネシア・ルピアヘッジクラスにおいてはインドネシア・ルピアを意味する。

ブラジル・リアルヘッジクラス：

投資顧問会社は、米ドルに対するブラジル・リアルの為替変動に対するエクスポージャーを獲得するために、ブラジル・リアルヘッジクラスに関して為替取引を行う。

中国元ヘッジクラス：

投資顧問会社は、米ドルに対する中国元の為替変動に対するエクスポージャーを獲得するために、中国元ヘッジクラスに関して為替取引を行う。

インドネシア・ルピアヘッジクラス：

投資顧問会社は、米ドルに対するインドネシア・ルピアの為替変動に対するエクスポージャーを獲得するために、インドネシア・ルピアヘッジクラスに関して為替取引を行う。

一般に、該当する取引対象通貨が対米ドルで上昇した場合には、関連する取引対象クラスは、為替差益の獲得を期待できるが、該当する取引対象通貨が対米ドルで下落した場合には、関連する取引対象クラスは、為替差損を被ることが想定される。

一般に、米ドルよりも高い短期金利を有する通貨で為替取引が行われる米ドルヘッジクラス以外の受益証券は為替取引によるプレミアムにより利益を得ることが予想され、一方、米ドルよりも低い短期金利を有する通貨で為替取引が行われる米ドルヘッジクラス以外の受益証券は為替取引によるコストを負担することが予想される。

ファンドは、リスク分散の原則に従い、有価証券および適用される法令により認められたその他の資産に対する投資を行う場合があり、効率的なポートフォリオ運用目的および投資目的で、現物契約、直物為替先渡取引および外国為替予約取引（クロス取引を含む。）を行う場合がある。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

副管理会社は、投資顧問会社と投資顧問契約を締結し、投資顧問会社にポートフォリオの投資運用を委託している。

ファンドの資産の運用は、投資顧問会社と副投資顧問会社が共同で行う。

＜投資顧問会社の運用体制＞

ファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定する。

ファンドの運用は、債券運用部グローバル債券運用グループ（１１名）が、社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づいて行う。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（４名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月１回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われる（リスク管理についての詳細は、「３ 投資リスク（２）リスクに対する管理体制」を参照のこと。）。

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指す。

なお、ファンドの運用は、副投資顧問会社と共同で行う。副投資顧問会社は、投資顧問会社およびRogge Global Partners Limitedが50%ずつ出資した合弁会社である。投資顧問会社は、副投資顧問会社と共同で運用を担当するファンドの運用状況について随時確認できる体制を構築している。この他、投資顧問会社においては、副投資顧問会社の運用、リスク管理、コンプライアンスおよびバックオフィスの各機能について、定期的に確認を行っている。

＜副投資顧問会社の運用体制＞

副投資顧問会社における全ての投資判断は、各国のマクロ分析を基に、債券、為替の定量・定性判断によりアセットアロケーション会議により決定する。アセットアロケーション会議の決定事項を踏まえ、取ろうとしている総リスク量を各資産クラス（先進国市場、エマージング市場、投資適格債、ハイイールド債）毎に配分する。各資産クラスにおいては、相対価値分析により各々の戦略を決定する。また、インベストメントコミティーにおいて、ポートフォリオの状況をレビューし、適宜戦略の修正を実施する。

コンプライアンス部門が、独自の社内システムを用いて、個別ポートフォリオ毎に社内・顧客ガイドラインを遵守しているかという点についてのチェックを実施する。ファンド管理部門は、パフォーマンス要因分析を行い、分析結果はポートフォリオマネジメントチームにフィードバックされ、今後の運用に役立てている。ポートフォリオマネジャーは、月次でポートフォリオ・アロケーションのレビューを実施し、同様の投資手法を用いたポートフォリオとのリターンを比較する。

(上記の体制や人員等は、平成28年7月1日現在のものであり、今後変更する場合がある。)

(4) 【分配方針】

管理会社は、いずれのクラスに関しても、投資顧問会社と協議の上、毎月10日(当該日が営業日でない場合は翌営業日)に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび配当可能資本から分配を宣言することができる。

(5) 【投資制限】

投資制限

ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

(イ) ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えないものとする。

(ロ) ファンドの純資産総額の10%を超えて、借入れを行うものではない。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的に、かかる10%を超える場合はこの限りではない。

(ハ) 管理会社の運用する証券投資信託およびミューチュアル・ファンドの全体において、一発行会社の議決権総数の50%を超えて投資を行ってはならない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。

(注) 上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

(ニ) ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対しその純資産の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準(随時改定または修正されることがある。)に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではない。

(注) 上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

(ホ) 投資対象の購入、投資および追加の結果、ファンドの資産額の50%を超えて、日本の金融商品取引法において規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。

(ヘ) 管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンドの資産の適正な運用を害するファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、ファンドの資産からの支払またはファンドの受益証券の買戻しの結果としてファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

３【投資リスク】

（１）リスク要因

ファンドは、リスクの高い事業を行っているため、ファンドへの投資は、証券、金融デリバティブおよび税務について相当の経験および個人的な知識を有し、かつ損失を負担することができる投資家によってのみ行われるべきである。受益証券への投資により生じる損失に対する保証およびファンドの投資目的が達成される保証はない。世界的な証券および金融商品への投資が一定のリスクを伴うのと同様に、受益証券への投資は以下に言及するリスク等のリスクを伴う。以下のリストはすべてのリスクを網羅するものではない。投資予定者は、本書全体を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。過去の実績は必ずしも将来の業績を示すものではない。利益が実現される保証や、多額の損失を被らない保証はない。

市場リスク

・価格変動リスク

ファンドは、公社債を主要投資対象としており、公社債の投資に係る価格変動リスクを伴う。一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。

・為替変動リスク

ファンドの純資産総額の算定は米ドル建てにより行われるので、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合がある。

ファンドの投資対象には米ドル以外の通貨建資産も含まれる。米ドル以外の通貨建資産について、原則として対米ドルで為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図るが、完全に為替リスクを排除することはできない。なお、為替取引を行う場合で米ドル金利が当該通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなる。

（ブラジル・リアルヘッジクラス）

ブラジル・リアルヘッジクラスにおいては、米ドル売り、ブラジル・リアル買いの為替取引を行うため、ブラジル・リアルの対米ドルでの為替変動の影響を受ける。そのため、為替相場がブラジル・リアルに対して米ドル高方向に進んだ場合には、１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。なお、為替取引を行う場合でブラジル・リアル金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなる。

（中国元ヘッジクラス）

中国元ヘッジクラスにおいては、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行うため、中国元の対米ドルでの為替変動の影響を受ける。そのため、為替相場が中国元に対して米ドル高方向に進んだ場合には、１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。なお、為替取引を行う場合で中国元金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなる。

（インドネシア・ルピアヘッジクラス）

インドネシア・ルピアヘッジクラスにおいては、米ドル売り、インドネシア・ルピア買いの為替取引を行うため、インドネシア・ルピアの対米ドルでの為替変動の影響を受ける。そのため、為替相場がインドネシア・ルピアに対して米ドル高方向に進んだ場合には、１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。なお、為替取引を行う場合でインドネシア・ルピア金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなる。

為替レートは、金利変動、政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入（もしくは介入の失敗）または通貨統制その他の政治的展開を含む多数の理由により、短期間でも相当変

動する。その結果、ファンドが外貨建て証券に投資する場合、そのリターンが減少することがある。

ファンドまたはクラスについて、常に為替取引が行われ、または投資顧問会社および副投資顧問会社が為替取引の活用成功に保証はない。ファンドまたはクラスは、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用することにより、為替取引を行う場合がある。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、需給バランスおよび対象通貨に関する市場の期待などの理由から、当該通貨の金利差から予想される理論的な水準から大きく乖離する場合がある。その結果、対象通貨の基礎的な価値の価格変動は、実際の対象通貨の為替市場における価格変動から予想され得るものから大きく異なる可能性がある。ファンドのいずれかのクラスに関して、かかる為替取引は明らかに当該クラスに帰属し、かかる為替取引により生じるあらゆる費用および利益／損失は当該クラスに帰属するものとする。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいう。ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けるので、１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、ファンドはそのリスクを伴う。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性がある。この場合、１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。

カントリーリスク

新興国への投資（当該国の通貨への投資を含む）は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性がある。この場合、１口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込む可能性が高まる可能性がある。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により確定利付証券の価額が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、ファンドが保有する一定の確定利付債券の価額が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計といえることができる。比較的長期のデュレーションを有する確定利付債券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期のデュレーションを有する証券よりも変動しやすい。

その他のリスク

ハイ・イールドリスク

ファンドは、ムーディーズからBaa3以上、もしくはスタンダード・アンド・プアーズからBBB-以上、またはフィッチ・レーティングスもしくは副投資顧問会社が投資顧問会社と協議の上で決定するその他の格付機関からこれらに相当する長期格付けを付与された有価証券に投資することをその方針としており、これらより低い格付のいわゆるハイ・イールド証券またはジャンク債に対する投資を行わない。しかし、ファンドが取得した後にファンド保有有価証券の格付が引き下げられ、その結果、ファンドがハイ・イールド証券またはジャンク債を保有することになる可能性がある。ハイ・イールド証券またはジャンク債に投資するファンドは、かかる証券に投資しないファンドに比べて、より大きな金利リスク、信用リスクおよび流動性リスクにさらされる。これらの証券は、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられている。経済的な低迷または金利の上昇期間は、かかる証券の市場に悪影響を及ぼし、ファンドがかかる証券を売却する能力を低下させる可能性がある（流動性リスク）。証券の発行体が、利息または元本の支払に関し不履行となった場合、ファンドは、その投資のすべてを失うおそれがある。

発行体リスク

証券の価値は、経営業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。

デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。ファンドは、典型的には、原資産のポジションの代用として、および／または、金利リスク、為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するまたは取得する戦略の一環としてデリバティブを活用する。

ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴う。ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引は、いかなる場合にも行うことができるものではなく、ファンドが利益を得ている場合において他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するためにデリバティブ取引を行うという保証はない。

繰上償還リスクおよび延期リスク

ファンドが保有する有価証券の発行体または保証会社は、特に金利が低下している時には、その有価証券の元本および／または支払期限の到来した利息を繰上償還することができる。ファンドは、当該元本を魅力的な金利で再投資することができない可能性もあり、ファンドの収益は低下し、さらにファンドは支払プレミアムを失うこともある。ファンドは払戻された元本および／または利息の価格に対する金利の低下による利益を失うこともある。一方、金利が上昇すると予想よりも繰上げ償還の発生率は緩やかになる。これにより、事実上、影響を受ける有価証券の残存期間が延び、より金利変動に敏感になり、ファンドの純資産総額は変動しやすくなる。繰上償還リスクにさらされている有価証券は、通常、金利が低下すれば利益を得る可能性が低下し、金利が上昇すれば、損失を被る可能性が高まる。

発行体の非分散リスク

ファンドは分散投資を行うことを目指すが、ファンドの投資方針に適合する投資対象には限りがあるため、必ずしも投資の分散が実現できない可能性がある。少数の発行体、産業もしくは通貨への集中投資はリスクを高める。比較的少数の発行体に投資を行うファンドは、より分散した投資を行うファンドに比べ、経済的、政治的または規制上の単一の出来事によるリスクの影響を受けやすい。当該発行体の中には、重大な信用リスクまたはその他のリスクをもたらすものが含まれる可能性がある。

マネジメント・リスク

ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。投資顧問会社および副投資顧問会社は、ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用するが、これらが期待される結果を生むという保証はない。

国際投資

国際的な投資は、為替相場の変動、将来の政治的および経済的發展ならびに為替管理またはその他の国家の法律もしくは制限が課される可能性を含む一定のリスクを伴う。各国の証券価格は、その異なる経済、金融、政治および社会的要素により影響を受ける。ファンドは、様々な通貨建ての証券に投資するため、為替相場の変動は、ファンドが保有する証券の価値に影響を及ぼす。さらに、ファンドの投資は、回収不能な源泉税の対象となることがある。

政府証券

政府証券は、政府、政府機関もしくは下部機構または政府支援企業の債務証書またはこれらに保証される債務証書である。政府証券には、市場リスクおよび金利リスクがあり、また様々な程度の信用リスクもある。政府証券には、ゼロ・クーポン債が含まれるが、これらの証券は、同等の満期を有する利付証券よりも市場リスクの程度が大きくなる傾向がある。明確性のために付言すると、「政府証券」には、政府が保有する、管理下に置く、支援するまたは保証する発行体により発行される証券が含まれる。

地方債

地方債は、一般に、地方公共団体、それらの機関、関係当局およびその他の代行機関により発行される。地方債には、金利リスク、信用リスクおよび市場リスクがある。発行体の支払能力は、訴訟、法律制定その他の政治的事情または発行体の破産に影響を受けることがある。低格付の地方債には、より良質の地方債よりも大きな信用リスクおよび市場リスクがある。

変動利付証券

変動利付証券は、債務に対して支払われる金利の定期的な調整を規定している。変動利付証券は、一般に、金利変動に対してさほど敏感ではないが、変動利付証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しない場合、価格が下がることがある。反対に、変動利付証券は、一般に、金利が下落した場合、その価値は上昇しない。ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の低下は、かかる証券から受け取る収益およびファンドの受益証券の純資産価格、ひいてはファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす。

発行時取引、後渡および先渡約定取引

ファンドは、発行時に買付に適格な証券を取得し、後渡でかかる証券を売買し、通常の受渡時以後の将来のある期日に確定価格によりかかる証券を買い付ける契約（先渡約定）を締結することがある。発行時取引、後渡買付および先渡約定は、決済日前に当該証券の価格が下落した場合には損失リスクを伴う。かかるリスクは、当該ファンドの他の資産の価格下落リスクに加わるものである。したがって、これら取引は、一定のレバレッジをもたらし、当該ファンド全体の投資エクスポージャーを増大させることになる。ファンドは当該ポジションの補填のために分別または用途指定した証券に対する収益を獲得することができるが、一般に、当該証券の受渡時前にファンドが買付を約束した証券には、分配収益は発生しない。

信用格付および無格付証券

格付機関は、転換証券を含む固定利付証券の信用性の格付を提供する民間サービス機関である。格付機関により付与された格付は、絶対的な信用性の基準ではなく、市場リスクを評価していない。格付機関は、信用格付の適時変更を行わないことがあり、発行体の現在の財務状況は、格付が示すものよりも良いまたは悪い場合がある。一部の格付は、格付カテゴリー内の相対的基準を示す上でプラスまたはマイナスの記号を付記することによって修正されることがある。ファンドは、当該証券が購入時点で当該ファンドの最低格付カテゴリー内またはそれ以上に格付されている場合、格付の修正にかかわらず証券を取得することができる。例えば、ファンドは、BBB格の証券を当該ファンドが購入できる場合にBBB-格の証券を購入することができる。

ファンドは、当該証券がファンドの購入できる格付証券に相当する信用水準のものであると投資顧問会社または副投資顧問会社が判断する場合、（格付機関により格付が付与されていない）無格付証券を取得することができる。無格付証券には、比較対象となる格付証券よりも流動性が低く、当該証券の相対的信用格付を投資顧問会社および副投資顧問会社が正確に評価できないというリスクがある。ファンドが無格付証券に投資する限り、当該ファンドによる投資目的の達成の成否は、ファンドが格付証券のみに投資する場合よりも大きく投資顧問会社および副投資顧問会社の信用力分析に依拠することになる。

デュレーション

（負もしくは正の数値となる）デュレーションは、金利変動に対する証券価格の感応度を決定するために使用される指標である。証券のデュレーションが長いほど、金利変動への感応度が高いことになる。同様に、ファンドのポートフォリオ平均のデュレーションが長い場合は、ポートフォリオ平均のデュレーションが短いファンドに比べて金利の変動に対する感応度が高くなる。例として、デュレーションが５年である債券ファンドの価格は、金利が１％上昇した場合に約５％下落すると予想される。逆に、デュレーションがマイナス１年である債券ファンドの価格は、金利が１％上昇した場合に約１％上昇すると予想される。

その他の投資対象および投資手法

ファンドは、アセットバック証券等、その他の種類の証券に投資し、本項には記載されていない様々な投資手法や戦略を利用することができる。かかる証券および投資手法により、ファンドに追加的なリスクが発生することとなる。

複数のクラスにおける債務の負担

ファンドの管理会社はファンドに関し、異なるクラスの受益証券を発行することができる。トラストの信託宣言は、トラストの複数のサブ・ファンドおよびサブ・ファンドの個別の受益証券のクラス間における債務負担の方法について規定している（通常、債務は当該債務が発生した特定のサブ・ファンドまたはクラスに帰属する。）。異なるサブ・ファンドが別個の信託として設立されているのに対し、同一のサブ・ファンドの異なるクラスは別個の信託とはされない。ファンドのあるクラスの受益者は、関連する他のクラスが債務を履行するのに十分な資産を有していない場合、自分が保有していない当該他のクラスに関して発生した債務の負担を強制される可能性がある。したがって、特定のクラスの債務が当該クラスに限定されず、関連するファンドの他のクラスにより債務を履行することが必要となるリスクがある。

上記に掲げられるリスク要因は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。投資予定者は、本書全体を読むべきであり、ファンドへの投資を決定する前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。

(2) リスクに対する管理体制

< 副管理会社のリスク管理体制 >

副管理会社は、ファンドに影響する可能性のあるすべての判明しているリスクを、検知し、理解し、管理するために合理的な努力をすることを目的としている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、事業全体にわたるリスクの特定、測定、モニタリング、報告および軽減措置を連係させ、また容易にするという役割を担っている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、ファンドがさらされているか、さらされる可能性のあるすべての重大なリスク・イベントの構造的な影響と発生可能性の評価を連係させる。

リスク・マネジメント機能は、ポートフォリオ・マネジメント機能から機能的に独立しており、さらに、潜在的な利益相反を避け、またリスク・マネジメントとリスクを伴う活動との厳密な分離を確実にするため、経営上の責任を負わない。

< 投資顧問会社のリスク管理体制 >

投資顧問会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としている。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っている。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築している。

< 副投資顧問会社のリスク管理体制 >

副投資顧問会社では、自動化されたトレーディングシステムにより、取引が顧客ガイドラインに違反していないかどうか、全取引についてモニタリングをしている。

厳格なコンプライアンス体制を確立しており、専任のコンプライアンスオフィサーを擁し、トレーディングおよびオペレーションシステムは、すべて英国の金融行動監視機構（FCA）および米国の証券取引委員会（SEC）の規制に対応している。

投資リスクについては運用プロセスの各段階において管理、モニタリングしている。

ファンドは、ヘッジ目的および／またはヘッジ目的以外の目的でデリバティブを利用している。副管理会社は、AIFM（オルタナティブ投資ファンド運用者）に係るEU指令の準拠に基づくリスク管理方法を採用している。

(3) リスクに関する参考情報

ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2011年7月～2016年6月の5年間におけるファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものである。

ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものである。

米ドルヘッジクラス



米ドルヘッジクラス



ブラジル・リアルヘッジクラス



ブラジル・リアルヘッジクラス



中国元ヘッジクラス



中国元ヘッジクラス



インドネシア・ルピアヘッジクラス



インドネシア・ルピアヘッジクラス



出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものである。

ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその 1 年前における課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。

代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその 1 年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。

ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の 5 年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。

ファンドの課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の 1 口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある。

ファンドの年間騰落率は、各受益証券の参照通貨建てで計算されており、円貨に換算されていない。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。

ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

●各資産クラスの指数

日本株・・・ＴＯＰＩＸ（配当込み）

先進国株・・・ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス

新興国株・・・Ｓ＆Ｐ新興国総合指数

日本国債・・・ブルームバーグ／ＥＦＦＡＳボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール（１年超）

先進国債・・・シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債・・・シティ新興国市場国債インデックス（円ベース）

（注）ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよびＳ＆Ｐ新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「㈱東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有している。なお、ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属する。インデックスは資産運用管理の対象とはならない。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではない。

シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスである。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大3%の申込手数料を課することができる。

日本国内における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大3.24%(税抜3%)の申込手数料を課することができる。但し、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に収受される。

(注1) 管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方税を示す。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

(3)【管理報酬等】

ファンドについては以下に詳述する通り、その純資産総額に対し、年率1.41%(このうち年率0.01%の受託報酬については、年額10,000米ドルを下回らないものとする。)の管理報酬等が支払われる。

() 受託報酬

受託会社は、ファンドの保管資産から、純資産総額の年率0.01%の年間報酬を受領する権利を有する。

ただし、最低報酬額は、年間10,000米ドルとする。

上記の受託会社の報酬は、直前の評価日現在の純資産総額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われ、かつ、年に一度見直される。四半期末満の期間に関する報酬は、日割計算される。また、受託会社は、ファンドの保管資産から、ファンドの信託証書に基づく自己の義務の履行において適切に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

受託報酬は、信託証書に定める受託会社としての受託業務の対価として、受託会社に支払われる。

平成28年2月29日に終了した会計年度中の受託報酬は10,069.57米ドルであった。

() 管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬

(保管会社および管理事務代行会社としても行為する)管理会社は、ファンドの保管資産から、純資産総額の年率0.15%の管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬を受領する権利を有する。管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は、直前の評価日現在の純資産総額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われる。管理会社はまた、ファンドの資産から、自己が提供した業務に関連して合理的に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

副管理会社は、管理会社の資産から、自己が提供した業務に関連して支払われるべき報酬を受領する権利を有する。また、副管理会社は、管理会社の資産から、自己が提供した業務に関連して合理的に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は、信託証書に定める管理会社、保管会社および管理事務代行会社としての業務の対価として、管理会社に支払われる。

平成28年2月29日に終了した会計年度中の管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は63,549.72米ドル、副管理会社報酬は12,709.93米ドルであった。

() 投資顧問報酬

投資顧問会社は、ファンドの保管資産から、純資産総額の年率0.70%の報酬を受領する権利を有する。投資顧問報酬は、直前の評価日現在の純資産総額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われる。また、投資顧問会社は、ファンドの資産から、自己が提供した業務に関連して合理的に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

投資顧問報酬は、ファンドのポートフォリオの投資運用、資産の投資および再投資の管理業務等の対価として、投資顧問会社に支払われる。

平成28年2月29日に終了した会計年度中の投資顧問報酬（副投資顧問報酬含む。）は354,696.77米ドルであった。

（ ）副投資顧問報酬

副投資顧問会社は、投資顧問会社の資産から、純資産総額の年率0.42%の報酬を受領する権利を有する。副投資顧問報酬は、直前の評価日現在の純資産総額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われる。また、副投資顧問会社は、投資顧問会社の資産から、自己が提供した業務に関連して合理的に負担したすべての立替費用の払戻しを受ける権利を有する。

副投資顧問報酬は、投資顧問会社に提供する投資顧問業務の対価として、副投資顧問会社に支払われる。

平成28年2月29日に終了した会計年度中の副投資顧問報酬は210,207.13米ドルであった。

（ ）販売報酬

販売会社は、ファンドの保管資産から、純資産総額の年率0.5%の報酬を受領する権利を有する。販売報酬は、直前の評価日現在の純資産総額に基づき日々発生し、四半期毎に後払いで支払われる。

販売報酬は、口座内でのファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等の対価として販売会社に支払われる。

平成28年2月29日に終了した会計年度中の販売報酬は253,723.47米ドルであった。

（ ）代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの保管資産から、純資産総額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。代行協会員報酬は、日々発生し、直前の評価日現在の純資産総額に基づき計算され、四半期毎に後払いで支払われる。また、代行協会員は、自己が提供した業務に関連して合理的に負担した立替費用について払戻しを受けることができる。

代行協会員報酬は、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の業務の対価として代行協会員に支払われる。

平成28年2月29日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は25,349.44米ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

トラストおよびファンドの設立および受益証券の募集に関連する経費および費用は、約4,200万円と想定される。かかる経費および費用は、ファンドの3会計期間にわたり償却される。ただし、管理会社がその他の方法を適用する旨決定した場合にはこの限りではない。

受託会社または管理会社は、特定のサブ・ファンドの設立、運営、管理および維持に関する一切の費用（以下のいずれか（またはすべて）を含むがこれらに限定されない。）について、受託会社、管理会社その他が負担したかの別を問わず、関連するサブ・ファンドの保有財産からのみ、支払を行いまたは行わせることができる。

(a) 信託証書に記載された一切の初期費用、ならびにあらゆる投資対象の登録および運用、もしくは投資対象の保有、または投資対象の権原書類の保管に関連して生じた一切の費用（手数料および費用、輸送、移動その他における紛失に対する権原書類の保険、ならびに文書を安全に保管するために受託会社の代理人によって負担された費用を含む。）

(b) 受託会社による収益または元本の回収、または租税の決定において生じた一切の費用（税金の払戻しまたは減税を受けるにあたり生じた専門家報酬その他の費用を含む。）

- (c) 収益もしくは元本の分配に関して、または信託財産の保有またはその取引に関して、または(サブ・ファンドからの収益または利益以外の)関連するサブ・ファンドに関して受託会社もしくは管理会社に課される(またはそれらから回収できる)その他のものに関して、支払われる一切の税金(信託証書に基づき受益者に対して行われたまたは行われる一切の分配に対して支払われる租税は除くが、何らかの者に対する補償(かかる補償が租税に関連する場合)のための支払金を含む。)
- (d) 監査人の報酬および費用
- (e) 法務、監査、評価および会計費用、仲介手数料、コンピューター・ソフトウェア・サービスおよび管理費(管理事務代行会社の報酬ならびに受託会社および管理事務代行会社が関連するサブ・ファンドを運営するにあたり負担した立替費用を含む。)
- (f) 信託証書に基づき授権された受託会社の支出
- (g) 関連するサブ・ファンドのための投資対象の保有または取引について発生した一切の公租公課
- (h) 補遺信託証書の作成および受益者集会の開催に係る、およびこれに付帯する報酬および費用
- (i) 信託証書または関連するサブ・ファンドの設立もしくは終了に起因する、またはこれに関連する印紙税その他の租税
- (j) 登録事務代行会社および関連するサブ・ファンドに関して適式に任命された登録事務代行会社の委託先の報酬および費用
- (k) 信託証書に記載される販売・買戻契約に基づき、管理会社により支払われる報酬および費用
- (l) 代行協会員報酬
- (m) サブ・ファンドの終了に関連して生じた受託会社の(管理会社の同意するところによるか、または同意がなくかつ別異に放棄されない場合、その現在の商業レートによる)報酬および費用
- (n) 信託証書に詳述される(またはあるサブ・ファンドに関する合意事項を参照することにより記載される)その他の報酬および費用

平成28年2月29日に終了した会計年度中のその他の手数料等は140,235.08米ドルであった。

上記「(3)管理報酬等」および「(4)その他の手数料等」に記載された手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

(5)【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいている。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきである。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきである。

(A) 日本

平成28年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は15%の税率となる。))。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額))をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は15%の税率となる。))。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ケイマン諸島の信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに保有される資産もしくはファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を取得している。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本課税または印紙税はない。年次の登録手数料は、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、登録手数料は年間約500ケイマン諸島ドルであり、信託証書に50ケイマン諸島ドルの印紙税が課される。

５【運用状況】

ファンドは、平成22年７月12日から運用を開始した。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（平成28年６月末日現在）

資産の種類	地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
社債	日本	32,308,976.74	55.97
	ケイマン諸島	7,203,971.37	12.48
	米国	4,333,485.49	7.51
	小計	43,846,433.60	75.96
公債	日本	6,410,044.99	11.11
	小計	6,410,044.99	11.11
小計		50,256,478.59	87.07
現金・その他の資産 （負債控除後）		7,465,136.63	12.93
合計（純資産総額）		57,721,615.22 (約5,940百万円)	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成28年６月末日現在）

	銘柄	地域	種類	利率 (%)	満期日	数量	取得価格（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	EAST JAPAN RAILWAY CO	日本	社債	4.750	2031/12/ 8	2,500,000	1.59	3,975,190.75	1.73	4,329,026.17	7.50
2	SOMPO JAPAN NIPPONKOA INSURANCE INC	日本	社債	5.325 (2023年３月 以降変動金利)	2073/ 3 /28	3,600,000	1.00	3,616,562.07	1.10	3,969,539.98	6.88
3	NIPPON LIFE INSURANCE CO	日本	社債	5.000 (2022年10月 以降変動金利)	2042/10/18	3,600,000	1.04	3,730,710.52	1.08	3,885,444.03	6.73
4	FUKOKU MUTUAL	日本	社債	5.000 (2025年７月 以降変動金利)	永久債	3,670,000	1.00	3,683,900.00	1.06	3,872,290.44	6.71
5	TOYOTA MOTOR CREDIT CORP	米国	社債	3.300	2022/ 1 /12	3,350,000	1.03	3,463,688.85	1.08	3,624,063.49	6.28
6	mitsui sumitomo insurance co ltd	日本	社債	7.000 (2022年３月 以降変動金利)	2072/ 3 /15	3,000,000	1.02	3,069,389.44	1.19	3,578,160.10	6.20
7	ORIX CORP	日本	社債	2.650	2021/ 4 /13	3,200,000	1.00	3,200,893.00	1.01	3,243,520.02	5.62
8	MUFG CAPITAL FINANCE 5 LTD	ケイマン 諸島	社債	6.299 (2017年１月 以降変動金利)	永久債	2,250,000	1.61	3,613,200.76	1.37	3,073,941.45	5.33
9	DAI-ICHI LIFE insurance co ltd/the	日本	社債	5.100 (2024年10月 以降変動金利)	永久債	2,600,000	1.00	2,600,000.00	1.09	2,842,423.93	4.92
10	SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC	日本	社債	3.950	2022/ 1 /12	2,400,000	1.00	2,392,344.00	1.09	2,606,232.06	4.52
11	MIZUHO FINANCIAL GROUP CAYMAN 3 LTD	ケイマン 諸島	社債	4.200	2022/ 7 /18	2,000,000	1.00	2,003,038.25	1.08	2,158,939.97	3.74
12	JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION/JAPAN	日本	公債	2.750	2026/ 1 /21	1,950,000	1.03	2,006,745.00	1.07	2,094,904.50	3.63
13	MIZUHO FINANCIAL GROUP CAYMAN 3 LTD	ケイマン 諸島	社債	4.600	2024/ 3 /27	1,800,000	1.01	1,824,132.00	1.10	1,971,089.95	3.41
14	SUMITOMO MITSUI BANKING CORP	日本	社債	4.436	2024/ 4 / 2	1,800,000	1.03	1,861,884.00	1.08	1,942,793.98	3.37
15	JAPAN FINANCE ORGANIZATION FOR MUNICIPALITIES	日本	公債	2.375	2025/ 2 /13	1,800,000	1.00	1,804,482.00	1.02	1,829,160.05	3.17
16	JAPAN TOBACCO	日本	社債	2.000	2021/ 4 /13	1,400,000	1.00	1,399,664.00	1.01	1,412,222.02	2.45
17	JAPAN FINANCE ORGANIZATION FOR MUNICIPALITIES	日本	公債	4.000	2021/ 1 /13	900,000	0.99	892,530.00	1.10	988,667.98	1.71
18	JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION/JAPAN	日本	公債	2.375	2026/ 4 /20	900,000	1.00	895,554.00	1.04	938,033.98	1.63
19	NISSAN MOTOR ACCEPTANCE CORP	米国	社債	2.125	2020/ 3 / 3	700,000	1.01	704,627.00	1.01	709,422.00	1.23
20	BANK OF TOKYO- MITSUBISHI UFJ LTD/THE	日本	社債	3.200	2023/ 2 /26	600,000	1.00	599,676.00	1.05	627,324.01	1.09
21	JAPAN FIN ORG MUNICIPAL	日本	公債	2.125	2021/ 4 /13	550,000	1.00	548,790.00	1.02	559,278.48	0.97

【投資不動産物件】

該当事項なし。（平成28年６月末日現在）

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。（平成28年６月末日現在）

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および平成28年６月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

<米ドルヘッジクラス>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第１会計年度末 (平成23年２月末日)	56,843,093.04	5,849,723	99.35	10,224
第２会計年度末 (平成24年２月末日)	36,578,386.49	3,764,282	103.31	10,632
第３会計年度末 (平成25年２月末日)	25,085,438.74	2,581,543	107.21	11,033
第４会計年度末 (平成26年２月末日)	14,877,285.37	1,531,021	108.19	11,134
第５会計年度末 (平成27年２月末日)	14,637,583.89	1,506,354	111.98	11,524
第６会計年度末 (平成28年２月末日)	10,609,345.73	1,091,808	110.74	11,396
平成27年７月末日	12,542,214.34	1,290,719	110.59	11,381
８月末日	12,091,075.99	1,244,293	109.77	11,296
９月末日	11,916,808.68	1,226,359	110.48	11,369
10月末日	11,890,829.81	1,223,685	110.72	11,394
11月末日	11,595,646.74	1,193,308	110.55	11,377
12月末日	11,464,821.23	1,179,845	110.30	11,351
平成28年１月末日	11,084,474.88	1,140,703	111.26	11,450
２月末日	10,609,345.73	1,091,808	110.74	11,396
３月末日	10,258,364.62	1,055,688	112.46	11,573
４月末日	9,959,075.91	1,024,889	112.75	11,603
５月末日	10,187,590.19	1,048,405	113.67	11,698
６月末日	10,326,999.18	1,062,751	114.51	11,784

< ブラジル・リアルヘッジクラス >

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第１会計年度末 (平成23年２月末日)	269,344,174.34	27,718,209	104.60	10,764
第２会計年度末 (平成24年２月末日)	187,990,524.44	19,346,105	102.12	10,509
第３会計年度末 (平成25年２月末日)	131,285,688.45	13,510,610	85.00	8,747
第４会計年度末 (平成26年２月末日)	79,273,419.67	8,158,028	65.36	6,726
第５会計年度末 (平成27年２月末日)	48,519,441.42	4,993,136	49.63	5,107
第６会計年度末 (平成28年２月末日)	35,435,322.28	3,646,649	31.31	3,222
平成27年７月末日	38,210,032.97	3,932,194	38.86	3,999
８月末日	35,373,299.64	3,640,266	36.62	3,769
９月末日	30,605,607.33	3,149,623	32.48	3,343
10月末日	31,436,466.08	3,235,127	33.51	3,449
11月末日	29,817,560.29	3,068,525	32.57	3,352
12月末日	29,190,089.55	3,003,952	32.65	3,360
平成28年１月末日	27,394,880.07	2,819,207	31.36	3,227
２月末日	35,435,322.28	3,646,649	31.31	3,222
３月末日	41,007,967.41	4,220,130	35.34	3,637
４月末日	40,583,142.37	4,176,411	35.06	3,608
５月末日	40,699,183.46	4,188,353	34.55	3,556
６月末日	46,381,966.74	4,773,168	38.76	3,989

< 中国元ヘッジクラス >

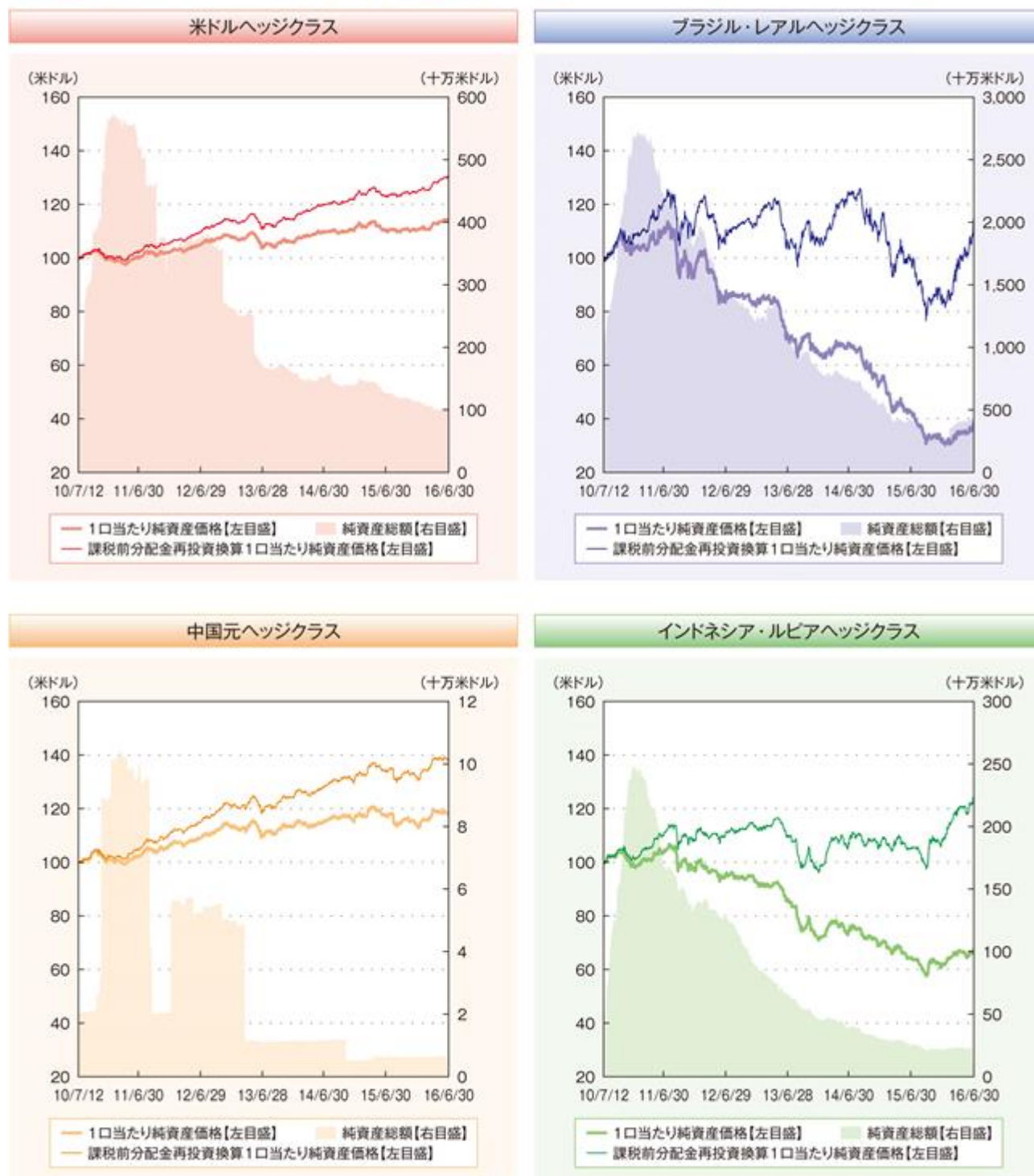
	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第１会計年度末 (平成23年２月末日)	1,024,122.96	105,392	100.88	10,382
第２会計年度末 (平成24年２月末日)	563,053.34	57,944	107.62	11,075
第３会計年度末 (平成25年２月末日)	484,739.77	49,885	112.73	11,601
第４会計年度末 (平成26年２月末日)	114,408.04	11,774	114.41	11,774
第５会計年度末 (平成27年２月末日)	51,649.85	5,315	117.39	12,081
第６会計年度末 (平成28年２月末日)	62,433.56	6,425	115.62	11,898
平成27年７月末日	63,754.33	6,561	118.06	12,150
８月末日	61,358.54	6,314	113.63	11,694
９月末日	62,385.81	6,420	115.53	11,889
10月末日	63,067.94	6,490	116.79	12,019
11月末日	62,280.10	6,409	115.33	11,869
12月末日	61,651.68	6,345	114.17	11,749
平成28年１月末日	62,296.96	6,411	115.36	11,872
２月末日	62,433.56	6,425	115.62	11,898
３月末日	64,235.70	6,610	118.96	12,242
４月末日	64,062.38	6,593	118.63	12,208
５月末日	63,771.08	6,563	118.09	12,153
６月末日	63,721.44	6,558	118.00	12,143

< インドネシア・ルピアヘッジクラス >

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第１会計年度末 (平成23年２月末日)	24,023,343.91	2,472,242	101.12	10,406
第２会計年度末 (平成24年２月末日)	14,218,283.14	1,463,204	98.85	10,173
第３会計年度末 (平成25年２月末日)	8,093,659.12	832,918	91.98	9,466
第４会計年度末 (平成26年２月末日)	4,744,483.50	488,255	76.23	7,845
第５会計年度末 (平成27年２月末日)	2,878,041.96	296,179	67.96	6,994
第６会計年度末 (平成28年２月末日)	2,280,557.09	234,692	64.92	6,681
平成27年７月末日	2,508,478.40	258,148	63.31	6,515
８月末日	2,295,294.14	236,209	60.64	6,240
９月末日	2,057,734.75	211,761	58.29	5,999
10月末日	2,212,348.94	227,673	62.98	6,481
11月末日	2,190,401.71	225,414	62.35	6,416
12月末日	2,188,745.32	225,244	62.30	6,411
平成28年１月末日	2,224,267.42	228,899	63.32	6,516
２月末日	2,280,557.09	234,692	64.92	6,681
３月末日	2,324,383.31	239,202	66.35	6,828
４月末日	2,290,384.13	235,703	66.48	6,841
５月末日	2,223,671.62	228,838	64.55	6,643
６月末日	948,927.86	97,654	67.18	6,913

< 参考情報 >

純資産総額および１口当たりの純資産価格の推移（2010年7月12日～2016年6月末日）



（注）課税前分配金再投資換算１口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものである。以下同じ。

【分配の推移】

下記会計年度中の１口当たりの分配の額は、以下のとおりである。

<米ドルヘッジクラス>

会計年度	１口当たり分配金	
	米ドル	円
第１会計年度 (平成22年７月12日～平成23年２月28日)	1.20	123
第２会計年度 (平成23年３月１日～平成24年２月29日)	2.40	247
第３会計年度 (平成24年３月１日～平成25年２月28日)	2.40	247
第４会計年度 (平成25年３月１日～平成26年２月28日)	2.40	247
第５会計年度 (平成26年３月１日～平成27年２月28日)	2.40	247
第６会計年度 (平成27年３月１日～平成28年２月29日)	2.40	247

<ブラジル・リアルヘッジクラス>

会計年度	１口当たり分配金	
	米ドル	円
第１会計年度 (平成22年７月12日～平成23年２月28日)	5.70	587
第２会計年度 (平成23年３月１日～平成24年２月29日)	13.00	1,338
第３会計年度 (平成24年３月１日～平成25年２月28日)	13.80	1,420
第４会計年度 (平成25年３月１日～平成26年２月28日)	13.80	1,420
第５会計年度 (平成26年３月１日～平成27年２月28日)	13.80	1,420
第６会計年度 (平成27年３月１日～平成28年２月29日)	9.80	1,009

< 中国元ヘッジクラス >

会計年度	１口当たり分配金	
	米ドル	円
第１会計年度 (平成22年７月12日～平成23年２月28日)	1.50	154
第２会計年度 (平成23年３月１日～平成24年２月29日)	3.00	309
第３会計年度 (平成24年３月１日～平成25年２月28日)	3.00	309
第４会計年度 (平成25年３月１日～平成26年２月28日)	3.00	309
第５会計年度 (平成26年３月１日～平成27年２月28日)	3.00	309
第６会計年度 (平成27年３月１日～平成28年２月29日)	3.00	309

< インドネシア・ルピアヘッジクラス >

会計年度	１口当たり分配金	
	米ドル	円
第１会計年度 (平成22年７月12日～平成23年２月28日)	3.60	370
第２会計年度 (平成23年３月１日～平成24年２月29日)	8.40	864
第３会計年度 (平成24年３月１日～平成25年２月28日)	9.00	926
第４会計年度 (平成25年３月１日～平成26年２月28日)	9.00	926
第５会計年度 (平成26年３月１日～平成27年２月28日)	9.00	926
第６会計年度 (平成27年３月１日～平成28年２月29日)	8.25	849

< 参考情報 >

分配の推移（2016年6月末現在）

（単位：米ドル、1口当たり課税前）

米ドルヘッジクラス	
第2会計年度 (2011年3月1日～2012年2月29日)	2.40
第3会計年度 (2012年3月1日～2013年2月28日)	2.40
第4会計年度 (2013年3月1日～2014年2月28日)	2.40
第5会計年度 (2014年3月1日～2015年2月28日)	2.40
第6会計年度 (2015年3月1日～2016年2月29日)	2.40
2016年2月	0.20
2016年3月	0.20
2016年4月	0.20
2016年5月	0.20
2016年6月	0.20
直近1年間累計	2.40
設定来累計	14.00

ブラジル・レアルヘッジクラス	
第2会計年度 (2011年3月1日～2012年2月29日)	13.00
第3会計年度 (2012年3月1日～2013年2月28日)	13.80
第4会計年度 (2013年3月1日～2014年2月28日)	13.80
第5会計年度 (2014年3月1日～2015年2月28日)	13.80
第6会計年度 (2015年3月1日～2016年2月29日)	9.80
2016年2月	0.65
2016年3月	0.65
2016年4月	0.65
2016年5月	0.65
2016年6月	0.65
直近1年間累計	8.40
設定来累計	72.50

中国元ヘッジクラス	
第2会計年度 (2011年3月1日～2012年2月29日)	3.00
第3会計年度 (2012年3月1日～2013年2月28日)	3.00
第4会計年度 (2013年3月1日～2014年2月28日)	3.00
第5会計年度 (2014年3月1日～2015年2月28日)	3.00
第6会計年度 (2015年3月1日～2016年2月29日)	3.00
2016年2月	0.25
2016年3月	0.25
2016年4月	0.25
2016年5月	0.25
2016年6月	0.25
直近1年間累計	3.00
設定来累計	17.50

インドネシア・ルピアヘッジクラス	
第2会計年度 (2011年3月1日～2012年2月29日)	8.40
第3会計年度 (2012年3月1日～2013年2月28日)	9.00
第4会計年度 (2013年3月1日～2014年2月28日)	9.00
第5会計年度 (2014年3月1日～2015年2月28日)	9.00
第6会計年度 (2015年3月1日～2016年2月29日)	8.25
2016年2月	0.60
2016年3月	0.60
2016年4月	0.60
2016年5月	0.60
2016年6月	0.60
直近1年間累計	7.65
設定来累計	49.65

【収益率の推移】

<米ドルヘッジクラス>

会計年度	収益率（注）
第 1 会計年度 （平成22年 7 月12日～平成23年 2 月28日）	0.55%
第 2 会計年度 （平成23年 3 月 1 日～平成24年 2 月29日）	6.40%
第 3 会計年度 （平成24年 3 月 1 日～平成25年 2 月28日）	6.10%
第 4 会計年度 （平成25年 3 月 1 日～平成26年 2 月28日）	3.15%
第 5 会計年度 （平成26年 3 月 1 日～平成27年 2 月28日）	5.72%
第 6 会計年度 （平成27年 3 月 1 日～平成28年 2 月29日）	1.04%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末の 1 口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の 1 口当たり純資産価格（分配落ちの額）（第 1 会計年度については、当初募集価格（100米ドル））

<ブラジル・レアルヘッジクラス>

会計年度	収益率（注）
第 1 会計年度 （平成22年 7 月12日～平成23年 2 月28日）	10.30%
第 2 会計年度 （平成23年 3 月 1 日～平成24年 2 月29日）	10.06%
第 3 会計年度 （平成24年 3 月 1 日～平成25年 2 月28日）	- 3.25%
第 4 会計年度 （平成25年 3 月 1 日～平成26年 2 月28日）	- 6.87%
第 5 会計年度 （平成26年 3 月 1 日～平成27年 2 月28日）	- 2.95%
第 6 会計年度 （平成27年 3 月 1 日～平成28年 2 月29日）	- 17.17%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末の 1 口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の 1 口当たり純資産価格（分配落ちの額）（第 1 会計年度については、当初募集価格（100米ドル））

< 中国元ヘッジクラス >

会計年度	収益率（注）
第 1 会計年度 （平成22年 7 月12日～平成23年 2 月28日）	2.38%
第 2 会計年度 （平成23年 3 月 1 日～平成24年 2 月29日）	9.66%
第 3 会計年度 （平成24年 3 月 1 日～平成25年 2 月28日）	7.54%
第 4 会計年度 （平成25年 3 月 1 日～平成26年 2 月28日）	4.15%
第 5 会計年度 （平成26年 3 月 1 日～平成27年 2 月28日）	5.23%
第 6 会計年度 （平成27年 3 月 1 日～平成28年 2 月29日）	1.05%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末の 1 口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の 1 口当たり純資産価格（分配落ちの額）（第 1 会計年度については、当初募集価格（100米ドル））

< インドネシア・ルピアヘッジクラス >

会計年度	収益率（注）
第 1 会計年度 （平成22年 7 月12日～平成23年 2 月28日）	4.72%
第 2 会計年度 （平成23年 3 月 1 日～平成24年 2 月29日）	6.06%
第 3 会計年度 （平成24年 3 月 1 日～平成25年 2 月28日）	2.15%
第 4 会計年度 （平成25年 3 月 1 日～平成26年 2 月28日）	- 7.34%
第 5 会計年度 （平成26年 3 月 1 日～平成27年 2 月28日）	0.96%
第 6 会計年度 （平成27年 3 月 1 日～平成28年 2 月29日）	7.67%

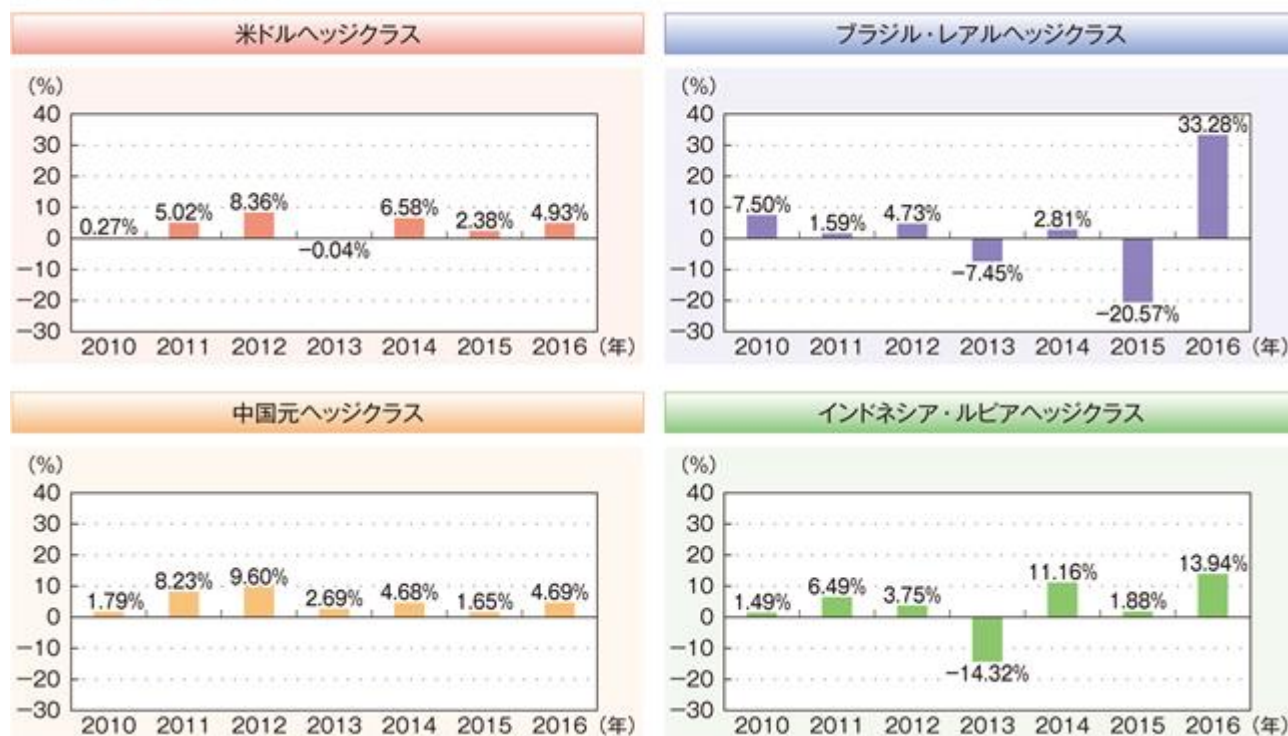
（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末の 1 口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の 1 口当たり純資産価格（分配落ちの額）（第 1 会計年度については、当初募集価格（100米ドル））

< 参考情報 >

年間収益率の推移



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格

ただし、2016年については2016年 6 月末日における課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格（ただし、2010年の場合は当初発行価格（100米ドル））

(注2) 2010年は 7 月12日（運用開始日）から12月末日までの収益率である。2016年は 1 月 1 日から 6 月末日までの収益率である。

(注3) ファンドおよび各クラスに、ベンチマークはない。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドルヘッジクラス>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	607,343 (607,343)	35,219 (35,219)	572,124 (572,124)
第２会計年度	187,866 (187,866)	405,913 (405,913)	354,077 (354,077)
第３会計年度	112,108 (112,108)	232,203 (232,203)	233,982 (233,982)
第４会計年度	41,213 (41,213)	137,685 (137,685)	137,510 (137,510)
第５会計年度	48,265 (48,265)	55,060 (55,060)	130,715 (130,715)
第６会計年度	6,055 (6,055)	40,970 (40,970)	95,800 (95,800)

<ブラジル・レアルヘッジクラス>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	2,892,247 (2,892,247)	317,250 (317,250)	2,574,997 (2,574,997)
第２会計年度	888,349 (888,349)	1,622,512 (1,622,512)	1,840,834 (1,840,834)
第３会計年度	474,389 (474,389)	770,603 (770,603)	1,544,620 (1,544,620)
第４会計年度	223,734 (223,734)	555,504 (555,504)	1,212,850 (1,212,850)
第５会計年度	156,748 (156,748)	391,985 (391,985)	977,613 (977,613)
第６会計年度	406,198 (406,198)	251,978 (251,978)	1,131,833 (1,131,833)

< 中国元ヘッジクラス >

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	10,152 (10,152)	0 (0)	10,152 (10,152)
第 2 会計年度	3,990 (3,990)	8,910 (8,910)	5,232 (5,232)
第 3 会計年度	325 (325)	1,257 (1,257)	4,300 (4,300)
第 4 会計年度	0 (0)	3,300 (3,300)	1,000 (1,000)
第 5 会計年度	0 (0)	560 (560)	440 (440)
第 6 会計年度	100 (100)	0 (0)	540 (540)

< インドネシア・ルピアヘッジクラス >

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	264,456 (264,456)	26,894 (26,894)	237,562 (237,562)
第 2 会計年度	31,268 (31,268)	124,996 (124,996)	143,834 (143,834)
第 3 会計年度	11,157 (11,157)	66,997 (66,997)	87,994 (87,994)
第 4 会計年度	5,829 (5,829)	31,584 (31,584)	62,239 (62,239)
第 5 会計年度	289 (289)	20,182 (20,182)	42,346 (42,346)
第 6 会計年度	300 (300)	7,516 (7,516)	35,130 (35,130)

（注１）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

（注２）第１会計年度の販売口数は、当初募集期間に販売された販売口数を含む。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売

申込み

受益証券は、各取引日に適用ある購入価格に申込価格の3.00%を上限とする販売手数料(適用ある消費税を除く。)を加算した額で申込みことができる。販売手数料は、日本における販売会社に対し支払われる。受益証券は、当該取引日の直後の評価日現在で決定される関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格により申し込むことができる。

手続

受益証券の申込人および追加の受益証券の申込みを希望する受益者は、記入済みの申込書を(申込人の身元確認のため要求された裏付情報および裏付書類を添付した上で)管理会社により関係する取引日の午前10時(ルクセンブルグ時間)までに受領されるように送付しなければならない。決済資金は(申込金の資金源を証明するため要求された裏付情報を添付した上で)、管理会社がこれ以降の日とすることに同意する場合を除き、ファンドの口座において、当該取引日から起算して5営業日目の午後2時(ルクセンブルグ時間)までに米ドル貨で受領されなければならない。そのように受領されなかった場合、かかる申込みは、申込書の受領後最初に到来する取引日まで繰り越され、受益証券は、当該取引日に関連するクラスに適用ある申込価格で発行される。

申込書は、ファックスまたはPDF形式で電子メールにより送付することができるが、郵便またはクーリエにより原本を直ちに送付しなければならない。投資者は、管理会社、受託会社、販売会社または管理事務代行会社のいずれも、ファックスまたは電子メールにより送付された申込書を受領していないこともしくは申込書が判読不能なことから生じる損失、または適切に授権された者から発信されたものであると誠実に信じた指示に基づき何らかの措置を講じたために発生した損失について責任を負わないことに留意すべきである。

すべての申込金は、申込人名義の口座から拠出されたものでなければならない。第三者による支払は認められない。

投資者が管理会社との間でその他の通貨建ての支払について取決めを行わない限り、支払は米ドル建てで行われるものとする。支払が米ドル以外の通貨で行われた場合、かかる支払は、投資者のために、投資者のリスクおよび費用負担により、管理会社が当該日にその絶対的裁量により適切と判断するレートにより米ドルに換算される。

受益証券の端数は発行されない。いずれかのクラスの受益証券1口未満に相当する申込金は、管理会社の裁量により、受益者に対し受益者のリスク負担により返還されるか、またはファンドのために留保される。

管理会社または販売会社は、理由の如何を問わず、または何ら理由なく、一切の申込みを拒否することができ、かかる理由を開示する義務を負わない。

管理会社が受領した記入済みの申込書は、取消不能である。管理会社は、記入済み申込書の原本(ならびに要求があれば申込人の身元確認および申込金の資金源を証明するためのすべての書類)を受領した後、認められた申込人に対して所有確認書を発行する。かかる所有確認書は、通常、関係する取引日の後5営業日以内に発行される。管理会社が、確認書の発行前に申込人に対して追加情報を要求することを決定する場合、管理会社は、申込人に書面で通知を行い、必要な情報を要求する。

疑義を避けるために付言すると、申込人の申込金全額が決済された旨の通知ならびに申込人の身元確認および申込金の資金源の証明のために要求されたすべての情報および文書が受領されるまでは、受益証券の申込みは処理されず、受益証券は発行されない。管理会社が関係する取引日の後10営業日以内にかかる情報および文書を受領しなかった場合、受領された一切の申込金は、支払元口座に無利息で返還される。

最低申込口数

投資者1人当たりの受益証券の当初最低申込口数は、100口とする。

追加的な受益証券の最低申込口数は、100口とする。

非適格申込人

申込書は、各クラスの受益証券の投資予定者に対し、自らが適格投資家であり、適用法に違反することなく受益証券を取得し保有することができる旨を特に表明し保証することを要求する。

ファンドが本来負担することのない納税義務が発生するか、本来被ることのないその他の金銭上の不利を被ると管理会社が判断する場合、いずれかのクラスの受益証券の募集または発行が行われないことがある。

受益証券の申込者は、申込書において、特に自らがファンドへの投資についてのリスクを評価するための金融に関する知識、専門性および経験を有しており、ファンドが投資を行う資産への投資および保有／取引方法に固有のリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資の全額を失うリスクを負担し得ることを表明し保証しなければならない。

受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益者の資格は、受益者名簿への記載によって証明されるものであり、券面によるものではない。

停止

管理会社は、後記「４ 資産管理等の概要（１）資産の評価 純資産価格の計算の停止」の項に記載された一定の状況において、受益証券の発行を停止することができる。かかる停止期間中は、受益証券は発行されない。

(2) 日本における販売

日本においては、申込期間中の営業日に受益証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき国内約定日から起算して日本における４営業日目までに、申込金額および申込手数料を販売取扱会社に支払うものとする。

発行価格は、管理会社により申込みが受け付けられた取引日の直後の評価日に決定されるファンド証券１口当たり純資産価格である。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。

日本の投資者は取引日の午後３時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。

申込単位は、100口以上１口単位である。

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大3.24%（税抜３％）の申込手数料を課すことができる。但し、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。

ただし、管理会社、日本における販売会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

投資家は、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または米ドル貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、ファンドの方針により、販売することが違法となる投資家に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

2 【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

取引日における買戻し

受益証券は、以下の規定に従い、当該受益証券の保有者の請求に基づき取引日に買い戻すことができる。

ある取引日に買い戻しを行うためには、受益者は、管理会社に対し、取引日の午後2時(ルクセンブルグ時間)までに受領されるよう、買い戻し通知に記載された住所宛てに買い戻し通知を送付しなければならない。かかる日時以降に受領された買い戻し通知は、翌取引日に処理される。受益者は、管理会社により別途同意されない限り、一度提出した買い戻し通知を取り消すことができない。

受益者は、取引日において1口未満の受益証券を買い戻すことができない。

管理会社は、当該買い戻しが他の受益者またはファンドの資産の適切な運用に不利益となると考える場合、買い戻し請求の全部または一部を拒絶することができる。かかる拒絶がもしなされる場合、該当する受益者に対して速やかに通知される。

買い戻し価格は、当該取引日直後の評価日において決定される、当該取引日における関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。

受託会社は、通常、買い戻し代金(送金手数料控除後)を、受益者の指示に従い、当該取引日の5営業日後に米ドルで振込送金する。受益者から支払に関する適切な指示が行われなかった場合、受託会社は、受益者に対し、(自らの絶対的裁量により)適切と判断する方法(ファンドの受益者名簿に記載される受益者の住所(共同で登録されている保有者の場合には、当該名簿に最初に氏名が記載される保有者の住所)宛てに小切手を送付することを含む(ただし、これに限定されない。))により、買い戻し代金を送金することができる。受託会社および管理会社のいずれも、当該手続に従ったことにより生じるいかなる損失についても責任を負わない。当該取引日から買い戻しを行った受益者への実際の支払日までの期間について、買い戻し代金には利息が支払われない。

買い戻しの繰越し

いずれかの取引日における買い戻し請求の総額がファンドの発行済受益証券の10%(または管理会社が決定するその他の割合)を上回った場合、管理会社は、自らが別途決定しない限り、当該買い戻し日に買い戻すことのできる受益証券の総口数を当該日における発行済受益証券の10%(または管理会社が決定するその他の割合)に制限することを選択することができる。かかる場合、買い戻し請求は按分して減じられ、残りの部分は、翌買い戻し日に、関連するクラスに関して当該日に受領された一切の買い戻し請求に優先して買い戻される(かかる権限に従い当該日の買い戻しが制限された場合には常に更なる繰越しに従うものとする。))。

停止

管理会社は、後記「4 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 純資産価格の計算の停止」に記載される一定の状況において受益証券の買い戻しを停止することができる。かかる停止期間中、受益証券の買い戻しは一切行われない。

(2) 日本における買い戻し

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、販売取扱会社を通じ日本における営業日の午後3時(日本時間)までに日本における販売会社へ通知を行うことにより受益証券の買い戻しを請求することができる。受益者が保有するすべての受益証券に関する買い戻し請求の場合を除き、買い戻し請求は1口以上1口の整数倍単位で行わなければならない。受益証券の買い戻しを希望する投資家は、買い戻し口数を明記した買い戻し請求通知を当該買い戻し日までに販売取扱会社へ提出しなければならない。

大量の買い戻し請求があった場合、上記「(1) 海外における買い戻し」の「買い戻しの繰越し」が適用されることがある。

日本の投資者に対する買い戻し代金の支払は、通常、国内約定日から起算して日本における4営業日目に行われる。

買い戻し手数料は課されない。買い戻し代金の支払は、口座約款の定めるところに従って販売会社を通じて行い、円貨または米ドル貨により行われるものとする。

3【受益証券の譲渡】

(1) 受益証券の譲渡

以下に記載される規定、本書に規定される規定および管理会社が決定するその他の条件に基づき、受益者は、通常もしくは一般的な形式（または管理事務代行会社が随時承認するあらゆる形式）により自らが保有する受益証券を譲渡することができる。各譲渡証書は、譲渡人またはその代理人および譲受人またはその代理人の署名が付される必要がある。

譲渡に関して、管理会社または管理事務代行会社は、それぞれの絶対的裁量により、譲受人に対して、必要または望ましいとみなすあらゆる情報（管理会社または管理事務代行会社が、関連または適用ある法域の法律規定または政府等の要求もしくは規制または当該時に効力を有する管理会社もしくは管理事務代行会社の方針の遵守を促すために要求されることがある情報または文書を含む。）を必要または望ましいとみなすいずれかの形態で提供するように要求することができる。

受託会社および管理会社は、受託会社または管理会社が譲受人の氏名をトラストの受益者名簿に記入するまで、信託証書の規定に従って行われない譲渡の確認、合意または登録を行わず、また引き続き譲渡人を、すべての点において譲渡の対象となる受益証券に対する権利を有する受益者として取り扱う。

管理会社またはその受託者としての管理事務代行会社のいずれも、当該譲渡契約または販売契約における表明に依拠して同意することにつき責任を負わず、それぞれ全面的に保護される。

(2) 強制買戻しおよび譲渡

受託会社は、いつでも、適切とみなす書面による通知を発することにより、当該受益者が保有する受益証券の全部または一部を、当該買戻日に適用ある買戻価格または受託会社が決定するその他の適切な金額で買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下の状況において実施されることがある。

上記の一般論を阻害することなく、受託会社が、以下の者による受益証券の直接的または実質的保有を認知し、またはこれを確信する理由を有する場合

- () いずれかの国または政府当局の法律または要件に違反する者であり、そのために当該者が受益証券を保有する適格性を失い、その結果、ファンド、受託会社または管理会社が、本来負担せずもしくは被ることのない納税義務もしくは不利益を負いもしくは被る場合
- () 適格投資者ではない者、または適格投資者ではない者を代理して受益証券を取得している者
- () ファンドの保管資産、受託会社または管理会社が、本来負担せずまたは被ることのない納税義務を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な経営上の不利を被ると受託会社または管理会社が判断する状況にある者

4【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価格の計算

受託会社は、各評価日の営業時間終了時におけるファンドの純資産総額およびファンドの受益証券の１口当たり純資産価格を計算し、または適法に選任された計算事務の受託者をして計算させるものとする。

ファンドの純資産総額およびファンドの受益証券の１口当たり純資産価格を計算するにあたり、受託会社（またはその委託を受けた受託者）は、以下の評価方針および手続に従う。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- （ ）一切の手元現金、預金またはコール資金（その経過利息を含む。）、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
- （ ）一切の投資対象
- （ ）一切の為替手形、請求払手形、約束手形、および受取勘定
- （ ）受託会社により決定されるファンドの初期費用（ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。）
- （ ）受託会社により随時評価され決定される、ファンドに帰属するその他一切の資産（前払費用を含む。）

ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

- （ ）一切の為替手形、手形および買掛金
- （ ）日々計算される、未払いおよび／または発生済みの一切の費用（既に発生しまたは期限が到来した関連するファンドの投資運用会社に対する業績連動報酬を含む。）
- （ ）その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限られないファンドに帰属するその他一切の債務（受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。）

トラストの費用または債務は、受託会社が監査法人と協議の上で公正かつ衡平と決定する期間で償却することができる。

トラストの資産の価値は、以下の通りに決定されるものとする。

- （ ）額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から発生済みの利息を加えた金額で評価されるものとする。
- （ ）ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価されるものとする。
- （ ）宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされるものとする。ただし、受託会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと考える場合はこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、受託会社が適切と考える割引を行った上で決定されるものとする。
- （ ）金融商品取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価されるものとする。ただし、金融商品取引所に上場されているものの、当該金融商品取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日時点のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価されるものとする。
- （ ）未上場有価証券は、管理会社が適切であると判断する場合、同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付けサービス提供者から入手した評価情報を考慮した上で、管理会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- （ ）決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式な決済価格を参照して評価されるものとする。

- () 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）
- () 上記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または受託会社がいずれの評価方法も実行可能または適切ではないと考える場合、受託会社は、関係する管理会社と協議の上で、かかる状況において公平であると受託会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有するものとする。
- トラストおよびファンドの年次の監査は監査法人によって行われるものとする。
- 上記の方針および手続は、純資産総額またはその一部を計算し、また純資産総額を発行済みおよび発行済みとみなされるファンドの受益証券の口数またはファンドの特定のクラスに帰属する受益証券の口数で除する場合に以下が適用されることを前提とする。
- (a) 発行が合意された各受益証券は、発行済みのものとして取り扱われ、発行が合意された受益証券に関して受領されることを受託会社が期待する現金またはその他の資産の価値を含む。
- (b) 管理会社または受託会社が受益証券の買戻しおよび消却を決議しまたは別段に決定したものの、かかる買戻しおよび消却が計算時に実行されていない場合、かかる受益証券は、発行されていないものとして取り扱われ、ファンドの保管資産の純資産総額および受益証券１口当たり純資産価格の計算の目的において無視され、また受託会社は、かかる買戻しおよび消却の結果としてファンドの保管資産から支払われる金額を控除する。ただし、支払われる金額を、買戻しまたは消却が実行されていないために計算することができない場合、上記は適用されない。
- (c) 投資対象の取得または処分に関する契約上の義務が存在するが、かかる取得または処分が当該計算時に完了していない場合、かかる投資対象は、（それぞれ）ファンドの資産に含まれまたは当該資産から除外され、また取得価格の総額または純処分受取金は、かかる取得または処分が適法に完了されている場合と同様に、それぞれ当該資産に含まれまたは当該資産から除外される。
- (d) 純資産総額または受益証券１口当たり純資産価格のすべての計算は、当該計算日以前に発生する所得または利益に係る税金に関して、受託会社が支払義務を負いまたは回収する権利を有する金額を考慮に入れる。
- (e) ファンドの資産から、以下に関する金額（それぞれを「控除金額」といいます。）が控除される。
- () 上記に規定されない発生済みの未払費用
- () ファンドに関して受託会社または管理会社が行う当該時に未払いの借入総額
- () 信託証書に基づき資本から支払われるべきまたは支払われるべきであると見積もられる上記に規定されない金額
- (f) 管理会社は、いずれかの投資対象の価値または同一の通貨建ての現金から、外国通貨で支払われるべき債務でありまたは当該債務となる金額を控除することができる。
- (g) 管理会社は、外国通貨建ての価値または金額（投資対象または当座もしくは預金勘定における現金もしくは金額または控除金額のいずれかを問わない。）を、管理会社が、関連あるまたは引渡しの責任を負う可能性のあるプレミアムまたはディスカウントおよび為替費用を考慮し、状況に応じて適切と判断する為替レートで、適切な基準通貨に転換する。
- (h) 管理会社は、当該時の最低市場取引売値または最高市場取引買値であると合理的に判断する価格がそうでなかった場合に、責任を負わない。
- (i) 価格の建値が上記のように入手できない場合、その価値は、管理会社が決定するいずれかの方法で随時決定される。
- (j) 管理会社が上記の評価基準のいずれかが特定の場合または一般的に不適切であると判断する場合、管理会社は、状況に応じて合理的であるとみなすその他の評価基準または評価手続を採用し、または受託会社もしくはいずれかの代理人に対してその採用を指示することができる。

純資産価格の計算の停止

ファンドの受益証券１口当たり純資産価格の決定および／またはファンドの受益証券の発行および／または買戻しは、受託会社の単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

- () 通常の休日および週末以外に、ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている金融商品取引所が稼動していない期間、または取引が制限もしくは停止されている期間
 - () 受託会社が、緊急事態またはファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはファンドの受益者に重大な不利益を生じると判断する事態が継続している期間
 - () ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、上記の金融商品取引所における現在価値を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他のいずれかの者にとってファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値が迅速かつ正確に取得できないと合理的に判断される時
 - () 受託会社が管理会社と協議した上で、いずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと判断する期間
 - () 受託会社または管理会社が、ファンドに関係する受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはその関連会社、子会社もしくは提携会社、またはファンドのその他のサービス提供者に適用されるマネーロンダリング防止規制を遵守するために停止が必要と判断する期間
- かかる停止期間が一週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から７日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。

(２) 【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の契約証書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(３) 【信託期間】

ファンドは、管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、平成33年２月26日に終了する。ただし、下記「(５) その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日まで終了する場合を除く。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年2月末日である。

(5) 【その他】

ファンドの解散

ファンドは、以下の場合、平成33年2月26日より前に終了することがある。

- () ファンドの決議により可決された場合
- () トラストのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしての当局による免許または他の許可が廃止または改正された場合
- () 管理会社との協議を経た受託会社が、その裁量で、ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合
- () 受託会社が辞任または管理会社が解任されもしくは辞任した後、適切な代替または後継の受託会社または管理会社を確保できない場合
- () ファンドにより発行された受益証券の口数が30万口を下回った場合において、管理会社が受託会社に対する書面による通知によりファンドを終了させるべき旨を決定した場合

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対して30日前に通知をすることにより（但し、受益者決議により受益者はこれを放棄することができる。）、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を、信託証書に補足証書を付することにより随時改正、変更または追加することができる。ただし、かかる改正、変更もしくは追加は、受益者集会の決議による承認がない限り行われ不得とする。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合、かかる承認は必要ではない。

- (a) 本法またはケイマン諸島の法のもとに定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む法律の一切の改正を履行するため
- (b) 一切のかかる法律の改正の直接的な結果によるもの
- (c) トラストまたはいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うため
- (d) 会計年度年初および終了日付を変更するため、もしくは年間収益配分日付を変更するため
- (e) その他の会計期間の始まりおよび終了する日付を変更、もしくはかかる会計期間に関連する分配日（中間会計期間および中間配分日を含む。）を変更するため
- (f) 管理会社および受託会社が、受益者および潜在受益者の利益となるかもしくはこれら一切の者が一切の重要な不利益を被らないと同意する変更をするため
- (g) 信託証書から不要となった条項を削除するため
- (h) 管理会社および受託会社が解任された場合または辞任を希望もしくは辞任したときにこれらを替えるため
- (i) 明白な誤りを訂正するためにおいてのみ必要とされる場合
- (j) 当局、本法、もしくはトラストが従う他の法、規則の要求を熟考し、従う場合、もしくは追加のサブ・ファンドを設定する場合

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約は、一方当事者が相手方当事者に対して3か月前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、ケイマン諸島法により解釈される。

同契約は、書面によって変更される。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

副投資顧問契約

副投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

5【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、販売取扱会社との間の口座約款に基づき、販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次の通りである。

() 分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

() 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

() 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

() 議決権

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合、(個人の場合には)本人もしくは代理人により出席し、(法人の場合には)適式に授權された代表者もしくは代理人により出席したすべての受益者が、一議決権を有する。投票の場合には、上記の各受益者または代理人により出席している受益者が、保有する受益証券一口につき一議決権を有する。

受益者決議は、受益者集会における挙手による場合、受益者により行使された議決権の75%以上の賛成、または投票が適正に要求された場合、当該投票により行使された議決権の75%以上の賛成により可決される。

特定のクラスの受益者にのみ関係する事項を協議するために、クラスの受益者のための個別の受益者集会を開催することができる。その場合、上記の定めがかかる受益者集会に適用されるものとする。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第３【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの直近２会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるブライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の平成28年６月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝102.91円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
- （注）原文の財務書類には、本ファンドおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの情報が掲載されているが、日本文の財務書類には本ファンドの情報のみが掲載されている。

１【財務諸表】

【2016年２月29日に終了した会計年度】

（１）【貸借対照表】

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
純資産計算書
2016年２月29日現在

	ファンド		東京海上ストラテジック・トラスト合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資産				
投資有価証券（取得原価）（注記２）	44,211,653.40	4,549,821	642,207,945.41	66,089,620
未実現評価益／（損）	985,778.48	101,446	10,006,223.53	1,029,740
投資有価証券（時価）（注記２）	45,197,431.88	4,651,268	652,214,168.94	67,119,360
銀行預金（注記２）	1,007,468.74	103,679	27,743,599.62	2,855,094
未収利息（注記２）	520,823.89	53,598	14,184,357.26	1,459,712
創立費（注記２）	-	-	0.48	0
受益証券販売未収金	-	-	15,634.01	1,609
先渡為替取引に係る未実現評価益（注記２、10）	1,880,425.95	193,515	51,977,333.32	5,348,987
直物為替取引に係る未実現評価益	-	-	22,999.83	2,367
資産合計	48,606,150.46	5,002,059	746,158,093.46	76,787,129
負債				
未払費用（注記３）	(120,610.51)	(12,412)	(1,235,964.04)	(127,193)
投資購入未払金	-	-	(9,622,113.00)	(990,212)
受益証券買戻未払金	(28,700.30)	(2,954)	(1,691,053.18)	(174,026)
先渡為替取引に係る未実現評価損（注記２、10）	(69,180.99)	(7,119)	(20,754,676.09)	(2,135,864)
負債合計	(218,491.80)	(22,485)	(33,303,806.31)	(3,427,295)
純資産	48,387,658.66	4,979,574	712,854,287.15	73,359,835

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
純資産計算書(続き)
2016年2月29日現在

発行済受益証券口数

豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	-
豪ドルクラス受益証券豪	-
資源国通貨バスケットクラス受益証券	-
ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券	1,131,833.00口
ブラジル・レアルクラス受益証券	-
中国元ヘッジクラス受益証券	540.00口
ユーロクラス受益証券	-
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券	35,130.00口
日本円クラス受益証券	-
メキシコ・ペソクラス受益証券	-
ロシア・ルーブルクラス受益証券	-
トルコ・リラクラス受益証券	-
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	-
米ドルヘッジクラス受益証券	95,800.00口
米ドルクラス受益証券	-

米ドル

円

受益証券1口当たり純資産価額

豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券(豪ドル建て)	-	-
豪ドルクラス受益証券豪(日本円建て)	-	-
資源国通貨バスケットクラス受益証券(日本円建て)	-	-
ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券(米ドル建て)	31.31	3,222
ブラジル・レアルクラス受益証券(日本円建て)	-	-
中国元ヘッジクラス受益証券(米ドル建て)	115.62	11,898
ユーロクラス受益証券(日本円建て)	-	-
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券(米ドル建て)	64.92	6,681
日本円クラス受益証券(日本円建て)	-	-
メキシコ・ペソクラス受益証券(日本円建て)	-	-
ロシア・ルーブルクラス受益証券(日本円建て)	-	-
トルコ・リラクラス受益証券(日本円建て)	-	-
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券(米ドル建て)	-	-
米ドルヘッジクラス受益証券(米ドル建て)	110.74	11,396
米ドルクラス受益証券(日本円建て)	-	-

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
損益および純資産変動計算書
2016年２月29日に終了した会計年度

	ファンド		東京海上ストラテジック・トラスト合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円
期首純資産	66,086,717.12	6,800,984	1,047,888,332.91*	107,838,188
収益				
銀行預金に係る受取利息（注記２）	-	-	11,962.37	1,231
債券に係る受取利息（純額）（注記２）	2,255,234.73	232,086	47,137,598.93	4,850,930
その他の収益	-	-	4,250.88	437
収益合計	2,255,234.73	232,086	47,153,812.18	4,852,599
費用				
管理事務代行報酬、管理報酬および 保管報酬（注記６）	(63,549.72)	(6,540)	(1,175,501.69)	(120,971)
代行協会員報酬（注記９）	(25,349.44)	(2,609)	(160,969.75)	(16,565)
創立費の償却（注記２）	-	-	(4,523.64)	(466)
販売報酬（注記８）	(253,723.47)	(26,111)	(1,862,180.66)	(191,637)
投資顧問報酬（注記４）	(354,696.77)	(36,502)	(5,709,975.23)	(587,614)
当座借越利息	-	-	(122.40)	(13)
その他の費用	(107,367.59)	(11,049)	(235,661.76)	(24,252)
その他の税金	-	-	(107,647.18)	(11,078)
専門家報酬	(29,282.12)	(3,013)	(47,360.35)	(4,874)
副保管報酬	(3,585.37)	(369)	(38,393.90)	(3,951)
副管理報酬（注記７）	(12,709.93)	(1,308)	(235,163.26)	(24,201)
受託報酬（注記５）	(10,069.57)	(1,036)	(98,655.99)	(10,153)
費用合計	(860,333.98)	(88,537)	(9,676,155.81)	(995,773)
投資純利益／（損失）	1,394,900.75	143,549	37,477,656.37	3,856,826
投資に係る実現純利益／（損失）（注記２）	2,241,662.68	230,690	19,018,389.24	1,957,182
為替予約および先渡為替取引に係る 実現純利益／（損失）（注記２）	(12,809,025.30)	(1,318,177)	45,093,938.99	4,640,617
当期に係る実現純利益／（損失）	(10,567,362.62)	(1,087,487)	64,112,328.23	6,597,800

以下に係る未実現評価益／（損）の増減：

- 投資	(4,003,389.35)	(411,989)	(225,503,695.32)	(23,206,585)
- 先渡為替取引（注記２）	4,726,768.46	486,432	44,746,364.53	4,604,848
- その他の資産および負債の為替換算（注記２）	139,071.37	14,312	(13,233,688.00)	(1,361,879)
	862,450.48	88,755	(193,991,018.79)	(19,963,616)
運用による純資産の純増加／（減少）額	(8,310,011.39)	(855,183)	(92,401,034.19)	(9,508,990)

* 期首残高は、2016年２月29日現在の為替レートを使用して合算された。当該純資産を2015年２月28日現在の為替レートを使用して合算した場合の金額は993,108,820.78米ドルであった。

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
損益および純資産変動計算書（続き）
2016年２月29日に終了した会計年度

	ファンド		東京海上ストラテジック・トラスト合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円
販売				
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	-	-	8,999,393.89	926,128
豪ドルクラス受益証券豪	-	-	10,551,495.02	1,085,854
資源国通貨バスケットクラス受益証券	-	-	760,132.89	78,225
ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券	14,525,691.90	1,494,839	14,525,691.90	1,494,839
ブラジル・レアルクラス受益証券	-	-	61,572,535.99	6,336,430
中国元ヘッジクラス受益証券	12,074.00	1,243	12,074.00	1,243
ユーロクラス受益証券	-	-	159,911.41	16,456
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券	20,097.00	2,068	20,097.00	2,068
日本円クラス受益証券	-	-	13,268,660.02	1,365,478
メキシコ・ペソクラス受益証券	-	-	1,534,440.75	157,909
ロシア・ルーブルクラス受益証券	-	-	14,135,902.55	1,454,726
トルコ・リラクラス受益証券	-	-	914,728.68	94,135
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	670,704.06	69,022	38,934,184.41	4,006,717
米ドルクラス受益証券	-	-	5,854,299.00	602,466
買戻				
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	-	-	(28,023,816.09)	(2,883,931)
豪ドルクラス受益証券豪	-	-	(9,027,685.49)	(929,039)
資源国通貨バスケットクラス受益証券	-	-	(955,038.76)	(98,283)
ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券	(9,657,689.38)	(993,873)	(9,657,689.38)	(993,873)
ブラジル・レアルクラス受益証券	-	-	(26,489,479.51)	(2,726,032)
ユーロクラス受益証券	-	-	(194,019.93)	(19,967)
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券	(466,227.10)	(47,979)	(466,227.10)	(47,979)
日本円クラス受益証券	-	-	(100,031,893.69)	(10,294,282)
メキシコ・ペソクラス受益証券	-	-	(2,219,269.10)	(228,385)
ロシア・ルーブルクラス受益証券	-	-	(7,163,410.85)	(737,187)
トルコ・リラクラス受益証券	-	-	(488,859.36)	(50,309)
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	(4,550,384.80)	(468,280)	(112,105,563.98)	(11,536,784)
米ドルクラス受益証券	-	-	(22,068,305.65)	(2,271,049)

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
損益および純資産変動計算書（続き）
2016年２月29日に終了した会計年度

	ファンド		東京海上ストラテジック・トラスト合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円
分配金（注記11）				
豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	-	-	(5,351,638.34)	(550,737)
豪ドルクラス受益証券豪	-	-	(5,496,033.90)	(565,597)
資源国通貨バスケットクラス受益証券	-	-	(242,728.14)	(24,979)
ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券	(9,353,100.85)	(962,528)	(9,353,100.85)	(962,528)
ブラジル・リアルクラス受益証券	-	-	(29,580,338.74)	(3,044,113)
中国元ヘッジクラス受益証券	(1,570.00)	(162)	(1,570.00)	(162)
ユーロクラス受益証券	-	-	(20,713.87)	(2,132)
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券	(317,992.50)	(32,725)	(317,992.50)	(32,725)
日本円クラス受益証券	-	-	(24,941,238.39)	(2,566,703)
メキシコ・ペソクラス受益証券	-	-	(648,064.94)	(66,692)
ロシア・ルーブルクラス受益証券	-	-	(2,668,355.94)	(274,601)
トルコ・リラクラス受益証券	-	-	(293,945.46)	(30,250)
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	(270,649.40)	(27,853)	(12,396,248.15)	(1,275,698)
米ドルクラス受益証券	-	-	(3,673,330.97)	(378,022)
	(9,389,047.07)	(966,227)	(242,633,011.57)	(24,969,363)
期末純資産	48,387,658.66	4,979,574	712,854,287.15	73,359,835

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
受益証券口数の変動（未監査）

2016年２月29日に 2015年２月28日に 2014年２月28日に
終了した会計年度 終了した会計年度 終了した会計年度

ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券

期首現在の発行済受益証券口数	977,613.00	1,212,850.00	1,544,620.00
販売口数	406,198.00	156,748.00	223,734.00
買戻口数	(251,978.00)	(391,985.00)	(555,504.00)
期末現在の発行済受益証券口数	1,131,833.00	977,613.00	1,212,850.00

中国元ヘッジクラス受益証券

期首現在の発行済受益証券口数	440.00	1,000.00	4,300.00
販売口数	100.00	-	-
買戻口数	-	(560.00)	(3,300.00)
期末現在の発行済受益証券口数	540.00	440.00	1,000.00

インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券

期首現在の発行済受益証券口数	42,346.00	62,239.00	87,994.00
販売口数	300.00	289.00	5,829.00
買戻口数	(7,516.00)	(20,182.00)	(31,584.00)
期末現在の発行済受益証券口数	35,130.00	42,346.00	62,239.00

米ドルヘッジクラス受益証券

期首現在の発行済受益証券口数	130,715.00	137,510.00	233,982.00
販売口数	6,055.00	48,265.00	41,213.00
買戻口数	(40,970.00)	(55,060.00)	(137,685.00)
期末現在の発行済受益証券口数	95,800.00	130,715.00	137,510.00

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
統計情報（未監査）

2016年２月29日に 2015年２月28日に 2014年２月28日に
終了した会計年度 終了した会計年度 終了した会計年度

ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券
（米ドル建て）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	31.31	49.63	65.36
純資産	35,435,322.28	48,519,441.42	79,273,419.67

中国元ヘッジクラス受益証券（米ドル建て）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	115.62	117.39	114.41
純資産	62,433.56	51,649.85	114,408.04

インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券
（米ドル建て）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	64.92	67.96	76.23
純資産	2,280,557.09	2,878,041.96	4,744,483.50

米ドルヘッジクラス受益証券（米ドル建て）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	110.74	111.98	108.19
純資産	10,609,345.73	14,637,583.89	14,877,285.37

2016年２月29日に 2015年２月28日に 2014年２月28日に
終了した会計年度 終了した会計年度 終了した会計年度

ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券
（米ドル建て）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	3,222円	5,107円	6,726円
純資産	3,646,649千円	4,993,136千円	8,158,028千円

中国元ヘッジクラス受益証券（米ドル建て）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	11,898円	12,081円	11,774円
純資産	6,425千円	5,315千円	11,774千円

インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券
（米ドル建て）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	6,681円	6,994円	7,845円
純資産	234,692千円	296,179千円	488,255千円

米ドルヘッジクラス受益証券（米ドル建て）

期末現在の受益証券１口当たり純資産価額	11,396円	11,524円	11,134円
純資産	1,091,808千円	1,506,354千円	1,531,021千円

[次へ](#)

東京海上ストラテジック・トラスト

財務書類に対する注記

2016年２月29日現在

注記１ 概要

東京海上ストラテジック・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、ＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の間に締結された2010年５月21日付の信託証書により設立されたアンブレラ型投資信託である。

2016年２月29日現在のトラストのファンドおよびクラスは、以下のとおりである。

- 東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セクション
 - ・ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券
 - ・中国元ヘッジクラス受益証券
 - ・インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券
 - ・米ドルヘッジクラス受益証券

ファンドの投資目的は主に、日系の発行体が日本国内外で発行した政府債、社債、優先出資証券、譲渡性預金証書（ＣＤ）およびコマーシャルペーパー（ＣＰ）（以下「投資対象証券」と総称する。）への投資を通じて、安定的なインカムゲインを得るとともに、中長期的なファンド資産の増加を追求することである。

ファンドは主に投資対象証券に投資する予定である。しかしファンドは、主にファンドの流動性を確保する目的で、日系の発行体以外が発行した短期金融商品、国債、地方債または政府保証債を一時的に取得することがある。この場合、投資対象証券への投資比率が低下する可能性がある。また、ファンドは、発行体の信用リスクを低減するために、特定の発行体に対する集中投資は行わず、分散投資を予定している。

ファンドは主に、以下の為替取引を締結する。

- (a) 米ドル以外の通貨建て資産について、副投資顧問会社は主に、先渡為替取引、ノン・デリバラブル・フォワード（以下「ＮＤＦ」という。）を使用して、米ドル以外の通貨建て資産をすべて米ドルにヘッジする。
- (b) 米ドル建て資産、ならびに上記（a）に従い米ドルにヘッジされているため事実上の米ドル建て資産で、ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券、中国元ヘッジクラス受益証券およびインドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券（各「取引対象クラス」）に帰属する資産について、投資顧問会社は主に、米ドルおよび対象の取引対象通貨間の金利差異を考慮の上、先渡為替取引およびＮＤＦ等を使用して、米ドルのエクスポージャーを、以下の取引対象クラスに関する為替取引により対象の取引対象通貨へヘッジする。

(i) ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券

投資顧問会社は、ブラジル・レアルの対米ドル換算レートの変動を反映するよう、ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券について為替取引を締結する。

（ ）中国元ヘッジクラス受益証券

投資顧問会社は、中国元の対米ドル換算レートの変動を反映するよう、中国元ヘッジクラス受益証券について為替取引を締結する。

（ ）インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券

投資顧問会社はインドネシア・ルピアの対米ドル換算レートの変動を反映するため、インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券について為替取引を締結する。

通常、適切な取引対象通貨が対米ドル高である場合、対象の取引対象クラスに為替差益が生じると見込まれ、取引対象通貨が対米ドル安である場合、対象の取引対象クラスに為替差損が生じると見込まれる。通常、米ドルより高金利の短期金利付通貨にヘッジされる米ドルヘッジクラス受益証券以外のクラスは、為替取引によるプレミアムによる利益を得ると見込まれるが、米ドルより低金利の短期金利付通貨にヘッジされる米ドルヘッジクラス受益証券以外のクラスは、為替取引によるコストを負担すると見込まれる。

- 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

- ・豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券
- ・豪ドルクラス受益証券
- ・資源国通貨バスケットクラス受益証券
- ・ブラジル・レアルクラス受益証券
- ・ユーロクラス受益証券
- ・日本円クラス受益証券
- ・メキシコ・ペソクラス受益証券
- ・ロシア・ルーブルクラス受益証券
- ・トルコ・リラクラス受益証券
- ・米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券
- ・米ドルクラス受益証券

ファンドの投資目的は主に、世界の金融機関が発行した主にハイブリッド有価証券（以下「ハイブリッド証券」という。）への投資を通じて、安定したインカムゲインを得るとともに、中長期的なファンド資産の増加を追求することである。

ファンドは取得時に、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）によりBaa3以上、またはスタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（以下「スタンダード・アンド・プアーズ」という。）によりBBB-以上に格付けされた有価証券、あるいはフィッチ・レーティングスまたは投資顧問会社と協議の上で副投資顧問会社が選定した他の格付機関によりそれに相当する長期格付を得た有価証券に投資している。格付けのない有価証券への投資は、投資顧問会社との協議の上で副投資顧問会社が、Baa3またはBBB-に相当すると判断した有価証券に制限されている。

ハイブリッド証券への投資に加えて、ファンドは、主にファンドの流動性を確保する目的で、短期金融商品、世界の金融機関が発行した社債、国債、地方債または政府保証債を一時的に取得することがある。この場合、ハイブリッド証券への投資比率が低下する可能性がある。また、ファンドは、発行体の信用リスクを低減するために、特定の発行体に対する集中投資は行わず、分散投資を予定している。

ファンドは主に、以下の為替取引を締結する。

- (a) 米ドル以外の通貨建て資産について、副投資顧問会社は主に、先渡為替取引、NDFおよび類似するデリバティブを使用して、米ドル以外の通貨建て資産をすべて米ドルにヘッジする。副投資顧問会

社は、米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に関して、これらの為替取引により為替リスクを軽減する。

- (b) 米ドル建て資産、ならびに上記(a)に従い米ドルにヘッジされているため事実上の米ドル建て資産で、それぞれ豪ドルヘッジクラス受益証券、ブラジル・リアルクラス受益証券、ユーロクラス受益証券、日本円クラス受益証券および資源国通貨バスケットクラス受益証券に帰属する資産について、投資顧問会社は主に、米ドルおよび対象の取引対象通貨間の金利差異を考慮の上、先渡為替取引、NDFおよび類似デリバティブを使用して、米ドルのエクスポージャーを、これらクラスに関する為替取引により対象の取引対象通貨へヘッジする。

() 豪ドルクラス受益証券

投資顧問会社は、豪ドルの対日本円換算レートの変動を反映するよう、豪ドルクラス受益証券について為替取引を締結する。

() 豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券

投資顧問会社は、豪ドルの対日本円換算レートの変動を反映するよう、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券について為替取引を締結する。

() ブラジル・リアルクラス受益証券

投資顧問会社は、ブラジル・リアルの対日本円換算レートの変動を反映するよう、ブラジル・リアルクラス受益証券について為替取引を締結する。

() ユーロクラス受益証券

投資顧問会社は、ユーロの対日本円換算レートの変動を反映するよう、ユーロクラス受益証券について為替取引を締結する。

() 日本円クラス受益証券

投資顧問会社は、米ドルの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、日本円クラス受益証券について為替取引を締結する。

() 資源国通貨バスケットクラス受益証券

投資顧問会社は、ブラジル・リアル、豪ドルおよび南アフリカ・ランドの対日本円換算レートの変動を反映するよう、資源国通貨バスケットクラス受益証券について為替取引を締結する。各通貨に対するエクスポージャーは当該クラス受益証券の純資産の約3分の1になるよう予定している。

() メキシコ・ペソクラス受益証券

投資顧問会社は、メキシコ・ペソの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、メキシコ・ペソクラス受益証券について為替取引を締結する。

() ロシア・ルーブルクラス受益証券

投資顧問会社は、ロシア・ルーブルの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、ロシア・ルーブルクラス受益証券について為替取引を締結する。

() トルコ・リラクラス受益証券

投資顧問会社は、トルコ・リラの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、トルコ・リラクラス受益証券について為替取引を締結する。

（ ）米ドルクラス受益証券

投資顧問会社は、米ドルの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、米ドルクラス受益証券について為替取引を締結する。

ファンドは上記のとおり米ドルに対してヘッジされ、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券については豪ドルに対してもヘッジされている。ファンドには米ドルの豪ドルに対する変動エクスポージャーを低減する意図がある。しかし、米ドルによるエクスポージャーを完全に排除できないため、米ドルの変動にさらされることがある。さらに、豪ドル参照金利が米ドル参照金利より低い場合、金利の差異に相当する金額が為替取引によるコストとなる。

為替レートは、金利の変動、政府、中央銀行または国際通貨基金などの国際機関による介入（または介入の失敗）、あるいは通貨管理の発動その他の政治情勢など様々な理由により、短期間で大幅に変動することがある。その結果、ファンドの外貨建債券への投資のリターンは減少する可能性がある。

豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に関して、受益証券が日本円で販売されている場合、受益者が受益証券を買い戻すにあたり、円貨受取額は、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券の純資産がそれぞれ、豪ドル建てまたは米ドル建てで計算されているため、日本円と豪ドルとのまたは米ドルとの為替レートの変動により、受益者による投資円貨額を下回ることがある。

注記２ 重要な会計方針の要約

財務書類の表示

本財務書類は投資ファンドに適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して表示されている。

トラストの結合財務書類は米ドルで表示され、ファンドの財務書類は各ファンドの通貨で維持される。結合純資産計算書ならびに結合損益および純資産変動計算書は、期末日現在の実勢為替レートで換算された各ファンドの純資産計算書ならびに損益および純資産変動計算書の合計である。

2016年２月29日現在、トラストの本財務書類は以下のとおり作成されている。

現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金に含まれる現金から成る。

投資の評価

トラストの資産の評価は、以下のとおりである。

証券取引所に上場されている、またはその他の組織的な市場で売買されている投資有価証券は、直近の入手可能な価額で評価されるものとする。ただし、証券取引所に上場されているが、当該証券取引所外または店頭市場においてプレミアム価額または割引価額で取得または売買された投資有価証券は、当該投資有価証券の評価日現在のプレミアムまたは割引の水準を考慮して評価されるものとする。

非上場有価証券は、同一または類似の有価証券の最近の取引、ブローカー・ディーラーまたは広く認められている相場情報提供サービスから入手した評価情報など管理会社が適切とみなす情報を考慮して、管理会社が誠実に算定した時価で評価される。

有価証券の売買

投資有価証券は約定日基準で計上される。オプションおよび先物に係る実現損益は、平均原価法を使用して算定される。債券に係る実現損益は、平均原価法を使用して算定される。

為替取引

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドおよび東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションの参照通貨はそれぞれ米ドルおよび日本円である。

外貨建資産および負債は、決算日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益および純資産変動計算書に含まれる。

2016年２月29日現在の為替レートは、以下のとおりである。

１米ドル	1.400070 豪ドル
１米ドル	3.979300 ブラジル・リアル
１米ドル	1.354600 カナダドル
１米ドル	6.547100 中国元
１米ドル	0.920344 ユーロ
１米ドル	0.717566 英ポンド
１米ドル	13,372.000000 インドネシア・ルピア
１米ドル	112.875000 日本円
１米ドル	18.087000 メキシコ・ペソ
１米ドル	0.013325 ロシア・ルーブル
１米ドル	2.954800 トルコ・リラ
１米ドル	15.784900 南アフリカ・ランド
１日本円	0.008859 米ドル
１日本円	0.006357 英ポンド
１日本円	0.008154 ユーロ

先渡為替取引の評価

先渡為替取引は、契約期間に適用される先渡為替レートを参照して、決算日に評価される。未決済の先渡為替取引に係る未実現評価損益は、契約上の為替レートと取引決済用のレートとの差額として計算される。これらの取引に係る未実現評価損益の増減は損益および純資産変動計算書に開示される。

税金

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2009年改正）第81条に準拠して、トラストの設定日より50年間にわたり、トラストの設定後に制定された、利益あるいは資本的資産、キャピタル・ゲインまたは評価益に係る何らかの税金、もしくは遺産税または相続税の性質を有する税金を課すケイマン諸島の法律は、トラストを構成する資産またはトラストにおいて発生した利益に対して、あるいはかかる資産または利益に関して受託会社または受益者に対して適用されないものとする保証をケイマン諸島内閣長官より得ている。ケイマン諸島において、受益証券の移転または買戻時に印紙税は課されない。

トラストは、法人税等の会計処理に係る公式ガイダンスを遵守している。このガイダンスでは、測定が行われ、財務書類において認識される前に事業体を取るまたは取ると予想される法人税等のポジションの不確実性についての会計処理に関連して、税務ポジションが満たさなければならない最低認識基準を規定している。投資顧問会社は、全ての未確定の税務年度（運用開始日以降）におけるあらゆる税務管轄地域の法人税等申告書においてトラストが取る税務ポジションを分析し、トラストの財務書類において法人税等引当金の必要はないと結論付けた。投資顧問会社は、今後12ヶ月間に発生する可能性が高く、トラストの未認識の税務上の利益または負債の金額が大幅に増減することになる事象を認識していない。

トラストが実現した一部の受取配当金および一部のキャピタル・ゲイン収益は、その発生した管轄地域の法人税または源泉徴収税を課される場合がある。

収益認識

受取利息は、発生主義で認識される。

創立費

受託会社および管理会社が他の方法の適用を決定しない限り、設立費用はファンドの最初の3会計年度内に償却される。

注記３ 未払費用

	東京海上Roggeニッポン・ bond・ファンド・カレン シー・セレクション 米ドル	東京海上Roggeグローバル・ ハイブリッド・ セキュリティーズ・ファンド 日本円
管理事務代行報酬、管理報酬 および保管報酬（注記６）	8,761.35	16,327,657
代行協会員報酬（注記９）	3,482.51	2,006,430
販売報酬（注記８）	35,062.56	23,796,248
投資顧問報酬（注記４）	48,544.95	78,698,087
その他の報酬	1,511.39	180,959
専門家報酬	19,856.16	313,788
副管理報酬（注記７）	1,752.25	3,265,529
受託報酬（注記５）	1,639.34	1,306,832
合計	120,610.51	125,895,530

注記４ 投資顧問報酬

東京海上Roggeニッポン・bond・ファンド・カレンシー・セレクション：

ファンドに適用される投資顧問報酬は、純資産価額の年率0.70％である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

副投資顧問会社は、投資顧問会社の資産から純資産価額の年率0.42％の報酬を投資顧問会社より受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

投資顧問会社は、以下のクラスに帰属するファンドの預託資産から純資産価額当たりの年率で報酬を受け取る権利を有している。

・豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	0.797％
・豪ドルクラス受益証券	0.517％
・資源国通貨バスケットクラス受益証券	0.517％
・ブラジル・リアルクラス受益証券	0.517％
・ユーロクラス受益証券	0.517％
・日本円クラス受益証券	0.517％
・メキシコ・ペソクラス受益証券	0.517％
・ロシア・ルーブルクラス受益証券	0.517％
・トルコ・リラクラス受益証券	0.517％
・米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	0.797％
・米ドルクラス受益証券	0.517％

副投資顧問会社は、投資顧問会社の資産から純資産価額の年率0.4782％の報酬を投資顧問会社より受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記５ 受託報酬

受託会社は、自己勘定に関して受託報酬を受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。各ファンドに適用される受託報酬は、かかるファンドの純資産価額の年率0.01%であり、最低報酬額は1ファンドにつき年間10,000米ドルである。また、受託会社は、その債務の履行において適切に生じたすべての立替経費を各ファンドから受け取る権利を有している。

注記６ 管理事務代行報酬、管理報酬および保管報酬

管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。適用されるこれらの報酬はファンドの純資産価額の0.125%である。管理会社はまた、提供したサービスに関連して合理的に生じたすべての立替経費を各ファンドから受け取る権利も有している。

注記７ 副管理報酬

副管理会社は、ファンドの平均純資産価額の年率0.025%の報酬を受け取る権利を得ており、かかる報酬は評価日に算定され、四半期毎に後払いされる。

注記８ 販売報酬

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション：

適用される販売報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.50%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

適用される販売報酬は、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に帰属するファンドの純資産価額の年率0.593%である。

かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記９ 代行協会員報酬

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション：

適用される代行協会員報酬は、各受益証券の1口当たり純資産価額の年率0.05%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

適用される代行協会員報酬は、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に帰属するファンドの1口当たり純資産価額の年率0.05%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記10 2016年2月29日現在の先渡為替取引の明細

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 (米ドル)	取引相手
02/03/2016	04/18/2016	英ポンド	2,947,000.00	米ドル	4,265,281.51	157,668.45	UBS AG、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	英ポンド	1,794,914.82	米ドル	2,597,798.17	95,994.45	ゴールドマン・サックス・イン ターナショナル、ロンドン
02/09/2016	04/18/2016	英ポンド	110,935.83	米ドル	160,000.00	5,374.46	モルガン・スタンレー・アン ド・カンパニー、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	米ドル	18,360.18	日本円	2,186,660	1,041.90	モルガン・スタンレー・アン ド・カンパニー、ロンドン
合計						260,079.26	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 (米ドル)	取引相手
02/03/2016	04/18/2016	米ドル	28,945.20	英ポンド	20,000.00	(1,068.63)	ドイツ・バンクAG、ロンド ン
02/03/2016	04/18/2016	日本円	3,414,145	米ドル	28,666.93	(1,626.54)	ドイツ・バンクAG、ロンド ン
合計						(2,695.17)	

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション-ブラジル・レアルヘッジクラ
ス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 (米ドル)	取引相手
01/21/2016	04/11/2016	米ドル	20,745,600.00	ブラジル・ レアル	88,210,291.20	1,165,373.14	シティバンク、東京
01/21/2016	04/11/2016	米ドル	5,925,000.00	ブラジル・ レアル	25,207,912.50	336,513.10	JP モルガン・チェース、東京
合計						1,501,886.24	

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 (米ドル)	取引相手
01/28/2016	04/11/2016	ブラジル・ レアル	3,361,000.00	米ドル	808,807.60	(26,047.15)	シティバンク、東京
02/10/2016	04/11/2016	米ドル	8,000,000.00	ブラジル・ レアル	32,044,000.00	(40,438.67)	JP モルガン・チェース、東京
合計						(66,485.82)	

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション-中国元ヘッジクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 (米ドル)	取引相手
01/21/2016	04/11/2016	米ドル	60,400.00	中国元	404,764.56	1,304.74	JP モルガン・チェース、東京
合計						1,304.74	

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション-インドネシア・ルピアヘッジ
クラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 (米ドル)	取引相手
01/21/2016	04/11/2016	米ドル	2,163,000.00	インドネシ ア・ルピア	30,708,111,000.00	117,155.71	JP モルガン・チェース、東京
合計						117,155.71	

2016年２月29日現在、当該契約に係る未実現評価益は1,880,425.95米ドルで、当該契約に係る未実現評価損は69,180.99米ドルである。これらは純資産計算書に開示されている。

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 (日本円)	取引相手
02/03/2016	04/18/2016	英ポンド	58,418,620.50	日本円	9,975,274,242	798,427,821	ドイツェ・バンクAG、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	英ポンド	52,644,921.93	日本円	8,989,820,958	719,951,536	UBS AG、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	ユーロ	77,327,766.20	日本円	10,181,998,533	698,391,592	ドイツェ・バンクAG、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	ユーロ	45,911,590.28	日本円	5,931,214,286	300,539,851	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	ユーロ	14,042,093.67	日本円	1,814,132,508	91,986,589	UBS AG、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	米ドル	2,648,629.17	日本円	315,443,789	16,937,210	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	米ドル	2,239,350.13	日本円	266,613,087	14,233,194	JP モルガン証券、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	ユーロ	1,707,921.64	日本円	220,649,578	11,187,204	HSBCバンク PLC、ロンドン
02/04/2016	04/18/2016	米ドル	1,356,333.39	日本円	158,822,549	5,960,667	UBS AG、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	ユーロ	777,561.25	日本円	101,274,704	5,913,288	HSBCバンク PLC、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	米ドル	859,069.03	日本円	102,180,180	5,361,131	JP モルガン証券、ロンドン
02/08/2016	04/18/2016	米ドル	1,322,635.24	日本円	152,837,310	3,773,287	UBS AG、ロンドン
02/08/2016	04/18/2016	米ドル	1,329,243.09	日本円	153,316,310	3,507,567	HSBCバンク PLC、ロンドン
02/10/2016	04/18/2016	米ドル	1,605,472.92	日本円	183,800,386	2,859,908	UBS AG、ロンドン
02/10/2016	04/18/2016	米ドル	1,604,043.87	日本円	183,333,124	2,553,703	UBS AG、ロンドン
02/09/2016	04/18/2016	米ドル	1,234,737.04	日本円	141,307,017	2,149,322	UBS AG、ロンドン
02/15/2016	04/18/2016	米ドル	1,156,072.00	日本円	132,348,328	2,056,364	UBS AG、ロンドン
02/09/2016	04/18/2016	米ドル	1,118,943.21	日本円	128,106,978	1,999,513	UBS AG、ロンドン
02/22/2016	04/18/2016	ユーロ	779,760.00	日本円	97,119,809	1,488,735	JP モルガン証券、ロンドン
02/09/2016	04/18/2016	米ドル	818,694.59	日本円	93,692,990	1,424,233	ドイツェ・バンクAG、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	米ドル	196,746.64	日本円	23,467,882	1,294,085	UBS AG、ロンドン
02/22/2016	04/18/2016	ユーロ	670,240.00	日本円	83,485,765	1,286,407	HSBCバンク PLC、ロンドン
02/25/2016	04/18/2016	ユーロ	670,000.00	日本円	83,259,473	1,089,549	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
02/09/2016	04/18/2016	米ドル	546,823.03	日本円	62,597,904	969,695	HSBCバンク PLC、ロンドン
合計						2,695,342,451	
取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 (日本円)	取引相手
02/25/2016	04/18/2016	米ドル	700,000.00	日本円	78,701,336	(190,269)	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
02/26/2016	04/18/2016	日本円	722,891,956	英ポンド	4,600,000.00	(288,560)	UBS AG、ロンドン
02/12/2016	04/18/2016	米ドル	3,197,270.81	日本円	360,000,000	(339,749)	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	日本円	23,467,882	豪ドル	279,833.36	(992,746)	UBS AG、ロンドン
02/26/2016	04/18/2016	米ドル	6,434,595.00	日本円	722,891,952	(2,301,654)	UBS AG、ロンドン
02/09/2016	04/18/2016	日本円	62,597,905	ユーロ	482,520.00	(3,420,843)	HSBCバンク PLC、ロンドン
02/18/2016	04/18/2016	日本円	500,000,002	米ドル	4,398,062.67	(4,328,258)	ドイツェ・バンクAG、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	日本円	97,564,897	米ドル	819,177.81	(5,241,680)	JP モルガン証券、ロンドン
02/15/2016	04/18/2016	日本円	132,348,329	英ポンド	800,000.00	(6,678,173)	UBS AG、ロンドン
02/09/2016	04/18/2016	日本円	128,106,978	ユーロ	987,480.00	(7,000,775)	UBS AG、ロンドン
02/08/2016	04/18/2016	日本円	153,316,310	ユーロ	1,190,000.00	(7,372,714)	HSBCバンク PLC、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	日本円	141,307,011	米ドル	1,186,397.09	(7,597,340)	UBS AG、ロンドン

02/10/2016	04/18/2016	日本円	183,333,124	ユーロ	1,430,000.00	(7,955,526)	UBS AG、ロンドン
02/08/2016	04/18/2016	日本円	152,837,310	英ポンド	920,000.00	(8,316,631)	UBS AG、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	日本円	101,274,704	英ポンド	588,306.73	(8,858,956)	HSBC/バンク PLC、ロンドン
02/10/2016	04/18/2016	日本円	500,000,005	米ドル	4,357,207.34	(8,932,750)	モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	日本円	102,180,180	英ポンド	593,566.66	(8,938,162)	JP モルガン証券、ロンドン
02/10/2016	04/18/2016	日本円	183,800,387	英ポンド	1,110,000.00	(9,433,046)	UBS AG、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	日本円	220,649,576	米ドル	1,870,148.58	(9,879,544)	HSBC/バンク PLC、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	日本円	192,200,579	米ドル	1,613,815.45	(10,319,879)	ドイチェ・バンクAG、ロンドン
02/04/2016	04/18/2016	日本円	158,822,549	英ポンド	930,000.00	(12,730,993)	UBS AG、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	日本円	266,613,089	ユーロ	2,045,087.29	(15,800,154)	JP モルガン証券、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	日本円	1,814,132,503	米ドル	15,375,952.15	(81,227,452)	UBS AG、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	日本円	5,931,214,217	米ドル	50,270,895.78	(265,569,034)	パークレイズ・バンクPLC、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	日本円	8,989,820,823	米ドル	76,194,574.86	(402,517,586)	UBS AG、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	日本円	9,975,274,191	米ドル	84,546,932.70	(446,641,080)	ドイチェ・バンクAG、ロンドン
02/03/2016	04/18/2016	日本円	10,181,998,494	米ドル	84,670,037.60	(639,491,179)	ドイチェ・バンクAG、ロンドン
合計						(1,982,364,733)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-豪ドルクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 (日本円)	取引相手
01/21/2016	04/11/2016	米ドル	39,271,700.00	日本円	4,624,138,733	197,160,200	シティバンク、東京
合計						197,160,200	
取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 (日本円)	取引相手
02/12/2016	04/11/2016	日本円	78,434,128	米ドル	695,646.40	(16,039)	シティバンク、東京
02/12/2016	04/11/2016	豪ドル	985,000.00	日本円	78,434,129	(720,026)	シティバンク、東京
01/21/2016	04/11/2016	日本円	4,624,138,753	豪ドル	56,747,731.35	(63,916,717)	シティバンク、東京
合計						(64,652,782)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-豪ドル建豪ドルヘッジクラス受 益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 (日本円)	取引相手
01/21/2016	05/12/2016	米ドル	19,777,150.00	日本円	2,331,806,978	104,513,749	シティバンク、東京
01/21/2016	04/11/2016	米ドル	19,777,150.00	日本円	2,328,707,067	99,289,484	シティバンク、東京
02/02/2016	04/11/2016	豪ドル	1,400,000.00	日本円	118,280,930	5,777,563	シティバンク、東京
02/09/2016	04/11/2016	豪ドル	852,000.00	日本円	68,967,156	500,821	シティバンク、東京
合計						210,081,617	
取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 (日本円)	取引相手
02/12/2016	04/11/2016	日本円	66,649,102	米ドル	591,122.88	(13,629)	シティバンク、東京
02/12/2016	04/11/2016	豪ドル	837,000.00	日本円	66,649,102	(611,840)	シティバンク、東京
02/09/2016	04/11/2016	日本円	68,967,156	米ドル	601,230.84	(1,192,244)	シティバンク、東京
02/02/2016	04/11/2016	日本円	118,280,930	米ドル	983,584.00	(7,404,516)	シティバンク、東京
01/21/2016	04/11/2016	日本円	2,328,707,077	豪ドル	28,578,044.62	(32,188,331)	シティバンク、東京
01/21/2016	05/12/2016	日本円	2,331,806,988	豪ドル	28,616,086.93	(37,680,160)	シティバンク、東京
合計						(79,090,720)	

[次へ](#)

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-ブラジル・リアルクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 (日本円)	取引相手
01/21/2016	05/12/2016	米ドル	31,013,000.00	日本円	3,752,948,505	260,279,191	シティバンク、東京
01/21/2016	04/11/2016	米ドル	31,013,000.00	日本円	3,717,712,406	221,711,845	シティバンク、東京
01/21/2016	05/12/2016	米ドル	9,463,550.00	日本円	1,145,657,690	79,877,189	JP モルガン・チェース、東京
01/21/2016	04/11/2016	米ドル	9,463,550.00	日本円	1,135,118,933	68,321,909	JP モルガン・チェース、東京
01/28/2016	04/11/2016	ブラジル・ リアル	6,418,000.00	日本円	183,319,682	3,611,849	シティバンク、東京
02/04/2016	04/11/2016	ブラジル・ リアル	2,084,000.00	日本円	61,717,008	3,363,763	シティバンク、東京
01/25/2016	04/11/2016	ブラジル・ リアル	8,959,000.00	日本円	252,844,730	1,987,380	シティバンク、東京
01/22/2016	04/11/2016	ブラジル・ リアル	6,239,000.00	日本円	175,626,613	930,887	シティバンク、東京
合計						640,084,013	
取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 (日本円)	取引相手
02/12/2016	04/11/2016	日本円	182,124,325	米ドル	1,615,293.42	(37,242)	シティバンク、東京
02/12/2016	04/11/2016	ブラジル・ リアル	6,540,000.00	日本円	182,124,325	(999,581)	シティバンク、東京
02/04/2016	04/11/2016	日本円	61,717,008	米ドル	526,887.97	(2,322,540)	シティバンク、東京
01/21/2016	04/11/2016	日本円	1,135,118,921	ブラジル・ リアル	40,262,673.48	(7,740,019)	JP モルガン・チェース、東京
01/22/2016	04/11/2016	日本円	175,626,613	米ドル	1,482,018.15	(8,563,243)	シティバンク、東京
01/28/2016	04/11/2016	日本円	183,319,681	米ドル	1,544,459.15	(9,217,529)	シティバンク、東京
01/25/2016	04/11/2016	日本円	252,844,730	米ドル	2,132,181.45	(12,490,442)	シティバンク、東京
01/21/2016	05/12/2016	日本円	1,145,657,691	ブラジル・ リアル	40,636,483.70	(19,645,382)	JP モルガン・チェース、東京
01/21/2016	04/11/2016	日本円	3,717,712,392	ブラジル・ リアル	131,867,276.00	(25,349,913)	シティバンク、東京
01/21/2016	05/12/2016	日本円	3,752,948,471	ブラジル・ リアル	133,117,099.90	(64,354,394)	シティバンク、東京
合計						(150,720,285)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-ユーロクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 (日本円)	取引相手
01/21/2016	04/11/2016	米ドル	138,500.00	日本円	16,213,928	601,247	JP モルガン・チェース、東京
01/21/2016	05/12/2016	米ドル	138,500.00	日本円	16,196,903	599,099	JP モルガン・チェース、東京
02/09/2016	04/11/2016	ユーロ	5,300.00	日本円	688,682	38,679	JP モルガン・チェース、東京
合計						1,239,025	
取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 (日本円)	取引相手
02/09/2016	04/11/2016	日本円	688,682	米ドル	6,003.68	(11,906)	JP モルガン・チェース、東京
01/21/2016	05/12/2016	日本円	16,196,903	ユーロ	127,569.82	(550,068)	JP モルガン・チェース、東京
01/21/2016	04/11/2016	日本円	16,213,928	ユーロ	127,703.91	(552,058)	JP モルガン・チェース、東京
合計						(1,114,032)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-日本円クラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 (日本円)	取引相手
01/05/2016	03/11/2016	米ドル	217,146,100.00	日本円	25,895,758,298	1,395,476,001	シティバンク、東京
01/22/2016	04/11/2016	米ドル	63,299,100.00	日本円	7,489,112,769	353,598,981	シティバンク、東京
02/12/2016	03/11/2016	日本円	264,295,003	米ドル	2,348,579.10	691,801	シティバンク、東京
合計						1,749,766,783	
取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 (日本円)	取引相手
02/10/2016	03/11/2016	日本円	495,384,001	米ドル	4,331,396.65	(6,678,744)	シティバンク、東京
02/08/2016	03/11/2016	日本円	341,710,000	米ドル	2,958,809.93	(7,871,729)	シティバンク、東京
01/21/2016	03/11/2016	日本円	230,934,002	米ドル	1,970,224.89	(8,636,360)	シティバンク、東京
02/04/2016	03/11/2016	日本円	397,832,001	米ドル	3,398,240.37	(14,413,425)	シティバンク、東京
合計						(37,600,258)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-メキシコ・ペソクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 (日本円)	取引相手
01/21/2016	05/12/2016	米ドル	2,055,800.00	日本円	242,874,970	11,351,752	シティバンク、東京
01/21/2016	04/11/2016	米ドル	2,055,800.00	日本円	242,383,661	10,639,620	シティバンク、東京
01/28/2016	04/11/2016	メキシコ・ ペソ	1,473,000.00	日本円	9,500,249	351,684	シティバンク、東京
01/22/2016	04/11/2016	メキシコ・ ペソ	931,000.00	日本円	5,945,848	163,557	シティバンク、東京
合計						22,506,613	
取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 (日本円)	取引相手
02/12/2016	04/11/2016	日本円	7,500,834	米ドル	66,526.25	(1,533)	シティバンク、東京
01/22/2016	04/11/2016	日本円	5,945,848	米ドル	50,173.80	(289,909)	シティバンク、東京
02/12/2016	04/11/2016	メキシコ・ ペソ	1,276,000.00	日本円	7,500,834	(424,196)	シティバンク、東京
01/28/2016	04/11/2016	日本円	9,500,249	米ドル	80,039.12	(477,684)	シティバンク、東京
01/21/2016	04/11/2016	日本円	242,383,661	メキシコ・ ペソ	38,337,380.72	(4,276,386)	シティバンク、東京
01/21/2016	05/12/2016	日本円	242,874,969	メキシコ・ ペソ	38,415,089.96	(5,127,100)	シティバンク、東京
合計						(10,596,808)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-資源国通貨バスケットクラス受 益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 (日本円)	取引相手
01/21/2016	04/11/2016	米ドル	268,500.00	日本円	32,186,689	1,919,506	シティバンク、東京
01/21/2016	04/11/2016	米ドル	268,500.00	日本円	31,944,045	1,676,862	シティバンク、東京
01/21/2016	04/11/2016	米ドル	268,500.00	日本円	31,615,164	1,347,981	シティバンク、東京
01/21/2016	04/11/2016	日本円	31,944,044	南アフリ カ・ランド	4,526,910.00	112,939	シティバンク、東京
合計						5,057,288	
取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 (日本円)	取引相手
02/12/2016	04/11/2016	日本円	716,657	米ドル	6,356.16	(147)	シティバンク、東京
02/12/2016	04/11/2016	日本円	751,889	米ドル	6,668.64	(154)	シティバンク、東京
02/12/2016	04/11/2016	日本円	773,745	米ドル	6,862.48	(159)	シティバンク、東京
02/12/2016	04/11/2016	ブラジル・ リアル	27,000.00	日本円	751,889	(4,127)	シティバンク、東京
02/12/2016	04/11/2016	南アフリ カ・ランド	110,000.00	日本円	773,745	(5,212)	シティバンク、東京
02/12/2016	04/11/2016	豪ドル	9,000.00	日本円	716,657	(6,579)	シティバンク、東京
01/21/2016	04/11/2016	日本円	32,186,689	ブラジル・ リアル	1,141,662.00	(219,471)	シティバンク、東京
01/21/2016	04/11/2016	日本円	31,615,164	豪ドル	387,983.35	(436,997)	シティバンク、東京
合計						(672,846)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-ロシア・ルーブルクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 (日本円)	取引相手
01/21/2016	05/12/2016	米ドル	4,110,400.00	日本円	496,314,415	33,403,121	JP モルガン・チェース、東京
01/21/2016	04/11/2016	日本円	492,593,917	ロシア・ルーブル	353,741,024.00	32,562,389	JP モルガン・チェース、東京
01/21/2016	04/11/2016	米ドル	4,110,400.00	日本円	492,593,918	29,241,108	JP モルガン・チェース、東京
01/21/2016	05/12/2016	日本円	496,314,415	ロシア・ルーブル	356,412,784.00	28,247,695	JP モルガン・チェース、東京
01/28/2016	04/11/2016	ロシア・ルーブル	11,664,000.00	日本円	17,674,700	358,577	JP モルガン・チェース、東京
02/04/2016	04/11/2016	ロシア・ルーブル	3,664,000.00	日本円	5,512,234	72,739	JP モルガン・チェース、東京
合計						123,885,629	
取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 (日本円)	取引相手
01/22/2016	04/11/2016	ロシア・ルーブル	16,116,000.00	日本円	23,813,306	(112,161)	JP モルガン・チェース、東京
02/18/2016	04/11/2016	ロシア・ルーブル	26,286,000.00	日本円	38,848,592	(175,038)	JP モルガン・チェース、東京
02/09/2016	04/11/2016	日本円	11,323,453	米ドル	98,713.79	(195,750)	JP モルガン・チェース、東京
02/04/2016	04/11/2016	日本円	5,512,234	米ドル	47,058.82	(207,437)	JP モルガン・チェース、東京
02/18/2016	04/11/2016	日本円	38,848,592	米ドル	341,931.71	(303,677)	JP モルガン・チェース、東京
02/09/2016	04/11/2016	ロシア・ルーブル	7,905,000.00	日本円	11,323,453	(412,140)	JP モルガン・チェース、東京
01/28/2016	04/11/2016	日本円	17,674,700	米ドル	148,908.46	(888,705)	JP モルガン・チェース、東京
01/22/2016	04/11/2016	日本円	23,813,306	米ドル	200,947.63	(1,161,095)	JP モルガン・チェース、東京
合計						(3,456,003)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-トルコ・リラクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価益 (日本円)	取引相手
01/21/2016	05/12/2016	米ドル	612,150.00	日本円	74,050,335	5,110,293	JP モルガン・チェース、東京
01/21/2016	04/11/2016	米ドル	612,150.00	日本円	73,422,589	4,416,793	JP モルガン・チェース、東京
02/09/2016	04/11/2016	トルコ・ リラ	59,000.00	日本円	2,260,755	37,714	JP モルガン・チェース、東京
合計						9,564,800	
取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	未実現評価損 (日本円)	取引相手
02/09/2016	04/11/2016	日本円	2,260,755	米ドル	19,708.45	(39,082)	JP モルガン・チェース、東京
01/21/2016	04/11/2016	日本円	73,422,589	トルコ・ リラ	1,897,358.93	(1,932,655)	JP モルガン・チェース、東京
01/21/2016	05/12/2016	日本円	74,050,334	トルコ・ リラ	1,913,580.90	(2,635,055)	JP モルガン・チェース、東京
合計						(4,606,792)	

2016年２月29日現在、当該契約に係る未実現評価益は5,654,688,419円で、当該契約に係る未実現評価損は2,334,875,259円である。これらは純資産計算書に開示されている。

注記11 分配金

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション

ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/10/2015	03/16/2015	1.15	1,116,096.85	米ドル
04/10/2015	04/16/2015	1.15	1,061,888.15	米ドル
05/11/2015	05/18/2015	0.85	783,157.70	米ドル
06/10/2015	06/16/2015	0.85	784,147.95	米ドル
07/10/2015	07/16/2015	0.85	838,328.65	米ドル
08/10/2015	08/14/2015	0.85	827,334.75	米ドル
09/10/2015	09/16/2015	0.85	816,266.90	米ドル
10/13/2015	10/19/2015	0.65	612,201.85	米ドル
11/10/2015	11/17/2015	0.65	604,645.60	米ドル
12/10/2015	12/16/2015	0.65	590,252.65	米ドル
01/12/2016	01/19/2016	0.65	575,786.90	米ドル
02/10/2016	02/18/2016	0.65	742,992.90	米ドル
			9,353,100.85	

中国元ヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/10/2015	03/16/2015	0.25	110.00	米ドル
04/10/2015	04/16/2015	0.25	110.00	米ドル
05/11/2015	05/18/2015	0.25	135.00	米ドル
06/10/2015	06/16/2015	0.25	135.00	米ドル
07/10/2015	07/16/2015	0.25	135.00	米ドル
08/10/2015	08/14/2015	0.25	135.00	米ドル
09/10/2015	09/16/2015	0.25	135.00	米ドル
10/13/2015	10/19/2015	0.25	135.00	米ドル
11/10/2015	11/17/2015	0.25	135.00	米ドル
12/10/2015	12/16/2015	0.25	135.00	米ドル
01/12/2016	01/19/2016	0.25	135.00	米ドル
02/10/2016	02/18/2016	0.25	135.00	米ドル
			1,570.00	

インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/10/2015	03/16/2015	0.75	31,759.50	米ドル
04/10/2015	04/16/2015	0.75	31,984.50	米ドル
05/11/2015	05/18/2015	0.75	31,821.00	米ドル
06/10/2015	06/16/2015	0.75	30,045.00	米ドル
07/10/2015	07/16/2015	0.75	29,887.50	米ドル
08/10/2015	08/14/2015	0.75	29,355.00	米ドル
09/10/2015	09/16/2015	0.75	27,750.00	米ドル
10/13/2015	10/19/2015	0.6	21,078.00	米ドル
11/10/2015	11/17/2015	0.6	21,078.00	米ドル
12/10/2015	12/16/2015	0.6	21,078.00	米ドル
01/12/2016	01/19/2016	0.6	21,078.00	米ドル
02/10/2016	02/18/2016	0.6	21,078.00	米ドル
			317,992.50	

米ドルヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/10/2015	03/16/2015	0.2	26,045.60	米ドル
04/10/2015	04/16/2015	0.2	25,582.80	米ドル
05/11/2015	05/18/2015	0.2	25,246.80	米ドル
06/10/2015	06/16/2015	0.2	23,596.80	米ドル
07/10/2015	07/16/2015	0.2	22,981.40	米ドル
08/10/2015	08/14/2015	0.2	22,381.80	米ドル
09/10/2015	09/16/2015	0.2	21,592.20	米ドル
10/13/2015	10/19/2015	0.2	21,522.20	米ドル
11/10/2015	11/17/2015	0.2	21,381.00	米ドル
12/10/2015	12/16/2015	0.2	20,461.00	米ドル
01/12/2016	01/19/2016	0.2	20,657.80	米ドル
02/10/2016	02/18/2016	0.2	19,200.00	米ドル
			270,649.40	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2015	03/11/2015	0.00008	708,611.63	豪ドル
04/07/2015	04/13/2015	0.00008	705,086.17	豪ドル
05/07/2015	05/13/2015	0.00008	695,695.93	豪ドル
06/05/2015	06/11/2015	0.00008	690,230.94	豪ドル
07/06/2015	07/10/2015	0.00008	676,268.27	豪ドル
08/05/2015	08/11/2015	0.00008	669,741.07	豪ドル
09/08/2015	09/14/2015	0.00008	575,423.39	豪ドル
10/05/2015	10/09/2015	0.00006	413,942.78	豪ドル
11/05/2015	11/12/2015	0.00006	406,574.14	豪ドル
12/07/2015	12/11/2015	0.00006	384,766.60	豪ドル
01/05/2016	01/12/2016	0.00006	379,405.26	豪ドル
02/05/2016	02/12/2016	0.00006	381,805.81	豪ドル
			6,687,551.99	

豪ドルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2015	03/11/2015	115	53,728,450	日本円
04/07/2015	04/13/2015	115	57,290,831	日本円
05/07/2015	05/13/2015	115	57,180,763	日本円
06/05/2015	06/11/2015	115	58,860,879	日本円
07/06/2015	07/10/2015	115	61,850,276	日本円
08/05/2015	08/11/2015	115	62,854,197	日本円
09/08/2015	09/14/2015	115	63,806,223	日本円
10/05/2015	10/09/2015	80	43,428,375	日本円
11/05/2015	11/12/2015	80	42,504,351	日本円
12/07/2015	12/11/2015	80	41,500,182	日本円
01/05/2016	01/12/2016	80	39,440,528	日本円
02/05/2016	02/12/2016	80	37,919,771	日本円
			620,364,826	

資源国通貨バスケットクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2015	03/11/2015	140	2,384,092	日本円
04/07/2015	04/13/2015	140	2,521,969	日本円
05/07/2015	05/13/2015	140	3,231,964	日本円
06/05/2015	06/11/2015	140	3,108,926	日本円
07/06/2015	07/10/2015	140	3,301,452	日本円
08/05/2015	08/11/2015	140	3,023,256	日本円
09/08/2015	09/14/2015	140	2,900,048	日本円
10/05/2015	10/09/2015	90	1,843,428	日本円
11/05/2015	11/12/2015	90	1,355,417	日本円
12/07/2015	12/11/2015	90	1,355,417	日本円
01/05/2016	01/12/2016	90	1,179,826	日本円
02/05/2016	02/12/2016	90	1,192,144	日本円
			27,397,939	

ブラジル・レアルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2015	03/11/2015	165	234,414,589	日本円
04/07/2015	04/13/2015	165	287,012,863	日本円
05/07/2015	05/13/2015	165	327,568,831	日本円
06/05/2015	06/11/2015	165	359,591,262	日本円
07/06/2015	07/10/2015	165	379,784,502	日本円
08/05/2015	08/11/2015	165	381,571,448	日本円
09/08/2015	09/14/2015	165	373,418,367	日本円
10/05/2015	10/09/2015	100	216,536,323	日本円
11/05/2015	11/12/2015	100	208,062,166	日本円
12/07/2015	12/11/2015	100	201,874,082	日本円
01/05/2016	01/12/2016	100	189,737,808	日本円
02/05/2016	02/12/2016	100	179,308,494	日本円
			3,338,880,735	

ユーロクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2015	03/11/2015	70	203,562	日本円
04/07/2015	04/13/2015	70	258,146	日本円
05/07/2015	05/13/2015	70	239,541	日本円
06/05/2015	06/11/2015	70	179,599	日本円
07/06/2015	07/10/2015	70	179,599	日本円
08/05/2015	08/11/2015	70	182,192	日本円
09/08/2015	09/14/2015	70	182,192	日本円
10/05/2015	10/09/2015	70	182,192	日本円
11/05/2015	11/12/2015	70	182,192	日本円
12/07/2015	12/11/2015	70	182,192	日本円
01/05/2016	01/12/2016	70	182,192	日本円
02/05/2016	02/12/2016	70	184,479	日本円
			2,338,078	

日本円クラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2015	03/11/2015	60	255,322,917	日本円
04/07/2015	04/13/2015	60	254,081,839	日本円
05/07/2015	05/13/2015	60	254,051,073	日本円
06/05/2015	06/11/2015	60	255,635,977	日本円
07/06/2015	07/10/2015	60	246,690,221	日本円
08/05/2015	08/11/2015	60	239,044,608	日本円
09/08/2015	09/14/2015	60	232,025,674	日本円
10/05/2015	10/09/2015	60	225,864,671	日本円
11/05/2015	11/12/2015	60	226,152,359	日本円
12/07/2015	12/11/2015	60	215,968,607	日本円
01/05/2016	01/12/2016	60	210,874,252	日本円
02/05/2016	02/12/2016	60	199,530,085	日本円
			2,815,242,283	

メキシコ・ペソクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2015	03/11/2015	100	6,292,935	日本円
04/07/2015	04/13/2015	100	6,076,651	日本円
05/07/2015	05/13/2015	100	6,554,167	日本円
06/05/2015	06/11/2015	100	6,683,101	日本円
07/06/2015	07/10/2015	100	7,301,794	日本円
08/05/2015	08/11/2015	100	7,301,794	日本円
09/08/2015	09/14/2015	100	7,065,466	日本円
10/05/2015	10/09/2015	80	5,652,373	日本円
11/05/2015	11/12/2015	80	5,450,665	日本円
12/07/2015	12/11/2015	80	5,055,483	日本円
01/05/2016	01/12/2016	80	4,903,267	日本円
02/05/2016	02/12/2016	80	4,812,634	日本円
			73,150,330	

ロシア・ルーブルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2015	03/11/2015	120	15,319,578	日本円
04/07/2015	04/13/2015	120	23,623,198	日本円
05/07/2015	05/13/2015	120	30,223,521	日本円
06/05/2015	06/11/2015	120	34,449,552	日本円
07/06/2015	07/10/2015	120	38,135,210	日本円
08/05/2015	08/11/2015	120	38,719,167	日本円
09/08/2015	09/14/2015	120	37,884,255	日本円
10/05/2015	10/09/2015	70	19,441,545	日本円
11/05/2015	11/12/2015	70	17,588,393	日本円
12/07/2015	12/11/2015	70	16,149,218	日本円
01/05/2016	01/12/2016	70	14,889,301	日本円
02/05/2016	02/12/2016	70	14,767,739	日本円
			301,190,677	

トルコ・リラクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2015	03/11/2015	140	2,164,780	日本円
04/07/2015	04/13/2015	140	2,149,689	日本円
05/07/2015	05/13/2015	140	3,165,920	日本円
06/05/2015	06/11/2015	140	3,325,796	日本円
07/06/2015	07/10/2015	140	3,649,505	日本円
08/05/2015	08/11/2015	140	3,649,505	日本円
09/08/2015	09/14/2015	140	3,632,975	日本円
10/05/2015	10/09/2015	100	2,594,982	日本円
11/05/2015	11/12/2015	100	2,594,982	日本円
12/07/2015	12/11/2015	100	2,236,291	日本円
01/05/2016	01/12/2016	100	2,000,506	日本円
02/05/2016	02/12/2016	100	2,014,163	日本円
			33,179,094	

米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2015	03/11/2015	0.000045	1,087,166.11	米ドル
04/07/2015	04/13/2015	0.000045	1,068,677.66	米ドル
05/07/2015	05/13/2015	0.000045	1,055,732.07	米ドル
06/05/2015	06/11/2015	0.000045	1,039,469.18	米ドル
07/06/2015	07/10/2015	0.000045	985,811.93	米ドル
08/05/2015	08/11/2015	0.000045	950,294.36	米ドル
09/08/2015	09/14/2015	0.000045	911,533.56	米ドル
10/05/2015	10/09/2015	0.000045	893,085.26	米ドル
11/05/2015	11/12/2015	0.000045	869,150.01	米ドル
12/07/2015	12/11/2015	0.000045	835,543.78	米ドル
01/05/2016	01/12/2016	0.000045	823,289.23	米ドル
02/05/2016	02/12/2016	0.000045	805,880.54	米ドル
			11,325,633.69	

米ドルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2015	03/11/2015	75	37,204,280	日本円
04/07/2015	04/13/2015	75	36,235,228	日本円
05/07/2015	05/13/2015	75	36,902,309	日本円
06/05/2015	06/11/2015	75	36,321,967	日本円
07/06/2015	07/10/2015	75	36,313,034	日本円
08/05/2015	08/11/2015	75	35,921,251	日本円
09/08/2015	09/14/2015	75	35,227,476	日本円
10/05/2015	10/09/2015	75	33,831,087	日本円
11/05/2015	11/12/2015	75	33,605,816	日本円
12/07/2015	12/11/2015	75	32,270,014	日本円
01/05/2016	01/12/2016	75	31,389,694	日本円
02/05/2016	02/12/2016	75	29,405,077	日本円
			414,627,233	

注記12 投資ポートフォリオの増減

2016年２月29日に終了した会計年度におけるポートフォリオの増減の詳細は、請求により、トラストの管理会社の登記事務所にて無料で入手できる。

注記13 後発事象

2016年５月１日付で、副管理会社は、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイからM U F G ルクスマネジメントカンパニーＳ．Ａ．に、管理会社、管理事務代行会社および保管会社は、ミツビシU F J グローバルカストディ・エス・エイからルクセンブルク三菱U F J インベスターサービス銀行Ｓ．Ａ．に名称を変更した。

(3)【投資有価証券明細表等】

東京海上ストラテジック・トラスト -
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
投資有価証券およびその他の純資産明細表
2016年2月29日現在

銘柄	通貨	名目価額 / 数量	取得原価 (注記2)	時価 (注記2)	純資産 比率
		(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	%
公認の証券取引所への上場が認可されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券					
債券					
ケイマン諸島					
MIZUHO FINANCIAL GROUP CAYMAN 2 LTD 4.2% 07/18/2022	米ドル	2,000,000	2,003,038.25	2,067,540.00	4.27%
MIZUHO FINANCIAL GROUP CAYMAN 3 LTD 4.6% 03/27/2024	米ドル	1,800,000	1,824,132.00	1,855,835.95	3.84%
MUFG CAPITAL FINANCE 5 LTD FRN PERPETUAL	英ポンド	2,250,000	3,613,200.76	3,190,504.34	6.59%
			7,440,371.01	7,113,880.29	14.70%
日本					
BANK OF TOKYO-MITSUBISHI UFJ LTD/THE 3.2% 02/26/2023	米ドル	600,000	599,676.00	610,212.02	1.26%
DAI-ICHI LIFE INSURANCE CO LTD/THE FRN PERPETUAL	米ドル	2,600,000	2,600,000.00	2,717,129.93	5.62%
EAST JAPAN RAILWAY CO 4.75% 12/08/2031	英ポンド	2,000,000	3,075,521.01	3,413,456.02	7.05%
FUKOKU MUTUAL LIFE INSURANCE CO FRN PERPETUAL	米ドル	3,670,000	3,683,900.00	3,680,679.71	7.61%
JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION/JAPAN 2.75% 01/21/2026	米ドル	1,950,000	2,006,745.00	2,009,767.55	4.15%
JAPAN FINANCE ORGANIZATION FOR MUNICIPALITIES 2.375% 02/13/2025	米ドル	1,800,000	1,804,482.00	1,784,591.95	3.69%
JAPAN FINANCE ORGANIZATION FOR MUNICIPALITIES 4% 01/13/2021	米ドル	900,000	892,530.00	988,254.00	2.04%
NETS COMMERCE INC 4.0% 01/13/2021	米ドル	900,000	892,530.00	988,254.00	2.04%
MITSUI SUMITOMO INSURANCE CO LTD FRN 03/15/2072	米ドル	3,000,000	3,069,389.44	3,461,520.08	7.15%
NIPPON LIFE INSURANCE CO FRN 10/18/2042	米ドル	3,600,000	3,730,710.52	3,761,171.91	7.77%
SOMPO JAPAN INSURANCE INC FRN 03/28/2073	米ドル	3,600,000	3,616,562.07	3,791,952.03	7.84%
SUMITOMO MITSUI BANKING CORP 3.95% 01/12/2022	米ドル	2,400,000	2,392,344.00	2,549,640.01	5.27%
SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC 4.436% 04/02/2024	米ドル	1,800,000	1,861,884.00	1,849,085.95	3.82%
TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT 1.625% 06/06/2018	米ドル	2,000,000	2,010,960.00	2,004,519.96	4.14%
			31,344,704.04	32,621,981.12	67.42%
米国					
NISSAN MOTOR ACCEPTANCE CORP 2.125% 03/03/2020	米ドル	1,950,000	1,962,889.50	1,942,161.00	4.01%
TOYOTA MOTOR CREDIT CORP 3.3% 01/12/2022	米ドル	3,350,000	3,463,688.85	3,519,409.47	7.27%
			5,426,578.35	5,461,570.47	11.29%

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト -
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
投資有価証券およびその他の純資産明細表（続き）
2016年２月29日現在

銘柄	通貨	名目価額／数量 (米ドル)	取得原価 (注記２) (米ドル)	時価 (注記２) (米ドル)	純資産 比率 %
投資有価証券合計			44,211,653.40	45,197,431.88	93.41%
銀行預金				1,007,468.74	2.08%
その他の純資産／（負債）				2,182,758.04	4.51%
純資産				48,387,658.66	100.00%

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト -
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
投資の地域別内訳（未監査）
2016年２月29日現在

	純資産比率（％）
日本	67.42%
ケイマン諸島	14.70%
米国	11.29%
	93.41%

[次へ](#)

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT FEBRUARY 29, 2016

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND	Combined
	USD	JPY	USD
ASSETS			
Investments in securities at cost value (note 2)	44,211,653.40	67,498,831,461	642,207,945.41
Unrealized appreciation/(depreciation)	985,778.48	1,018,182,735	10,006,223.53
Investments in securities at market value (note 2)	45,197,431.88	68,517,014,196	652,214,168.94
Cash at banks (note 2)	1,007,468.74	3,017,840,773	27,743,599.62
Interest receivable (note 2)	520,823.89	1,542,271,329	14,184,357.26
Formation expenses (note 2)	-	54	0.48
Receivable for units subscribed	-	1,764,689	15,634.01
Unrealized appreciation on forward foreign exchange contracts (notes 2, 10)	1,880,425.95	5,654,688,419	51,977,333.32
Unrealized appreciation on spot exchange transaction	-	2,596,106	22,999.83
Total Assets	48,606,150.46	78,736,175,566	746,158,093.46
LIABILITIES			
Accrued expenses (note 3)	(120,610.51)	(125,895,530)	(1,235,964.04)
Payable on investments purchased	-	(1,086,096,005)	(9,622,113.00)
Payable for units redeemed	(28,700.30)	(187,638,081)	(1,691,053.18)
Unrealized depreciation on forward foreign exchange contracts (notes 2, 10)	(69,180.99)	(2,334,875,259)	(20,754,676.09)
Total Liabilities	(218,491.80)	(3,734,504,875)	(33,303,806.31)
TOTAL NET ASSETS	48,387,658.66	75,001,670,691	712,854,287.15
UNITS OUTSTANDING			
AUD-Hedged AUD Class Units	-	6,309,662,273	
AUD Class Units	-	470,223.9762	
Resources Currency Basket Class Units	-	13,246.0485	
BRL-Hedged Class Units	1,131,833.00	-	
BRL Class Units	-	1,777,859.4670	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND
	USD	JPY
UNITS OUTSTANDING (continued)		
CNY-Hedged Class Units	540.00	-
EUR Class Units	-	2,635.4160
IDR-Hedged Class Units	35,130.00	-
JPY Class Units	-	3,225,977.5929
MXN Class Units	-	59,888.0707
RUB Class Units	-	204,278.3844
TRY Class Units	-	20,141.6330
USD-Hedged USD Class Units	-	17,623,532,796
USD-Hedged Class Units	95,800.00	-
USD Class Units	-	385,620.7487
NET ASSET VALUE PER UNIT		
AUD-Hedged AUD Class Units (expressed in AUD)	-	0.008824
AUD Class Units (expressed in JPY)	-	9,285
Resources Currency Basket Class Units (expressed in JPY)	-	7,042
BRL-Hedged Class Units (expressed in USD)	31.31	-
BRL Class Units (expressed in JPY)	-	4,941
CNY-Hedged Class Units (expressed in USD)	115.62	-
EUR Class Units (expressed in JPY)	-	11,619
IDR-Hedged Class Units (expressed in USD)	64.92	-
JPY Class Units (expressed in JPY)	-	9,715
MXN Class Units (expressed in JPY)	-	7,591
RUB Class Units (expressed in JPY)	-	4,693
TRY Class Units (expressed in JPY)	-	6,978
USD-Hedged USD Class Units (expressed in USD)	-	0.009333
USD-Hedged Class Units (expressed in USD)	110.74	-
USD Class Units (expressed in JPY)	-	14,982

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 29, 2016

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND	Combined
	USD	JPY	USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	66,086,717.12	110,820,857,382	1,047,888,332.91*
INCOME			
Interest on bank account (note 2)	-	1,350,252	11,962.37
Interest on bonds, net (note 2)	2,255,234.73	5,066,096,859	47,137,598.93
Other income	-	479,819	4,250.88
Total Income	2,255,234.73	5,067,926,930	47,153,812.18
EXPENSES			
Administration, management and custodian fees (note 6)	(63,549.72)	(125,511,579)	(1,175,501.69)
Agent company fees (note 9)	(25,349.44)	(15,308,143)	(160,969.75)
Amortization of formation expenses (note 2)	-	(510,606)	(4,523.64)
Distribution fees (note 8)	(253,723.47)	(181,554,605)	(1,862,180.66)
Investment advisory fees (note 4)	(354,696.77)	(604,477,056)	(5,709,975.23)
Interest paid on overdraft	-	(13,816)	(122.40)
Other fees	(107,367.59)	(14,481,203)	(235,661.76)
Other taxes	-	(12,150,676)	(107,647.18)
Professional fees	(29,282.12)	(2,040,580)	(47,360.35)
Sub-custodian fees	(3,585.37)	(3,929,013)	(38,393.90)
Sub-manager fees (note 7)	(12,709.93)	(25,109,420)	(235,163.26)
Trustee fees (note 5)	(10,069.57)	(9,999,192)	(98,655.99)
Total Expenses	(860,333.98)	(995,085,889)	(9,676,155.81)

* The opening balance was combined using the foreign exchange rates as at February 29, 2016. The same net assets when combined using the foreign exchange rate ruling as at February 28, 2015 reflected a figure of USD 993,108,820.78.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 29, 2016 (continued)

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND	Combined
	USD	JPY	USD
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	1,394,900.75	4,072,841,041	37,477,656.37
Net realized gain/(loss) on investments (note 2)	2,241,662.68	1,893,673,011	19,018,389.24
Net realized gain/(loss) on currencies and forward foreign exchange contracts (note 2)	(12,809,025.30)	6,535,797,094	45,093,938.99
NET REALIZED GAIN/(LOSS) FOR THE YEAR	(10,567,362.62)	8,429,470,105	64,112,328.23
Change in net unrealized appreciation/depreciation:			
- on investments	(4,003,389.35)	(25,001,847,036)	(225,503,695.32)
- on forward foreign exchange contracts (note 2)	4,726,768.46	4,517,211,906	44,746,364.53
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities (note 2)	139,071.37	(1,509,450,214)	(13,233,688.00)
	862,450.48	(21,994,085,344)	(193,991,018.79)
NET INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(8,310,011.39)	(9,491,774,198)	(92,401,034.19)
Subscriptions			
AUD-Hedged AUD Class Units	-	1,015,806,585	8,999,393.89
AUD Class Units	-	1,191,000,000	10,551,495.02
Resources Currency Basket Class Units	-	85,800,000	760,132.89
BRL-Hedged Class Units	14,525,691.90	-	14,525,691.90
BRL Class Units	-	6,950,000,000	61,572,535.99
CNY-Hedged Class Units	12,074.00	-	12,074.00
EUR Class Units	-	18,050,000	159,911.41
IDR-Hedged Class Units	20,097.00	-	20,097.00

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 29, 2016 (continued)

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND	Combined
	USD	JPY	USD
Subscriptions (continued)			
JPY Class Units	-	1,497,700,000	13,268,660.02
MXN Class Units	-	173,200,000	1,534,440.75
RUB Class Units	-	1,595,590,000	14,135,902.55
TRY Class Units	-	103,250,000	914,728.68
USD-Hedged USD Class Units	670,704.06	4,318,990,345	38,934,184.41
USD Class Units	-	660,804,000	5,854,299.00
Redemptions			
AUD-Hedged AUD Class Units	-	(3,163,188,241)	(28,023,816.09)
AUD Class Units	-	(1,019,000,000)	(9,027,685.49)
Resources Currency Basket Class Units	-	(107,800,000)	(955,038.76)
BRL-Hedged Class Units	(9,657,689.38)	-	(9,657,689.38)
BRL Class Units	-	(2,990,000,000)	(26,489,479.51)
EUR Class Units	-	(21,900,000)	(194,019.93)
IDR-Hedged Class Units	(466,227.10)	-	(466,227.10)
JPY Class Units	-	(11,291,100,000)	(100,031,893.69)
MXN Class Units	-	(250,500,000)	(2,219,269.10)
RUB Class Units	-	(808,570,000)	(7,163,410.85)
TRY Class Units	-	(55,180,000)	(488,859.36)
USD-Hedged USD Class Units	(4,550,384.80)	(12,140,290,850)	(112,105,563.98)
USD Class Units	-	(2,490,960,000)	(22,068,305.65)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS AND CHANGES IN NET ASSETS
FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 29, 2016 (continued)

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND	Combined
	USD	JPY	USD
Dividends (note 11)			
AUD-Hedged AUD Class Units	-	(604,066,178)	(5,351,638.34)
AUD Class Units	-	(620,364,826)	(5,496,033.90)
Resources Currency Basket Class Units	-	(27,397,939)	(242,728.14)
BRL-Hedged Class Units	(9,353,100.85)	-	(9,353,100.85)
BRL Class Units	-	(3,338,880,735)	(29,580,338.74)
CNY-Hedged Class Units	(1,570.00)	-	(1,570.00)
EUR Class Units	-	(2,338,078)	(20,713.87)
IDR-Hedged Class Units	(317,992.50)	-	(317,992.50)
JPY Class Units	-	(2,815,242,283)	(24,941,238.39)
MXN Class Units	-	(73,150,330)	(648,064.94)
RUB Class Units	-	(301,190,677)	(2,668,355.94)
TRY Class Units	-	(33,179,094)	(293,945.46)
USD-Hedged USD Class Units	(270,649.40)	(1,368,676,959)	(12,396,248.15)
USD Class Units	-	(414,627,233)	(3,673,330.97)
	(9,389,047.07)	(26,327,412,493)	(242,633,011.57)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	48,387,658.66	75,001,670,691	712,854,287.15

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST
TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND
CURRENCY SELECTION

CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS (UNAUDITED)

	Year ended February 29, 2016	Year ended February 28, 2015	Year ended February 28, 2014
BRL-Hedged Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	977,613.00	1,212,850.00	1,544,620.00
Number of units issued	406,198.00	156,748.00	223,734.00
Number of units redeemed	(251,978.00)	(391,985.00)	(555,504.00)
Number of units outstanding at the end of the year	1,131,833.00	977,613.00	1,212,850.00
CNY-Hedged Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	440.00	1,000.00	4,300.00
Number of units issued	100.00	-	-
Number of units redeemed	-	(560.00)	(3,300.00)
Number of units outstanding at the end of the year	540.00	440.00	1,000.00
IDR-Hedged Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	42,346.00	62,239.00	87,994.00
Number of units issued	300.00	289.00	5,829.00
Number of units redeemed	(7,516.00)	(20,182.00)	(31,584.00)
Number of units outstanding at the end of the year	35,130.00	42,346.00	62,239.00
USD-Hedged Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	130,715.00	137,510.00	233,982.00
Number of units issued	6,055.00	48,265.00	41,213.00
Number of units redeemed	(40,970.00)	(55,060.00)	(137,685.00)
Number of units outstanding at the end of the year	95,800.00	130,715.00	137,510.00

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST
TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND
CURRENCY SELECTION

STATISTICAL INFORMATION (UNAUDITED)

	Year ended February 29, 2016	Year ended February 28, 2015	Year ended February 28, 2014
BRL-Hedged Class Units (expressed in USD)			
Net asset value per unit at the end of the year	31.31	49.63	65.36
Total Net Assets	35,435,322.28	48,519,441.42	79,273,419.67
CNY-Hedged Class Units (expressed in USD)			
Net asset value per unit at the end of the year	115.62	117.39	114.41
Total Net Assets	62,433.56	51,649.85	114,408.04
IDR-Hedged Class Units (expressed in USD)			
Net asset value per unit at the end of the year	64.92	67.96	76.23
Total Net Assets	2,280,557.09	2,878,041.96	4,744,483.50
USD-Hedged Class Units (expressed in USD)			
Net asset value per unit at the end of the year	110.74	111.98	108.19
Total Net Assets	10,609,345.73	14,637,583.89	14,877,285.37

[次へ](#)

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016

NOTE 1 GENERAL

Tokio Marine Strategic Trust (the "Trust") is an umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands by a trust deed made on May 21, 2010 between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee") and Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (the "Manager").

The Trust has the following Series and Classes as at February 29, 2016:

- Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection

- BRL-Hedged Class Units
- CNY-Hedged Class Units
- IDR-Hedged Class Units
- USD-Hedged Class Units

The objective of the series trust is primarily to seek to produce stable income gains and increase the series trust's assets over the medium to long term through investing in government bonds, corporate bonds, preferred investment securities, certificates of deposit (CDs), and commercial papers (CPs) (collectively, the "Underlying Securities"), issued by Japanese Issuers either in Japan or overseas.

The series trust primarily intends to invest in the Underlying Securities. However, the series trust may temporarily acquire short-term financial instruments, government bonds, local government bonds, or government-guaranteed bonds, issued by other than Japanese Issuers, mainly for the purpose of ensuring the series trust's liquidity. In this case, the ratio of investment in the Underlying Securities may decrease. In order to mitigate issuer credit risk, the series trust also plans to make diversified investments, rather than investments concentrated on specific issuers.

The series trust will, in principle, enter into the following currency hedging transactions:

- (a) For assets denominated in currencies other than the US dollar, the Sub-Investment Manager will, in principle, hedge to the US dollar all assets denominated in currencies other than the US dollar by utilizing foreign currency forwards, non-deliverable forwards (NDFs);

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

(b) For assets denominated in US dollar, and assets effectively denominated in US dollar after being hedged to the US dollar in accordance with (a) above, and attributable to the BRL-Hedged Class Units, the CNY-Hedged Class Units and the IDR-Hedged Class Units (each a “Hedged Class”), the Investment Manager will, in principle, hedge US dollar exposure to the relevant Hedging Reference Currency by entering into currency hedging transactions in respect of the following Hedged Classes, by utilizing foreign currency forwards and non-deliverable forwards, etc. upon consideration of the difference in interest between the US dollar and the relevant Hedging Reference Currency:

(i) BRL-Hedged Class Units: The Investment Manager will enter into currency hedging transactions in respect of the BRL-Hedged Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Brazilian Real against the US dollar;

(ii) CNY-Hedged Class Units: The Investment Manager will enter into currency hedging transactions in respect of the CNY-Hedged Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Chinese Yuan against the US dollar; and

(iii) IDR-Hedged Class Units: The Investment Manager will enter into currency hedging transactions in respect of the IDR-Hedged Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Indonesian Rupiah against the US dollar.

Generally, if the applicable Hedging Reference Currency appreciates against the US dollar, the relevant Hedged Class is expected to gain profit on foreign exchange, whereas if the Hedging Reference Currency depreciates against the US dollar, the relevant Hedged Class is expected to incur a loss on foreign exchange. Generally, Classes other than USD-Hedged Class Units which are hedged to currencies with higher short-term interest rates than the US dollar will be expected to benefit from hedging premiums, while Classes other than USD-Hedged Class Units which are hedged to currencies with lower short-term interest rates than US dollars will be expected to bear hedging costs.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

- Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund

- AUD-Hedged AUD Class Units
- AUD Class Units
- Resources Currency Basket Class Units
- BRL Class Units
- EUR Class Units
- JPY Class Units
- MXN Class Units
- RUB Class Units
- TRY Class Units
- USD-Hedged USD Class Units
- USD Class Units

The objective of the series trust is primarily to seek to produce stable income gains and increase the series trust's assets over the medium to long-term through investing mainly in hybrid securities (" Hybrid Securities "), issued by financial institutions worldwide.

The series trust will invest in securities that, at the time of their acquisition, are rated Baa3 or above by Moody's Investors Service ("Moody's") or BBB- or above by Standard & Poor's Rating Services (" Standard & Poor's "), or an equivalent long term rating by Fitch Ratings or any other rating agency chosen by the Sub-Investment Manager upon consultation with the Investment Manager. Investment in unrated securities will be limited to securities that are judged by the Sub-Investment Manager upon consultation with the Investment Manager to be of a grade equivalent to Baa3 or BBB-.

In addition to investing in Hybrid Securities, the series trust may temporarily acquire short-term financial instruments, corporate bonds issued by financial institutions worldwide, government bonds, local government bonds, or government-guaranteed bonds, mainly for the purpose of ensuring the series trust's liquidity. In this case, the ratio of investment in the Hybrid Securities may decrease. In order to mitigate issuer credit risk, the series trust also plans to make diversified investments, rather than investments concentrated on specific issuers.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

The series trust will, in principle, enter into the following currency hedging transactions:

(a) For assets denominated in currencies other than the US dollar, the Sub-Investment Manager will, in principle, hedge to the US dollar all assets denominated in currencies other than the US dollar by utilizing foreign currency forwards, non-deliverable forwards ("NDFs"), and similar derivative instruments. The Sub-Investment Manager will seek to mitigate the foreign currency risk by such currency hedging transactions with respect to USD-Hedged USD Class Units.

(b) For assets denominated in US dollar, and assets effectively denominated in US dollar after being hedged to the US dollar in accordance with (a) above, and attributable to, respectively, the AUD-Hedged Class Units, the BRL Class Units, the EUR Class Units, the JPY Class Units and the Resources Currency Basket Class Units, the Investment Manager will, in principle, hedge US dollar exposure to the relevant Hedging Reference Currency by entering into currency hedging transactions in respect of such class, by utilizing foreign currency forwards, NDFs, and similar derivative instruments upon consideration of the difference in interest between the US dollar and the relevant Hedging Reference Currency:

(i) AUD Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the AUD Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Australian Dollar against the Japanese Yen.

(ii) AUD-Hedged AUD Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the AUD-Hedged AUD Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Australian Dollar against the Japanese Yen.

(iii) BRL Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the BRL Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Brazilian Real against the Japanese Yen.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

(iv) EUR Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the EUR Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the EURO against the Japanese Yen.

(v) JPY Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the JPY Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the US dollar against the Japanese Yen.

(vi) Resources Currency Basket Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the Resources Currency Basket Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Brazilian Real, the Australian Dollar and the South African Rand against the Japanese Yen. Exposure to each currency is intended to be approximately one-third of the Net Asset Value of this class of Units.

(vii) MXN Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the MXN Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the Mexican Peso against the Japanese Yen.

(viii) RUB Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the RUB Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the Russian Ruble against the Japanese Yen.

(ix) TRY Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the TRY Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the Turkish Lira against the Japanese Yen.

The Series Trust is hedged to the US dollar, as stated above, and is also hedged to the AUD in respect of the AUD-Hedged AUD Class Units. The Series Trust intends to mitigate the exposure to fluctuations of the US dollar against the AUD. However, the Net Asset Value may be exposed to the fluctuations of the US dollar as it is impossible to completely eliminate the US dollar exposure. In addition, when the interest rate referable to the AUD is lower than that of the US dollar, the amount equivalent to the difference in interest rates is the hedging cost.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

Currency rates may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by governments, central banks or supranational entities such as the International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments. As a result, the Series Trust's investments in foreign currency-denominated debt securities may reduce its returns.

With respect to the AUD-Hedged AUD Class Units and the USD-Hedged USD Class Units, if a subscription for Units is made in Japanese Yen, the Japanese Yen amount which the Unit holders may receive when repurchasing the Units may be less than the Japanese Yen amount invested by the Unit holders, due to fluctuations in exchange rates between Japanese Yen and Australian Dollar or US dollar since the net asset value of AUD-Hedged AUD Class Units and USD-Hedged USD Class Units are calculated in Australian Dollar or US dollar, respectively.

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

Presentation of financial statements

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

The combined account of the Trust are expressed in USD and the accounts of the series-trusts are kept in currency of each series-trust. The combined statement of net assets and the combined statement of operations and changes in net assets are the sum of the statements of net assets, the statement of operations and changes in net assets of each series trust converted with the exchange rate prevailing at year-end.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

The financial statements of the Trust as at February 29, 2016 have been prepared as described below:

Cash and Cash Equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash in current accounts.

Investment Valuation

The assets of the Trust are valued as follows:

Investments listed on a stock exchange or traded on any other organized market shall be valued at the last available price, provided the value of any Investment listed on a stock exchange, but acquired or traded at a premium or at a discount outside or off the relevant stock exchange or on an over-the-counter market, shall be valued taking into account the level of premium or discount as at the date of valuation of the Investment;

Unlisted securities are valued at fair market value as determined in good faith by the Manager, taking into consideration as the Manager deems appropriate, recent transactions in the same or similar securities and valuation information obtained from broker-dealers or recognized quotation services.

Securities Trading

Investments are recorded on trade date basis. Realized gains and losses on options and futures are computed by use of the average cost method. As far as the realized gains and losses on bonds, they are computed by use of the average cost method.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Foreign Currency Translation

The reference currencies for Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund and Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection are JPY and USD respectively.

Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at rates of exchange prevailing at the date of the financial statements. Transactions in foreign currencies are translated at the rates of exchange prevailing on the date of the transaction. Exchange gains or losses are included in statement of operations and changes in net assets.

Currency exchange rates as at February 29, 2016 are as follows:

1 USD =	1.400070	AUD	1 JPY =	0.008859	USD
1 USD =	3.979300	BRL	1 JPY =	0.006357	GBP
1 USD =	1.354600	CAD	1 JPY =	0.008154	EUR
1 USD =	6.547100	CNY			
1 USD =	0.920344	EUR			
1 USD =	0.717566	GBP			
1 USD =	13,372.000000	IDR			
1 USD =	112.875000	JPY			
1 USD =	18.087000	MXN			
1 USD =	0.013325	RUB			
1 USD =	2.954800	TRY			
1 USD =	15.784900	ZAR			

Valuation of forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the closing date by reference to the forward rate of exchange applicable to the outstanding life of the contract. The unrealized appreciation or depreciation on open forward foreign exchange contracts is calculated as the difference between the contract rate and the rate to close out the contract. The change in unrealized appreciation or depreciation on those contracts is disclosed in the statement of operations and changes in net assets.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Taxation

The Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands that, in accordance with Section 81 of the Trusts Law (2009 Revision) of the Cayman Islands, for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust no laws of the Cayman Islands thereafter enacted imposing any tax or duty to be levied on income or on capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax shall apply to any property comprised in or income arising under the Trust or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income. No stamp duty is levied in the Cayman Islands on the transfer or repurchase of Units.

The Trust complies with the authoritative guidance on Accounting for Income Taxes which prescribes the minimum recognition threshold a tax position must meet in connection with accounting for uncertainties in income tax positions taken or expected to be taken by an entity before being measured and recognized in the financial statements. The Investment Manager has analyzed the Trust's tax positions taken on income tax returns on all jurisdictions for all open tax years (since inception date) and has concluded that no provision for income tax is required in the Trust's financial statements. The Investment Manager is not aware of any tax events that are likely to occur in the next twelve months that would result in the amount of any unrecognized tax benefits or liabilities significantly increasing or decreasing for the Trust.

Certain dividend income and certain capital gains income realized by the Trust may be subject to income or withholding taxes in the source jurisdiction.

Income recognition

Interest income is recognized on an accrual basis.

Formation expenses

The establishment costs are amortised within the first three financial years of the Series Trust unless the Trustees and the Manager decide that some other method shall be applied.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 3 ACCRUED EXPENSES

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND
	USD	JPY
Administration, management and custodian fees (note 6)	8,761.35	16,327,657
Agent company fees (note 9)	3,482.51	2,006,430
Distribution fees (note 8)	35,062.56	23,796,248
Investment advisory fees (note 4)	48,544.95	78,698,087
Other fees	1,511.39	180,959
Professional fees	19,856.16	313,788
Sub-manager fees (note 7)	1,752.25	3,265,529
Trustee fees (note 5)	1,639.34	1,306,832
TOTAL	120,610.51	125,895,530

NOTE 4 INVESTMENT ADVISORY FEES

Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection:

The Investment Manager's fee applicable to the Series Trust is 0.70% per annum of the Net Asset Value. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

The Sub-Investment Manager is entitled to receive from the Investment Manager out of its own assets a fee of 0.42% per annum of the Net Asset Value. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 4 INVESTMENT ADVISORY FEES (continued)

Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund:

The Investment Manager is entitled to receive a fee per annum of Net Asset Value out of the Deposited Property of the Service Trust attributable to the classes:

• AUD-Hedged AUS Class Units	0.797%
• AUD Class Units	0.517%
• Resources Currency Basket Class Units	0.517%
• BRL Class Units	0.517%
• EUR Class Units	0.517%
• JPY Class Units	0.517%
• MXN Class Units	0.517%
• RUB Class Units	0.517%
• TRY Class Units	0.517%
• USD-Hedged USD Class Units	0.797%
• USD Class Units	0.517%

The Sub-Investment Manager will be entitled to receive from the Investment Manager out of its own assets a fee of 0.4782% per annum of the Net Asset Value. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 5 TRUSTEE FEES

The Trustee is entitled to receive for its own account the amount of the Trustee's Fees. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears. The Trustee's Fees applicable to each series trust are 0.01% per annum of the net asset value of such series trust, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum per series trust. In addition, the Trustee is entitled to receive from each series trust for all out-of-pocket expenses properly incurred in performing its obligation.

NOTE 6 ADMINISTRATION, MANAGEMENT AND CUSTODIAN FEES

The Manager, Custodian and Administration fees are accrued daily and payable quarterly in arrears. These fees applicable are 0.125% of the net asset value of the series trust. In addition, the Manager is also entitled to receive from each series trust for all out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services provided.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 7 SUB-MANAGER FEES

The Sub-Manager is entitled to receive a fee of 0.025% per annum of the average net asset value of the series trust, calculated on each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

NOTE 8 DISTRIBUTION FEES

Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection:

The Distribution fee applicable is 0.50% per annum of the net asset value of the series trust. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund:

The Distribution fee applicable is 0.593% per annum of the net asset value of the series trust attributable to AUD-Hedged AUD Class Units and USD-Hedged USD Class Units.

Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 9 AGENT COMPANY FEES

Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection:

The Agent Company fee applicable is 0.05% per annum of the Net Asset Value per Unit of each of the Units. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund:

The Agent Company fee applicable is 0.05% per annum of the Net Asset Value per Unit of the series trust attributable to AUD-Hedged AUD Class Units and USD-Hedged USD Class Units. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 29, 2016

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation (USD)	Counterparty
02/03/2016	04/18/2016	GBP	2,947,000.00	USD	4,265,281.51	157,668.45	UBS AG, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	GBP	1,794,914.82	USD	2,597,798.17	95,994.45	GOLDMAN SACHS INTL, LONDON
02/09/2016	04/18/2016	GBP	110,935.83	USD	160,000.00	5,374.46	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	USD	18,360.18	JPY	2,186,660	1,041.90	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
TOTAL						260,079.26	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) (USD)	Counterparty
02/03/2016	04/18/2016	USD	28,945.20	GBP	20,000.00	(1,068.63)	DEUTSCHE BANK AG, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	JPY	3,414,145	USD	28,666.93	(1,626.54)	DEUTSCHE BANK AG, LONDON
TOTAL						(2,695.17)	

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION - BRL-Hedged Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation (USD)	Counterparty
01/21/2016	04/11/2016	USD	20,745,600.00	BRL	88,210,291.20	1,165,373.14	CITIBANK, TOKYO
01/21/2016	04/11/2016	USD	5,925,000.00	BRL	25,207,912.50	336,513.10	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						1,501,886.24	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) (USD)	Counterparty
01/28/2016	04/11/2016	BRL	3,361,000.00	USD	808,807.60	(26,047.15)	CITIBANK, TOKYO
02/10/2016	04/11/2016	USD	8,000,000.00	BRL	32,044,000.00	(40,438.67)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(66,485.82)	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION - CNY-Hedged Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation (USD)	Counterparty
01/21/2016	04/11/2016	USD	60,400.00	CNY	404,764.56	1,304.74	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						1,304.74	

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION - IDR-Hedged Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation (USD)	Counterparty
01/21/2016	04/11/2016	USD	2,163,000.00	IDR	30,708,111,000.00	117,155.71	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						117,155.71	

As at February 29, 2016, the unrealized appreciation on these contracts was USD 1,880,425.95, the unrealized depreciation on these contracts was USD 69,180.99. These are disclosed in the statement of net assets.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
02/03/2016	04/18/2016	GBP	58,418,620.50	JPY	9,975,274,242	798,427,821	DEUTSCHE BANK AG, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	GBP	52,644,921.93	JPY	8,989,820,958	719,951,536	UBS AG, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	EUR	77,327,766.20	JPY	10,181,998,533	698,391,592	DEUTSCHE BANK AG, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	EUR	45,911,590.28	JPY	5,931,214,286	300,539,851	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	EUR	14,042,093.67	JPY	1,814,132,508	91,986,589	UBS AG, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	USD	2,648,629.17	JPY	315,443,789	16,937,210	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	USD	2,239,350.13	JPY	266,613,087	14,233,194	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	EUR	1,707,921.64	JPY	220,649,578	11,187,204	HSBC BANK PLC, LONDON
02/04/2016	04/18/2016	USD	1,356,333.39	JPY	158,822,549	5,960,667	UBS AG, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	EUR	777,561.25	JPY	101,274,704	5,913,288	HSBC BANK PLC, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	USD	859,069.03	JPY	102,180,180	5,361,131	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
02/08/2016	04/18/2016	USD	1,322,635.24	JPY	152,837,310	3,773,287	UBS AG, LONDON
02/08/2016	04/18/2016	USD	1,329,243.09	JPY	153,316,310	3,507,567	HSBC BANK PLC, LONDON
02/10/2016	04/18/2016	USD	1,605,472.92	JPY	183,800,386	2,859,908	UBS AG, LONDON
02/10/2016	04/18/2016	USD	1,604,043.87	JPY	183,333,124	2,553,703	UBS AG, LONDON
02/09/2016	04/18/2016	USD	1,234,737.04	JPY	141,307,017	2,149,322	UBS AG, LONDON
02/15/2016	04/18/2016	USD	1,156,072.00	JPY	132,348,328	2,056,364	UBS AG, LONDON
02/09/2016	04/18/2016	USD	1,118,943.21	JPY	128,106,978	1,999,513	UBS AG, LONDON
02/22/2016	04/18/2016	EUR	779,760.00	JPY	97,119,809	1,488,735	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
02/09/2016	04/18/2016	USD	818,694.59	JPY	93,692,990	1,424,233	DEUTSCHE BANK AG, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	USD	196,746.64	JPY	23,467,882	1,294,085	UBS AG, LONDON
02/22/2016	04/18/2016	EUR	670,240.00	JPY	83,485,765	1,286,407	HSBC BANK PLC, LONDON
02/25/2016	04/18/2016	EUR	670,000.00	JPY	83,259,473	1,089,549	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
02/09/2016	04/18/2016	USD	546,823.03	JPY	62,597,904	969,695	HSBC BANK PLC, LONDON
TOTAL						2,695,342,451	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND (continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
02/25/2016	04/18/2016	USD	700,000.00	JPY	78,701,336	(190,269)	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
02/26/2016	04/18/2016	JPY	722,891,956	GBP	4,600,000.00	(288,560)	UBS AG, LONDON
02/12/2016	04/18/2016	USD	3,197,270.81	JPY	360,000,000	(339,749)	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	JPY	23,467,882	AUD	279,833.36	(992,746)	UBS AG, LONDON
02/26/2016	04/18/2016	USD	6,434,595.00	JPY	722,891,952	(2,301,654)	UBS AG, LONDON
02/09/2016	04/18/2016	JPY	62,597,905	EUR	482,520.00	(3,420,843)	HSBC BANK PLC, LONDON
02/18/2016	04/18/2016	JPY	500,000,002	USD	4,398,062.67	(4,328,258)	DEUTSCHE BANK AG, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	JPY	97,564,897	USD	819,177.81	(5,241,680)	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
02/15/2016	04/18/2016	JPY	132,348,329	GBP	800,000.00	(6,678,173)	UBS AG, LONDON
02/09/2016	04/18/2016	JPY	128,106,978	EUR	987,480.00	(7,000,775)	UBS AG, LONDON
02/08/2016	04/18/2016	JPY	153,316,310	EUR	1,190,000.00	(7,372,714)	HSBC BANK PLC, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	JPY	141,307,011	USD	1,186,397.09	(7,597,340)	UBS AG, LONDON
02/10/2016	04/18/2016	JPY	183,333,124	EUR	1,430,000.00	(7,955,526)	UBS AG, LONDON
02/08/2016	04/18/2016	JPY	152,837,310	GBP	920,000.00	(8,316,631)	UBS AG, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	JPY	101,274,704	GBP	588,306.73	(8,858,956)	HSBC BANK PLC, LONDON
02/10/2016	04/18/2016	JPY	500,000,005	USD	4,357,207.34	(8,932,750)	MORGAN STANLEY AND CO, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	JPY	102,180,180	GBP	593,566.66	(8,938,162)	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
02/10/2016	04/18/2016	JPY	183,800,387	GBP	1,110,000.00	(9,433,046)	UBS AG, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	JPY	220,649,576	USD	1,870,148.58	(9,879,544)	HSBC BANK PLC LONDON
02/03/2016	04/18/2016	JPY	192,200,579	USD	1,613,815.45	(10,319,879)	DEUTSCHE BANK AG, LONDON
02/04/2016	04/18/2016	JPY	158,822,549	GBP	930,000.00	(12,730,993)	UBS AG, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	JPY	266,613,089	EUR	2,045,087.29	(15,800,154)	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	JPY	1,814,132,503	USD	15,375,952.15	(81,227,452)	UBS AG, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	JPY	5,931,214,217	USD	50,270,895.78	(265,569,034)	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	JPY	8,989,820,823	USD	76,194,574.86	(402,517,586)	UBS AG, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	JPY	9,975,274,191	USD	84,546,932.70	(446,641,080)	DEUTSCHE BANK AG, LONDON
02/03/2016	04/18/2016	JPY	10,181,998,494	USD	84,670,037.60	(639,491,179)	DEUTSCHE BANK AG, LONDON
TOTAL						(1,982,364,733)	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - AUD Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
01/21/2016	04/11/2016	USD	39,271,700.00	JPY	4,624,138,733	197,160,200	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						197,160,200	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
02/12/2016	04/11/2016	JPY	78,434,128	USD	695,646.40	(16,039)	CITIBANK, TOKYO
02/12/2016	04/11/2016	AUD	985,000.00	JPY	78,434,129	(720,026)	CITIBANK, TOKYO
01/21/2016	04/11/2016	JPY	4,624,138,753	AUD	56,747,731.35	(63,916,717)	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						(64,652,782)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - AUD-Hedged AUD Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
01/21/2016	05/12/2016	USD	19,777,150.00	JPY	2,331,806,978	104,513,749	CITIBANK, TOKYO
01/21/2016	04/11/2016	USD	19,777,150.00	JPY	2,328,707,067	99,289,484	CITIBANK, TOKYO
02/02/2016	04/11/2016	AUD	1,400,000.00	JPY	118,280,930	5,777,563	CITIBANK, TOKYO
02/09/2016	04/11/2016	AUD	852,000.00	JPY	68,967,156	500,821	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						210,081,617	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
02/12/2016	04/11/2016	JPY	66,649,102	USD	591,122.88	(13,629)	CITIBANK, TOKYO
02/12/2016	04/11/2016	AUD	837,000.00	JPY	66,649,102	(611,840)	CITIBANK, TOKYO
02/09/2016	04/11/2016	JPY	68,967,156	USD	601,230.84	(1,192,244)	CITIBANK, TOKYO
02/02/2016	04/11/2016	JPY	118,280,930	USD	983,584.00	(7,404,516)	CITIBANK, TOKYO
01/21/2016	04/11/2016	JPY	2,328,707,077	AUD	28,578,044.62	(32,188,331)	CITIBANK, TOKYO
01/21/2016	05/12/2016	JPY	2,331,806,988	AUD	28,616,086.93	(37,680,160)	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						(79,090,720)	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - BRL Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
01/21/2016	05/12/2016	USD	31,013,000.00	JPY	3,752,948,505	260,279,191	CITIBANK, TOKYO
01/21/2016	04/11/2016	USD	31,013,000.00	JPY	3,717,712,406	221,711,845	CITIBANK, TOKYO
01/21/2016	05/12/2016	USD	9,463,550.00	JPY	1,145,657,690	79,877,189	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/21/2016	04/11/2016	USD	9,463,550.00	JPY	1,135,118,933	68,321,909	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/28/2016	04/11/2016	BRL	6,418,000.00	JPY	183,319,682	3,611,849	CITIBANK, TOKYO
02/04/2016	04/11/2016	BRL	2,084,000.00	JPY	61,717,008	3,363,763	CITIBANK, TOKYO
01/25/2016	04/11/2016	BRL	8,959,000.00	JPY	252,844,730	1,987,380	CITIBANK, TOKYO
01/22/2016	04/11/2016	BRL	6,239,000.00	JPY	175,626,613	930,887	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						640,084,013	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized depreciation (JPY)	Counterparty
02/12/2016	04/11/2016	JPY	182,124,325	USD	1,615,293.42	(37,242)	CITIBANK, TOKYO
02/12/2016	04/11/2016	BRL	6,540,000.00	JPY	182,124,325	(999,581)	CITIBANK, TOKYO
02/04/2016	04/11/2016	JPY	61,717,008	USD	526,887.97	(2,322,540)	CITIBANK, TOKYO
01/21/2016	04/11/2016	JPY	1,135,118,921	BRL	40,262,673.48	(7,740,019)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/22/2016	04/11/2016	JPY	175,626,613	USD	1,482,018.15	(8,563,243)	CITIBANK, TOKYO
01/28/2016	04/11/2016	JPY	183,319,681	USD	1,544,459.15	(9,217,529)	CITIBANK, TOKYO
01/25/2016	04/11/2016	JPY	252,844,730	USD	2,132,181.45	(12,490,442)	CITIBANK, TOKYO
01/21/2016	05/12/2016	JPY	1,145,657,691	BRL	40,636,483.70	(19,645,382)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/21/2016	04/11/2016	JPY	3,717,712,392	BRL	131,867,276.00	(25,349,913)	CITIBANK, TOKYO
01/21/2016	05/12/2016	JPY	3,752,948,471	BRL	133,117,099.90	(64,354,394)	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						(150,720,285)	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - EUR Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
01/21/2016	04/11/2016	USD	138,500.00	JPY	16,213,928	601,247	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/21/2016	05/12/2016	USD	138,500.00	JPY	16,196,903	599,099	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/09/2016	04/11/2016	EUR	5,300.00	JPY	688,682	38,679	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						1,239,025	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
02/09/2016	04/11/2016	JPY	688,682	USD	6,003.68	(11,906)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/21/2016	05/12/2016	JPY	16,196,903	EUR	127,569.82	(550,068)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/21/2016	04/11/2016	JPY	16,213,928	EUR	127,703.91	(552,058)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(1,114,032)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - JPY Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
01/05/2016	03/11/2016	USD	217,146,100.00	JPY	25,895,758,298	1,395,476,001	CITIBANK, TOKYO
01/22/2016	04/11/2016	USD	63,299,100.00	JPY	7,489,112,769	353,598,981	CITIBANK, TOKYO
02/12/2016	03/11/2016	JPY	264,295,003	USD	2,348,579.10	691,801	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						1,749,766,783	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized depreciation (JPY)	Counterparty
02/10/2016	03/11/2016	JPY	495,384,001	USD	4,331,396.65	(6,678,744)	CITIBANK, TOKYO
02/08/2016	03/11/2016	JPY	341,710,000	USD	2,958,809.93	(7,871,729)	CITIBANK, TOKYO
01/21/2016	03/11/2016	JPY	230,934,002	USD	1,970,224.89	(8,636,360)	CITIBANK, TOKYO
02/04/2016	03/11/2016	JPY	397,832,001	USD	3,398,240.37	(14,413,425)	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						(37,600,258)	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - MXN Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
01/21/2016	05/12/2016	USD	2,055,800.00	JPY	242,874,970	11,351,752	CITIBANK, TOKYO
01/21/2016	04/11/2016	USD	2,055,800.00	JPY	242,383,661	10,639,620	CITIBANK, TOKYO
01/28/2016	04/11/2016	MXN	1,473,000.00	JPY	9,500,249	351,684	CITIBANK, TOKYO
01/22/2016	04/11/2016	MXN	931,000.00	JPY	5,945,848	163,557	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						22,506,613	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
02/12/2016	04/11/2016	JPY	7,500,834	USD	66,526.25	(1,533)	CITIBANK, TOKYO
01/22/2016	04/11/2016	JPY	5,945,848	USD	50,173.80	(289,909)	CITIBANK, TOKYO
02/12/2016	04/11/2016	MXN	1,276,000.00	JPY	7,500,834	(424,196)	CITIBANK, TOKYO
01/28/2016	04/11/2016	JPY	9,500,249	USD	80,039.12	(477,684)	CITIBANK, TOKYO
01/21/2016	04/11/2016	JPY	242,383,661	MXN	38,337,380.72	(4,276,386)	CITIBANK, TOKYO
01/21/2016	05/12/2016	JPY	242,874,969	MXN	38,415,089.96	(5,127,100)	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						(10,596,808)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - Resources Currency Basket Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
01/21/2016	04/11/2016	USD	268,500.00	JPY	32,186,689	1,919,506	CITIBANK, TOKYO
01/21/2016	04/11/2016	USD	268,500.00	JPY	31,944,045	1,676,862	CITIBANK, TOKYO
01/21/2016	04/11/2016	USD	268,500.00	JPY	31,615,164	1,347,981	CITIBANK, TOKYO
01/21/2016	04/11/2016	JPY	31,944,044	ZAR	4,526,910.00	112,939	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						5,057,288	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - Resources Currency Basket Class Units
(continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
02/12/2016	04/11/2016	JPY	716,657	USD	6,356.16	(147)	CITIBANK, TOKYO
02/12/2016	04/11/2016	JPY	751,889	USD	6,668.64	(154)	CITIBANK, TOKYO
02/12/2016	04/11/2016	JPY	773,745	USD	6,862.48	(159)	CITIBANK, TOKYO
02/12/2016	04/11/2016	BRL	27,000.00	JPY	751,889	(4,127)	CITIBANK, TOKYO
02/12/2016	04/11/2016	ZAR	110,000.00	JPY	773,745	(5,212)	CITIBANK, TOKYO
02/12/2016	04/11/2016	AUD	9,000.00	JPY	716,657	(6,579)	CITIBANK, TOKYO
01/21/2016	04/11/2016	JPY	32,186,689	BRL	1,141,662.00	(219,471)	CITIBANK, TOKYO
01/21/2016	04/11/2016	JPY	31,615,164	AUD	387,983.35	(436,997)	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						(672,846)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - RUB Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
01/21/2016	05/12/2016	USD	4,110,400.00	JPY	496,314,415	33,403,121	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/21/2016	04/11/2016	JPY	492,593,917	RUB	353,741,024.00	32,562,389	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/21/2016	04/11/2016	USD	4,110,400.00	JPY	492,593,918	29,241,108	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/21/2016	05/12/2016	JPY	496,314,415	RUB	356,412,784.00	28,247,695	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/28/2016	04/11/2016	RUB	11,664,000.00	JPY	17,674,700	358,577	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/04/2016	04/11/2016	RUB	3,664,000.00	JPY	5,512,234	72,739	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						123,885,629	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 10 FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - RUB Class Units (continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
01/22/2016	04/11/2016	RUB	16,116,000.00	JPY	23,813,306	(112,161)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/18/2016	04/11/2016	RUB	26,286,000.00	JPY	38,848,592	(175,038)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/09/2016	04/11/2016	JPY	11,323,453	USD	98,713.79	(195,750)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/04/2016	04/11/2016	JPY	5,512,234	USD	47,058.82	(207,437)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/18/2016	04/11/2016	JPY	38,848,592	USD	341,931.71	(303,677)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/09/2016	04/11/2016	RUB	7,905,000.00	JPY	11,323,453	(412,140)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/28/2016	04/11/2016	JPY	17,674,700	USD	148,908.46	(888,705)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/22/2016	04/11/2016	JPY	23,813,306	USD	200,947.63	(1,161,095)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(3,456,003)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - TRY Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
01/21/2016	05/12/2016	USD	612,150.00	JPY	74,050,335	5,110,293	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/21/2016	04/11/2016	USD	612,150.00	JPY	73,422,589	4,416,793	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/09/2016	04/11/2016	TRY	59,000.00	JPY	2,260,755	37,714	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						9,564,800	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale	Ccy	Purchase	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
02/09/2016	04/11/2016	JPY	2,260,755	USD	19,708.45	(39,082)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/21/2016	04/11/2016	JPY	73,422,589	TRY	1,897,358.93	(1,932,655)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/21/2016	05/12/2016	JPY	74,050,334	TRY	1,913,580.90	(2,635,055)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(4,606,792)	

As at February 29, 2016, the unrealized appreciation on these contracts was JPY 5,654,688,419, the unrealized depreciation on these contracts was JPY 2,334,875,259. These are disclosed in the statement of net assets.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION

For BRL-Hedged Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/10/2015	03/16/2015	1.15	1,116,096.85	USD
04/10/2015	04/16/2015	1.15	1,061,888.15	USD
05/11/2015	05/18/2015	0.85	783,157.70	USD
06/10/2015	06/16/2015	0.85	784,147.95	USD
07/10/2015	07/16/2015	0.85	838,328.65	USD
08/10/2015	08/14/2015	0.85	827,334.75	USD
09/10/2015	09/16/2015	0.85	816,266.90	USD
10/13/2015	10/19/2015	0.65	612,201.85	USD
11/10/2015	11/17/2015	0.65	604,645.60	USD
12/10/2015	12/16/2015	0.65	590,252.65	USD
01/12/2016	01/19/2016	0.65	575,786.90	USD
02/10/2016	02/18/2016	0.65	742,992.90	USD
			<u>9,353,100.85</u>	

For CNY-Hedged Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/10/2015	03/16/2015	0.25	110.00	USD
04/10/2015	04/16/2015	0.25	110.00	USD
05/11/2015	05/18/2015	0.25	135.00	USD
06/10/2015	06/16/2015	0.25	135.00	USD
07/10/2015	07/16/2015	0.25	135.00	USD
08/10/2015	08/14/2015	0.25	135.00	USD
09/10/2015	09/16/2015	0.25	135.00	USD
10/13/2015	10/19/2015	0.25	135.00	USD
11/10/2015	11/17/2015	0.25	135.00	USD
12/10/2015	12/16/2015	0.25	135.00	USD
01/12/2016	01/19/2016	0.25	135.00	USD
02/10/2016	02/18/2016	0.25	135.00	USD
			<u>1,570.00</u>	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For IDR-Hedged Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/10/2015	03/16/2015	0.75	31,759.50	USD
04/10/2015	04/16/2015	0.75	31,984.50	USD
05/11/2015	05/18/2015	0.75	31,821.00	USD
06/10/2015	06/16/2015	0.75	30,045.00	USD
07/10/2015	07/16/2015	0.75	29,887.50	USD
08/10/2015	08/14/2015	0.75	29,355.00	USD
09/10/2015	09/16/2015	0.75	27,750.00	USD
10/13/2015	10/19/2015	0.6	21,078.00	USD
11/10/2015	11/17/2015	0.6	21,078.00	USD
12/10/2015	12/16/2015	0.6	21,078.00	USD
01/12/2016	01/19/2016	0.6	21,078.00	USD
02/10/2016	02/18/2016	0.6	21,078.00	USD
			<u>317,992.50</u>	

For USD-Hedged Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/10/2015	03/16/2015	0.2	26,045.60	USD
04/10/2015	04/16/2015	0.2	25,582.80	USD
05/11/2015	05/18/2015	0.2	25,246.80	USD
06/10/2015	06/16/2015	0.2	23,596.80	USD
07/10/2015	07/16/2015	0.2	22,981.40	USD
08/10/2015	08/14/2015	0.2	22,381.80	USD
09/10/2015	09/16/2015	0.2	21,592.20	USD
10/13/2015	10/19/2015	0.2	21,522.20	USD
11/10/2015	11/17/2015	0.2	21,381.00	USD
12/10/2015	12/16/2015	0.2	20,461.00	USD
01/12/2016	01/19/2016	0.2	20,657.80	USD
02/10/2016	02/18/2016	0.2	19,200.00	USD
			<u>270,649.40</u>	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

For AUD-Hedged AUD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2015	03/11/2015	0.00008	708,611.63	AUD
04/07/2015	04/13/2015	0.00008	705,086.17	AUD
05/07/2015	05/13/2015	0.00008	695,695.93	AUD
06/05/2015	06/11/2015	0.00008	690,230.94	AUD
07/06/2015	07/10/2015	0.00008	676,268.27	AUD
08/05/2015	08/11/2015	0.00008	669,741.07	AUD
09/08/2015	09/14/2015	0.00008	575,423.39	AUD
10/05/2015	10/09/2015	0.00006	413,942.78	AUD
11/05/2015	11/12/2015	0.00006	406,574.14	AUD
12/07/2015	12/11/2015	0.00006	384,766.60	AUD
01/05/2016	01/12/2016	0.00006	379,405.26	AUD
02/05/2016	02/12/2016	0.00006	381,805.81	AUD
			<u>6,687,551.99</u>	

For AUD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2015	03/11/2015	115	53,728,450	JPY
04/07/2015	04/13/2015	115	57,290,831	JPY
05/07/2015	05/13/2015	115	57,180,763	JPY
06/05/2015	06/11/2015	115	58,860,879	JPY
07/06/2015	07/10/2015	115	61,850,276	JPY
08/05/2015	08/11/2015	115	62,854,197	JPY
09/08/2015	09/14/2015	115	63,806,223	JPY
10/05/2015	10/09/2015	80	43,428,375	JPY
11/05/2015	11/12/2015	80	42,504,351	JPY
12/07/2015	12/11/2015	80	41,500,182	JPY
01/05/2016	01/12/2016	80	39,440,528	JPY
02/05/2016	02/12/2016	80	37,919,771	JPY
			<u>620,364,826</u>	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For Resources Currency Basket Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2015	03/11/2015	140	2,384,092	JPY
04/07/2015	04/13/2015	140	2,521,969	JPY
05/07/2015	05/13/2015	140	3,231,964	JPY
06/05/2015	06/11/2015	140	3,108,926	JPY
07/06/2015	07/10/2015	140	3,301,452	JPY
08/05/2015	08/11/2015	140	3,023,256	JPY
09/08/2015	09/14/2015	140	2,900,048	JPY
10/05/2015	10/09/2015	90	1,843,428	JPY
11/05/2015	11/12/2015	90	1,355,417	JPY
12/07/2015	12/11/2015	90	1,355,417	JPY
01/05/2016	01/12/2016	90	1,179,826	JPY
02/05/2016	02/12/2016	90	1,192,144	JPY
			27,397,939	

For BRL Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2015	03/11/2015	165	234,414,589	JPY
04/07/2015	04/13/2015	165	287,012,863	JPY
05/07/2015	05/13/2015	165	327,568,831	JPY
06/05/2015	06/11/2015	165	359,591,262	JPY
07/06/2015	07/10/2015	165	379,784,502	JPY
08/05/2015	08/11/2015	165	381,571,448	JPY
09/08/2015	09/14/2015	165	373,418,367	JPY
10/05/2015	10/09/2015	100	216,536,323	JPY
11/05/2015	11/12/2015	100	208,062,166	JPY
12/07/2015	12/11/2015	100	201,874,082	JPY
01/05/2016	01/12/2016	100	189,737,808	JPY
02/05/2016	02/12/2016	100	179,308,494	JPY
			3,338,880,735	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For EUR Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2015	03/11/2015	70	203,562	JPY
04/07/2015	04/13/2015	70	258,146	JPY
05/07/2015	05/13/2015	70	239,541	JPY
06/05/2015	06/11/2015	70	179,599	JPY
07/06/2015	07/10/2015	70	179,599	JPY
08/05/2015	08/11/2015	70	182,192	JPY
09/08/2015	09/14/2015	70	182,192	JPY
10/05/2015	10/09/2015	70	182,192	JPY
11/05/2015	11/12/2015	70	182,192	JPY
12/07/2015	12/11/2015	70	182,192	JPY
01/05/2016	01/12/2016	70	182,192	JPY
02/05/2016	02/12/2016	70	184,479	JPY
			<u>2,338,078</u>	

For JPY Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2015	03/11/2015	60	255,322,917	JPY
04/07/2015	04/13/2015	60	254,081,839	JPY
05/07/2015	05/13/2015	60	254,051,073	JPY
06/05/2015	06/11/2015	60	255,635,977	JPY
07/06/2015	07/10/2015	60	246,690,221	JPY
08/05/2015	08/11/2015	60	239,044,608	JPY
09/08/2015	09/14/2015	60	232,025,674	JPY
10/05/2015	10/09/2015	60	225,864,671	JPY
11/05/2015	11/12/2015	60	226,152,359	JPY
12/07/2015	12/11/2015	60	215,968,607	JPY
01/05/2016	01/12/2016	60	210,874,252	JPY
02/05/2016	02/12/2016	60	199,530,085	JPY
			<u>2,815,242,283</u>	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For MXN Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2015	03/11/2015	100	6,292,935	JPY
04/07/2015	04/13/2015	100	6,076,651	JPY
05/07/2015	05/13/2015	100	6,554,167	JPY
06/05/2015	06/11/2015	100	6,683,101	JPY
07/06/2015	07/10/2015	100	7,301,794	JPY
08/05/2015	08/11/2015	100	7,301,794	JPY
09/08/2015	09/14/2015	100	7,065,466	JPY
10/05/2015	10/09/2015	80	5,652,373	JPY
11/05/2015	11/12/2015	80	5,450,665	JPY
12/07/2015	12/11/2015	80	5,055,483	JPY
01/05/2016	01/12/2016	80	4,903,267	JPY
02/05/2016	02/12/2016	80	4,812,634	JPY
			73,150,330	

For RUB Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2015	03/11/2015	120	15,319,578	JPY
04/07/2015	04/13/2015	120	23,623,198	JPY
05/07/2015	05/13/2015	120	30,223,521	JPY
06/05/2015	06/11/2015	120	34,449,552	JPY
07/06/2015	07/10/2015	120	38,135,210	JPY
08/05/2015	08/11/2015	120	38,719,167	JPY
09/08/2015	09/14/2015	120	37,884,255	JPY
10/05/2015	10/09/2015	70	19,441,545	JPY
11/05/2015	11/12/2015	70	17,588,393	JPY
12/07/2015	12/11/2015	70	16,149,218	JPY
01/05/2016	01/12/2016	70	14,889,301	JPY
02/05/2016	02/12/2016	70	14,767,739	JPY
			301,190,677	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For TRY Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2015	03/11/2015	140	2,164,780	JPY
04/07/2015	04/13/2015	140	2,149,689	JPY
05/07/2015	05/13/2015	140	3,165,920	JPY
06/05/2015	06/11/2015	140	3,325,796	JPY
07/06/2015	07/10/2015	140	3,649,505	JPY
08/05/2015	08/11/2015	140	3,649,505	JPY
09/08/2015	09/14/2015	140	3,632,975	JPY
10/05/2015	10/09/2015	100	2,594,982	JPY
11/05/2015	11/12/2015	100	2,594,982	JPY
12/07/2015	12/11/2015	100	2,236,291	JPY
01/05/2016	01/12/2016	100	2,000,506	JPY
02/05/2016	02/12/2016	100	2,014,163	JPY
			33,179,094	

For USD-Hedged USD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2015	03/11/2015	0.000045	1,087,166.11	USD
04/07/2015	04/13/2015	0.000045	1,068,677.66	USD
05/07/2015	05/13/2015	0.000045	1,055,732.07	USD
06/05/2015	06/11/2015	0.000045	1,039,469.18	USD
07/06/2015	07/10/2015	0.000045	985,811.93	USD
08/05/2015	08/11/2015	0.000045	950,294.36	USD
09/08/2015	09/14/2015	0.000045	911,533.56	USD
10/05/2015	10/09/2015	0.000045	893,085.26	USD
11/05/2015	11/12/2015	0.000045	869,150.01	USD
12/07/2015	12/11/2015	0.000045	835,543.78	USD
01/05/2016	01/12/2016	0.000045	823,289.23	USD
02/05/2016	02/12/2016	0.000045	805,880.54	USD
			11,325,633.69	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For USD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2015	03/11/2015	75	37,204,280	JPY
04/07/2015	04/13/2015	75	36,235,228	JPY
05/07/2015	05/13/2015	75	36,902,309	JPY
06/05/2015	06/11/2015	75	36,321,967	JPY
07/06/2015	07/10/2015	75	36,313,034	JPY
08/05/2015	08/11/2015	75	35,921,251	JPY
09/08/2015	09/14/2015	75	35,227,476	JPY
10/05/2015	10/09/2015	75	33,831,087	JPY
11/05/2015	11/12/2015	75	33,605,816	JPY
12/07/2015	12/11/2015	75	32,270,014	JPY
01/05/2016	01/12/2016	75	31,389,694	JPY
02/05/2016	02/12/2016	75	29,405,077	JPY
			<u>414,627,233</u>	

NOTE 12 CHANGES IN THE INVESTMENT PORTFOLIO

A detailed schedule of portfolio changes for the year ended February 29, 2016 is available free of charge upon request at the registered office of the Manager of the Trust.

NOTE 13 SUBSEQUENT EVENTS

With effect from May 1, 2016, the Sub-Manager has changed its name from MUGC Lux Management S.A. to MUFG Lux Management Company S.A. and the Manager, the Administrator and Custodian has changed their name from Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. to Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A..

[次へ](#)

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST
TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND
CURRENCY SELECTION

STATEMENT OF INVESTMENTS AND OTHER NET ASSETS
AS AT FEBRUARY 29, 2016 (expressed in USD)

Description	Currency	Nominal / Quantity	Cost (note 2)	Market value (note 2)	% of net assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO AN OFFICIAL STOCK EXCHANGE OR DEALT IN ON ANOTHER REGULATED MARKET					
BONDS					
CAYMAN ISLANDS					
MIZUHO FINANCIAL GROUP CAYMAN 2 LTD 4.2% 07/18/2022	USD	2,000,000	2,003,038.25	2,067,540.00	4.27%
MIZUHO FINANCIAL GROUP CAYMAN 3 LTD 4.6% 03/27/2024	USD	1,800,000	1,824,132.00	1,855,835.95	3.84%
MUFG CAPITAL FINANCE 5 LTD FRN PERPETUAL	GBP	2,250,000	3,613,200.76	3,190,504.34	6.59%
			7,440,371.01	7,113,880.29	14.70%
JAPAN					
BANK OF TOKYO-MITSUBISHI UFJ LTD/THE 3.2% 02/26/2023	USD	600,000	599,676.00	610,212.02	1.26%
DAI-ICHI LIFE INSURANCE CO LTD/THE FRN PERPETUAL	USD	2,600,000	2,600,000.00	2,717,129.93	5.62%
EAST JAPAN RAILWAY CO 4.75% 12/08/2031	GBP	2,000,000	3,075,521.01	3,413,456.02	7.05%
FUKOKU MUTUAL LIFE INSURANCE CO FRN PERPETUAL	USD	3,670,000	3,683,900.00	3,680,679.71	7.61%
JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATION/JAPAN 2.75% 01/21/2026	USD	1,950,000	2,006,745.00	2,009,767.55	4.15%
JAPAN FINANCE ORGANIZATION FOR MUNICIPALITIES 2.375% 02/13/2025	USD	1,800,000	1,804,482.00	1,784,591.95	3.69%
JAPAN FINANCE ORGANIZATION FOR MUNICIPALITIES 4% 01/13/2021	USD	900,000	892,530.00	988,254.00	2.04%
MITSUI SUMITOMO INSURANCE CO LTD FRN 03/15/2072	USD	3,000,000	3,069,389.44	3,461,520.08	7.15%
NIPPON LIFE INSURANCE CO FRN 10/18/2042	USD	3,600,000	3,730,710.52	3,761,171.91	7.77%
SOMPO JAPAN INSURANCE INC FRN 03/28/2073	USD	3,600,000	3,616,562.07	3,791,952.03	7.84%
SUMITOMO MITSUI BANKING CORP 3.95% 01/12/2022	USD	2,400,000	2,392,344.00	2,549,640.01	5.27%
SUMITOMO MITSUI FINANCIAL GROUP INC 4.436% 04/02/2024	USD	1,800,000	1,861,884.00	1,849,085.95	3.82%
TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT 1.625% 06/06/2018	USD	2,000,000	2,010,960.00	2,004,519.96	4.14%
			31,344,704.04	32,621,981.12	67.42%
UNITED STATES OF AMERICA					
NISSAN MOTOR ACCEPTANCE CORP 2.125% 03/03/2020	USD	1,950,000	1,962,889.50	1,942,161.00	4.01%
TOYOTA MOTOR CREDIT CORP 3.3% 01/12/2022	USD	3,350,000	3,463,688.85	3,519,409.47	7.27%
			5,426,578.35	5,461,570.47	11.29%
TOTAL INVESTMENTS IN SECURITIES			44,211,653.40	45,197,431.88	93.41%
CASH AT BANKS				1,007,468.74	2.08%
OTHER NET ASSETS/(LIABILITIES)				2,182,758.04	4.51%
TOTAL NET ASSETS				48,387,658.66	100.00%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND

CURRENCY SELECTION

GEOGRAPHICAL CLASSIFICATION OF INVESTMENTS

AS AT FEBRUARY 29, 2016 (UNAUDITED)

	(in % of net assets)
JAPAN	67.42%
CAYMAN ISLANDS	14.70%
UNITED STATES OF AMERICA	11.29%
	93.41%

【2015年２月28日に終了した会計年度】

(１)【貸借対照表】

東京海上ストラテジック・トラスト

純資産計算書

2015年２月28日現在

	東京海上Roggeニッポン・ボンド・ ファンド・カレンシー・セレクション	
	米ドル	千円
資産		
投資有価証券（取得原価）（注記２）	60,823,518.11	6,259,348
未実現評価益	4,989,167.83	513,435
投資有価証券（時価）（注記２）	65,812,685.94	6,772,784
銀行預金（注記２）	1,244,791.77	128,102
未収利息（注記２）	702,859.36	72,331
創立費（注記２）	-	-
受益証券販売未収金	1,664,332.80	171,276
先渡為替取引に係る未実現評価益（注記２、１０）	180,082.81	18,532
資産合計	69,604,752.68	7,163,025
負債		
未払費用（注記３）	(180,474.30)	(18,573)
受益証券買戻未払金	(241,954.95)	(24,900)
先渡為替取引に係る未実現評価損（注記２、１０）	(3,095,606.31)	(318,569)
負債合計	(3,518,035.56)	(362,041)
純資産	66,086,717.12	6,800,984

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト

純資産計算書(続き)

2015年2月28日現在

東京海上Roggeニッポン・ボンド・
ファンド・カレンシー・セレクション

米ドル

円

発行済受益証券口数

豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券	-
豪ドルクラス受益証券	-
資源国通貨バスケットクラス受益証券	-
ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券	977,613.00口
ブラジル・レアルクラス受益証券	-
中国元ヘッジクラス受益証券	440.00口
ユーロクラス受益証券	-
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券	42,346.00口
日本円クラス受益証券	-
メキシコ・ペソクラス受益証券	-
ロシア・ルーブルクラス受益証券	-
トルコ・リラクラス受益証券	-
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券	-
米ドルヘッジクラス受益証券	130,715.00口
米ドルクラス受益証券	-

受益証券1口当たり純資産価額

豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券(豪ドル建て)	-	-
豪ドルクラス受益証券	-	-
資源国通貨バスケットクラス受益証券	-	-
ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券	49.63	5,107
ブラジル・レアルクラス受益証券	-	-
中国元ヘッジクラス受益証券	117.39	12,081
ユーロクラス受益証券	-	-
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券	67.96	6,994
日本円クラス受益証券	-	-
メキシコ・ペソクラス受益証券	-	-
ロシア・ルーブルクラス受益証券	-	-
トルコ・リラクラス受益証券	-	-
米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券(米ドル建て)	-	-
米ドルヘッジクラス受益証券	111.98	11,524
米ドルクラス受益証券	-	-

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

東京海上ストラテジック・トラスト

損益計算書

2015年２月28日に終了した会計年度

	東京海上Roggeニッポン・ボンド・ ファンド・カレンシー・セレクション	
	米ドル	千円
収益		
銀行預金に係る受取利息（注記２）	-	-
債券に係る受取利息（純額）（注記２）	3,632,918.07	373,864
その他の収益	-	-
	3,632,918.07	373,864
費用		
管理事務代行報酬、管理報酬および保管報酬（注記６）	(117,141.38)	(12,055)
代行協会員報酬（注記９）	(43,093.16)	(4,435)
創立費の償却（注記２）	-	-
専門家報酬	(31,774.68)	(3,270)
販売報酬（注記８）	(430,940.67)	(44,348)
投資顧問報酬（注記４）	(603,290.21)	(62,085)
その他の費用	(62,542.42)	(6,436)
副保管報酬	(5,630.52)	(579)
副管理報酬（注記７）	(12,013.83)	(1,236)
受託報酬（注記５）	(9,973.52)	(1,026)
	(1,316,400.39)	(135,471)
投資純利益	2,316,517.68	238,393
投資の売却に係る実現純利益（注記２）	2,596,109.72	267,166
為替予約および先渡為替取引に係る実現純利益（注記２）	979,295.01	100,779
当期に係る実現純利益	3,575,404.73	367,945
以下に係る未実現純利益／（損失）の増減：		
- 投資（注記２）	(1,552,062.34)	(159,723)
- 先渡為替取引（注記２）	(4,521,783.57)	(465,337)
- その他の資産および負債の為替換算	(48,093.00)	(4,949)
	(6,121,938.91)	(630,009)
運用による純資産の純増加／（減少）額	(230,016.50)	(23,671)

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
純資産変動計算書

2015年２月28日に
終了した会計年度

	米ドル	千円
期首純資産	99,009,596.58	10,189,078
投資純利益	2,316,517.68	238,393
投資に係る実現純利益（注記２）	2,596,109.72	267,166
為替予約および先渡為替取引に係る実現純利益（注記２）	979,295.01	100,779
	3,575,404.73	367,945
以下に係る未実現純利益／（損失）の増減：		
- 投資（注記２）	(1,552,062.34)	(159,723)
- 先渡為替取引（注記２）	(4,521,783.57)	(465,337)
- その他の資産および負債の為替換算	(48,093.00)	(4,949)
	(6,121,938.91)	(630,009)
販売		
ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券	9,558,177.87	983,632
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券	20,169.31	2,076
米ドルヘッジクラス受益証券	5,305,288.40	545,967
買戻		
ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券	(24,092,106.30)	(2,479,319)
中国元ヘッジクラス受益証券	(65,850.40)	(6,777)
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券	(1,497,164.68)	(154,073)
米ドルヘッジクラス受益証券	(6,034,851.71)	(621,047)
分配金（注記11）		
ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券	(15,109,955.80)	(1,554,966)
中国元ヘッジクラス受益証券	(2,440.00)	(251)
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券	(455,339.25)	(46,859)
米ドルヘッジクラス受益証券	(318,790.40)	(32,807)
	(32,692,862.96)	(3,364,423)
期末純資産	66,086,717.12	6,800,984

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
受益証券口数の変動（未監査）

	2015年２月28日に 終了した会計年度	2014年２月28日に 終了した会計年度	2013年２月28日に 終了した会計年度
ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	1,212,850.00	1,544,620.00	1,840,834.00
販売口数	156,748.00	223,734.00	474,389.00
買戻口数	(391,985.00)	(555,504.00)	(770,603.00)
期末現在の発行済受益証券口数	977,613.00	1,212,850.00	1,544,620.00
中国元ヘッジクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	1,000.00	4,300.00	5,232.00
販売口数	-	-	325.00
買戻口数	(560.00)	(3,300.00)	(1,257.00)
期末現在の発行済受益証券口数	440.00	1,000.00	4,300.00
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	62,239.00	87,994.00	143,834.00
販売口数	289.00	5,829.00	11,157.00
買戻口数	(20,182.00)	(31,584.00)	(66,997.00)
期末現在の発行済受益証券口数	42,346.00	62,239.00	87,994.00
米ドルヘッジクラス受益証券			
期首現在の発行済受益証券口数	137,510.00	233,982.00	354,077.00
販売口数	48,265.00	41,213.00	112,108.00
買戻口数	(55,060.00)	(137,685.00)	(232,203.00)
期末現在の発行済受益証券口数	130,715.00	137,510.00	233,982.00

東京海上ストラテジック・トラスト
東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
統計情報(未監査)

	2015年2月28日に 終了した会計年度	2014年2月28日に 終了した会計年度	2013年2月28日に 終了した会計年度
ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券 (米ドル建て)			
期末現在の受益証券1口当たり純資産価額	49.63	65.36	85.00
純資産	48,519,441.42	79,273,419.67	131,285,688.45
中国元ヘッジクラス受益証券(米ドル建て)			
期末現在の受益証券1口当たり純資産価額	117.39	114.41	112.73
純資産	51,649.85	114,408.04	484,739.77
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券 (米ドル建て)			
期末現在の受益証券1口当たり純資産価額	67.96	76.23	91.98
純資産	2,878,041.96	4,744,483.50	8,093,659.12
米ドルヘッジクラス受益証券(米ドル建て)			
期末現在の受益証券1口当たり純資産価額	111.98	108.19	107.21
純資産	14,637,583.89	14,877,285.37	25,085,438.74
	2015年2月28日に 終了した会計年度	2014年2月28日に 終了した会計年度	2013年2月28日に 終了した会計年度
ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券 (米ドル建て)			
期末現在の受益証券1口当たり純資産価額	5,107円	6,726円	8,747円
純資産	4,993,136千円	8,158,028千円	13,510,610千円
中国元ヘッジクラス受益証券(米ドル建て)			
期末現在の受益証券1口当たり純資産価額	12,081円	11,774円	11,601円
純資産	5,315千円	11,774千円	49,885千円
インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券 (米ドル建て)			
期末現在の受益証券1口当たり純資産価額	6,994円	7,845円	9,466円
純資産	296,179千円	488,255千円	832,918千円
米ドルヘッジクラス受益証券(米ドル建て)			
期末現在の受益証券1口当たり純資産価額	11,524円	11,134円	11,033円
純資産	1,506,354千円	1,531,021千円	2,581,543千円

東京海上ストラテジック・トラスト

財務書類に対する注記

2015年２月28日現在

注記１ 概要

東京海上ストラテジック・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、ＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とミツビシＵＦＪグローバルカस्टディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の間で締結された2010年５月21日付の信託証書により設立されたアンブレラ型投資信託である。

2015年２月28日現在のトラストのファンドおよびクラスは、以下のとおりである。

- 東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション
 - ・ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券
 - ・中国元ヘッジクラス受益証券
 - ・インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券
 - ・米ドルヘッジクラス受益証券

ファンドの投資目的は主に、日系の発行体が日本国内外で発行した政府債、社債、優先出資証券、譲渡性預金証書（ＣＤ）およびコマーシャルペーパー（ＣＰ）（以下「投資対象証券」と総称する。）への投資を通じて、安定的なインカムゲインを得るとともに、中長期的なファンド資産の増加を追求することである。

ファンドは主に投資対象証券に投資する予定である。しかしファンドは、主にファンドの流動性を確保する目的で、日系の発行体以外が発行した短期金融商品、国債、地方債または政府保証債を一時的に取得することがある。この場合、投資対象証券への投資比率が低下する可能性がある。また、ファンドは、発行体の信用リスクを低減するために、特定の発行体に対する集中投資は行わず、分散投資を予定している。

ファンドは主に、以下の為替取引を締結する。

- (a) 米ドル以外の通貨建て資産について、副投資顧問会社は主に、先渡為替取引、ノン・デリバラブル・フォワード（以下「ＮＤＦ」という。）を使用して、米ドル以外の通貨建て資産をすべて米ドルにヘッジする。
- (b) 米ドル建て資産、ならびに上記（a）に従い米ドルにヘッジされているため事実上の米ドル建て資産で、ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券、中国元ヘッジクラス受益証券およびインドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券（各「取引対象クラス」）に帰属する資産について、投資顧問会社は主に、米ドルおよび対象の取引対象通貨間の金利差異を考慮の上、先渡為替取引およびＮＤＦ等を使用して、米ドルのエクスポージャーを、以下の取引対象クラスに関する為替取引により対象の取引対象通貨へヘッジする。

(i) ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券

投資顧問会社は、ブラジル・レアルの対米ドル換算レートの変動を反映するよう、ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券について為替取引を締結する。

（ ）中国元ヘッジクラス受益証券

投資顧問会社は、中国元の対米ドル換算レートの変動を反映するよう、中国元ヘッジクラス受益証券について為替取引を締結する。

（ ）インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券

投資顧問会社はインドネシア・ルピアの対米ドル換算レートの変動を反映するため、インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券について為替取引を締結する。通常、適切な取引対象通貨が対米ドル高である場合、対象の取引対象クラスに為替差益が生じると見込まれ、取引対象通貨が対米ドル安である場合、対象の取引対象クラスに為替差損が生じると見込まれる。通常、米ドルより高金利の短期金利付通貨にヘッジされる米ドルヘッジクラス受益証券以外のクラスは、為替取引によるプレミアムによる利益を得ると見込まれるが、米ドルより低金利の短期金利付通貨にヘッジされる米ドルヘッジクラス受益証券以外のクラスは、為替取引によるコストを負担すると見込まれる。

- 東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

- ・豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券
- ・豪ドルクラス受益証券
- ・資源国通貨バスケットクラス受益証券
- ・ブラジル・リアルクラス受益証券
- ・ユーロクラス受益証券
- ・日本円クラス受益証券
- ・メキシコ・ペソクラス受益証券
- ・ロシア・ルーブルクラス受益証券
- ・トルコ・リラクラス受益証券
- ・米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券
- ・米ドルクラス受益証券

ファンドの投資目的は主に、世界の金融機関が発行した主にハイブリッド有価証券（以下「ハイブリッド証券」という。）への投資を通じて、安定したインカムゲインを得るとともに、中長期的なファンド資産の増加を追求することである。

ファンドは取得時に、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）によりBaa3以上、またはスタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（以下「スタンダード・アンド・プアーズ」という。）によりBBB-以上に格付けされた有価証券、あるいはフィッチ・レーティングスまたは投資顧問会社と協議の上で副投資顧問会社が選定した他の格付機関によりそれに相当する長期格付を得た有価証券に投資している。格付けのない有価証券への投資は、投資顧問会社との協議の上で副投資顧問会社が、Baa3またはBBB-に相当すると判断した有価証券に制限されている。

ハイブリッド証券への投資に加えて、ファンドは、主にファンドの流動性を確保する目的で、短期金融商品、世界の金融機関が発行した社債、国債、地方債または政府保証債を一時的に取得することがある。この場合、ハイブリッド証券への投資比率が低下する可能性がある。また、ファンドは、発行体の信用リスクを低減するために、特定の発行体に対する集中投資は行わず、分散投資を予定している。

ファンドは主に、以下の為替取引を締結する。

- (a) 米ドル以外の通貨建て資産について、副投資顧問会社は主に、先渡為替取引、ＮＤＦを使用して、米ドル以外の通貨建て資産をすべて米ドルにヘッジする。
- (b) 米ドル建て資産、ならびに上記(a)に従い米ドルにヘッジされているため事実上の米ドル建て資産で、それぞれ豪ドルヘッジクラス受益証券、ブラジル・レアルクラス受益証券、ユーロクラス受益証券、日本円クラス受益証券および資源国通貨バスケットクラス受益証券に帰属する資産について、投資顧問会社は主に、米ドルおよび対象の取引対象通貨間の金利差異を考慮の上、先渡為替取引、ＮＤＦおよび類似デリバティブを使用して、米ドルのエクスポージャーを、これらクラスに関する為替取引により対象の取引対象通貨へヘッジする。
- (i) 豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券
投資顧問会社は、豪ドルの対日本円換算レートの変動を反映するよう、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券について為替取引を締結する。
- () ブラジル・レアルクラス受益証券
投資顧問会社は、ブラジル・レアルの対日本円換算レートの変動を反映するよう、ブラジル・レアルクラス受益証券について為替取引を締結する。
- () ユーロクラス受益証券
投資顧問会社は、ユーロの対日本円換算レートの変動を反映するよう、ユーロクラス受益証券について為替取引を締結する。
- () 日本円クラス受益証券
投資顧問会社は、米ドルの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、日本円クラス受益証券について為替取引を締結する。
- () 資源国通貨バスケットクラス受益証券
投資顧問会社は、ブラジル・レアル、豪ドルおよび南アフリカ・ランドの対日本円換算レートの変動を反映するよう、資源国通貨バスケットクラス受益証券について為替取引を締結する。各通貨に対するエクスポージャーは当該クラス受益証券の純資産の約３分の１になるよう予定している。
- (vi) メキシコ・ペソクラス受益証券
投資顧問会社は、メキシコ・ペソの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、メキシコ・ペソクラス受益証券について為替取引を締結する。
- (vii) ロシア・ルーブルクラス受益証券
投資顧問会社は、ロシア・ルーブルの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、ロシア・ルーブルクラス受益証券について為替取引を締結する。
- (viii) トルコ・リラクラス受益証券
投資顧問会社は、トルコ・リラの対日本円為替エクスポージャーを軽減するため、トルコ・リラクラス受益証券について為替取引を締結する。

ファンドは上記のとおり米ドルに対してヘッジされ、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券については豪ドルに対してもヘッジされている。ファンドには米ドルの豪ドルに対する変動エクスポージャーを低減する意図がある。しかし、米ドルによるエクスポージャーを完全に排除できないため、米ドルの変動にさらされることがある。さらに、豪ドル参照金利が米ドル参照金利より低い場合、金利の差異に相当する金額が為替取引によるコストとなる。

為替レートは、金利の変動、政府、中央銀行または国際通貨基金などの国際機関による介入（または介入の失敗）、あるいは通貨管理の発動その他の政治情勢など様々な理由により、短期間で大幅に変動することがある。その結果、ファンドの外貨建債券への投資のリターンは減少する可能性がある。

豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に関して、受益証券が日本円で販売されている場合、受益者が受益証券を買い戻すにあたり、円貨受取額は、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券の純資産がそれぞれ、豪ドル建てまたは米ドル建てで計算されているため、日本円と豪ドルとのまたは米ドルとの為替レートの変動により、受益者による投資円貨額を下回ることがある。

注記２ 重要な会計方針の要約

本財務書類は投資ファンドに適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して表示されている。2015年２月28日現在、トラストの本財務書類は以下のとおり作成されている。

現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金に含まれる現金から成る。

投資の評価

トラストの資産の評価は、以下のとおりである。

証券取引所に上場されている、またはその他の組織的な市場で売買されている投資有価証券は、直近の入手可能な価額で評価されるものとする。ただし、証券取引所に上場されているが、当該証券取引所外または店頭市場においてプレミアム価額または割引価額で取得または売買された投資有価証券は、当該投資有価証券の評価日現在のプレミアムまたは割引の水準を考慮して評価されるものとする。

非上場有価証券は、同一または類似の有価証券の最近の取引、ブローカー・ディーラーまたは広く認められている相場情報提供サービスから入手した評価情報など管理会社が適切とみなす情報を考慮して、管理会社が誠実に算定した時価で評価される。

有価証券の売買

投資有価証券は約定日基準で計上される。オプションおよび先物に係る実現損益は、平均原価法を使用して算定される。債券に係る実現損益は、平均原価法を使用して算定される。

為替取引

ファンドの参照通貨はそれぞれ米ドルおよび日本円である。

外貨建資産および負債は、決算日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に含まれる。

2015年2月28日現在の為替レートは、以下のとおりである。

1米ドル	1.277547	豪ドル
1米ドル	2.859350	ブラジル・リアル
1米ドル	1.248650	カナダドル
1米ドル	6.269600	中国元
1米ドル	0.891544	ユーロ
1米ドル	0.647082	英ポンド
1米ドル	12,925.000000	インドネシア・ルピア
1米ドル	119.545000	日本円
1米ドル	14.952000	メキシコ・ペソ
1米ドル	61.814250	ロシア・ルーブル
1米ドル	2.515000	トルコ・リラ
1米ドル	11.653000	南アフリカ・ランド

先渡為替取引の評価

先渡為替取引は、契約期間に適用される先渡為替レートを参照して、決算日に評価される。未決済の先渡為替取引に係る未実現評価損益は、契約上の為替レートと取引決済用のレートとの差額として計算される。これらの取引に係る未実現評価損益の増減は損益計算書に開示される。

税金

トラストは、ケイマン諸島の信託法(2009年改正)第81条に準拠して、トラストの設定日より50年間にわたり、トラストの設定後に制定された、利益あるいは資本的資産、キャピタル・ゲインまたは評価益に係る何らかの税金、もしくは遺産税または相続税の性質を有する税金を課すケイマン諸島の法律は、トラストを構成する資産またはトラストにおいて発生した利益に対して、あるいはかかる資産または利益に関して受託会社または受益者に対して適用されないものとする保証をケイマン諸島内閣長官より得ている。ケイマン諸島において、受益証券の移転または買戻時に印紙税は課されない。

トラストは、法人税等の会計処理に係る公式ガイダンスを遵守している。このガイダンスでは、測定が行われ、財務書類において認識される前に事業体が取ると予想される法人税等のポジションの不確実性についての会計処理に関連して、税務ポジションが満たさなければならない最低認識基準を規定している。投資顧問会社は、全ての未確定の税務年度(運用開始日以降)におけるあらゆる税務管轄地域の法人税等申告書においてトラストが取ると税務ポジションを分析し、トラストの財務書類において法人税等引当金の必要はないと結論付けた。投資顧問会社は、今後12ヶ月間に発生する可能性が高く、トラストの未認識の税務上の利益または負債の金額が大幅に増減することになる事象を認識していない。

トラストが実現した一部の受取配当金および一部のキャピタル・ゲイン収益は、その発生した管轄地域の法人税または源泉徴収税を課される場合がある。

収益認識

受取利息は、発生主義で認識される。

創立費

受託会社および管理会社が他の方法の適用を決定しない限り、設立費用はファンドの最初の３会計年度内に償却される。

注記３ 未払費用

	東京海上Roggeニッポン・ ボンド・ファンド・カレン シー・セレクション 米ドル	東京海上Roggeグローバル・ ハイブリッド・ セキュリティーズ・ファンド 日本円
管理事務代行報酬、管理報酬 および保管報酬（注記６）	13,751.80	21,996,244
代行協会員報酬（注記９）	5,549.13	2,985,077
専門家報酬	20,426.90	324,893
販売報酬（注記８）	55,499.74	35,402,963
投資顧問報酬（注記４）	77,673.09	106,023,443
その他の報酬	3,253.52	385,331
副管理報酬（注記７）	2,750.35	4,392,143
受託報酬（注記５）	1,569.77	1,757,066
合計	180,474.30	173,267,160

注記４ 投資顧問報酬

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション：

ファンドに適用される投資顧問報酬は、純資産価額の年率0.70％である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

副投資顧問会社は、投資顧問会社の資産から純資産価額の年率0.42％の報酬を投資顧問会社より受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

投資顧問会社は、当初の６種のクラスに帰属するファンドの預託資産、メキシコ・ペソヘッジクラス受益証券、ロシア・ルーブルヘッジクラス受益証券およびトルコ・リラヘッジクラス受益証券から純資産価額の年率0.517%の報酬を受け取る権利を有しており、また豪ドルクラス受益証券および米ドルクラス受益証券にそれぞれ帰属するファンドの預託資産から純資産価額の年率0.797%の報酬を受け取る権利を有する予定である。副投資顧問会社は純資産価額の0.4782%を受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記５ 受託報酬

受託会社は、自己勘定に関して受託報酬を受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。各ファンドに適用される受託報酬は、かかるファンドの純資産価額の年率0.01%であり、最低報酬額は１ファンドにつき年間10,000米ドルである。また、受託会社は、その債務の履行において適切に生じたすべての立替経費を各ファンドから受け取る権利を有している。

注記６ 管理事務代行報酬、管理報酬および保管報酬

管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。2014年７月21日までは、適用されるこれらの報酬はファンドの純資産価額の0.15%である。2014年７月22日からは、管理会社、保管機関および管理事務代行会社に支払う報酬は、ファンドの純資産価額の0.125%であった。管理会社はまた、提供したサービスに関連して合理的に生じたすべての立替経費を各ファンドから受け取る権利も有している。

注記７ 副管理報酬

2014年７月22日以降、副管理会社は、ファンドの平均純資産価額の年率0.025%の報酬を受け取る権利を得ており、かかる報酬は評価日に算定され、四半期毎に後払いされる。

注記８ 販売報酬

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション：

適用される販売報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.50%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

適用される販売報酬は、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に帰属するファンドの純資産価額の年率0.593%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記９ 代行協会員報酬

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション：

適用される代行協会員報酬は、各受益証券の１口当たり純資産価額の年率0.05%である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド：

適用される代行協会員報酬は、豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券および米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券に帰属するファンドの１口当たり純資産価額の年率0.05％である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記10 期日前先渡為替取引の明細

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	価額（米ドル）	未実現評価益 （米ドル）	取引相手
02/10/2015	03/19/2015	ユーロ	13,866,508.04	米ドル	15,667,351.44	(15,557,435.74)	109,915.70	UBS AG、 ロンドン
02/11/2015	03/19/2015	米ドル	406,691.97	英ポンド	266,117.00	411,192.45	4,500.48	ゴールドマン・サックス・インターナショナル、ロンドン
02/11/2015	03/19/2015	米ドル	1,210,756.83	英ポンド	792,301.31	1,224,229.64	13,472.81	ドイツ・バンク AG、 ロンドン
02/11/2015	03/19/2015	ユーロ	40,000.00	米ドル	45,201.84	(44,877.73)	324.11	HSBCバンク PLC、ロンドン
02/23/2015	03/19/2015	米ドル	1,371,365.73	英ポンド	893,066.24	1,379,927.24	8,561.51	ドイツ・バンク AG、 ロンドン
合計							136,774.61	
02/10/2015	03/19/2015	米ドル	1,104,565.65	ユーロ	977,615.44	1,096,829.09	(7,736.56)	HSBCバンク PLC、ロンドン
02/10/2015	03/19/2015	米ドル	3,309,880.63	ユーロ	2,919,924.69	3,275,989.93	(33,890.70)	ドイツ・バンク AG、 ロンドン
02/10/2015	03/19/2015	米ドル	3,030,289.36	ユーロ	2,682,028.02	3,009,083.36	(21,206.00)	クレディ・スイス、ロンドン支店
02/10/2015	03/19/2015	米ドル	1,201,505.78	ユーロ	1,063,382.97	1,193,055.39	(8,450.39)	パークレイズ・バンク PLC、ロンドン
02/10/2015	03/19/2015	米ドル	7,056,481.42	ユーロ	6,245,392.32	7,006,976.05	(49,505.37)	ゴールドマン・サックス・インターナショナル、ロンドン
02/10/2015	03/19/2015	英ポンド	4,902,882.79	米ドル	7,462,457.26	(7,575,721.95)	(113,264.69)	ゴールドマン・サックス・インターナショナル、ロンドン
02/10/2015	03/19/2015	英ポンド	2,167,518.50	米ドル	3,309,880.63	(3,349,155.62)	(39,274.99)	ドイツ・バンク AG、 ロンドン
02/10/2015	03/19/2015	英ポンド	2,367,700.76	米ドル	3,603,735.26	(3,658,468.57)	(54,733.31)	ドイツ・バンク AG、 ロンドン
合計							(328,062.01)	

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション-ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	価額（米ドル）	未実現評価益（米ドル）	取引相手
02/06/2015	04/10/2015	ブラジル・レアル	3,857,000.00	米ドル	1,365,914.12	(1,332,048.60)	33,865.52	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/17/2015	04/10/2015	ブラジル・レアル	3,276,000.00	米ドル	1,134,545.45	(1,131,395.18)	3,150.27	シティバンク、東京
02/25/2015	04/10/2015	米ドル	1,265,000.00	ブラジル・レアル	3,680,454.25	1,271,076.98	6,076.98	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
合計							43,092.77	
02/19/2015	04/10/2015	ブラジル・レアル	2,609,000.00	米ドル	898,787.38	(901,040.91)	(2,253.53)	シティバンク、東京
02/02/2015	04/10/2015	米ドル	34,846,000.00	ブラジル・レアル	95,728,931.20	33,060,821.54	(1,785,178.47)	シティバンク、東京
02/02/2015	04/10/2015	米ドル	18,273,500.00	ブラジル・レアル	50,189,081.43	17,333,237.13	(940,262.87)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
合計							(2,727,694.87)	

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション-中国元ヘッジクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	価額（米ドル）	未実現評価益（米ドル）	取引相手
02/02/2015	04/10/2015	米ドル	50,400.00	中国元	312,742.08	49,639.61	(760.39)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/04/2015	04/10/2015	米ドル	1,200.00	中国元	7,422.72	1,178.16	(21.84)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/29/2015	04/10/2015	米ドル	900.00	中国元	5,574.33	884.78	(15.22)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
合計							(797.45)	

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション-インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	価額（米ドル）	未実現評価益（米ドル）	取引相手
02/17/2015	04/10/2015	インドネシア・ルピア	510,680,000.00	米ドル	39,443.89	(39,228.46)	215.43	シティバンク、東京
合計							215.43	
02/02/2015	04/10/2015	米ドル	1,840,000.00	インドネシア・ルピア	23,616,400,000.00	1,814,120.34	(25,879.66)	シティバンク、東京
02/02/2015	04/10/2015	米ドル	1,105,600.00	インドネシア・ルピア	14,221,332,800.00	1,092,427.68	(13,172.32)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
合計							(39,051.98)	

2015年2月28日現在、当該契約に係る未実現評価益は180,082.81米ドルで、当該契約に係る未実現評価損は3,095,606.31米ドルである。これらは純資産計算書に開示されている。

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	価額（日本円）	未実現評価益 （日本円）	取引相手
02/17/2015	04/16/2015	ユーロ	1,700,000.00	日本円	230,557,062	(227,926,676)	2,630,386	JP モルガン証券、 ロンドン
02/17/2015	04/16/2015	日本円	341,545,121	米ドル	2,877,272.00	343,727,514	2,182,393	JP モルガン証券、 ロンドン
02/17/2015	04/16/2015	日本円	724,454,888	米ドル	6,101,366.00	728,887,491	4,432,603	クレディ・スイス、 ロンドン支店
02/04/2015	04/16/2015	ユーロ	75,027,766.00	日本円	10,077,241,975	(10,059,311,375)	17,930,600	ドイチェ・バンク AG、ロンドン
02/04/2015	04/16/2015	ユーロ	1,022,792.00	日本円	137,382,475	(137,130,371)	252,104	JP モルガン証券、 ロンドン
02/04/2015	04/16/2015	ユーロ	27,699,414.00	日本円	3,729,117,454	(3,713,785,479)	15,331,975	パークレイズ・バン クPLC、ロンドン
02/04/2015	04/16/2015	日本円	16,774,799	豪ドル	185,610.00	17,307,037	532,238	ドイチェ・バンク AG、ロンドン
02/04/2015	04/16/2015	日本円	9,973,030,441	米ドル	84,858,821.00	10,137,488,839	164,458,398	クレディ・スイス、 ロンドン支店
02/04/2015	04/16/2015	日本円	2,376,442,812	米ドル	20,220,748.00	2,415,631,099	39,188,287	UBS AG、ロンドン
02/04/2015	04/16/2015	日本円	5,279,925,352	米ドル	44,925,987.00	5,366,992,975	87,067,623	ドイチェ・バンク AG、ロンドン
02/04/2015	04/16/2015	日本円	3,729,117,450	米ドル	31,730,426.00	3,790,611,765	61,494,315	パークレイズ・バン クPLC、ロンドン
02/04/2015	04/16/2015	日本円	620,445,785	米ドル	5,279,268.00	630,677,131	10,231,346	パークレイズ・バン クPLC、ロンドン
02/04/2015	04/16/2015	日本円	19,517,489,788	米ドル	166,453,368.00	19,885,017,802	367,528,014	クレディ・スイス、 ロンドン支店
02/04/2015	04/16/2015	日本円	2,718,579,505	米ドル	23,185,527.00	2,769,812,437	51,232,932	HSBCバンク PLC、ロ ンドン
02/04/2015	04/16/2015	日本円	425,673,734	米ドル	3,621,985.00	432,693,228	7,019,494	HSBCバンク PLC、ロ ンドン
02/10/2015	04/16/2015	日本円	1,345,921,392	米ドル	11,350,801.00	1,356,000,697	10,079,305	パークレイズ・バン クPLC、ロンドン
02/24/2015	04/16/2015	日本円	333,634,001	米ドル	2,800,000.00	334,496,385	862,384	UBS AG、ロンドン
02/05/2015	04/16/2015	日本円	47,580,104	英ポンド	266,127.00	49,114,781	1,534,677	パークレイズ・バン クPLC、ロンドン
02/05/2015	04/16/2015	日本円	1,254,494,089	英ポンド	7,016,682.00	1,294,957,281	40,463,192	UBS AG、ロンドン
02/05/2015	04/16/2015	日本円	426,765,368	英ポンド	2,387,000.00	440,530,510	13,765,142	HSBCバンク PLC、ロ ンドン
02/20/2015	04/16/2015	日本円	54,725,311	英ポンド	300,000.00	55,366,224	640,913	UBS AG、ロンドン
02/20/2015	04/16/2015	日本円	208,556,959	米ドル	1,756,121.00	209,791,414	1,234,455	UBS AG、ロンドン
02/26/2015	04/16/2015	日本円	212,469,577	米ドル	1,780,000.00	212,644,131	174,554	UBS AG、ロンドン
02/26/2015	04/16/2015	日本円	301,864,169	米ドル	2,530,000.00	302,241,377	377,208	UBS AG、ロンドン
合計							900,644,538	
02/04/2015	04/16/2015	米ドル	2,884,781.00	日本円	338,240,548	(344,624,551)	(6,384,003)	JP モルガン証券、 ロンドン
02/04/2015	04/16/2015	米ドル	143,989.00	日本円	16,774,799	(17,201,314)	(426,515)	ドイチェ・バンク AG、ロンドン
02/04/2015	04/16/2015	米ドル	9,550,773.00	日本円	1,119,837,719	(1,140,963,978)	(21,126,259)	UBS AG、ロンドン
02/04/2015	04/16/2015	英ポンド	2,387,000.00	日本円	425,673,739	(440,530,510)	(14,856,771)	HSBCバンク PLC、ロ ンドン
02/04/2015	04/16/2015	英ポンド	55,926,042.00	日本円	9,973,030,615	(10,321,379,156)	(348,348,541)	クレディ・スイス、 ロンドン支店
02/04/2015	04/16/2015	英ポンド	3,479,181.00	日本円	620,445,786	(642,097,070)	(21,651,284)	パークレイズ・バン クPLC、ロンドン
02/04/2015	04/16/2015	英ポンド	26,308,289.00	日本円	4,680,707,654	(4,855,302,039)	(174,594,385)	パークレイズ・バン クPLC、ロンドン
02/04/2015	04/16/2015	英ポンド	33,211,250.00	日本円	5,908,623,480	(6,129,271,631)	(220,648,151)	ドイチェ・バンク AG、ロンドン
02/04/2015	04/16/2015	英ポンド	29,607,371.00	日本円	5,279,925,375	(5,464,160,993)	(184,235,618)	ドイチェ・バンク AG、ロンドン

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	価額（日本円）	未実現評価益 （日本円）	取引相手
02/04/2015	04/16/2015	英ポンド	13,326,050.00	日本円	2,376,442,852	(2,459,376,820)	(82,933,968)	UBS AG、ロンドン
02/10/2015	04/16/2015	ユーロ	10,050,667.00	日本円	1,345,921,398	(1,347,538,299)	(1,616,901)	パークレイズ・バンク PLC、ロンドン
02/05/2015	04/16/2015	米ドル	405,452.00	日本円	47,580,104	(48,436,492)	(856,388)	パークレイズ・バンク PLC、ロンドン
02/05/2015	04/16/2015	米ドル	10,688,722.00	日本円	1,254,494,075	(1,276,906,763)	(22,412,688)	UBS AG、ロンドン
02/05/2015	04/16/2015	米ドル	3,636,167.00	日本円	426,765,366	(434,387,351)	(7,621,985)	HSBCバンク PLC、ロンドン
02/20/2015	04/16/2015	日本円	77,519,503	ユーロ	574,000.00	76,958,772	(560,731)	UBS AG、ロンドン
02/20/2015	04/16/2015	豪ドル	2,250,000.00	日本円	208,556,959	(209,799,482)	(1,242,523)	UBS AG、ロンドン
02/26/2015	04/16/2015	英ポンド	1,155,827.00	日本円	212,469,580	(213,312,567)	(842,987)	UBS AG、ロンドン
						合計	(1,110,359,698)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-豪ドルクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	価額（日本円）	未実現評価益 （日本円）	取引相手
02/02/2015	04/10/2015	日本円	5,074,593,135	豪ドル	55,344,248.00	5,162,804,534	88,211,399	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/02/2015	04/10/2015	日本円	71,949,931	豪ドル	784,696.00	73,200,633	1,250,702	シティバンク、東京
01/29/2015	04/10/2015	日本円	42,090,900	豪ドル	457,793.00	42,705,336	614,436	シティバンク、東京
02/23/2015	04/10/2015	日本円	90,389,728	豪ドル	974,053.00	90,864,792	475,064	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/12/2015	04/10/2015	日本円	30,030,144	豪ドル	327,187.00	30,521,705	491,561	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/24/2015	04/10/2015	米ドル	268,300.00	日本円	32,065,375	(32,054,671)	10,704	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/24/2015	04/10/2015	日本円	32,065,375	豪ドル	344,151.00	32,104,214	38,839	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
合計							91,092,705	
02/25/2015	04/10/2015	米ドル	435,700.00	日本円	51,893,915	(52,054,492)	(160,577)	シティバンク、東京
02/25/2015	04/10/2015	日本円	51,893,915	豪ドル	553,495.00	51,632,922	(260,993)	シティバンク、東京
02/02/2015	04/10/2015	米ドル	43,017,700.00	日本円	5,074,593,135	(5,139,464,103)	(64,870,968)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/02/2015	04/10/2015	米ドル	611,200.00	日本円	71,949,931	(73,022,046)	(1,072,115)	シティバンク、東京
01/29/2015	04/10/2015	米ドル	355,000.00	日本円	42,090,900	(42,413,001)	(322,101)	シティバンク、東京
02/23/2015	04/10/2015	米ドル	758,300.00	日本円	90,389,728	(90,596,560)	(206,832)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/26/2015	04/10/2015	米ドル	269,700.00	日本円	32,096,254	(32,221,933)	(125,679)	シティバンク、東京
01/26/2015	04/10/2015	日本円	32,096,254	豪ドル	342,025.00	31,905,857	(190,397)	シティバンク、東京
01/28/2015	04/10/2015	米ドル	185,100.00	日本円	21,895,543	(22,114,497)	(218,954)	シティバンク、東京
01/28/2015	04/10/2015	日本円	21,895,543	豪ドル	233,600.00	21,791,449	(104,094)	シティバンク、東京
02/12/2015	04/10/2015	米ドル	251,600.00	日本円	30,030,144	(30,059,468)	(29,324)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/27/2015	04/10/2015	米ドル	548,900.00	日本円	64,794,474	(65,578,863)	(784,389)	シティバンク、東京
01/27/2015	04/10/2015	日本円	64,794,474	豪ドル	693,450.00	64,688,648	(105,826)	シティバンク、東京
合計							(68,452,249)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-豪ドル建豪ドルヘッジクラス受 益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	価額（日本円）	未実現評価益 （日本円）	取引相手
02/02/2015	04/10/2015	日本円	7,659,376,608	豪ドル	83,534,270.00	7,792,519,169	133,142,561	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/29/2015	04/10/2015	日本円	30,945,704	豪ドル	336,574.00	31,397,445	451,741	シティバンク、東京
02/10/2015	04/10/2015	豪ドル	404,000.00	日本円	37,698,749	(37,687,260)	11,489	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/23/2015	04/10/2015	日本円	41,481,769	豪ドル	447,013.00	41,699,786	218,017	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/18/2015	04/10/2015	米ドル	1,213,000.00	日本円	144,943,304	(144,921,043)	22,261	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/18/2015	04/10/2015	日本円	144,943,303	豪ドル	1,561,052.00	145,623,217	679,914	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
合計							134,525,983	
02/02/2015	04/10/2015	米ドル	64,929,100.00	日本円	7,659,376,608	(7,757,290,108)	(97,913,500)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/29/2015	04/10/2015	米ドル	261,000.00	日本円	30,945,704	(31,182,516)	(236,812)	シティバンク、東京
02/10/2015	04/10/2015	日本円	37,698,749	米ドル	313,165.00	37,414,795	(283,954)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/23/2015	04/10/2015	米ドル	348,000.00	日本円	41,481,769	(41,576,688)	(94,919)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/26/2015	04/10/2015	米ドル	463,000.00	日本円	55,100,354	(55,316,111)	(215,757)	シティバンク、東京
01/26/2015	04/10/2015	日本円	55,100,354	豪ドル	587,161.00	54,773,495	(326,859)	シティバンク、東京
01/28/2015	04/10/2015	米ドル	403,000.00	日本円	47,671,009	(48,147,717)	(476,708)	シティバンク、東京
01/28/2015	04/10/2015	日本円	47,671,009	豪ドル	508,594.00	47,444,376	(226,633)	シティバンク、東京
合計							(99,775,142)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-ブラジル・リアルクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	価額（日本円）	未実現評価益 （日本円）	取引相手
02/19/2015	04/10/2015	米ドル	739,000.00	日本円	89,295,147	(88,290,726)	1,004,421	シティバンク、東京
01/29/2015	04/10/2015	米ドル	440,000.00	日本円	52,970,302	(52,568,227)	402,075	シティバンク、東京
02/10/2015	04/10/2015	米ドル	843,000.00	日本円	101,952,904	(100,715,943)	1,236,961	シティバンク、東京
02/18/2015	04/10/2015	米ドル	588,000.00	日本円	71,065,440	(70,250,267)	815,173	シティバンク、東京
01/28/2015	04/10/2015	米ドル	270,000.00	日本円	32,402,419	(32,257,775)	144,644	シティバンク、東京
01/27/2015	04/10/2015	米ドル	560,000.00	日本円	67,110,993	(66,905,016)	205,977	シティバンク、東京
02/24/2015	04/10/2015	米ドル	1,257,000.00	日本円	151,872,483	(150,177,866)	1,694,617	シティバンク、東京
02/05/2015	04/10/2015	ブラジル・ リアル	3,999,000.00	日本円	168,355,599	(165,002,700)	3,352,899	シティバンク、東京
02/05/2015	04/10/2015	日本円	168,355,599	米ドル	1,433,179.00	171,226,570	2,870,971	シティバンク、東京
合計							11,727,738	
02/19/2015	04/10/2015	日本円	89,295,146	ブラジル・ リアル	2,145,169.00	88,511,806	(783,340)	シティバンク、東京
02/02/2015	04/10/2015	米ドル	100,248,700.00	日本円	11,970,203,562	(11,977,037,243)	(6,833,681)	シティバンク、東京
02/02/2015	04/10/2015	日本円	11,970,203,489	ブラジル・ リアル	275,403,229.00	11,363,409,953	(606,793,536)	シティバンク、東京
01/29/2015	04/10/2015	日本円	52,970,302	ブラジル・ リアル	1,166,792.00	48,142,993	(4,827,309)	シティバンク、東京
02/10/2015	04/10/2015	日本円	101,952,903	ブラジル・ リアル	2,428,009.00	100,182,039	(1,770,864)	シティバンク、東京
02/18/2015	04/10/2015	日本円	71,065,440	ブラジル・ リアル	1,693,146.00	69,860,881	(1,204,559)	シティバンク、東京
01/28/2015	04/10/2015	日本円	32,402,419	ブラジル・ リアル	712,044.00	29,379,641	(3,022,778)	シティバンク、東京
01/27/2015	04/10/2015	日本円	67,110,993	ブラジル・ リアル	1,466,136.00	60,494,223	(6,616,770)	シティバンク、東京
02/24/2015	04/10/2015	日本円	151,872,482	ブラジル・ リアル	3,630,467.00	149,796,680	(2,075,802)	シティバンク、東京
02/26/2015	04/10/2015	米ドル	1,899,000.00	日本円	151,048,181	(226,879,687)	(75,831,506)	シティバンク、東京
02/26/2015	04/10/2015	日本円	151,048,181	ブラジル・ リアル	3,656,335.00	150,863,987	(184,194)	シティバンク、東京
合計							(709,944,339)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-ユーロクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	価額（日本円）	未実現評価益 （日本円）	取引相手
02/25/2015	04/10/2015	ユーロ	13,000.00	日本円	1,755,227	(1,742,990)	12,237	シティバンク、東京
02/25/2015	04/10/2015	日本円	1,755,227	米ドル	14,769.00	1,764,505	9,278	シティバンク、東京
02/02/2015	04/10/2015	日本円	43,943,954	ユーロ	330,371.00	44,294,917	350,963	シティバンク、東京
01/27/2015	04/10/2015	日本円	352,272	ユーロ	2,630.00	352,603	331	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/05/2015	04/10/2015	ユーロ	19,200.00	日本円	2,579,353	(2,574,262)	5,091	シティバンク、東京
02/05/2015	04/10/2015	日本円	2,579,353	米ドル	21,958.00	2,623,339	43,986	シティバンク、東京
合計							421,886	
02/02/2015	04/10/2015	米ドル	374,200.00	日本円	43,943,954	(44,706,887)	(762,933)	シティバンク、東京
01/27/2015	04/10/2015	米ドル	3,000.00	日本円	352,272	(358,420)	(6,148)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
合計							(769,081)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-日本円クラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	価額（日本円）	未実現評価益 （日本円）	取引相手
02/17/2015	03/11/2015	日本円	337,186,001	米ドル	2,834,329.00	338,768,063	1,582,062	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/12/2015	03/11/2015	日本円	399,883,001	米ドル	3,361,262.00	401,748,766	1,865,765	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/05/2015	03/11/2015	日本円	274,773,001	米ドル	2,339,788.00	279,658,896	4,885,895	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
合計							8,333,722	
02/02/2015	04/10/2015	米ドル	119,819,000.00	日本円	14,098,191,179	(14,315,164,440)	(216,973,261)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/07/2015	03/11/2015	米ドル	267,297,500.00	日本円	31,761,091,147	(31,948,246,942)	(187,155,795)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
合計							(404,129,056)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-メキシコ・ペソクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	価額（日本円）	未実現評価益 （日本円）	取引相手
02/25/2015	04/10/2015	日本円	14,381,890	メキシコ・ ペソ	1,805,853.00	14,387,842	5,952	シティバンク、東京
02/02/2015	04/10/2015	日本円	581,750,831	メキシコ・ ペソ	73,768,192.00	587,736,128	5,985,297	シティバンク、東京
02/05/2015	04/10/2015	日本円	5,906,144	米ドル	50,278.00	6,006,861	100,717	シティバンク、東京
02/26/2015	04/10/2015	米ドル	35,200.00	日本円	4,211,887	(4,205,458)	6,429	シティバンク、東京
合計							6,098,395	
02/17/2015	04/10/2015	米ドル	1,160,400.00	日本円	138,505,701	(138,636,751)	(131,050)	シティバンク、東京
02/17/2015	04/10/2015	日本円	138,505,700	メキシコ・ ペソ	17,359,004.00	138,305,053	(200,647)	シティバンク、東京
02/25/2015	04/10/2015	米ドル	120,700.00	日本円	14,381,890	(14,420,420)	(38,530)	シティバンク、東京
02/02/2015	04/10/2015	米ドル	4,904,800.00	日本円	581,750,836	(585,992,360)	(4,241,524)	シティバンク、東京
02/10/2015	04/10/2015	米ドル	50,600.00	日本円	6,041,817	(6,045,346)	(3,529)	シティバンク、東京
02/10/2015	04/10/2015	日本円	6,041,817	メキシコ・ ペソ	758,276.00	6,041,445	(372)	シティバンク、東京
02/05/2015	04/10/2015	メキシコ・ ペソ	744,000.00	日本円	5,906,144	(5,927,700)	(21,556)	シティバンク、東京
02/26/2015	04/10/2015	日本円	4,211,887	メキシコ・ ペソ	528,246.00	4,208,718	(3,169)	シティバンク、東京
合計							(4,640,377)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-資源国通貨バスケットクラス受 益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	価額（日本円）	未実現評価益 （日本円）	取引相手
02/19/2015	04/10/2015	日本円	2,943,582	米ドル	24,735.00	2,955,165	11,583	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/19/2015	04/10/2015	日本円	2,959,092	米ドル	24,865.00	2,970,736	11,644	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/19/2015	04/10/2015	日本円	2,869,763	米ドル	24,115.00	2,881,055	11,292	シティバンク、東京
02/02/2015	04/10/2015	日本円	59,194,956	豪ドル	645,589.00	60,223,939	1,028,983	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/02/2015	04/10/2015	日本円	59,861,586	南アフリ カ・ランド	5,886,867.00	59,934,727	73,141	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/29/2015	04/10/2015	米ドル	30,000.00	日本円	3,611,612	(3,584,197)	27,415	シティバンク、東京
01/29/2015	04/10/2015	日本円	3,556,977	豪ドル	38,687.00	3,608,901	51,924	シティバンク、東京
01/27/2015	04/10/2015	米ドル	3,000.00	日本円	359,523	(358,420)	1,103	シティバンク、東京
02/05/2015	04/10/2015	ブラジル・ レアル	13,000.00	日本円	547,293	(536,393)	10,900	シティバンク、東京
02/05/2015	04/10/2015	日本円	588,874	米ドル	5,013.00	598,916	10,042	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/05/2015	04/10/2015	日本円	553,439	米ドル	4,711.00	562,877	9,438	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/05/2015	04/10/2015	日本円	547,293	米ドル	4,659.00	556,626	9,333	シティバンク、東京
02/05/2015	04/10/2015	南アフリ カ・ランド	57,000.00	日本円	588,874	(580,322)	8,552	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
合計							1,265,350	
02/19/2015	04/10/2015	ブラジル・ レアル	70,000.00	日本円	2,869,763	(2,888,269)	(18,506)	シティバンク、東京
02/19/2015	04/10/2015	豪ドル	32,000.00	日本円	2,959,092	(2,985,129)	(26,037)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/19/2015	04/10/2015	南アフリ カ・ランド	290,000.00	日本円	2,943,582	(2,952,516)	(8,934)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/02/2015	04/10/2015	米ドル	501,800.00	日本円	59,194,955	(59,951,673)	(756,718)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/02/2015	04/10/2015	米ドル	501,800.00	日本円	59,861,586	(59,951,673)	(90,087)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/02/2015	04/10/2015	米ドル	501,800.00	日本円	59,917,467	(59,951,673)	(34,206)	シティバンク、東京
02/02/2015	04/10/2015	日本円	59,917,466	ブラジル・ レアル	1,378,545.00	56,880,130	(3,037,336)	シティバンク、東京
01/29/2015	04/10/2015	米ドル	30,000.00	日本円	3,556,977	(3,584,197)	(27,220)	シティバンク、東京
01/29/2015	04/10/2015	米ドル	30,000.00	日本円	3,579,395	(3,584,197)	(4,802)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/29/2015	04/10/2015	日本円	3,611,612	ブラジル・ レアル	79,554.00	3,282,477	(329,135)	シティバンク、東京
01/29/2015	04/10/2015	日本円	3,579,395	南アフリ カ・ランド	349,284.00	3,556,092	(23,303)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/27/2015	04/10/2015	米ドル	3,000.00	日本円	356,439	(358,420)	(1,981)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/27/2015	04/10/2015	米ドル	3,000.00	日本円	354,132	(358,420)	(4,288)	シティバンク、東京
01/27/2015	04/10/2015	日本円	354,132	豪ドル	3,790.00	353,554	(578)	シティバンク、東京
01/27/2015	04/10/2015	日本円	359,523	ブラジル・ レアル	7,854.00	324,076	(35,447)	シティバンク、東京
01/27/2015	04/10/2015	日本円	356,439	南アフリ カ・ランド	34,981.00	356,144	(295)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/05/2015	04/10/2015	豪ドル	6,000.00	日本円	553,439	(559,712)	(6,273)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
合計							(4,405,146)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-ロシア・ルーブルクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	価額（日本円）	未実現評価益 （日本円）	取引相手
02/06/2015	04/10/2015	米ドル	41,110.00	日本円	5,026,485	(4,911,545)	114,940	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/06/2015	04/10/2015	日本円	5,026,485	ロシア・ ルーブル	2,830,012.00	5,354,548	328,063	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/19/2015	04/10/2015	米ドル	25,190.00	日本円	3,062,736	(3,009,531)	53,205	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/17/2015	04/10/2015	米ドル	116,470.00	日本円	14,204,331	(13,915,049)	289,282	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/17/2015	04/10/2015	日本円	14,204,331	ロシア・ ルーブル	7,546,091.00	14,277,642	73,311	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/25/2015	04/10/2015	米ドル	1,017,170.00	日本円	123,272,653	(121,524,598)	1,748,055	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/02/2015	04/10/2015	米ドル	991,100.00	日本円	122,162,092	(118,409,931)	3,752,161	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/02/2015	04/10/2015	米ドル	112,240.00	日本円	13,538,597	(13,409,677)	128,920	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/02/2015	04/10/2015	日本円	13,538,597	ロシア・ ルーブル	7,931,440.00	15,006,744	1,468,147	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/02/2015	04/10/2015	日本円	122,162,090	ロシア・ ルーブル	71,567,331.00	135,409,542	13,247,452	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/04/2015	04/10/2015	米ドル	122,730.00	日本円	14,827,062	(14,662,951)	164,111	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/04/2015	04/10/2015	日本円	14,827,062	ロシア・ ルーブル	8,549,372.00	16,175,907	1,348,845	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/29/2015	04/10/2015	米ドル	365,530.00	日本円	44,805,792	(43,671,054)	1,134,738	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/29/2015	04/10/2015	日本円	44,805,792	ロシア・ ルーブル	26,223,122.00	49,615,668	4,809,876	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/10/2015	04/10/2015	米ドル	126,590.00	日本円	15,531,674	(15,124,118)	407,556	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/10/2015	04/10/2015	日本円	15,531,674	ロシア・ ルーブル	8,619,861.00	16,309,277	777,603	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/23/2015	04/10/2015	米ドル	240,910.00	日本円	29,235,952	(28,782,299)	453,653	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/23/2015	04/10/2015	日本円	29,235,952	ロシア・ ルーブル	15,559,172.00	29,438,857	202,905	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/18/2015	04/10/2015	米ドル	48,860.00	日本円	5,955,472	(5,837,463)	118,009	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/26/2015	04/10/2015	米ドル	54,930.00	日本円	6,749,176	(6,562,665)	186,511	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/26/2015	04/10/2015	日本円	6,749,176	ロシア・ ルーブル	3,772,180.00	7,137,184	388,008	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/28/2015	04/10/2015	米ドル	1,192,650.00	日本円	146,202,083	(142,489,763)	3,712,320	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/28/2015	04/10/2015	日本円	146,202,083	ロシア・ ルーブル	84,028,156.00	158,986,145	12,784,062	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/12/2015	04/10/2015	米ドル	234,910.00	日本円	28,697,525	(28,065,459)	632,066	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/12/2015	04/10/2015	日本円	28,697,525	ロシア・ ルーブル	15,910,807.00	30,104,169	1,406,644	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/27/2015	04/10/2015	米ドル	382,230.00	日本円	46,715,732	(45,666,257)	1,049,475	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/27/2015	04/10/2015	日本円	46,715,732	ロシア・ ルーブル	26,704,117.00	50,525,738	3,810,006	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/24/2015	04/10/2015	米ドル	133,240.00	日本円	16,202,780	(15,918,615)	284,165	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/05/2015	04/10/2015	日本円	4,876,760	米ドル	41,515.00	4,959,923	83,163	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/20/2015	04/10/2015	米ドル	168,150.00	日本円	20,356,506	(20,089,426)	267,080	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/26/2015	04/10/2015	米ドル	387,270.00	日本円	47,136,889	(46,268,403)	868,486	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/09/2015	04/10/2015	米ドル	100,000.00	日本円	12,164,553	(11,947,324)	217,229	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	価額（日本円）	未実現評価益 （日本円）	取引相手
02/09/2015	04/10/2015	日本円	12,164,553	ロシア・ ルーブル	6,736,900.00	12,746,606	582,053	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/30/2015	04/10/2015	米ドル	84,770.00	日本円	10,262,158	(10,127,747)	134,411	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/30/2015	04/10/2015	日本円	10,262,158	ロシア・ ルーブル	6,143,706.00	11,624,248	1,362,090	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/13/2015	04/10/2015	米ドル	227,050.00	日本円	27,577,298	(27,126,400)	450,898	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/13/2015	04/10/2015	日本円	27,577,297	ロシア・ ルーブル	14,677,647.00	27,770,960	193,663	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
合計							59,033,162	
02/19/2015	04/10/2015	日本円	3,062,736	ロシア・ ルーブル	1,602,903.00	3,032,785	(29,951)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/25/2015	04/10/2015	日本円	123,272,653	ロシア・ ルーブル	64,590,295.00	122,208,585	(1,064,068)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/18/2015	04/10/2015	日本円	5,955,471	ロシア・ ルーブル	3,064,499.00	5,798,210	(157,261)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/24/2015	04/10/2015	日本円	16,202,780	ロシア・ ルーブル	8,539,352.00	16,156,949	(45,831)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/05/2015	04/10/2015	ロシア・ ルーブル	2,850,000.00	日本円	4,876,760	(5,392,365)	(515,605)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/20/2015	04/10/2015	日本円	20,356,506	ロシア・ ルーブル	10,626,702.00	20,106,336	(250,170)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/26/2015	04/10/2015	日本円	47,136,889	ロシア・ ルーブル	24,068,831.00	45,539,624	(1,597,265)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
合計							(3,660,151)	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド-トルコ・リラクラス受益証券

取引日	決済日	通貨	売却額	通貨	買入額	価額（日本円）	未実現評価益 （日本円）	取引相手
02/25/2015	04/10/2015	米ドル	99,300.00	日本円	11,928,515	(11,863,693)	64,822	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/09/2015	04/10/2015	米ドル	24,000.00	日本円	2,887,178	(2,867,358)	19,820	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
合計							84,642	
02/25/2015	04/10/2015	日本円	11,928,515	トルコ・リ ラ	249,536.00	11,720,162	(208,353)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/02/2015	04/10/2015	米ドル	1,136,500.00	日本円	135,129,291	(135,781,340)	(652,049)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/02/2015	04/10/2015	日本円	135,129,291	トルコ・リ ラ	2,802,268.00	131,616,449	(3,512,842)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/27/2015	04/10/2015	米ドル	10,000.00	日本円	1,191,128	(1,194,732)	(3,604)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
01/27/2015	04/10/2015	日本円	1,191,128	トルコ・リ ラ	23,929.00	1,123,870	(67,258)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
02/09/2015	04/10/2015	日本円	2,887,178	トルコ・リ ラ	60,460.00	2,839,656	(47,522)	JP モ ル ガ ン ・ チェース、東京
合計							(4,491,628)	

2015年2月28日現在、当該契約に係る未実現評価益は1,213,228,121円で、当該契約に係る未実現評価損は2,410,626,867円である。これらは純資産計算書に開示されている。

注記11 分配金

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション

ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/10/2014	03/14/2014	1.15	1,394,016.20	米ドル
04/10/2014	04/16/2014	1.15	1,374,327.05	米ドル
05/12/2014	05/16/2014	1.15	1,331,090.50	米ドル
06/10/2014	06/16/2014	1.15	1,300,157.80	米ドル
07/10/2014	07/16/2014	1.15	1,261,520.10	米ドル
08/11/2014	08/18/2014	1.15	1,273,687.10	米ドル
09/10/2014	09/17/2014	1.15	1,258,514.00	米ドル
10/10/2014	10/17/2014	1.15	1,245,668.50	米ドル
11/10/2014	11/17/2014	1.15	1,213,965.30	米ドル
12/10/2014	12/16/2014	1.15	1,181,015.50	米ドル
01/13/2015	01/20/2015	1.15	1,156,913.80	米ドル
02/10/2015	02/18/2015	1.15	1,119,079.95	米ドル
			15,109,955.80	

中国元ヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/10/2014	03/14/2014	0.25	250.00	米ドル
04/10/2014	04/16/2014	0.25	250.00	米ドル
05/12/2014	05/16/2014	0.25	250.00	米ドル
06/10/2014	06/16/2014	0.25	250.00	米ドル
07/10/2014	07/16/2014	0.25	250.00	米ドル
08/11/2014	08/18/2014	0.25	250.00	米ドル
09/10/2014	09/17/2014	0.25	250.00	米ドル
10/10/2014	10/17/2014	0.25	250.00	米ドル
11/10/2014	11/17/2014	0.25	110.00	米ドル
12/10/2014	12/16/2014	0.25	110.00	米ドル
01/13/2015	01/20/2015	0.25	110.00	米ドル
02/10/2015	02/18/2015	0.25	110.00	米ドル
			2,440.00	

インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/10/2014	03/14/2014	0.75	44,846.25	米ドル
04/10/2014	04/16/2014	0.75	43,357.50	米ドル
05/12/2014	05/16/2014	0.75	43,095.00	米ドル
06/10/2014	06/16/2014	0.75	42,009.75	米ドル
07/10/2014	07/16/2014	0.75	39,354.75	米ドル
08/11/2014	08/18/2014	0.75	38,900.25	米ドル
09/10/2014	09/17/2014	0.75	36,144.00	米ドル
10/10/2014	10/17/2014	0.75	35,551.50	米ドル
11/10/2014	11/17/2014	0.75	34,479.00	米ドル
12/10/2014	12/16/2014	0.75	33,421.50	米ドル
01/13/2015	01/20/2015	0.75	32,420.25	米ドル
02/10/2015	02/18/2015	0.75	31,759.50	米ドル
			455,339.25	

米ドルヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/10/2014	03/14/2014	0.20	27,378.20	米ドル
04/10/2014	04/16/2014	0.20	27,081.00	米ドル
05/12/2014	05/16/2014	0.20	26,771.40	米ドル
06/10/2014	06/16/2014	0.20	27,721.00	米ドル
07/10/2014	07/16/2014	0.20	27,912.00	米ドル
08/11/2014	08/18/2014	0.20	28,403.40	米ドル
09/10/2014	09/17/2014	0.20	25,785.00	米ドル
10/10/2014	10/17/2014	0.20	25,140.20	米ドル
11/10/2014	11/17/2014	0.20	25,562.40	米ドル
12/10/2014	12/16/2014	0.20	25,283.80	米ドル
01/13/2015	01/20/2015	0.20	25,373.40	米ドル
02/10/2015	02/18/2015	0.20	26,378.60	米ドル
			318,790.40	

東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド

豪ドル建豪ドルヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2014	03/11/2014	0.000080	724,102.95	豪ドル
04/07/2014	04/11/2014	0.000080	708,380.14	豪ドル
05/07/2014	05/13/2014	0.000080	675,855.33	豪ドル
06/05/2014	06/12/2014	0.000080	699,051.36	豪ドル
07/07/2014	07/11/2014	0.000080	726,853.48	豪ドル
08/05/2014	08/01/2014	0.000080	726,734.04	豪ドル
09/05/2014	09/11/2014	0.000080	729,658.26	豪ドル
10/06/2014	10/10/2014	0.000080	765,372.16	豪ドル
11/05/2014	11/12/2014	0.000080	746,381.15	豪ドル
12/05/2014	12/11/2014	0.000080	701,988.29	豪ドル
01/05/2015	01/09/2015	0.000080	686,560.80	豪ドル
02/05/2015	02/12/2015	0.000080	691,861.44	豪ドル
			8,582,799.40	

豪ドルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2014	03/11/2014	115	46,884,565	日本円
04/07/2014	04/11/2014	115	45,604,015	日本円
05/07/2014	05/13/2014	115	44,682,131	日本円
06/05/2014	06/12/2014	115	44,866,989	日本円
07/07/2014	07/11/2014	115	44,497,829	日本円
08/05/2014	08/11/2014	115	45,054,326	日本円
09/05/2014	09/11/2014	115	45,165,640	日本円
10/06/2014	10/10/2014	115	46,282,581	日本円
11/05/2014	11/12/2014	115	47,160,318	日本円
12/05/2014	12/11/2014	115	46,551,436	日本円
01/05/2015	01/09/2015	115	48,221,227	日本円
02/05/2015	02/12/2015	115	51,518,314	日本円
			556,489,371	

資源国通貨バスケットクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2014	03/11/2014	140	4,972,227	日本円
04/07/2014	04/11/2014	140	4,625,495	日本円
05/07/2014	05/13/2014	140	3,356,505	日本円
06/05/2014	06/12/2014	140	3,121,185	日本円
07/07/2014	07/11/2014	140	2,744,231	日本円
08/05/2014	08/11/2014	140	2,600,118	日本円
09/05/2014	09/11/2014	140	2,633,628	日本円
10/06/2014	10/10/2014	140	2,589,688	日本円
11/05/2014	11/12/2014	140	2,509,801	日本円
12/05/2014	12/11/2014	140	2,557,667	日本円
01/05/2015	01/09/2015	140	2,557,667	日本円
02/05/2015	02/12/2015	140	2,491,475	日本円
			36,759,687	

ブラジル・レアルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2014	03/11/2014	165	237,938,042	日本円
04/07/2014	04/11/2014	165	218,590,616	日本円
05/07/2014	05/13/2014	165	194,495,838	日本円
06/05/2014	06/12/2014	165	184,334,459	日本円
07/07/2014	07/11/2014	165	180,112,751	日本円
08/05/2014	08/11/2014	165	177,855,512	日本円
09/05/2014	09/11/2014	165	181,677,253	日本円
10/06/2014	10/10/2014	165	185,716,871	日本円
11/05/2014	11/12/2014	165	199,033,313	日本円
12/05/2014	12/11/2014	165	201,957,016	日本円
01/05/2015	01/09/2015	165	219,620,358	日本円
02/05/2015	02/12/2015	165	219,804,696	日本円
			2,401,136,725	

ユーロクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2014	03/11/2014	70	424,589	日本円
04/07/2014	04/11/2014	70	480,407	日本円
05/07/2014	05/13/2014	70	534,738	日本円
06/05/2014	06/12/2014	70	534,738	日本円
07/07/2014	07/11/2014	70	534,738	日本円
08/05/2014	08/11/2014	70	537,207	日本円
09/05/2014	09/11/2014	70	537,207	日本円
10/06/2014	10/10/2014	70	551,321	日本円
11/05/2014	11/12/2014	70	551,825	日本円
12/05/2014	12/11/2014	70	227,142	日本円
01/05/2015	01/09/2015	70	227,142	日本円
02/05/2015	02/12/2015	70	227,142	日本円
			5,368,196	

日本円クラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2014	03/11/2014	60	348,046,458	日本円
04/07/2014	04/11/2014	60	329,376,556	日本円
05/07/2014	05/13/2014	60	322,957,233	日本円
06/05/2014	06/12/2014	60	310,543,493	日本円
07/07/2014	07/11/2014	60	305,502,234	日本円
08/05/2014	08/11/2014	60	297,118,796	日本円
09/05/2014	09/11/2014	60	283,005,643	日本円
10/06/2014	10/10/2014	60	286,515,315	日本円
11/05/2014	11/12/2014	60	275,015,220	日本円
12/05/2014	12/11/2014	60	270,796,204	日本円
01/05/2015	01/09/2015	60	265,083,248	日本円
02/05/2015	02/12/2015	60	256,195,471	日本円
			3,550,155,871	

メキシコ・ペソクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2014	03/11/2014	100	5,586,556	日本円
04/07/2014	04/11/2014	100	5,706,656	日本円
05/07/2014	05/13/2014	100	6,032,901	日本円
06/05/2014	06/12/2014	100	5,978,803	日本円
07/07/2014	07/11/2014	100	6,192,835	日本円
08/05/2014	08/11/2014	100	5,813,071	日本円
09/05/2014	09/11/2014	100	5,906,914	日本円
10/06/2014	10/10/2014	100	6,195,007	日本円
11/05/2014	11/12/2014	100	6,545,406	日本円
12/05/2014	12/11/2014	100	5,363,111	日本円
01/05/2015	01/09/2015	100	5,472,508	日本円
02/05/2015	02/12/2015	100	5,379,756	日本円
			70,173,524	

ロシア・ルーブルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2014	03/11/2014	120	333,766	日本円
04/07/2014	04/11/2014	120	126,895	日本円
05/07/2014	05/13/2014	120	126,895	日本円
06/05/2014	06/12/2014	120	126,895	日本円
07/07/2014	07/11/2014	120	115,472	日本円
08/05/2014	08/11/2014	120	116,671	日本円
09/05/2014	09/11/2014	120	116,671	日本円
10/06/2014	10/10/2014	120	117,295	日本円
11/05/2014	11/12/2014	120	131,276	日本円
12/05/2014	12/11/2014	120	333,177	日本円
01/05/2015	01/09/2015	120	1,130,746	日本円
02/05/2015	02/12/2015	120	8,079,030	日本円
			10,854,789	

トルコ・リラクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2014	03/11/2014	140	1,212,062	日本円
04/07/2014	04/11/2014	140	291,182	日本円
05/07/2014	05/13/2014	140	622,066	日本円
06/05/2014	06/12/2014	140	827,361	日本円
07/07/2014	07/11/2014	140	1,537,405	日本円
08/05/2014	08/11/2014	140	1,514,305	日本円
09/05/2014	09/11/2014	140	1,824,825	日本円
10/06/2014	10/10/2014	140	2,436,574	日本円
11/05/2014	11/12/2014	140	2,710,370	日本円
12/05/2014	12/11/2014	140	1,937,474	日本円
01/05/2015	01/09/2015	140	2,154,211	日本円
02/05/2015	02/12/2015	140	1,943,695	日本円
			19,011,530	

米ドル建米ドルヘッジクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2014	03/11/2014	0.000045	1,471,307.33	米ドル
04/07/2014	04/11/2014	0.000045	1,437,311.67	米ドル
05/07/2014	05/13/2014	0.000045	1,397,837.18	米ドル
06/05/2014	06/12/2014	0.000045	1,353,924.74	米ドル
07/07/2014	07/11/2014	0.000045	1,323,943.58	米ドル
08/05/2014	08/11/2014	0.000045	1,311,201.92	米ドル
09/05/2014	09/11/2014	0.000045	1,278,025.49	米ドル
10/06/2014	10/10/2014	0.000045	1,241,196.45	米ドル
11/05/2014	11/12/2014	0.000045	1,218,226.72	米ドル
12/05/2014	12/11/2014	0.000045	1,133,660.56	米ドル
01/05/2015	01/09/2015	0.000045	1,123,208.84	米ドル
02/05/2015	02/12/2015	0.000045	1,114,609.17	米ドル
			15,404,453.65	

米ドルクラス受益証券の分配金支払いは以下である。

分配落ち期日	支払日	分配率	総額	通貨
03/05/2014	03/11/2014	75	63,421,714	日本円
04/07/2014	04/11/2014	75	55,869,335	日本円
05/07/2014	05/13/2014	75	53,560,159	日本円
06/05/2014	06/12/2014	75	50,525,753	日本円
07/07/2014	07/11/2014	75	47,758,200	日本円
08/05/2014	08/11/2014	75	45,699,773	日本円
09/05/2014	09/11/2014	75	43,267,844	日本円
10/06/2014	10/10/2014	75	42,728,197	日本円
11/05/2014	11/12/2014	75	42,299,639	日本円
12/05/2014	12/11/2014	75	39,738,983	日本円
01/05/2015	01/09/2015	75	40,128,264	日本円
02/05/2015	02/12/2015	75	37,906,630	日本円
			562,904,491	

注記12 投資ポートフォリオの増減

2015年２月28日に終了した会計年度におけるポートフォリオの増減の詳細は、請求により、トラストの管理会社の登記事務所にて無料で入手できる。

注記13 後発事象

財務書類で開示を求めている財政状態計算書日後に後発事象はなかった。

[次へ](#)

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT FEBRUARY 28, 2015

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND
	USD	JPY
ASSETS		
Investments in securities at cost (note 2)	60,823,518.11	80,800,464,695
Unrealized appreciation	4,989,167.83	26,020,029,771
Investments in securities at market value (note 2)	65,812,685.94	106,820,494,466
Cash at banks (note 2)	1,244,791.77	3,473,105,566
Interest receivable (note 2)	702,859.36	2,011,070,506
Formation expenses (note 2)	-	510,966
Receivable for units subscribed	1,664,332.80	700,277,648
Unrealized appreciation on forward foreign exchange contracts (notes 2, 10)	180,082.81	1,213,228,121
Total Assets	69,604,752.68	114,218,687,273
LIABILITIES		
Accrued expenses (note 3)	(180,474.30)	(173,267,160)
Payable for units redeemed	(241,954.95)	(813,935,864)
Unrealized depreciation on forward foreign exchange contracts (notes 2, 10)	(3,095,606.31)	(2,410,626,867)
Total Liabilities	(3,518,035.56)	(3,397,829,891)
TOTAL NET ASSETS	66,086,717.12	110,820,857,382
UNITS OUTSTANDING		
AUD-Hedged AUD Class Units	-	8,877,808,883
AUD Class Units	-	466,377.7411
Resources Currency Basket Class Units	-	17,029.2303
BRL-Hedged Class Units	977,613.00	-
BRL Class Units	-	1,412,431.9691
CNY-Hedged Class Units	440.00	-
EUR Class Units	-	2,908.0245

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF NET ASSETS AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND
	USD	JPY
UNITS OUTSTANDING (continued)		
IDR-Hedged Class Units	42,346.00	-
JPY Class Units	-	4,199,542.0217
MXN Class Units	-	68,718.7265
RUB Class Units	-	121,243.1820
TRY Class Units	-	15,462.7163
USD-Hedged USD Class Units	-	24,192,132.952
USD-Hedged Class Units	130,715.00	-
USD Class Units	-	496,057.0664
NET ASSET VALUE PER UNIT		
AUD-Hedged AUD Class Units (expressed in AUD)	-	0.009799
AUD Class Units	-	12,104
Resources Currency Basket Class Units	-	10,572
BRL-Hedged Class Units	49.63	-
BRL Class Units	-	8,472
CNY-Hedged Class Units	117.39	-
EUR Class Units	-	13,947
IDR-Hedged Class Units	67.96	-
JPY Class Units	-	10,745
MXN Class Units	-	10,899
RUB Class Units	-	6,544
TRY Class Units	-	9,594
USD-Hedged USD Class Units (expressed in USD)	-	0.010205
USD-Hedged Class Units	111.98	-
USD Class Units	-	17,180

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

STATEMENT OF OPERATIONS

FOR THE YEAR ENDED FEBRUARY 28, 2015

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND
	USD	JPY
INCOME		
Interest on bank account (note 2)	-	3,554,082
Interest on bonds, net (note 2)	3,632,918.07	6,231,718,586
Other income	-	217,033,585
	<u>3,632,918.07</u>	<u>6,452,306,253</u>
EXPENSES		
Administration, management and custodian fees (note 6)	(117,141.38)	(159,388,122)
Agent company fees (note 9)	(43,093.16)	(19,645,435)
Amortization of formation expenses (note 2)	-	(4,273,646)
Professional fees	(31,774.68)	(2,277,623)
Distribution fees (note 8)	(430,940.67)	(232,994,862)
Investment advisory fees (note 4)	(603,290.21)	(720,445,231)
Other fees	(62,542.42)	(10,524,485)
Sub-custodian fees	(5,630.52)	(4,799,569)
Sub-manager fees (note 7)	(12,013.83)	(17,155,541)
Trustee fees (note 5)	(9,973.52)	(11,617,050)
	<u>(1,316,400.39)</u>	<u>(1,183,121,564)</u>
NET INVESTMENT INCOME	2,316,517.68	5,269,184,689
Net realized gain on sales of investments (note 2)	2,596,109.72	3,303,406,484
Net realized gain on currencies and forward foreign exchange contracts (note 2)	979,295.01	2,671,034,829
NET REALIZED GAIN FOR THE YEAR	3,575,404.73	5,974,441,313
Change in net unrealized gain/(loss):		
- on investments (note 2)	(1,552,062.34)	662,911,938
- on forward foreign exchange contracts (note 2)	(4,521,783.57)	(498,711,143)
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities	(48,093.00)	4,077,875,695
	<u>(6,121,938.91)</u>	<u>4,242,076,490</u>
NET INCREASE/(DECREASE) IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(230,016.50)	15,485,702,492

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST
TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND
CURRENCY SELECTION

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS

	Year ended February 28, 2015
	USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	99,009,596.58
NET INVESTMENT INCOME	2,316,517.68
Net realized gain on investments (note 2)	2,596,109.72
Net realized gain on currencies and forward foreign exchange contracts (note 2)	979,295.01
	<u>3,575,404.73</u>
Change in net unrealized gain/(loss):	
- on investments (note 2)	(1,552,062.34)
- on forward foreign exchange contracts (note 2)	(4,521,783.57)
- on foreign exchange translation of other assets and liabilities	(48,093.00)
	<u>(6,121,938.91)</u>
Subscriptions	
BRL-Hedged Class Units	9,558,177.87
IDR-Hedged Class Units	20,169.31
USD-Hedged Class Units	5,305,288.40
Redemptions	
BRL-Hedged Class Units	(24,092,106.30)
CNY-Hedged Class Units	(65,850.40)
IDR-Hedged Class Units	(1,497,164.68)
USD-Hedged Class Units	(6,034,851.71)
Dividends (note 11)	
BRL-Hedged Class Units	(15,109,955.80)
CNY-Hedged Class Units	(2,440.00)
IDR-Hedged Class Units	(455,339.25)
USD-Hedged Class Units	(318,790.40)
	<u>(32,692,862.96)</u>
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	66,086,717.12

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST
TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND
CURRENCY SELECTION

CHANGES IN THE NUMBER OF UNITS (UNAUDITED)

	Year ended February 28, 2015	Year ended February 28, 2014	Year ended February 28, 2013
BRL-Hedged Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	1,212,850.00	1,544,620.00	1,840,834.00
Number of units issued	156,748.00	223,734.00	474,389.00
Number of units redeemed	(391,985.00)	(555,504.00)	(770,603.00)
Number of units outstanding at the end of the year	977,613.00	1,212,850.00	1,544,620.00
CNY-Hedged Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	1,000.00	4,300.00	5,232.00
Number of units issued	-	-	325.00
Number of units redeemed	(560.00)	(3,300.00)	(1,257.00)
Number of units outstanding at the end of the year	440.00	1,000.00	4,300.00
IDR-Hedged Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	62,239.00	87,994.00	143,834.00
Number of units issued	289.00	5,829.00	11,157.00
Number of units redeemed	(20,182.00)	(31,584.00)	(66,997.00)
Number of units outstanding at the end of the year	42,346.00	62,239.00	87,994.00
USD-Hedged Class Units			
Number of units outstanding at the beginning of the year	137,510.00	233,982.00	354,077.00
Number of units issued	48,265.00	41,213.00	112,108.00
Number of units redeemed	(55,060.00)	(137,685.00)	(232,203.00)
Number of units outstanding at the end of the year	130,715.00	137,510.00	233,982.00

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST
TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND
CURRENCY SELECTION

STATISTICAL INFORMATION (UNAUDITED)

	Year ended February 28, 2015	Year ended February 28, 2014	Year ended February 28, 2013
BRL-Hedged Class Units (expressed in USD)			
Net asset value per unit at the end of the year	49.63	65.36	85.00
Total net assets	48,519,441.42	79,273,419.67	131,285,688.45
CNY-Hedged Class Units (expressed in USD)			
Net asset value per unit at the end of the year	117.39	114.41	112.73
Total net assets	51,649.85	114,408.04	484,739.77
IDR-Hedged Class Units (expressed in USD)			
Net asset value per unit at the end of the year	67.96	76.23	91.98
Total net assets	2,878,041.96	4,744,483.50	8,093,659.12
USD-Hedged Class Units (expressed in USD)			
Net asset value per unit at the end of the year	111.98	108.19	107.21
Total net assets	14,637,583.89	14,877,285.37	25,085,438.74

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015

NOTE 1 GENERAL

Tokio Marine Strategic Trust (the "Trust") is an umbrella unit trust established under the laws of the Cayman islands by a trust deed made on May 21, 2010 between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee") and Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (the "Manager").

The Trust has the following Series and Classes as at February 28, 2015:

- Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection

- BRL-Hedged Class Units
- CNY-Hedged Class Units
- IDR-Hedged Class Units
- USD-Hedged Class Units

The objective of the series trust is primarily to seek to produce stable income gains and increase the series trust's assets over the medium to long term through investing in government bonds, corporate bonds, preferred investment securities, certificates of deposit (CDs), and commercial papers (CPs) (collectively, the "Underlying Securities"), issued by Japanese Issuers either in Japan or overseas.

The series trust primarily intends to invest in the Underlying Securities. However, the series trust may temporarily acquire short-term financial instruments, government bonds, local government bonds, or government-guaranteed bonds, issued by other than Japanese Issuers, mainly for the purpose of ensuring the series trust's liquidity. In this case, the ratio of investment in the Underlying Securities may decrease. In order to mitigate issuer credit risk, the series trust also plans to make diversified investments, rather than investments concentrated on specific issuers.

The series trust will, in principle, enter into the following currency hedging transactions:

- (a) For assets denominated in currencies other than the US dollar, the Sub-Investment Manager will, in principle, hedge to the US dollar all assets denominated in currencies other than the US dollar by utilizing foreign currency forwards, non-deliverable forwards (NDFs);

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

(b) For assets denominated in US dollars, and assets effectively denominated in US dollars after being hedged to the US dollar in accordance with (a) above, and attributable to the BRL-Hedged Class Units, the CNY-Hedged Class Units and the IDR Hedged Class Units (each a "Hedged Class"), the Investment Manager will, in principle, hedge US dollar exposure to the relevant Hedging Reference Currency by entering into currency hedging transactions in respect of the following Hedged Classes, by utilizing foreign currency forwards and non-deliverable forwards, etc. upon consideration of the difference in interest between the US dollar and the relevant Hedging Reference Currency:

(i) BRL-Hedged Class Units: The Investment Manager will enter into currency hedging transactions in respect of the BRL-Hedged Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Brazilian Real against the US dollar;

(ii) CNY-Hedged Class Units: The Investment Manager will enter into currency hedging transactions in respect of the CNY-Hedged Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Chinese Yuan against the US dollar; and

(iii) IDR-Hedged Class Units: The Investment Manager will enter into currency hedging transactions in respect of the IDR-Hedged Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Indonesian Rupiah against the US dollar.

Generally, if the applicable Hedging Reference Currency appreciates against the US dollar, the relevant Hedged Class is expected to gain profit on foreign exchange, whereas if the Hedging Reference Currency depreciates against the US dollar, the relevant Hedged Class is expected to incur a loss on foreign exchange. Generally, Classes other than USD-Hedged Class Units which are hedged to currencies with higher short-term interest rates than the US dollar will be expected to benefit from hedging premiums, while Classes other than USD-Hedged Class Units which are hedged to currencies with lower short-term interest rates than US dollars will be expected to bear hedging costs.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

- Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund

- AUD-Hedged AUD Class Units
- AUD Class Units
- Resources Currency Basket Class Units
- BRL Class Units
- EUR Class Units
- JPY Class Units
- MXN Class Units
- RUB Class Units
- TRY Class Units
- USD-Hedged USD Class Units
- USD Class Units

The objective of the series trust is primarily to seek to produce stable income gains and increase the series trust's assets over the medium to long-term through investing mainly in hybrid securities ("Hybrid Securities"), issued by financial institutions worldwide.

The series trust will invest in securities that, at the time of their acquisition, are rated Baa3 or above by Moody's Investors Service ("Moody's") or BBB- or above by Standard & Poor's Rating Services ("Standard & Poor's"), or an equivalent long term rating by Fitch Ratings or any other rating agency chosen by the Sub-Investment Manager upon consultation with the Investment Manager. Investment in unrated securities will be limited to securities that are judged by the Sub-Investment Manager upon consultation with the Investment Manager to be of a grade equivalent to Baa3 or BBB-.

In addition to investing in Hybrid Securities, the series trust may temporarily acquire short-term financial instruments, corporate bonds issued by financial institutions worldwide, government bonds, local government bonds, or government-guaranteed bonds, mainly for the purpose of ensuring the series trust's liquidity. In this case, the ratio of investment in the Hybrid Securities may decrease. In order to mitigate issuer credit risk, the series trust also plans to make diversified investments, rather than investments concentrated on specific issuers.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

The series trust will, in principle, enter into the following currency hedging transactions:

(a) For assets denominated in currencies other than the US dollar, the Sub-Investment Manager will, in principle, hedge to the US dollar all assets denominated in currencies other than the US dollar by utilizing foreign currency forwards, non-deliverable forwards ("NDFs");

(b) For assets denominated in US dollars, and assets effectively denominated in US dollars after being hedged to the US dollar in accordance with (a) above, and attributable to, respectively, the AUD-Hedged Class Units, the BRL Class Units, the EUR Class Units, the JPY Class Units and the Resources Currency Basket Class Units, the Investment Manager will, in principle, hedge US dollar exposure to the relevant Hedging Reference Currency by entering into currency hedging transactions in respect of such class, by utilizing foreign currency forwards, NDFs, and similar derivative instruments upon consideration of the difference in interest between the US dollar and the relevant Hedging Reference Currency:

(i) AUD-Hedged AUD Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the AUD-Hedged AUD Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Australian Dollar against the Japanese Yen.

(ii) BRL Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the BRL Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Brazilian Real against the Japanese Yen.

(iii) EUR Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the EUR Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the EURO against the Japanese Yen.

(iv) JPY Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the JPY Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the US dollar against the Japanese Yen.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

(v) Resources Currency Basket Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the Resources Currency Basket Class Units to seek to reflect fluctuations in the exchange rate of the Brazilian Real, the Australian Dollar and the South African Rand against the Japanese Yen. Exposure to each currency is intended to be approximately one-third of the Net Asset Value of this class of Units.

(vi) MXN Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the MXN Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the Mexican Peso against the Japanese Yen.

(vii) RUB Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the RUB Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the Russian Ruble against the Japanese Yen.

(viii) TRY Class Units: The Investment Manager intends to enter into currency hedging transactions in respect of the TRY Class Units to seek to mitigate the currency exposure of the Turkish Lira against the Japanese Yen.

The Series Trust is hedged to the US dollar, as stated above, and is also hedged to the AUD in respect of the AUD-Hedged AUD Class Units. The Series Trust intends to mitigate the exposure to fluctuations of the US dollar against the AUD. However, the Net Asset Value may be exposed to the fluctuations of the US dollar as it is impossible to completely eliminate the US dollar exposure. In addition, when the interest rate referable to the AUD is lower than that of the US dollar, the amount equivalent to the difference in interest rates is the hedging cost.

Currency rates may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by governments, central banks or supranational entities such as the International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments. As a result, the Series Trust's investments in foreign currency-denominated debt securities may reduce its returns.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 1 GENERAL (continued)

With respect to the AUD-Hedged AUD Class Units and the USD-Hedged USD Class Units, if a subscription for Units is made in Japanese Yen, the Japanese Yen amount which the Unitholders may receive when repurchasing the Units may be less than the Japanese Yen amount invested by the Unitholders, due to fluctuations in exchange rates between Japanese Yen and Australian Dollar or US dollar since the net asset value of AUD-Hedged AUD Class Units and USD-Hedged USD Class Units are calculated in Australian Dollar or US dollar, respectively.

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The financial statements are presented in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds. The financial statements of the Trust as at February 28, 2015 have been prepared as described below:

Cash and Cash Equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash in current accounts.

Investment Valuation

The assets of the Trust are valued as follows:

Investments listed on a stock exchange or traded on any other organized market shall be valued at the last available price, provided the value of any Investment listed on a stock exchange, but acquired or traded at a premium or at a discount outside or off the relevant stock exchange or on an over-the counter market, shall be valued taking into account the level of premium or discount as at the date of valuation of the Investment;

Unlisted securities are valued at fair market value as determined in good faith by the Manager, taking into consideration as the Manager deems appropriate, recent transactions in the same or similar securities and valuation information obtained from broker-dealers or recognized quotation services.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Securities Trading

Investments are recorded on trade date basis. Realized gains and losses on options and futures are computed by use of the average cost method. As far as the realized gains and losses on bonds, they are computed by use of the average cost method.

Foreign Currency Translation

The reference currencies for Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund and Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection are JPY and USD respectively.

Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at rates of exchange prevailing at the date of the financial statements. Transactions in foreign currencies are translated at the rates of exchange prevailing on the date of the transaction. Exchange gains or losses are included in statement of operations.

Currency exchange rates as at February 28, 2015 are as follows:

1 USD	1.277547	AUD
1 USD	2.859350	BRL
1 USD	1.248650	CAD
1 USD	6.269600	CNY
1 USD	0.891544	EUR
1 USD	0.647082	GBP
1 USD	12,925.000000	IDR
1 USD	119.545000	JPY
1 USD	14.952000	MXN
1 USD	61.814250	RUB
1 USD	2.515000	TRY
1 USD	11.653000	ZAR

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Valuation of forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the closing date by reference to the forward rate of exchange applicable to the outstanding life of the contract. The unrealized appreciation or depreciation on open forward foreign exchange contracts is calculated as the difference between the contract rate and the rate to close out the contract. The change in unrealized appreciation or depreciation on those contracts is disclosed in the statement of operations.

Taxation

The Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands that, in accordance with Section 81 of the Trusts Law (2009 Revision) of the Cayman Islands, for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust no laws of the Cayman Islands thereafter enacted imposing any tax or duty to be levied on income or on capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax shall apply to any property comprised in or income arising under the Trust or to the Trustee or Unitholders in respect of any such property or income. No stamp duty is levied in the Cayman Islands on the transfer or repurchase of Units.

The Trust complies with the authoritative guidance on Accounting for Income Taxes which prescribes the minimum recognition threshold a tax position must meet in connection with accounting for uncertainties in income tax positions taken or expected to be taken by an entity before being measured and recognized in the financial statements. The Investment Manager has analyzed the Trust's tax positions taken on income tax returns on all jurisdictions for all open tax years (since inception date) and has concluded that no provision for income tax is required in the Trust's financial statements. The Investment Manager is not aware of any tax events that are likely to occur in the next twelve months that would result in the amount of any unrecognized tax benefits or liabilities significantly increasing or decreasing for the Trust.

Certain dividend income and certain capital gains income realized by the Trust may be subject to income or withholding taxes in the source jurisdiction.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Income recognition

Interest income is recognized on an accrual basis.

Formation expenses

The establishment costs are amortised within the first three financial years of the Series Trust unless the Trustees and the Manager decide that some other method shall be applied.

NOTE 3 ACCRUED EXPENSES

	TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION	TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND
	USD	JPY
Administration, management and custodian fees (note 6)	13,751.80	21,996,244
Agent company fees (note 9)	5,549.13	2,985,077
Professional fees	20,426.90	324,893
Distribution fees (note 8)	55,499.74	35,402,963
Investment advisory fees (note 4)	77,673.09	106,023,443
Other fees	3,253.52	385,331
Sub-manager fees (note 7)	2,750.35	4,392,143
Trustee fees (note 5)	1,569.77	1,757,066
TOTAL	180,474.30	173,267,160

NOTE 4 INVESTMENT ADVISORY FEES

Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection:

The Investment Manager's fee applicable to the Series Trust is 0.70% per annum of the Net Asset Value. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

The Sub-Investment Manager will be entitled to receive from the Investment Manager out of its own assets a fee of 0.42% per annum of the Net Asset Value. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 4 INVESTMENT ADVISORY FEES (continued)

Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund:

The Investment Manager is entitled to receive a fee of 0.517% per annum of the Net Asset Value out of the Deposited Property of the Series Trust attributable to the Initial Six Classes as well as the MXN Class Units, RUB Class Units, and TRY Class Units, and a fee of 0.797% per annum of the Net Asset Value out of the Deposited Property of the Series Trust attributable to each of AUD Class Units and USD Class Units. The Sub-Investment Manager is entitled to 0.4782% of the Net Asset Value. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 5 TRUSTEE FEES

The Trustee is entitled to receive for its own account the amount of the Trustee's Fees. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears. The Trustee's Fees applicable to each series trust are 0.01% per annum of the net asset value of such series trust, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum per series trust. In addition, the Trustee is entitled to receive from each series trust for all out-of-pocket expenses properly incurred in performing its obligation.

NOTE 6 ADMINISTRATION, MANAGEMENT AND CUSTODIAN FEES

The Manager, Custodian and Administration fees are accrued daily and payable quarterly in arrears. These fees applicable are 0.15% of the net asset value of the series trust until July 21, 2014. The fees to be paid to the Manager, Custodian and Administration were 0.125% of the net asset value of the series trust from July 22, 2014. In addition, the Manager is also entitled to receive from each series trust for all out-of-pocket expenses reasonably incurred in connection with the services provided.

NOTE 7 SUB-MANAGER FEES

The Sub-Manager is entitled since July 22, 2014 to receive a fee of 0.025% per annum of the average Net Asset Value of the Fund, calculated on each Valuation Day and payable quarterly in arrears.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
 AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 8 DISTRIBUTION FEES

Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection:

The Distribution fee applicable is 0.50% per annum of the net asset value of the series trust. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund:

The Distribution fee applicable is 0.593% per annum of the net asset value of the series trust attributable to AUD-Hedged AUD Class Units and USD-Hedged USD Class Units. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 9 AGENT COMPANY FEES

Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection:

The Agent Company fee applicable is 0.05% per annum of the Net Asset Value per Unit of each of the Units. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund:

The Agent Company fee applicable is 0.05% per annum of the Net Asset Value per Unit of the series trust attributable to AUD-Hedged AUD Class Units and USD-Hedged USD Class Units. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 10 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized appreciation (USD)	Counterparty
02/10/2015	03/19/2015	EUR	13,866,508.04 USD	15,667,351.44	(15,557,435.74)	109,915.70	UBS AG, LONDON
02/11/2015	03/19/2015	USD	406,691.97 GBP	266,117.00	411,192.45	4,500.48	GOLDMAN SACHS INTL, LONDON
02/11/2015	03/19/2015	USD	1,210,756.83 GBP	792,301.31	1,224,229.64	13,472.81	DEUTSCHE BANK AG, LONDON
02/11/2015	03/19/2015	EUR	40,000.00 USD	45,201.84	(44,877.73)	324.11	HSBC BANK PLC, LONDON
02/23/2015	03/19/2015	USD	1,371,365.73 GBP	893,066.24	1,379,927.24	8,561.51	DEUTSCHE BANK AG, LONDON
TOTAL						136,774.61	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 10 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION (continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized (depreciation) (USD)	Counterparty
02/10/2015	03/19/2015	USD	1,104,565.65 EUR	977,615.44	1,096,829.09	(7,736.56)	HSBC BANK PLC, LONDON
02/10/2015	03/19/2015	USD	3,309,880.63 EUR	2,919,924.69	3,275,989.93	(33,890.70)	DEUTSCHE BANK AG, LONDON
02/10/2015	03/19/2015	USD	3,030,289.36 EUR	2,682,028.02	3,009,083.36	(21,206.00)	CREDIT SUISSE, LONDON BRANCH
02/10/2015	03/19/2015	USD	1,201,505.78 EUR	1,063,382.97	1,193,055.39	(8,450.39)	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
02/10/2015	03/19/2015	USD	7,056,481.42 EUR	6,245,392.32	7,006,976.05	(49,505.37)	GOLDMAN SACHS INTL, LONDON
02/10/2015	03/19/2015	GBP	4,902,882.79 USD	7,462,457.26	(7,575,721.95)	(113,264.69)	GOLDMAN SACHS INTL, LONDON
02/10/2015	03/19/2015	GBP	2,167,518.50 USD	3,309,880.63	(3,349,155.62)	(39,274.99)	DEUTSCHE BANK AG, LONDON
02/10/2015	03/19/2015	GBP	2,367,700.76 USD	3,603,735.26	(3,658,468.57)	(54,733.31)	DEUTSCHE BANK AG, LONDON
TOTAL						(328,062.01)	

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION - BRL-Hedged Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized appreciation (USD)	Counterparty
02/06/2015	04/10/2015	BRL	3,857,000.00 USD	1,365,914.12	(1,332,048.60)	33,865.52	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/17/2015	04/10/2015	BRL	3,276,000.00 USD	1,134,545.45	(1,131,395.18)	3,150.27	CITIBANK, TOKYO
02/25/2015	04/10/2015	USD	1,265,000.00 BRL	3,680,454.25	1,271,076.98	6,076.98	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						43,092.77	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized (depreciation) (USD)	Counterparty
02/19/2015	04/10/2015	BRL	2,609,000.00 USD	898,787.38	(901,040.91)	(2,253.53)	CITIBANK, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	USD	34,846,000.00 BRL	95,728,931.20	33,060,821.54	(1,785,178.47)	CITIBANK, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	USD	18,273,500.00 BRL	50,189,081.43	17,333,237.13	(940,262.87)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(2,727,694.87)	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 10 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION - CNY-Hedged Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized (depreciation) (USD)	Counterparty
02/02/2015	04/10/2015	USD	50,400.00 CNY	312,742.08	49,639.61	(760.39)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/04/2015	04/10/2015	USD	1,200.00 CNY	7,422.72	1,178.16	(21.84)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/29/2015	04/10/2015	USD	900.00 CNY	5,574.33	884.78	(15.22)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(797.45)	

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION - IDR-Hedged Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized appreciation (USD)	Counterparty
02/17/2015	04/10/2015	IDR	510,680,000.00 USD	39,443.89	(39,228.46)	215.43	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						215.43	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (USD)	Unrealized (depreciation) (USD)	Counterparty
02/02/2015	04/10/2015	USD	1,840,000.00 IDR	23,616,400,000.00	1,814,120.34	(25,879.66)	CITIBANK, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	USD	1,105,600.00 IDR	14,221,332,800.00	1,092,427.68	(13,172.32)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(39,051.98)	

As at February 28, 2015, the unrealized appreciation on these contracts was USD 180,082.81, the unrealized depreciation on these contracts was USD 3,095,606.31. These are disclosed in the statement of net assets.

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 10 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
02/17/2015	04/16/2015	EUR	1,700,000.00 JPY	230,557,062	(227,926,676)	2,630,386	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
02/17/2015	04/16/2015	JPY	341,545,121 USD	2,877,272.00	343,727,514	2,182,393	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
02/17/2015	04/16/2015	JPY	724,454,888 USD	6,101,366.00	728,887,491	4,432,603	CREDIT SUISSE, LONDON BRANCH
02/04/2015	04/16/2015	EUR	75,027,766.00 JPY	10,077,241,975	(10,059,311,375)	17,930,600	DEUTSCHE BANK AG, LONDON
02/04/2015	04/16/2015	EUR	1,022,792.00 JPY	137,382,475	(137,130,371)	252,104	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
02/04/2015	04/16/2015	EUR	27,699,414.00 JPY	3,729,117,454	(3,713,785,479)	15,331,975	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
02/04/2015	04/16/2015	JPY	16,774,799 AUD	185,610.00	17,307,037	532,238	DEUTSCHE BANK AG, LONDON
02/04/2015	04/16/2015	JPY	9,973,030,441 USD	84,858,821.00	10,137,488,839	164,458,398	CREDIT SUISSE, LONDON BRANCH
02/04/2015	04/16/2015	JPY	2,376,442,812 USD	20,220,748.00	2,415,631,099	39,188,287	UBS AG, LONDON
02/04/2015	04/16/2015	JPY	5,279,925,352 USD	44,925,987.00	5,366,992,975	87,067,623	DEUTSCHE BANK AG, LONDON
02/04/2015	04/16/2015	JPY	3,729,117,450 USD	31,730,426.00	3,790,611,765	61,494,315	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
02/04/2015	04/16/2015	JPY	620,445,785 USD	5,279,268.00	630,677,131	10,231,346	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
02/04/2015	04/16/2015	JPY	19,517,489,788 USD	166,453,368.00	19,885,017,802	367,528,014	CREDIT SUISSE, LONDON BRANCH
02/04/2015	04/16/2015	JPY	2,718,579,505 USD	23,185,527.00	2,769,812,437	51,232,932	HSBC BANK PLC, LONDON
02/04/2015	04/16/2015	JPY	425,673,734 USD	3,621,985.00	432,693,228	7,019,494	HSBC BANK PLC, LONDON
02/10/2015	04/16/2015	JPY	1,345,921,392 USD	11,350,801.00	1,356,000,697	10,079,305	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
02/24/2015	04/16/2015	JPY	333,634,001 USD	2,800,000.00	334,496,385	862,384	UBS AG, LONDON
02/05/2015	04/16/2015	JPY	47,580,104 GBP	266,127.00	49,114,781	1,534,677	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
02/05/2015	04/16/2015	JPY	1,254,494,089 GBP	7,016,682.00	1,294,957,281	40,463,192	UBS AG, LONDON
02/05/2015	04/16/2015	JPY	426,765,368 GBP	2,387,000.00	440,530,510	13,765,142	HSBC BANK PLC, LONDON
02/20/2015	04/16/2015	JPY	54,725,311 GBP	300,000.00	55,366,224	640,913	UBS AG, LONDON
02/20/2015	04/16/2015	JPY	208,556,959 USD	1,756,121.00	209,791,414	1,234,455	UBS AG, LONDON
02/26/2015	04/16/2015	JPY	212,469,577 USD	1,780,000.00	212,644,131	174,554	UBS AG, LONDON
02/26/2015	04/16/2015	JPY	301,864,169 USD	2,530,000.00	302,241,377	377,208	UBS AG, LONDON
TOTAL						900,644,538	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 10 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND (continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
02/04/2015	04/16/2015	USD	2,884,781.00 JPY	338,240,548	(344,624,551)	(6,384,003)	JP MORGAN SECURITIES LTD, LONDON
02/04/2015	04/16/2015	USD	143,989.00 JPY	16,774,799	(17,201,314)	(426,515)	DEUTSCHE BANK AG, LONDON
02/04/2015	04/16/2015	USD	9,550,773.00 JPY	1,119,837,719	(1,140,963,978)	(21,126,259)	UBS AG, LONDON
02/04/2015	04/16/2015	GBP	2,387,000.00 JPY	425,673,739	(440,530,510)	(14,856,771)	HSBC BANK PLC, LONDON
02/04/2015	04/16/2015	GBP	55,926,042.00 JPY	9,973,030,615	(10,321,379,156)	(348,348,541)	CREDIT SUISSE, LONDON BRANCH
02/04/2015	04/16/2015	GBP	3,479,181.00 JPY	620,445,786	(642,097,070)	(21,651,284)	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
02/04/2015	04/16/2015	GBP	26,308,289.00 JPY	4,680,707,654	(4,855,302,039)	(174,594,385)	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
02/04/2015	04/16/2015	GBP	33,211,250.00 JPY	5,908,623,480	(6,129,271,631)	(220,648,151)	DEUTSCHE BANK AG, LONDON
02/04/2015	04/16/2015	GBP	29,607,371.00 JPY	5,279,925,375	(5,464,160,993)	(184,235,618)	DEUTSCHE BANK AG, LONDON
02/04/2015	04/16/2015	GBP	13,326,050.00 JPY	2,376,442,852	(2,459,376,820)	(82,933,968)	UBS AG, LONDON
02/10/2015	04/16/2015	EUR	10,050,667.00 JPY	1,345,921,398	(1,347,538,299)	(1,616,901)	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
02/05/2015	04/16/2015	USD	405,452.00 JPY	47,580,104	(48,436,492)	(856,388)	BARCLAYS BANK PLC, LONDON
02/05/2015	04/16/2015	USD	10,688,722.00 JPY	1,254,494,075	(1,276,906,763)	(22,412,688)	UBS AG, LONDON
02/05/2015	04/16/2015	USD	3,636,167.00 JPY	426,765,366	(434,387,351)	(7,621,985)	HSBC BANK PLC, LONDON
02/20/2015	04/16/2015	JPY	77,519,503 EUR	574,000.00	76,958,772	(560,731)	UBS AG, LONDON
02/20/2015	04/16/2015	AUD	2,250,000.00 JPY	208,556,959	(209,799,482)	(1,242,523)	UBS AG, LONDON
02/26/2015	04/16/2015	GBP	1,155,827.00 JPY	212,469,580	(213,312,567)	(842,987)	UBS AG, LONDON
TOTAL						(1,110,359,698)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - AUD Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
02/02/2015	04/10/2015	JPY	5,074,593,135 AUD	55,344,248.00	5,162,804,534	88,211,399	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	JPY	71,949,931 AUD	784,696.00	73,200,633	1,250,702	CITIBANK, TOKYO
01/29/2015	04/10/2015	JPY	42,090,900 AUD	457,793.00	42,705,336	614,436	CITIBANK, TOKYO
02/23/2015	04/10/2015	JPY	90,389,728 AUD	974,053.00	90,864,792	475,064	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/12/2015	04/10/2015	JPY	30,030,144 AUD	327,187.00	30,521,705	491,561	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/24/2015	04/10/2015	USD	268,300.00 JPY	32,065,375	(32,054,671)	10,704	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/24/2015	04/10/2015	JPY	32,065,375 AUD	344,151.00	32,104,214	38,839	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						91,092,705	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 10 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - AUD Class Units (continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
02/25/2015	04/10/2015	USD	435,700.00 JPY	51,893,915	(52,054,492)	(160,577)	CITIBANK, TOKYO
02/25/2015	04/10/2015	JPY	51,893,915 AUD	553,495.00	51,632,922	(260,993)	CITIBANK, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	USD	43,017,700.00 JPY	5,074,593,135	(5,139,464,103)	(64,870,968)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	USD	611,200.00 JPY	71,949,931	(73,022,046)	(1,072,115)	CITIBANK, TOKYO
01/29/2015	04/10/2015	USD	355,000.00 JPY	42,090,900	(42,413,001)	(322,101)	CITIBANK, TOKYO
02/23/2015	04/10/2015	USD	758,300.00 JPY	90,389,728	(90,596,560)	(206,832)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/26/2015	04/10/2015	USD	269,700.00 JPY	32,096,254	(32,221,933)	(125,679)	CITIBANK, TOKYO
01/26/2015	04/10/2015	JPY	32,096,254 AUD	342,025.00	31,905,857	(190,397)	CITIBANK, TOKYO
01/28/2015	04/10/2015	USD	185,100.00 JPY	21,895,543	(22,114,497)	(218,954)	CITIBANK, TOKYO
01/28/2015	04/10/2015	JPY	21,895,543 AUD	233,600.00	21,791,449	(104,094)	CITIBANK, TOKYO
02/12/2015	04/10/2015	USD	251,600.00 JPY	30,030,144	(30,059,468)	(29,324)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/27/2015	04/10/2015	USD	548,900.00 JPY	64,794,474	(65,578,863)	(784,389)	CITIBANK, TOKYO
01/27/2015	04/10/2015	JPY	64,794,474 AUD	693,450.00	64,688,648	(105,826)	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						(68,452,249)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - AUD-Hedged AUD Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
02/02/2015	04/10/2015	JPY	7,659,376,608 AUD	83,534,270.00	7,792,519,169	133,142,561	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/29/2015	04/10/2015	JPY	30,945,704 AUD	336,574.00	31,397,445	451,741	CITIBANK, TOKYO
02/10/2015	04/10/2015	AUD	404,000.00 JPY	37,698,749	(37,687,260)	11,489	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/23/2015	04/10/2015	JPY	41,481,769 AUD	447,013.00	41,699,786	218,017	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/18/2015	04/10/2015	USD	1,213,000.00 JPY	144,943,304	(144,921,043)	22,261	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/18/2015	04/10/2015	JPY	144,943,303 AUD	1,561,052.00	145,623,217	679,914	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						134,525,983	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 10 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - AUD-Hedged AUD Class Units
(continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
02/02/2015	04/10/2015	USD	64,929,100.00 JPY	7,659,376,608	(7,757,290,108)	(97,913,500)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/29/2015	04/10/2015	USD	261,000.00 JPY	30,945,704	(31,182,516)	(236,812)	CITIBANK, TOKYO
02/10/2015	04/10/2015	JPY	37,698,749 USD	313,165.00	37,414,795	(283,954)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/23/2015	04/10/2015	USD	348,000.00 JPY	41,481,769	(41,576,688)	(94,919)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/26/2015	04/10/2015	USD	463,000.00 JPY	55,100,354	(55,316,111)	(215,757)	CITIBANK, TOKYO
01/26/2015	04/10/2015	JPY	55,100,354 AUD	587,161.00	54,773,495	(326,859)	CITIBANK, TOKYO
01/28/2015	04/10/2015	USD	403,000.00 JPY	47,671,009	(48,147,717)	(476,708)	CITIBANK, TOKYO
01/28/2015	04/10/2015	JPY	47,671,009 AUD	508,594.00	47,444,376	(226,633)	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						(99,775,142)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - BRL Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
02/19/2015	04/10/2015	USD	739,000.00 JPY	89,295,147	(88,290,726)	1,004,421	CITIBANK, TOKYO
01/29/2015	04/10/2015	USD	440,000.00 JPY	52,970,302	(52,568,227)	402,075	CITIBANK, TOKYO
02/10/2015	04/10/2015	USD	843,000.00 JPY	101,952,904	(100,715,943)	1,236,961	CITIBANK, TOKYO
02/18/2015	04/10/2015	USD	588,000.00 JPY	71,065,440	(70,250,267)	815,173	CITIBANK, TOKYO
01/28/2015	04/10/2015	USD	270,000.00 JPY	32,402,419	(32,257,775)	144,644	CITIBANK, TOKYO
01/27/2015	04/10/2015	USD	560,000.00 JPY	67,110,993	(66,905,016)	205,977	CITIBANK, TOKYO
02/24/2015	04/10/2015	USD	1,257,000.00 JPY	151,872,483	(150,177,866)	1,694,617	CITIBANK, TOKYO
02/05/2015	04/10/2015	BRL	3,999,000.00 JPY	168,355,599	(165,002,700)	3,352,899	CITIBANK, TOKYO
02/05/2015	04/10/2015	JPY	168,355,599 USD	1,433,179.00	171,226,570	2,870,971	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						11,727,738	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 10 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - BRL Class Units (continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
02/19/2015	04/10/2015	JPY	89,295,146 BRL	2,145,169.00	88,511,806	(783,340)	CITIBANK, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	USD	100,248,700.00 JPY	11,970,203,562	(11,977,037,243)	(6,833,681)	CITIBANK, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	JPY	11,970,203,489 BRL	275,403,229.00	11,363,409,953	(606,793,536)	CITIBANK, TOKYO
01/29/2015	04/10/2015	JPY	52,970,302 BRL	1,166,792.00	48,142,993	(4,827,309)	CITIBANK, TOKYO
02/10/2015	04/10/2015	JPY	101,952,903 BRL	2,428,009.00	100,182,039	(1,770,864)	CITIBANK, TOKYO
02/18/2015	04/10/2015	JPY	71,065,440 BRL	1,693,146.00	69,860,881	(1,204,559)	CITIBANK, TOKYO
01/28/2015	04/10/2015	JPY	32,402,419 BRL	712,044.00	29,379,641	(3,022,778)	CITIBANK, TOKYO
01/27/2015	04/10/2015	JPY	67,110,993 BRL	1,466,136.00	60,494,223	(6,616,770)	CITIBANK, TOKYO
02/24/2015	04/10/2015	JPY	151,872,482 BRL	3,630,467.00	149,796,680	(2,075,802)	CITIBANK, TOKYO
02/26/2015	04/10/2015	USD	1,899,000.00 JPY	151,048,181	(226,879,687)	(75,831,506)	CITIBANK, TOKYO
02/26/2015	04/10/2015	JPY	151,048,181 BRL	3,656,335.00	150,863,987	(184,194)	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						(709,944,339)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - EUR Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
02/25/2015	04/10/2015	EUR	13,000.00 JPY	1,755,227	(1,742,990)	12,237	CITIBANK, TOKYO
02/25/2015	04/10/2015	JPY	1,755,227 USD	14,769.00	1,764,505	9,278	CITIBANK, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	JPY	43,943,954 EUR	330,371.00	44,294,917	350,963	CITIBANK, TOKYO
01/27/2015	04/10/2015	JPY	352,272 EUR	2,630.00	352,603	331	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/05/2015	04/10/2015	EUR	19,200.00 JPY	2,579,353	(2,574,262)	5,091	CITIBANK, TOKYO
02/05/2015	04/10/2015	JPY	2,579,353 USD	21,958.00	2,623,339	43,986	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						421,886	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 10 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - EUR Class Units (continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
02/02/2015	04/10/2015	USD	374,200.00 JPY	43,943,954	(44,706,887)	(762,933)	CITIBANK, TOKYO
01/27/2015	04/10/2015	USD	3,000.00 JPY	352,272	(358,420)	(6,148)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(769,081)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - JPY Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
02/17/2015	03/11/2015	JPY	337,186,001 USD	2,834,329.00	338,768,063	1,582,062	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/12/2015	03/11/2015	JPY	399,883,001 USD	3,361,262.00	401,748,766	1,865,765	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/05/2015	03/11/2015	JPY	274,773,001 USD	2,339,788.00	279,658,896	4,885,895	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						8,333,722	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
02/02/2015	04/10/2015	USD	119,819,000.00 JPY	14,098,191,179	(14,315,164,440)	(216,973,261)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/07/2015	03/11/2015	USD	267,297,500.00 JPY	31,761,091,147	(31,948,246,942)	(187,155,795)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(404,129,056)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - MXN Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
02/25/2015	04/10/2015	JPY	14,381,890 MXN	1,805,853.00	14,387,842	5,952	CITIBANK, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	JPY	581,750,831 MXN	73,768,192.00	587,736,128	5,985,297	CITIBANK, TOKYO
02/05/2015	04/10/2015	JPY	5,906,144 USD	50,278.00	6,006,861	100,717	CITIBANK, TOKYO
02/26/2015	04/10/2015	USD	35,200.00 JPY	4,211,887	(4,205,458)	6,429	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						6,098,395	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 10 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - MXN Class Units (continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
02/17/2015	04/10/2015	USD	1,160,400.00 JPY	138,505,701	(138,636,751)	(131,050)	CITIBANK, TOKYO
02/17/2015	04/10/2015	JPY	138,505,700 MXN	17,359,004.00	138,305,053	(200,647)	CITIBANK, TOKYO
02/25/2015	04/10/2015	USD	120,700.00 JPY	14,381,890	(14,420,420)	(38,530)	CITIBANK, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	USD	4,904,800.00 JPY	581,750,836	(585,992,360)	(4,241,524)	CITIBANK, TOKYO
02/10/2015	04/10/2015	USD	50,600.00 JPY	6,041,817	(6,045,346)	(3,529)	CITIBANK, TOKYO
02/10/2015	04/10/2015	JPY	6,041,817 MXN	758,276.00	6,041,445	(372)	CITIBANK, TOKYO
02/05/2015	04/10/2015	MXN	744,000.00 JPY	5,906,144	(5,927,700)	(21,556)	CITIBANK, TOKYO
02/26/2015	04/10/2015	JPY	4,211,887 MXN	528,246.00	4,208,718	(3,169)	CITIBANK, TOKYO
TOTAL						(4,640,377)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - Resources Currency Basket Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
02/19/2015	04/10/2015	JPY	2,943,582 USD	24,735.00	2,955,165	11,583	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/19/2015	04/10/2015	JPY	2,959,092 USD	24,865.00	2,970,736	11,644	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/19/2015	04/10/2015	JPY	2,869,763 USD	24,115.00	2,881,055	11,292	CITIBANK, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	JPY	59,194,956 AUD	645,589.00	60,223,939	1,028,983	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	JPY	59,861,586 ZAR	5,886,867.00	59,934,727	73,141	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/29/2015	04/10/2015	USD	30,000.00 JPY	3,611,612	(3,584,197)	27,415	CITIBANK, TOKYO
01/29/2015	04/10/2015	JPY	3,556,977 AUD	38,687.00	3,608,901	51,924	CITIBANK, TOKYO
01/27/2015	04/10/2015	USD	3,000.00 JPY	359,523	(358,420)	1,103	CITIBANK, TOKYO
02/05/2015	04/10/2015	BRL	13,000.00 JPY	547,293	(536,393)	10,900	CITIBANK, TOKYO
02/05/2015	04/10/2015	JPY	588,874 USD	5,013.00	598,916	10,042	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/05/2015	04/10/2015	JPY	553,439 USD	4,711.00	562,877	9,438	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/05/2015	04/10/2015	JPY	547,293 USD	4,659.00	556,626	9,333	CITIBANK, TOKYO
02/05/2015	04/10/2015	ZAR	57,000.00 JPY	588,874	(580,322)	8,552	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						1,265,350	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 10 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - Resources Currency Basket Class Units
(continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
02/19/2015	04/10/2015	BRL	70,000.00 JPY	2,869,763	(2,888,269)	(18,506)	CITIBANK, TOKYO
02/19/2015	04/10/2015	AUD	32,000.00 JPY	2,959,092	(2,985,129)	(26,037)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/19/2015	04/10/2015	ZAR	290,000.00 JPY	2,943,582	(2,952,516)	(8,934)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	USD	501,800.00 JPY	59,194,955	(59,951,673)	(756,718)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	USD	501,800.00 JPY	59,861,586	(59,951,673)	(90,087)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	USD	501,800.00 JPY	59,917,467	(59,951,673)	(34,206)	CITIBANK, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	JPY	59,917,466 BRL	1,378,545.00	56,880,130	(3,037,336)	CITIBANK, TOKYO
01/29/2015	04/10/2015	USD	30,000.00 JPY	3,556,977	(3,584,197)	(27,220)	CITIBANK, TOKYO
01/29/2015	04/10/2015	USD	30,000.00 JPY	3,579,395	(3,584,197)	(4,802)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/29/2015	04/10/2015	JPY	3,611,612 BRL	79,554.00	3,282,477	(329,135)	CITIBANK, TOKYO
01/29/2015	04/10/2015	JPY	3,579,395 ZAR	349,284.00	3,556,092	(23,303)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/27/2015	04/10/2015	USD	3,000.00 JPY	356,439	(358,420)	(1,981)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/27/2015	04/10/2015	USD	3,000.00 JPY	354,132	(358,420)	(4,288)	CITIBANK, TOKYO
01/27/2015	04/10/2015	JPY	354,132 AUD	3,790.00	353,554	(578)	CITIBANK, TOKYO
01/27/2015	04/10/2015	JPY	359,523 BRL	7,854.00	324,076	(35,447)	CITIBANK, TOKYO
01/27/2015	04/10/2015	JPY	356,439 ZAR	34,981.00	356,144	(295)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/05/2015	04/10/2015	AUD	6,000.00 JPY	553,439	(559,712)	(6,273)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(4,405,146)	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 10 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - RUB Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
02/06/2015	04/10/2015	USD	41,110.00 JPY	5,026,485	(4,911,545)	114,940	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/06/2015	04/10/2015	JPY	5,026,485 RUB	2,830,012.00	5,354,548	328,063	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/19/2015	04/10/2015	USD	25,190.00 JPY	3,062,736	(3,009,531)	53,205	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/17/2015	04/10/2015	USD	116,470.00 JPY	14,204,331	(13,915,049)	289,282	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/17/2015	04/10/2015	JPY	14,204,331 RUB	7,546,091.00	14,277,642	73,311	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/25/2015	04/10/2015	USD	1,017,170.00 JPY	123,272,653	(121,524,598)	1,748,055	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	USD	991,100.00 JPY	122,162,092	(118,409,931)	3,752,161	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	USD	112,240.00 JPY	13,538,597	(13,409,677)	128,920	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	JPY	13,538,597 RUB	7,931,440.00	15,006,744	1,468,147	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	JPY	122,162,090 RUB	71,567,331.00	135,409,542	13,247,452	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/04/2015	04/10/2015	USD	122,730.00 JPY	14,827,062	(14,662,951)	164,111	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/04/2015	04/10/2015	JPY	14,827,062 RUB	8,549,372.00	16,175,907	1,348,845	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/29/2015	04/10/2015	USD	365,530.00 JPY	44,805,792	(43,671,054)	1,134,738	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/29/2015	04/10/2015	JPY	44,805,792 RUB	26,223,122.00	49,615,668	4,809,876	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/10/2015	04/10/2015	USD	126,590.00 JPY	15,531,674	(15,124,118)	407,556	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/10/2015	04/10/2015	JPY	15,531,674 RUB	8,619,861.00	16,309,277	777,603	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/23/2015	04/10/2015	USD	240,910.00 JPY	29,235,952	(28,782,299)	453,653	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/23/2015	04/10/2015	JPY	29,235,952 RUB	15,559,172.00	29,438,857	202,905	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/18/2015	04/10/2015	USD	48,860.00 JPY	5,955,472	(5,837,463)	118,009	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/26/2015	04/10/2015	USD	54,930.00 JPY	6,749,176	(6,562,665)	186,511	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/26/2015	04/10/2015	JPY	6,749,176 RUB	3,772,180.00	7,137,184	388,008	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/28/2015	04/10/2015	USD	1,192,650.00 JPY	146,202,083	(142,489,763)	3,712,320	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/28/2015	04/10/2015	JPY	146,202,083 RUB	84,028,156.00	158,986,145	12,784,062	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/12/2015	04/10/2015	USD	234,910.00 JPY	28,697,525	(28,065,459)	632,066	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/12/2015	04/10/2015	JPY	28,697,525 RUB	15,910,807.00	30,104,169	1,406,644	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/27/2015	04/10/2015	USD	382,230.00 JPY	46,715,732	(45,666,257)	1,049,475	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/27/2015	04/10/2015	JPY	46,715,732 RUB	26,704,117.00	50,525,738	3,810,006	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/24/2015	04/10/2015	USD	133,240.00 JPY	16,202,780	(15,918,615)	284,165	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/05/2015	04/10/2015	JPY	4,876,760 USD	41,515.00	4,959,923	83,163	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/20/2015	04/10/2015	USD	168,150.00 JPY	20,356,506	(20,089,426)	267,080	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/26/2015	04/10/2015	USD	387,270.00 JPY	47,136,889	(46,268,403)	868,486	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 10 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - RUB Class Units (continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
02/09/2015	04/10/2015	USD	100,000.00 JPY	12,164,553	(11,947,324)	217,229	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/09/2015	04/10/2015	JPY	12,164,553 RUB	6,736,900.00	12,746,606	582,053	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/30/2015	04/10/2015	USD	84,770.00 JPY	10,262,158	(10,127,747)	134,411	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/30/2015	04/10/2015	JPY	10,262,158 RUB	6,143,706.00	11,624,248	1,362,090	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/13/2015	04/10/2015	USD	227,050.00 JPY	27,577,298	(27,126,400)	450,898	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/13/2015	04/10/2015	JPY	27,577,297 RUB	14,677,647.00	27,770,960	193,663	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						59,033,162	

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
02/19/2015	04/10/2015	JPY	3,062,736 RUB	1,602,903.00	3,032,785	(29,951)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/25/2015	04/10/2015	JPY	123,272,653 RUB	64,590,295.00	122,208,585	(1,064,068)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/18/2015	04/10/2015	JPY	5,955,471 RUB	3,064,499.00	5,798,210	(157,261)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/24/2015	04/10/2015	JPY	16,202,780 RUB	8,539,352.00	16,156,949	(45,831)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/05/2015	04/10/2015	RUB	2,850,000.00 JPY	4,876,760	(5,392,365)	(515,605)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/20/2015	04/10/2015	JPY	20,356,506 RUB	10,626,702.00	20,106,336	(250,170)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/26/2015	04/10/2015	JPY	47,136,889 RUB	24,068,831.00	45,539,624	(1,597,265)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(3,660,151)	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - TRY Class Units

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized appreciation (JPY)	Counterparty
02/25/2015	04/10/2015	USD	99,300.00 JPY	11,928,515	(11,863,693)	64,822	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/09/2015	04/10/2015	USD	24,000.00 JPY	2,887,178	(2,867,358)	19,820	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						84,642	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 10 UNREALIZED RESULTS ON FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS (continued)

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND - TRY Class Units (continued)

Trade date	Settlement date	Ccy	Sale Ccy	Purchase	Value (JPY)	Unrealized (depreciation) (JPY)	Counterparty
02/25/2015	04/10/2015	JPY	11,928,515 TRY	249,536.00	11,720,162	(208,353)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	USD	1,136,500.00 JPY	135,129,291	(135,781,340)	(652,049)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/02/2015	04/10/2015	JPY	135,129,291 TRY	2,802,268.00	131,616,449	(3,512,842)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/27/2015	04/10/2015	USD	10,000.00 JPY	1,191,128	(1,194,732)	(3,604)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
01/27/2015	04/10/2015	JPY	1,191,128 TRY	23,929.00	1,123,870	(67,258)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
02/09/2015	04/10/2015	JPY	2,887,178 TRY	60,460.00	2,839,656	(47,522)	J.P. MORGAN CHASE, TOKYO
TOTAL						(4,491,628)	

As at February 28, 2015, the unrealized appreciation on these contracts was JPY 1,213,228,121, the unrealized depreciation on these contracts was JPY 2,410,626,867. These are disclosed in the statement of net assets.

NOTE 11 DIVIDENDS

TOKIO MARINE ROGGE NIPPON BOND FUND CURRENCY SELECTION

For BRL-Hedged Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/10/2014	03/14/2014	1.15	1,394,016.20	USD
04/10/2014	04/16/2014	1.15	1,374,327.05	USD
05/12/2014	05/16/2014	1.15	1,331,090.50	USD
06/10/2014	06/16/2014	1.15	1,300,157.80	USD
07/10/2014	07/16/2014	1.15	1,261,520.10	USD
08/11/2014	08/18/2014	1.15	1,273,687.10	USD
09/10/2014	09/17/2014	1.15	1,258,514.00	USD
10/10/2014	10/17/2014	1.15	1,245,668.50	USD
11/10/2014	11/17/2014	1.15	1,213,965.30	USD
12/10/2014	12/16/2014	1.15	1,181,015.50	USD
01/13/2015	01/20/2015	1.15	1,156,913.80	USD
02/10/2015	02/18/2015	1.15	1,119,079.95	USD
			15,109,955.80	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For CNY-Hedged Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/10/2014	03/14/2014	0,25	250.00	USD
04/10/2014	04/16/2014	0,25	250.00	USD
05/12/2014	05/16/2014	0,25	250.00	USD
06/10/2014	06/16/2014	0,25	250.00	USD
07/10/2014	07/16/2014	0,25	250.00	USD
08/11/2014	08/18/2014	0,25	250.00	USD
09/10/2014	09/17/2014	0,25	250.00	USD
10/10/2014	10/17/2014	0,25	250.00	USD
11/10/2014	11/17/2014	0,25	110.00	USD
12/10/2014	12/16/2014	0,25	110.00	USD
01/13/2015	01/20/2015	0,25	110.00	USD
02/10/2015	02/18/2015	0,25	110.00	USD
			2,440.00	

For IDR-Hedged Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/10/2014	03/14/2014	0,75	44,846.25	USD
04/10/2014	04/16/2014	0,75	43,357.50	USD
05/12/2014	05/16/2014	0,75	43,095.00	USD
06/10/2014	06/16/2014	0,75	42,009.75	USD
07/10/2014	07/16/2014	0,75	39,354.75	USD
08/11/2014	08/18/2014	0,75	38,900.25	USD
09/10/2014	09/17/2014	0,75	36,144.00	USD
10/10/2014	10/17/2014	0,75	35,551.50	USD
11/10/2014	11/17/2014	0,75	34,479.00	USD
12/10/2014	12/16/2014	0,75	33,421.50	USD
01/13/2015	01/20/2015	0,75	32,420.25	USD
02/10/2015	02/18/2015	0,75	31,759.50	USD
			455,339.25	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For USD-Hedged Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/10/2014	03/14/2014	0.20	27,378.20	USD
04/10/2014	04/16/2014	0.20	27,081.00	USD
05/12/2014	05/16/2014	0.20	26,771.40	USD
06/10/2014	06/16/2014	0.20	27,721.00	USD
07/10/2014	07/16/2014	0.20	27,912.00	USD
08/11/2014	08/18/2014	0.20	28,403.40	USD
09/10/2014	09/17/2014	0.20	25,785.00	USD
10/10/2014	10/17/2014	0.20	25,140.20	USD
11/10/2014	11/17/2014	0.20	25,562.40	USD
12/10/2014	12/16/2014	0.20	25,283.80	USD
01/13/2015	01/20/2015	0.20	25,373.40	USD
02/10/2015	02/18/2015	0.20	26,378.60	USD
			318,790.40	

TOKIO MARINE ROGGE GLOBAL HYBRID SECURITIES FUND

For AUD-Hedged AUD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2014	03/11/2014	0.000080	724,102.95	AUD
04/07/2014	04/11/2014	0.000080	708,380.14	AUD
05/07/2014	05/13/2014	0.000080	675,855.33	AUD
06/05/2014	06/12/2014	0.000080	699,051.36	AUD
07/07/2014	07/11/2014	0.000080	726,853.48	AUD
08/05/2014	08/01/2014	0.000080	726,734.04	AUD
09/05/2014	09/11/2014	0.000080	729,658.26	AUD
10/06/2014	10/10/2014	0.000080	765,372.16	AUD
11/05/2014	11/12/2014	0.000080	746,381.15	AUD
12/05/2014	12/11/2014	0.000080	701,988.29	AUD
01/05/2015	01/09/2015	0.000080	686,560.80	AUD
02/05/2015	02/12/2015	0.000080	691,861.44	AUD
			8,582,799.40	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For AUD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2014	03/11/2014	115	46,884,565	JPY
04/07/2014	04/11/2014	115	45,604,015	JPY
05/07/2014	05/13/2014	115	44,682,131	JPY
06/05/2014	06/12/2014	115	44,866,989	JPY
07/07/2014	07/11/2014	115	44,497,829	JPY
08/05/2014	08/11/2014	115	45,054,326	JPY
09/05/2014	09/11/2014	115	45,165,640	JPY
10/06/2014	10/10/2014	115	46,282,581	JPY
11/05/2014	11/12/2014	115	47,160,318	JPY
12/05/2014	12/11/2014	115	46,551,436	JPY
01/05/2015	01/09/2015	115	48,221,227	JPY
02/05/2015	02/12/2015	115	51,518,314	JPY
			556,489,371	

For Resources Currency Basket Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2014	03/11/2014	140	4,972,227	JPY
04/07/2014	04/11/2014	140	4,625,495	JPY
05/07/2014	05/13/2014	140	3,356,505	JPY
06/05/2014	06/12/2014	140	3,121,185	JPY
07/07/2014	07/11/2014	140	2,744,231	JPY
08/05/2014	08/11/2014	140	2,600,118	JPY
09/05/2014	09/11/2014	140	2,633,628	JPY
10/06/2014	10/10/2014	140	2,589,688	JPY
11/05/2014	11/12/2014	140	2,509,801	JPY
12/05/2014	12/11/2014	140	2,557,667	JPY
01/05/2015	01/09/2015	140	2,557,667	JPY
02/05/2015	02/12/2015	140	2,491,475	JPY
			36,759,687	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For BRL Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2014	03/11/2014	165	237,938,042	JPY
04/07/2014	04/11/2014	165	218,590,616	JPY
05/07/2014	05/13/2014	165	194,495,838	JPY
06/05/2014	06/12/2014	165	184,334,459	JPY
07/07/2014	07/11/2014	165	180,112,751	JPY
08/05/2014	08/11/2014	165	177,855,512	JPY
09/05/2014	09/11/2014	165	181,677,253	JPY
10/06/2014	10/10/2014	165	185,716,871	JPY
11/05/2014	11/12/2014	165	199,033,313	JPY
12/05/2014	12/11/2014	165	201,957,016	JPY
01/05/2015	01/09/2015	165	219,620,358	JPY
02/05/2015	02/12/2015	165	219,804,696	JPY
			2,401,136,725	

For EUR Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2014	03/11/2014	70	424,589	JPY
04/07/2014	04/11/2014	70	480,407	JPY
05/07/2014	05/13/2014	70	534,738	JPY
06/05/2014	06/12/2014	70	534,738	JPY
07/07/2014	07/11/2014	70	534,738	JPY
08/05/2014	08/11/2014	70	537,207	JPY
09/05/2014	09/11/2014	70	537,207	JPY
10/06/2014	10/10/2014	70	551,321	JPY
11/05/2014	11/12/2014	70	551,825	JPY
12/05/2014	12/11/2014	70	227,142	JPY
01/05/2015	01/09/2015	70	227,142	JPY
02/05/2015	02/12/2015	70	227,142	JPY
			5,368,196	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For JPY Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2014	03/11/2014	60	348,046,458	JPY
04/07/2014	04/11/2014	60	329,376,556	JPY
05/07/2014	05/13/2014	60	322,957,233	JPY
06/05/2014	06/12/2014	60	310,543,493	JPY
07/07/2014	07/11/2014	60	305,502,234	JPY
08/05/2014	08/11/2014	60	297,118,796	JPY
09/05/2014	09/11/2014	60	283,005,643	JPY
10/06/2014	10/10/2014	60	286,515,315	JPY
11/05/2014	11/12/2014	60	275,015,220	JPY
12/05/2014	12/11/2014	60	270,796,204	JPY
01/05/2015	01/09/2015	60	265,083,248	JPY
02/05/2015	02/12/2015	60	256,195,471	JPY
			3,550,155,871	

For MXN Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2014	03/11/2014	100	5,586,556	JPY
04/07/2014	04/11/2014	100	5,706,656	JPY
05/07/2014	05/13/2014	100	6,032,901	JPY
06/05/2014	06/12/2014	100	5,978,803	JPY
07/07/2014	07/11/2014	100	6,192,835	JPY
08/05/2014	08/11/2014	100	5,813,071	JPY
09/05/2014	09/11/2014	100	5,906,914	JPY
10/06/2014	10/10/2014	100	6,195,007	JPY
11/05/2014	11/12/2014	100	6,545,406	JPY
12/05/2014	12/11/2014	100	5,363,111	JPY
01/05/2015	01/09/2015	100	5,472,508	JPY
02/05/2015	02/12/2015	100	5,379,756	JPY
			70,173,524	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For RUB Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2014	03/11/2014	120	333,766	JPY
04/07/2014	04/11/2014	120	126,895	JPY
05/07/2014	05/13/2014	120	126,895	JPY
06/05/2014	06/12/2014	120	126,895	JPY
07/07/2014	07/11/2014	120	115,472	JPY
08/05/2014	08/11/2014	120	116,671	JPY
09/05/2014	09/11/2014	120	116,671	JPY
10/06/2014	10/10/2014	120	117,295	JPY
11/05/2014	11/12/2014	120	131,276	JPY
12/05/2014	12/11/2014	120	333,177	JPY
01/05/2015	01/09/2015	120	1,130,746	JPY
02/05/2015	02/12/2015	120	8,079,030	
			10,854,789	

For TRY Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2014	03/11/2014	140	1,212,062	JPY
04/07/2014	04/11/2014	140	291,182	JPY
05/07/2014	05/13/2014	140	622,066	JPY
06/05/2014	06/12/2014	140	827,361	JPY
07/07/2014	07/11/2014	140	1,537,405	JPY
08/05/2014	08/11/2014	140	1,514,305	JPY
09/05/2014	09/11/2014	140	1,824,825	JPY
10/06/2014	10/10/2014	140	2,436,574	JPY
11/05/2014	11/12/2014	140	2,710,370	JPY
12/05/2014	12/11/2014	140	1,937,474	JPY
01/05/2015	01/09/2015	140	2,154,211	JPY
02/05/2015	02/12/2015	140	1,943,695	JPY
			19,011,530	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 11 DIVIDENDS (continued)

For USD-Hedged USD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2014	03/11/2014	0.000045	1,471,307.33	USD
04/07/2014	04/11/2014	0.000045	1,437,311.67	USD
05/07/2014	05/13/2014	0.000045	1,397,837.18	USD
06/05/2014	06/12/2014	0.000045	1,353,924.74	USD
07/07/2014	07/11/2014	0.000045	1,323,943.58	USD
08/05/2014	08/11/2014	0.000045	1,311,201.92	USD
09/05/2014	09/11/2014	0.000045	1,278,025.49	USD
10/06/2014	10/10/2014	0.000045	1,241,196.45	USD
11/05/2014	11/12/2014	0.000045	1,218,226.72	USD
12/05/2014	12/11/2014	0.000045	1,133,660.56	USD
01/05/2015	01/09/2015	0.000045	1,123,208.84	USD
02/05/2015	02/12/2015	0.000045	1,114,609.17	USD
			15,404,453.65	

For USD Class Units dividends were paid as follows:

Ex-date	Payment date	Distribution rate	Total amount	Currency
03/05/2014	03/11/2014	75	63,421,714	JPY
04/07/2014	04/11/2014	75	55,869,335	JPY
05/07/2014	05/13/2014	75	53,560,159	JPY
06/05/2014	06/12/2014	75	50,525,753	JPY
07/07/2014	07/11/2014	75	47,758,200	JPY
08/05/2014	08/11/2014	75	45,699,773	JPY
09/05/2014	09/11/2014	75	43,267,844	JPY
10/06/2014	10/10/2014	75	42,728,197	JPY
11/05/2014	11/12/2014	75	42,299,639	JPY
12/05/2014	12/11/2014	75	39,738,983	JPY
01/05/2015	01/09/2015	75	40,128,264	JPY
02/05/2015	02/12/2015	75	37,906,630	JPY
			562,904,491	

TOKIO MARINE STRATEGIC TRUST

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT FEBRUARY 28, 2015 (continued)

NOTE 12 CHANGES IN THE INVESTMENT PORTFOLIO

A detailed schedule of portfolio changes for the year ended February 28, 2015 is available free of charge upon request at the registered office of the Manager of the Trust.

NOTE 13 SUBSEQUENT EVENT

There has been no significant event after statement of financial position date which requires disclosure in the financial statements.

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成28年６月末日現在）

		米ドル（ を除く。）	円（ を除く。）
資産総額		57,949,710.58	5,963,604,716
負債総額		228,095.36	23,473,293
純資産総額（ - ）		57,721,615.22	5,940,131,422
発行済口数	米ドルヘッジクラス	90,188口	
	ブラジル・レアルヘッジクラス	1,196,614口	
	中国元ヘッジクラス	540口	
	インドネシア・ルピアヘッジクラス	14,125口	
１口当たり純資産価格	米ドルヘッジクラス	114.51	11,784
	ブラジル・レアルヘッジクラス	38.76	3,989
	中国元ヘッジクラス	118.00	12,143
	インドネシア・ルピアヘッジクラス	67.18	6,913

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社を通じて日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合、(個人の場合には)本人もしくは代理人により出席し、(法人の場合には)適式に授權された代表者もしくは代理人により出席したすべての受益者が、一議決権を有する。投票の場合には、上記の各受益者または代理人により出席している受益者が、保有する受益証券一口につき一議決権を有する。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外がある。))ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。)によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第１【管理会社の概況】

１【管理会社の概況】

(１) 資本金の額（平成28年６月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約38億円）

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近５年間ににおける資本金の額の増減は以下の通りである。

平成23年６月末日	37,117,968.52米ドル
平成24年６月末日	37,117,968.52米ドル
平成25年６月末日	37,117,968.52米ドル
平成26年６月末日	37,117,968.52米ドル
平成27年６月末日	37,117,968.52米ドル
平成28年６月末日	37,117,968.52米ドル

(２) 会社の機構

定款に基づき、３名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、６年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長１名、また１名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役１名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

(3) 役員および従業員の状況

(本書の日付現在)

氏名	役職名	略歴	
寺脇 恒	マネージング・ディレクター	昭和62年4月 平成27年6月	三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入行 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(現ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.)入行
倉部 正士	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和63年4月 平成26年3月	株式会社東京銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(現ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.)入行

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の4分の3以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不適切な行為もしくは重過失、詐欺、または信託証書に基づく管理会社の義務の重要な違反もしくはかかる義務の不注意な無視の場合を除き、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、()ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは()管理会社の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費(弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。)、判決および和解において支払われる金額(ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。)を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不適切な行為もしくは重過失または詐欺を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成28年5月末日現在、以下の投資信託の管理を行っている。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産価格の合計(通貨別)
ケイマン諸島	アンブレラ・ファンドのサブ・ファンド	77	6,526,716,363.92米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の最近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成28年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝102.91円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d. 管理会社は、2016年5月1日付で、その名称を三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）からルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.）へ変更した。

（１）【貸借対照表】

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2015年12月31日現在

（単位：米ドル）

資産

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
現金、中央銀行および郵便局における残高	29.1, 29.3	1,481,705,021	152,482,264	186,863,448	19,230,117
金融機関に対するローンおよび貸付金	3, 15, 29.1, 29.3	2,109,919,942	217,131,861	2,117,559,309	217,918,028
a) 要求払い		1,078,152,942	110,952,719	1,203,577,409	123,860,151
b) その他のローンおよび貸付金		1,031,767,000	106,179,142	913,981,900	94,057,877
顧客に対するローンおよび貸付金	29.1, 29.3	368,502	37,923	626,640	64,488
株式およびその他の変動利回り有価証券	4, 15, 29.1, 29.3	13,556	1,395	15,101	1,554
関連会社株式	4, 5, 15	8,260,895	850,129	9,174,388	944,136
有形資産	5	5,600,613	576,359	6,710,869	690,616
その他の資産		136	14	181	19
前払金および未収収益	6, 15	36,586,892	3,765,157	27,463,192	2,826,237
資産合計	7	<u>3,642,455,557</u>	<u>374,845,101</u>	<u>2,348,413,128</u>	<u>241,675,195</u>

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）
2015年12月31日現在
（単位：米ドル）

負債

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
金融機関に対する未払金	15,29.1	1,410,185,042	145,122,143	1,150,186,003	118,365,642
a) 要求払い		1,410,185,042	145,122,143	1,150,186,003	118,365,642
顧客に対する未払金	8,15,29.1	2,062,070,067	212,207,631	1,044,062,326	107,444,454
a) 要求払い		2,062,070,067	212,207,631	1,044,062,326	107,444,454
その他の負債	9	1,230,625	126,644	1,788,497	184,054
未払金および繰延利益	10,15	8,651,896	890,367	8,932,711	919,265
引当金		12,645,069	1,301,304	8,954,470	921,505
a) 納税引当金	11	9,111,035	937,617	7,982,242	821,453
b) その他の引当金	12	3,534,034	363,687	972,228	100,052
発行済資本	13	37,117,969	3,819,810	37,117,969	3,819,810
準備金	14	97,312,153	10,014,394	77,800,912	8,006,492
繰越損益	14	39,348	4,049	22,247	2,289
当期利益		13,203,388	1,358,761	19,547,993	2,011,684
負債合計	16	3,642,455,557	374,845,101	2,348,413,128	241,675,195

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

オフ・バランス・シート項目

2015年12月31日現在

（単位：米ドル）

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
偶発債務	17,29.1	556,865	57,307	597,989	61,539
内訳：					
保証金および担保証券として 差入れた資産		556,865	57,307	597,989	61,539
信託運用	20	57,164,073,225	5,882,754,776	62,811,807,217	6,463,963,081

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

（２）【損益計算書】

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2015年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
未収利息および類似収益		10,274,222	1,057,320	8,018,852	825,220
預金について受領された負の利息		181,978	18,727	36	4
為替スワップからの金利差益		3,997,581	411,391	3,073,730	316,318
未払利息および類似費用		(2,311,791)	(237,906)	(1,539,763)	(158,457)
貸付金について支払われた負の利息		(585,056)	(60,208)	(13,049)	(1,343)
為替スワップからの金利差損		(17,112)	(1,761)	(83,002)	(8,542)
有価証券からの収益		433,631	44,625	140	14
株式およびその他の変動利回り 有価証券からの収益		433,631	44,625	140	14
未収手数料		98,428,083	10,129,234	105,997,544	10,908,207
未払手数料		(43,648,148)	(4,491,831)	(45,651,511)	(4,697,997)
金融業務の純利益		3,694,212	380,171	3,579,481	368,364
その他の事業収益	21	347,071	35,717	687,746	70,776
一般管理費用		(41,802,616)	(4,301,907)	(39,883,592)	(4,104,420)
a) スタッフ費用	23,24	(17,570,625)	(1,808,193)	(18,048,722)	(1,857,394)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(14,446,414)	(1,486,680)	(15,018,938)	(1,545,599)
- 社会保障費		(2,024,301)	(208,321)	(2,071,294)	(213,157)
内訳：					
- 年金に関する社会保障費		(1,258,548)	(129,517)	(1,302,395)	(134,029)
b) その他の一般管理費用	25	(24,231,991)	(2,493,714)	(21,834,870)	(2,247,026)

有形および無形資産に関する価値調整		(1,999,802)	(205,800)	(1,774,975)	(182,663)
その他の事業費用	22	(205,173)	(21,114)	(85,251)	(8,773)
偶発債務およびコミットメント に対する引当金	12	(2,512,372)	(258,548)	0	0
経常収益にかかる税金	11,26.1	(6,781,698)	(697,905)	(9,022,279)	(928,483)
税引後経常収益		13,915,619	1,432,056	20,326,392	2,091,789
前勘定科目に表示されていないその他の の税金	26.2	(712,231)	(73,296)	(778,399)	(80,105)
当期利益		13,203,388	1,358,761	19,547,993	2,011,684

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

財務諸表に対する注記

2015年12月31日現在

注１ 一般事項

1.1. 会社概況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「ＭＴＦＧ」という。）は、株式会社ＵＦＪホールディングス（以下「ＵＦＪ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（以下「ＭＵＦＧ」という。）となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社ＵＦＪ銀行と合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイは、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「ＭＵＧＣ」という。）に名称を変更した。

2008年4月28日に、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。ＭＵＧＣの主たる株主２社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン2、ローワー・レッスン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスを所在地とする外国支店を開設した。ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のＵＥ規則に準拠して、金融機関に907648番で登録された。

取締役会のメンバーは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他のすべての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、すべての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約(スワップおよびヘッジ外国為替予約契約)によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、すべての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2015年12月31日現在、先渡デリバティブ損失にかかる引当金は57,517米ドルにのぼる(2014年：なし)。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルクの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2015年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった(2014年：なし)。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

2.11. 前払金および未収収益

かかる資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.12. 未払金および繰延利益

かかる負債項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した収益を含む。

2.13. 引当金

引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
3か月以下	227,000,000	278,000,000
3か月超1年以下	804,767,000	635,981,900
	<u>1,031,767,000</u>	<u>913,981,900</u>

注４ 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券はすべて、8,260,895米ドルおよび13,556米ドル（2014年：9,174,388米ドルおよび15,101米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2015年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2015年12月31日 現在の資本およ び準備金 米ドル	2015年12月31日 終了年度の損益 米ドル
エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ	8,011,508	100%	9,988,006	1,827,982
三菱ＵＦＪインベスターサービス株式会社	249,387	100%	943,469	177,438

2015年12月31日現在、「エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ」および「三菱ＵＦＪインベスターサービス株式会社」の株式資本は、それぞれ7,375,041.83ユーロおよび30,000,000円（2014年：それぞれ7,375,041.83ユーロおよび30,000,000円）にのぼる。

注５ 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
１．関連会社株式	9,174,388	0	0	(913,493)	8,260,895	0	8,260,895
２．有形資産	16,652,019	1,575,856	(56,311)	(1,702,977)	16,468,587	10,867,974	5,600,613
a) ハードウェア	1,343,122	129,945	(54,339)	(137,359)	1,281,369	944,450	336,919
b) ソフトウェア	12,843,727	1,400,587	0	(1,313,509)	12,930,805	8,757,686	4,173,119
c) その他付属品、 家具、機器、 車両	2,465,170	45,324	(1,972)	(252,109)	2,256,413	1,165,838	1,090,575
３．無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づいて取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注 6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
前払法人税	122,070	135,976
未収利息	1,536,361	1,180,222
前払一般経費	2,814,757	2,019,667
信託業務手数料	1,517,776	1,809,510
全体保管手数料	9,426,884	10,614,920
投資ファンド手数料	3,429,370	4,134,906
その他の前払金	214,721	57,181
米国内国歳入庁、米国税務当局に支払われた前払金	2,552,106	0
未収還付付加価値税（ＶＡＴ）	9,666,345	6,749,564
為替スワップでカバーされたポジションにかかる 為替差損益の中立化	4,970,383	525,623
管理会社手数料	98,351	71,322
その他の未収収益	237,768	164,301
	<u>36,586,892</u>	<u>27,463,192</u>

注 7 外貨建て資産

2015年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、1,553,051,527米ドル（2014年：855,104,291米ドル）である。

注 8 顧客未払金

2015年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は、0米ドル（2014年：0米ドル）であった。

注 9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
優先債務	436,777	927,802
諸債務	793,848	860,695
	<u>1,230,625</u>	<u>1,788,497</u>

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
未払利息	122,762	146,678
未払一般経費	2,575,482	2,531,401
未払手数料	5,881,654	6,241,224
その他の未払費用	16,324	467
その他の仮受金	55,674	12,941
	<u>8,651,896</u>	<u>8,932,711</u>

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日(改正)法に準拠して、通常状況下においては、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常状況下においては、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2014年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して弱く(ユーロ安に)なったため、株式にかかる為替差益は、累積していた負のポジションを補填した。繰延税負債は、2014年12月、0米ドルに減少した。

2015年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して一層弱く(ユーロ安に)なり、その結果、当行の財務書類に繰延税は計上されていない。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
報酬引当金	964,145	972,228
先渡取引の未実現損失に対する引当金(注2.3.)	57,517	0
米税金に関連する税金負債に対する引当金	2,512,372	0
	<u>3,534,034</u>	<u>972,228</u>

注13 発行済資本

当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの953,000株およびクラスBの49,080株に対して37,117,969米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2015年1月1日現在の残高	3,711,797	74,089,115	22,247
2014年12月31日終了年度の利益			19,547,993
利益の増加			
- 株主への配当金支払			(19,651)
- 純資産税準備金への振替		2,884,276	(2,884,276)
- 2009年純資産税準備金からの振替		(373,035)	373,035
- 自由準備金への割り当て		17,000,000	(17,000,000)
2015年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>93,600,356</u>	<u>39,348</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整

前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。

2015年11月19日付でルクセンブルグ税務当局により発行された通達、Fort. N° 47bisは、納税者が2014年および2015年の両年度の純資産税控除の恩恵を十分に受けるために純資産税準備金を一つのみ設定することが出来るよう、専門の規則を定めている。かかる引当金は、2014年および2015年(経過措置)に利用可能な最も高い控除額の5倍に相当する。

総額15,519,398米ドル(2014年:13,008,157米ドル)の純資産税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2015年3月27日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、2,884,276米ドルを純資産税準備金に割り当て、また、2009年の純資産準備金373,035米ドル(260,000ユーロ)を準備金に計上した。2015年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2015年 純資産税準備金 米ドル	2015年 純資産税準備金 ユーロ
2010年	3,130,000	2,333,120
2011年	3,100,000	2,388,014
2012年	3,304,122	2,506,160
2013年	3,101,000	2,250,445
2014年	2,884,276	2,383,601
2015年12月31日現在の残高	15,519,398	11,861,340

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2015年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15 関連会社残高

2015年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,794,463,543	1,777,335,351
関連会社株式	8,260,895	9,174,388
前払金および未収収益	8,355,333	9,691,913
	1,811,079,771	1,796,201,652

負債

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,405,787,905	1,144,030,619
顧客に対する未払金	297,629,189	129,898,267
未払金および繰延利益	1,969,812	2,566,131
	<u>1,705,386,906</u>	<u>1,276,495,017</u>

当行は、2015年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、2013年6月26日付の（パート４）規則（ＥＵ）575／2013に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

2015年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、1,847,350,183米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2015年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,794,463,467
前払金および未収収益	1,491,010
外国為替取引（市場リスク手法）	51,395,706
	<u>1,847,350,183</u>

注16 外貨建て負債

2015年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、1,556,640,235米ドル（2014年：860,565,286米ドル）である。

注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
発行済念書	<u>556,865</u>	<u>597,989</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	<u>2,313,443</u>	<u>1,033,744</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2015年12月31日および2014年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注21 その他の事業収益

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
過年度に関する付加価値税（VAT）過払いの調整	0	222,886
管理会社から受領したサブ・レンタル報酬 （品質保証契約）	66,016	75,048
過年度の一般経費調整からの利益	133,860	216,776
過年度の手数料の調整	68,793	68,759
その他	78,402	104,277
	<u>347,071</u>	<u>687,746</u>

注22 その他の事業費用

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	65,072	79,036
過年度の手数料	115,459	2,732
過年度の利息	4,677	0
その他事業損失	19,965	3,483
	<u>205,173</u>	<u>85,251</u>

注23 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2015年 人数	2014年 人数
上級管理職	18	18
中間管理職	76	63
従業員	70	66
	<u>164</u>	<u>147</u>

注24 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
上級管理職	4,931,286	3,957,339

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注25 その他の一般管理費用

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
賃貸および関連費用	1,028,303	1,088,220
通信費用	316,394	338,691
専門家報酬	1,925,092	1,028,640
データ費用	1,310,126	1,364,404
維持費	857,527	951,111
旅費、交通費、出張費	260,850	219,810
業務費用	3,475,225	3,615,825
システム費用	10,158,996	8,360,247
業務契約	3,685,300	3,800,346
その他の費用	1,214,178	1,067,576
	24,231,991	21,834,870

注26 税金

26.1. 経常収益にかかる税金

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
法人税	5,215,462	6,931,276
地方事業税	1,566,236	2,091,003
	6,781,698	9,022,279

26.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
純資産税*	23,247	25,895
付加価値税（VAT）	644,289	714,359
その他の税金	44,695	38,145
	712,231	778,399

* これは、最低純資産税額21,400ユーロ（23,247米ドル）を表す。

注27 親会社

2015年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社と三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を共同で出資する子会社である。

当行の年次財務書類には、日本国財務省関東財務局の登録金融機関番号33を有し、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目４番５号に登録住所を有する三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の連結財務書類が含まれている。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目７番１号所在の本社より入手することができる。

注28 預金保証制度

金融機関および特定の投資会社の破綻処理、再編および清算手続きに関する法律ならびに預金保証および投資者への補償制度に関する法律（以下「法律」という。）を、金融機関および投資会社の再建、破綻処理に対する枠組みを設定したルクセンブルグ法指令2014／59／ＥＵならびに預金保証および投資者への補償制度に関する指令2014／49／ＥＵに置き替える案が、2015年12月18日に可決された。

「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「ＡＧＤＬ」という。）を通じて現在施行中の預金保証および投資者への補償制度は、新たな拠出制の預金保証および投資者への補償に置き換わる予定である。かかる新制度は、各預金者の適格な預金については100,000ユーロを上限とし、投資については20,000ユーロを上限として補填されるものである。法律はまた、特定の取引または特定の社会目的もしくはその他の目的を満たす預金について、12か月にわたって100,000ユーロを超える金額に対して補填されると規定している。

過年度にＡＧＤＬ目的で年次財務書類において金融機関により設定された当該引当金は、ルクセンブルグの新たな銀行破綻処理基金である「ルクセンブルグ破綻処理基金」（以下「ＦＲＬ」という。）に対する銀行の拠出に従って、それぞれ（未だ設立中である）ルクセンブルグの新たな預金保証基金である「ルクセンブルグ預金保証基金」（以下「ＦＤＧＬ」という。）に対して（選択した会計処理により）利用／取崩される。

法律第１条36において定義されるとおり、ＦＲＬ積立額は、2024年末までにすべての参加各国における認可済み金融機関の付保預金額の少なくとも１％に達する見込みである。かかる金額は、2015年から2024年にわたって、年間拠出を通じて金融機関から回収される予定である。

法律第163条８において定義されるとおり、ＦＤＧＬの積立ての目標水準は、該当する金融機関の付保預金の0.8％に設定されており、年間拠出を通じて、2018年度末までに当該水準に達する見込みである。かかる拠出金は、2016年から2018年にわたる年間支払いの形態で行われる予定である。2015年度については、金融機関は、これらの拠出金を見込んで、年次財務書類中の既存のＡＧＤＬ引当金を（選択した会計処理により）利用／取崩すことにより、付保預金の0.2％の引当金を反映した。

法律第163条８において定義されるとおり、0.8％の水準に達した時に、ルクセンブルグの金融機関は、安全バッファとして追加の付保預金の0.8％を構築するために、さらに８年間継続して拠出するものとする。

2015年度において、当行はＣＳＳＦに対して189,314ドル（173,587ユーロ）の拠出金を支払った。

注29 金融商品の開示

29.1. 主要な非トレーディング金融商品

2015年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	1,041	0	0	0	1,041
B C L 残高	1,481,703,980	0	0	0	1,481,703,980
金融機関に対するローン および貸付金	1,305,152,942	804,767,000	0	0	2,109,919,942
顧客に対するローンおよび 貸付金	368,502	0	0	0	368,502
株式およびその他の変動 利回り有価証券	0	0	0	13,556	13,556
合計	2,787,226,465	804,767,000	0	13,556	3,592,007,021
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,410,185,042	0	0	0	1,410,185,042
顧客に対する未払金	2,062,070,067	0	0	0	2,062,070,067
偶発債務としてオフ・バラン スシートに開示されている 項目					
担保証券として差し入れられ た保証金および資産	556,865	0	0	0	556,865
合計	3,472,811,974	0	0	0	3,472,811,974

2014年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	537	0	0	0	537
B C L 残高	186,862,911	0	0	0	186,862,911
金融機関に対するローン および貸付金	1,481,577,409	635,981,900	0	0	2,117,559,309
顧客に対するローンおよび 貸付金	626,640	0	0	0	626,640
株式およびその他の変動 利回り有価証券	0	0	0	15,101	15,101
合計	1,669,067,497	635,981,900	0	15,101	2,305,064,498
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,150,186,003	0	0	0	1,150,186,003
顧客に対する未払金	1,044,062,326	0	0	0	1,044,062,326
偶発債務としてオフ・バラン スシートに開示されている 項目					
担保証券として差し入れられ た保証金および資産	597,989	0	0	0	597,989
合計	2,194,846,318	0	0	0	2,194,846,318

29.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2015年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,013,239,129	1,603,112	0	0	2,014,842,241	15,784,803
スワップ	1,611,373,895	8,011,462	0	0	1,619,385,357	10,591,362
合計	3,624,613,024	9,614,574	0	0	3,634,227,598	26,376,165
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,248,328,181	1,600,907	0	0	2,249,929,088	18,816,163
スワップ	532,382,521	0	0	0	532,382,521	2,303,443
合計	2,780,710,702	1,600,907	0	0	2,782,311,609	21,119,606

上記の金額には、取引日が2015年12月31日以前で、評価日が2015年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2014年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,315,371,712	19,508,000	0	0	1,334,879,712	17,385,860
スワップ	584,751,638	8,470,350	0	0	593,221,988	2,219,840
合計	<u>1,900,123,350</u>	<u>27,978,350</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1,928,101,700</u>	<u>19,605,700</u>
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,477,239,921	19,649,249	0	0	1,496,889,170	17,027,937
スワップ	278,714,687	0	0	0	278,714,687	1,929,860
合計	<u>1,755,954,608</u>	<u>19,649,249</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1,775,603,857</u>	<u>18,957,797</u>

上記の金額には、取引日が2014年12月31日以前で、評価日が2014年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

29.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2015年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2015年 簿価 米ドル	2014年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、ＢＣＬ残高	1,481,705,021	186,863,448
ＥＵ加盟国	1,481,705,021	186,863,448
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,109,919,942	2,117,559,309
ＥＵ加盟国	255,517,247	173,637,181
北および中央アメリカ	342,992,404	771,353,251
アジア	1,507,118,254	1,168,315,602
ヨーロッパ（非ＥＵ加盟国）	3,405,065	2,670,673
オーストラリアおよびニュージーランド	886,972	1,582,602
顧客に対するローンおよび貸付金	368,502	626,640
ＥＵ加盟国	365,584	181,251
北および中央アメリカ	2,918	445,389
株式およびその他の変動利回り有価証券	13,556	15,101
北および中央アメリカ	10,863	12,101
ＥＵ加盟国	2,693	3,000
合計	3,592,007,021	2,305,064,498

29.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2015年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2015年 未払想定元本 米ドル	2015年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	1,366,652,545	12,240,622
アメリカ	647,955,936	3,542,987
アジア	233,760	1,194
スワップ		
ＥＵ加盟国	1,619,385,357	10,591,362
合計	3,634,227,598	26,376,165

2014年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2014年 未払想定元本 米ドル	2014年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	530,258,219	1,647,715
アメリカ	788,394,261	23,077,972
アジア	16,227,232	215,698
スワップ		
ＥＵ加盟国	593,221,988	1,689,360
合計	1,928,101,700	26,630,745

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2015

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2015	2014
Cash, balances with central banks and post office banks	29.1., 29.3.	1.481.705.021	186.863.448
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 29.1., 29.3.	2.109.919.942	2.117.559.309
a) repayable on demand		1.078.152.942	1.203.577.409
b) other loans and advances		1.031.767.000	913.981.900
Loans and advances to customers	29.1., 29.3.	368.502	626.640
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 29.1., 29.3.	13.556	15.101
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	8.260.895	9.174.388
Tangible assets	5	5.600.613	6.710.869
Other assets		136	181
Prepayments and accrued income	6, 15	36.586.892	27.463.192
TOTAL ASSETS	7	<u>3.642.455.557</u>	<u>2.348.413.128</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2015

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2015	2014
Amounts owed to credit institutions	15, 29.1.	1.410.185.042	1.150.186.003
a) repayable on demand		1.410.185.042	1.150.186.003
Amounts owed to customers	8, 15, 29.1.	2.062.070.067	1.044.062.326
a) repayable on demand		2.062.070.067	1.044.062.326
Other liabilities	9	1.230.625	1.788.497
Accruals and deferred income	10, 15	8.651.896	8.932.711
Provisions		12.645.069	8.954.470
a) provisions for taxation	11	9.111.035	7.982.242
b) other provisions	12	3.534.034	972.228
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	97.312.153	77.800.912
Result brought forward	14	39.348	22.247
Profit for the financial year		13.203.388	19.547.993
TOTAL LIABILITIES	16	<u>3.642.455.557</u>	<u>2.348.413.128</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2015

(in USD)

	Notes	2015	2014
Contingent liabilities	17, 29.1.	556.865	597.989
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		556.865	597.989
Fiduciary operations	20	57.164.073.225	62.811.807.217

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2015

(in USD)

	Notes	2015	2014
Interest receivable and similar income		10.274.222	8.018.852
<u>of which :</u>			
- Negative interest received on deposits		181.978	36
- Interest Gain from foreign currency swap		3.997.581	3.073.730
Interest payable and similar charges		(2.311.791)	(1.539.763)
<u>of which :</u>			
- Negative interest paid on loans and advances		(585.056)	(13.049)
- Interest Loss from foreign currency swap		(17.112)	(83.002)
Income from securities		433.631	140
Income from shares and other variable yield securities		433.631	140
Commission receivable		98.428.083	105.997.544
Commission payable		(43.648.148)	(45.651.511)
Net profit on financial operations		3.694.212	3.579.481
Other operating income	21	347.071	687.746
General administrative expenses		(41.802.616)	(39.883.592)
a) staff costs	23, 24	(17.570.625)	(18.048.722)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(14.446.414)	(15.018.938)
- social security costs		(2.024.301)	(2.071.294)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(1.258.548)	(1.302.395)
b) other administrative expenses	25	(24.231.991)	(21.834.870)

	Notes	2015	2014
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.999.802)	(1.774.975)
Other operating charges	22	(205.173)	(85.251)
Provision for contingent liabilities and for commitment	12	(2.512.372)	0
Tax on profit on ordinary activities	11, 26.1.	<u>(6.781.698)</u>	<u>(9.022.279)</u>
Profit on ordinary activities after tax		13.915.619	20.326.392
Other taxes not shown under the preceding items	26.2.	(712.231)	(778.399)
Profit for the financial year		<u>13.203.388</u>	<u>19.547.993</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. ("the Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 Lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

The Bank has constituted a provision for forward derivatives Loss as of December 31, 2015 for an amount of USD 57.517 (2014: USD 0).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2015 (2014: USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;

Software: 4 years and 5 years;

Other intangible assets: 5 years;

Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

2.11. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.12. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.13. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Not more than three months	227.000.000	278.000.000
More than three months but less than one year	804.767.000	635.981.900
	<u>1.031.767.000</u>	<u>913.981.900</u>

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items "Shares in affiliated undertakings" and "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 8.260.895 and USD 13.556 (2014: USD 9.174.388 and USD 15.101).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2015, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at	Result for the
	USD	%	31/12/2015	year ended
			USD	31/12/2015
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	8.011.508	100%	9.988.006	1.827.982
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited	249.387	100%	943.469	177.438

As of December 31, 2015, the share capital of "MUGC LUX MANAGEMENT S.A." and MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited" amount respectively to EUR 7.375.041,83 and JPY 30.000.000 respectively (2014: EUR 7.375.041,83 and JPY 30.000.000 respectively).

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Shares in affiliated undertakings	9.174.388	0	0	(913.493)	8.260.895	0	8.260.895
2. Tangible assets	16.652.019	1.575.856	(56.311)	(1.702.977)	16.468.587	10.867.974	5.600.613
a) Hardware	1.343.122	129.945	(54.339)	(137.359)	1.281.369	944.450	336.919
b) Software	12.843.727	1.400.587	0	(1.313.509)	12.930.805	8.757.686	4.173.119
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2.465.170	45.324	(1.972)	(252.109)	2.256.413	1.165.838	1.090.575
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Prepaid income taxes	122.070	135.976
Accrued interest income	1.536.361	1.180.222
Prepaid general expenses	2.814.757	2.019.667
Commission on fiduciary operations	1.517.776	1.809.510
Commission on global custody	9.426.884	10.614.920
Commission on investment funds	3.429.370	4.134.906
Other prepayments	214.721	57.181
Advance paid to IRS, US Tax authorities	2.552.106	0
VAT recoverable	9.666.345	6.749.564
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap	4.970.383	525.623
Commission from the Management Company	98.351	71.322
Other accrued income	237.768	164.301
	<u>36.586.892</u>	<u>27.463.192</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2015, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 1.553.051.527 (2014: USD 855.104.291).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2015, debts other than those repayable on demand amounted to USD 0 (2014: USD 0).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Preferential creditors	436.777	927.802
Sundry creditors	793.848	860.695
	<u>1.230.625</u>	<u>1.788.497</u>

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Accrued interest expenses	122.762	146.678
Accrued general expenses	2.575.482	2.531.401
Accrued commission	5.881.654	6.241.224
Other accrued expenses	16.324	467
Other suspense receipt	55.674	12.941
	<u>8.651.896</u>	<u>8.932.711</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

As at December 31, 2014, due to the depreciation of the Euro against US dollars, the foreign exchange gain on equity had compensated the accumulated negative position. The deferred tax liabilities had been reduced to USD 0 as of December 2014.

As at December 31, 2015, Euro weakened more against US dollars and consequently, the Bank did not account for deferred tax.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Provision for remuneration	964.145	972.228
Provision for unrealized losses on forward deals (note 2.3.)	57.517	0
Provision for tax liabilities in relation with US taxes	2.512.372	0
	<u>3.534.034</u>	<u>972.228</u>

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969 for 953.000 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2015	3.711.797	74.089.115	22.247
Profit for the year ended December 31, 2014			19.547.993
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(19.651)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax		2.884.276	(2.884.276)
- Transfer from Reserve for NWT 2009		(373.035)	373.035
- Allocation to Free reserve		17.000.000	(17.000.000)
Balance at December 31, 2015	<u>3.711.797</u>	<u>93.600.356</u>	<u>39.348</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

The Circular L. Fort. N° 47bis issued by the Luxembourg Tax Authorities on 19 November 2015, provides for a dedicated rule allowing the taxpayer to create only one net wealth tax reserve to fully benefit from the Net Wealth Tax reduction for both 2014 and 2015. This reserve should correspond to five times the amount of the highest reduction available for 2014 and 2015 (transitional measure). The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 15.519.398 (2014: USD 13.008.157).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 27, 2015, the Bank has allocated an amount of USD 2.884.276 to Reserve for Net Worth Tax and reversed the available Net worth tax constituted in 2009 which amounted to USD 373.035 (EUR 260.000). The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2015.

Years	2015	2015
	Reserve for Net Worth Tax USD	Reserve for Net Worth Tax EUR
2010	3.130.000	2.333.120
2011	3.100.000	2.388.014
2012	3.304.122	2.506.160
2013	3.101.000	2.250.445
2014	2.884.276	2.383.601
Balance at December 31, 2015	<u>15.519.398</u>	<u>11.861.340</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special "On-line costs reserve" for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special "On-line costs". The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2015.

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2015, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2015	2014
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	1.794.463.543	1.777.335.351
Shares in affiliated undertakings	8.260.895	9.174.388
Prepayments and accrued income	8.355.333	9.691.913
	<u>1.811.079.771</u>	<u>1.796.201.652</u>

LIABILITIES

	2015	2014
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	1.405.787.905	1.144.030.619
Amounts owed to customers	297.629.189	129.898.267
Accruals and deferred income	1.969.812	2.566.131
	<u>1.705.386.906</u>	<u>1.276.495.017</u>

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 "Related Party Disclosures" which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2015 and for the year then ended.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

As at December 31, 2015, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 1.847.350.183 and can be analysed as follows:

	2015 USD
Loans and advances to credit institutions	1.794.463.467
Prepayments and accrued income	1.491.010
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	51.395.706
	<u>1.847.350.183</u>

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2015, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 1.556.640.235 (2014: USD 860.565.286).

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2015 USD	2014 USD
Counter-guarantees issued	<u>556.865</u>	<u>597.989</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	2.313.443	1.033.744

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2015 and 2014:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 21 - OTHER OPERATING INCOME

	2015	2014
	USD	USD
Adjustment of overpayment of VAT related to previous years	0	222.886
Sub-Rental Fee received from the Management Company (Service level agreement)	66.016	75.048
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	133.860	216.776
Adjustment for commission previous years	68.793	68.759
Other	78.402	104.277
	<u>347.071</u>	<u>687.746</u>

NOTE 22 - OTHER OPERATING CHARGES

	2015	2014
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	65.072	79.036
Commission previous years	115.459	2.732
Interest on previous years	4.677	0
Others operating losses	19.965	3.483
	<u>205.173</u>	<u>85.251</u>

NOTE 23 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2015	2014
	Number	Number
Senior management	18	18
Middle management	76	63
Employees	70	66
	<u>164</u>	<u>147</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 24 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Senior management	<u>4.931.286</u>	<u>3.957.339</u>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2015 and 2014, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

NOTE 25 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2015	2014
	USD	USD
Rent and related expenses	1.028.303	1.088.220
Telecommunication expenses	316.394	338.691
Professional fees	1.925.092	1.028.640
Data charges	1.310.126	1.364.404
Maintenance	857.527	951.111
Travelling, moving, business trips	260.850	219.810
Service fee	3.475.225	3.615.825
System cost	10.158.996	8.360.247
Service contracts	3.685.300	3.800.346
Other expenses	<u>1.214.178</u>	<u>1.067.576</u>
	<u>24.231.991</u>	<u>21.834.870</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 26 - TAX

26.1. Tax on profit on ordinary activities

	2015	2014
	USD	USD
Corporate Income Tax	5.215.462	6.931.276
Municipal Business Tax	1.566.236	2.091.003
	<u>6.781.698</u>	<u>9.022.279</u>

26.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2015	2014
	USD	USD
Net worth tax*	23.247	25.895
VAT	644.289	714.359
Other taxes	44.695	38.145
	<u>712.231</u>	<u>778.399</u>

* This represents minimum net worth tax due of EUR 21.400 (USD 23.247).

NOTE 27 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2015, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 28 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes ("the Law"), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

The deposit guarantee and investor compensation scheme currently in place through the "Association pour la Garantie des Dépôts Luxembourg" (AGDL) will be replaced by a new contribution based system of deposit guarantee and investor compensation. This new system will cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100.000 and investments up to an amount of EUR 20.000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100.000 for a period of 12 months.

The provisions which have been created in the past by credit institutions for the purpose of AGDL in their annual accounts will be used/released (depending on the accounting treatment chosen) according to the contributions of the banks to the new Luxembourg banking resolution fund "Fonds de résolution Luxembourg" (FRL), respectively to the new Luxembourg deposit guarantee fund "Fonds de garantie des dépôts Luxembourg" (FDGL), which is still to be established.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 1 number 36 of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount will be collected from the credit institutions through annual contributions during the years 2015 to 2024.

The target level of funding of the FDGL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 163 number 8 of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. The contributions are to be made in the form of annual payments during the years 2016 to 2018. For 2015, the credit institutions have reflected a provision of 0,2% of covered deposits in order to anticipate these contributions, using/releasing (depending on the accounting treatment chosen) the existing AGDL provision in their annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0,8% of covered deposits as defined in article 163 number 8 of the Law.

In 2015 the Bank has paid a contribution to the CSSF for USD 189.314 (EUR 173.587) for FRL.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 29 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

29.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	1.041	0	0	0	1.041
Balances with the BCL	1.481.703.980	0	0	0	1.481.703.980
Loans and advances to credit institutions	1.305.152.942	804.767.000	0	0	2.109.919.942
Loans and advances to customers	368.502	0	0	0	368.502
Shares and other variable yield securities	0	0	0	13.556	13.556
Total	<u>2.787.226.465</u>	<u>804.767.000</u>	<u>0</u>	<u>13.556</u>	<u>3.592.007.021</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.410.185.042	0	0	0	1.410.185.042
Amounts owed to customers	2.062.070.067	0	0	0	2.062.070.067
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	556.865	0	0	0	556.865
Total	<u>3.472.811.974</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3.472.811.974</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

As at December 31, 2014, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² ₆₄ 3 months	²² ₆₄ > 3 months 1 year	²² ₆₄ > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	537	0	0	0	537
Balances with the BCL	186.862.911	0	0	0	186.862.911
Loans and advances to credit institutions	1.481.577.409	635.981.900	0	0	2.117.559.309
Loans and advances to customers	626.640	0	0	0	626.640
Shares and other variable yield securities	0	0	0	15.101	15.101
Total	<u>1.669.067.497</u>	<u>635.981.900</u>	<u>0</u>	<u>15.101</u>	<u>2.305.064.498</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.150.186.003	0	0	0	1.150.186.003
Amounts owed to customers	1.044.062.326	0	0	0	1.044.062.326
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	597.989	0	0	0	597.989
Total	<u>2.194.846.318</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.194.846.318</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

29.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.013.239.129	1.603.112	0	0	2.014.842.241	15.784.803
Swaps	1.611.373.895	8.011.462	0	0	1.619.385.357	10.591.362
Total	<u>3.624.613.024</u>	<u>9.614.574</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3.634.227.598</u>	<u>26.376.165</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.248.328.181	1.600.907	0	0	2.249.929.088	18.816.163
Swaps	532.382.521	0	0	0	532.382.521	2.303.443
Total	<u>2.780.710.702</u>	<u>1.600.907</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.782.311.609</u>	<u>21.119.606</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2015 and a value date after December 31, 2015.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

As at December 31, 2014, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.315.371.712	19.508.000	0	0	1.334.879.712	17.385.860
Swaps	584.751.638	8.470.350	0	0	593.221.988	2.219.840
Total	<u>1.900.123.350</u>	<u>27.978.350</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.928.101.700</u>	<u>19.605.700</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.477.239.921	19.649.249	0	0	1.496.889.170	17.027.937
Swaps	278.714.687	0	0	0	278.714.687	1.929.860
Total	<u>1.755.954.608</u>	<u>19.649.249</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.775.603.857</u>	<u>18.957.797</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2014 and a value date after December 31, 2014.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

29.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2015 Carrying amount in USD	2014 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	1.481.705.021	186.863.448
EU member countries	1.481.705.021	186.863.448
Loans and advances to credit institutions	2.109.919.942	2.117.559.309
EU member countries	255.517.247	173.637.181
North & Central America	342.992.404	771.353.251
Asia	1.507.118.254	1.168.315.602
Europe, non-EU member countries	3.405.065	2.670.673
Australia and New Zealand	886.972	1.582.602
Loans and advances to customers	368.502	626.640
EU member countries	365.584	181.251
North & Central America	2.918	445.389
Shares and other variable yield securities	13.556	15.101
North & Central America	10.863	12.101
EU member countries	2.693	3.000
Total	3.592.007.021	2.305.064.498

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

29.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2015 Notional/ payable amount in USD	2015 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	1.366.652.545	12.240.622
America	647.955.936	3.542.987
Asia	233.760	1.194
Swaps		
EU member countries	1.619.385.357	10.591.362
Total	<u>3.634.227.598</u>	<u>26.376.165</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

As at December 31, 2014, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2014 Notional/ payable amount in USD	2014 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	530.258.219	1.647.715
America	788.394.261	23.077.972
Asia	16.227.232	215.698
Swaps		
EU member countries	593.221.988	1.689.360
Total	<u>1.928.101.700</u>	<u>26.630.745</u>

4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、利害関係人との取引に関して特別の制限に服していない。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の6か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、ＣＳＳＦは、1993年4月5日法（改正済）に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

平成28年8月31日現在、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

平成28年6月末日現在、29,760,298米ドル(約30億6,263万円)

(ロ) 事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、また存続する会社である。受託会社は、世界有数の規模の銀行の一つであるカナダ帝国商業銀行が91.67%の株式を保有している子会社であるCIBCファースト・カリビアン・インターナショナル銀行の子会社である。受託会社は、1965年に設立され、ケイマン諸島で最大級の総合銀行信託会社に数えられており、銀行、信託および投資業務の全範囲を提供している。その顧客には、ケイマン諸島および世界中の個人、法人およびその他の機関が含まれる。受託会社は、適法に設立され有効に存続しており、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2013年改訂)の条項に基づき事業を営む免許を付与されている。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法の条項に基づく免許ミューチュアル・ファンド管理事務代行会社でもある。

- (2) ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.) (「保管会社」兼「管理事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

前記「第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額(平成28年6月末日現在)」に記載の通り。

(ロ) 事業の内容

前記「第1 管理会社の概況 2 事業の内容および営業の概況」に記載の通り。

- (3) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(MUFG Lux Management Company S.A.) (「副管理会社」)

(イ) 資本金の額

平成28年6月末日現在、7,375,000ユーロ(約8億4,363万円)

(注) ユーロの円貨換算は、平成28年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1ユーロ=114.39円による。

(ロ) 事業の内容

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の100%子会社である副管理会社は、ルクセンブルグの法律に基づき、無期限の存続期間を有する株式会社として平成7年1月4日付公正証書によって設立され、平成7年4月5日にメモリアルに公告された。副管理会社は、投資信託の運用管理を行うことを目的とする運用管理会社である。副管理会社は、ルクセンブルグの商業および会社登録簿にB49.759番として登録されている。

副管理会社は、ファンドを含む投資信託およびそのポートフォリオの設立、管理、運営および販売促進、組入証券の売買・買付けおよび交換を行うことができ、その管理運営するファンドおよびその他の契約型投資信託に関連するすべての権利を直接または間接に行使することができる。副管理会社は、その管理運営する他の投資信託の受益証券の発行および買戻しを実行し、それらの会計記録を維持することができる。副管理会社は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の100%子会社である。副管理会社は、CSSFから平成26年7月2日付でAIFMとしての許可を受領しており、AIFMDに基づくAIFMとしての業務を提供する。

- (4) 東京海上アセットマネジメント株式会社(「投資顧問会社」)

(イ) 資本金の額

平成28年6月末日現在、20億円

(ロ) 事業の内容

投資顧問会社は、昭和60年12月9日に日本法の下で投資顧問会社として設立され、現在の資本金は20億円である。投資顧問会社は、金融庁に投資運用業の登録を行っており、金融商品取引法の下で規制を受けている。投資顧問会社は、平成28年6月末日現在、4兆627億円の投資顧問契約資産および1兆8,792億円の投資信託の運用を行っている。

(5) 東京海上Roggeアセットマネジメントリミテッド(Tokio Marine Rogge Asset Management Limited) (「副投資顧問会社」)

(イ) 資本金の額

平成28年3月末日現在、300,000英ポンド(約4,152万円)

(注) 英ポンドの円貨換算は、平成28年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1英ポンド=138.41円による。

(ロ) 事業の内容

副投資顧問会社は、平成15年9月18日に英国の法律の下で投資顧問会社として設立され、現在の資本金は300,000英ポンドである。副投資顧問会社は、その50%を投資顧問会社が、残りの50%をロンドンのRoggeグローバル・パートナーズ・リミテッド(Rogge Global Partners Limited, London)が保有している。副投資顧問会社の主な業務は、日本の機関投資家および個人投資家に対してグローバルな債券投資の業務を提供することである。平成28年3月末時点において、副投資顧問会社の投資一任契約受託残高および投資信託受託残高は、それぞれ6,051億円および1,340億円である。

(6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

平成28年6月末日現在、405億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(CIBC Bank and Trust Company(Cayman) Limited) (「受託会社」)

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドの受託業務および保管業務を行う。

(2) ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking(Luxembourg) S.A.) (「保管会社」兼「管理事務代行会社」)

保管契約および管理事務代行契約に基づき、ファンド資産の保管および管理事務代行業務を行う。

- (3) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(MUFG Lux Management Company S.A.)(「副管理会社」)

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、ファンドのリスク・マネジメントに関する業務を行う。

- (4) 東京海上アセットマネジメント株式会社(「投資顧問会社」)

投資顧問契約に基づきファンドの資産の運用に関する業務を行う。

- (5) 東京海上Roggeアセットマネジメントリミテッド(Tokio Marine Rogge Asset Management Limited)(「副投資顧問会社」)

副投資顧問契約に基づきファンドの資産の運用に関する業務を行う。

- (6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

代行協会員として行為し、またファンド証券の販売および買戻しの取扱いを行う。

3【資本関係】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の最終的な親会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループである。

第３【投資信託制度の概要】

１．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年10月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は11,215（2,830のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

２．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

３．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理す

るのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとＣＩＭＡが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に依拠して、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2 および MF 2 A）とともにＣＩＭＡに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、ＣＩＭＡにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、ＣＩＭＡに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

() 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

() 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

() 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の() および() に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をＣＩＭＡに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の() に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をＣＩＭＡに対して届け出なければならず（MF 4 様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 . 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、ＣＩＭＡが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはＣＩＭＡに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをＣＩＭＡに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、ＣＩＭＡに提出しなければならない。ＣＩＭＡは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、ＣＩＭＡにより承認された監査人を通じてＣＩＭＡに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をＣＩＭＡに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5．投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をＣＩＭＡに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてＣＩＭＡに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、ＣＩＭＡが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。ＣＩＭＡの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、ＣＩＭＡの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にＣＩＭＡに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはＣＩＭＡに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2015年改訂)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2013年改訂)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法(2013年改訂)の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法(2013年改訂)に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。

- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2014年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。

- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第１項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ１万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がＣＩＭＡにある場合、ＣＩＭＡは、その者に対して、ＣＩＭＡが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をＣＩＭＡに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをＣＩＭＡに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がＣＩＭＡにある場合は、ＣＩＭＡは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 ＣＩＭＡは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてＣＩＭＡを警戒させるために、ＣＩＭＡは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) ＣＩＭＡが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をＣＩＭＡに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) ＣＩＭＡに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をＣＩＭＡに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しＣＩＭＡがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第４(1)(b)条（管理投資信託）または第４(3)条（第４(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 ＣＩＭＡが第7.9項の行為を行った場合、ＣＩＭＡは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法(2013年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと
- () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること

- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取引されること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法(2013年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合

- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、ＣＩＭＡが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりＣＩＭＡによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

９．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がＣＩＭＡ以外の者によりなされた場合、ＣＩＭＡは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はＣＩＭＡにも送付される。
- 9.3 ＣＩＭＡにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、ＣＩＭＡまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はＣＩＭＡまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが实际的でない場合は、かかる記録を持ち去ってＣＩＭＡに対して引き渡すこと
- 9.5 ＣＩＭＡが記録を持ち去ったとき、またはＣＩＭＡに記録が引き渡されたときＣＩＭＡはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もＣＩＭＡがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10．ＣＩＭＡによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、ＣＩＭＡは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにＣＩＭＡに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄

(c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、ＣＩＭＡがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

(a) ＣＩＭＡがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合

(b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改訂）、犯罪収益に関する法律（2014年改訂）または薬物濫用法（2014年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

(c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

(d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、ＣＩＭＡにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、ＣＩＭＡは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

(e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

（ ）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

（ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(2013年改訂)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(2013年改訂)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われるとともに10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係(保護)法(2015年改訂)第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算(解散)は、会社法(2013年改訂)、2008年公司清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散される

べきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14．一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守している

こと、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法(2013年改訂)およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則(2015年改訂)の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収

益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する
写しおよび情報を請求する権利を有する。

- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な
技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、１
か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービス
を提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレ
ベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的
に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表３の領域またはＣＩＭＡが承認したその他の法域で
設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則
の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供
する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事
業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、
「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（２０１５年改正）の別表２第３項に規定される活
動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の１か月前までにＣＩＭＡ、投資家およびその他の業務提
供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合に
は、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社また
はジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の１か
月前までに書面でＣＩＭＡに通知することが要求される。
- (c) 本規則第２１条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつと
して投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務に
は下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契
約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に
送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確
実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載さ
れる当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必
要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問
業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資
制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第２１条(４)項は投資顧問会社がかかるユニット・
トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空
売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の
空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託
の純資産の１０％を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
(A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集
団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、１２か月を超えない期間に
限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明

- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第４【参考情報】

ファンドについては、当該計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

平成27年８月31日	有価証券届出書／有価証券報告書
平成27年11月30日	有価証券届出書の訂正届出書／半期報告書

第５【その他】

該当事項なし。

[次へ](#)

別紙

ファンドの特色

1 ファンドの目的は、主として、日系の発行体が日本国内および海外で発行する公社債、優先出資証券、譲渡性預金証書(CD)およびコマーシャルペーパー(CP)への投資を通じて、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることです。

- ファンドは、日系発行体(日本企業あるいはその子会社、日本の政府機関など)が世界で発行する公社債・優先出資証券・譲渡性預金証書(CD)・コマーシャルペーパー(CP)(以下、「債券など」といいます。)に主として投資を行います。
- ファンドは、分散投資を行うことで信用リスクの低減を図ります。
- 流動性確保の目的から、日系発行体以外の発行体が発行する短期金融商品や国債、地方債、政府保証債に投資する場合があります。
- 組み入れる個別銘柄は、ポートフォリオ全体の利回りを考慮して選定を行います。
- 取得時において、投資適格相当以上の格付けを取得している有価証券※を投資対象とします。

※ ムーディーズ社、S&P社、フィッチ社のいずれかからBBB-格相当以上の格付けを付与されているもの(無格付けの場合は、副投資顧問会社が投資顧問会社と協議の上で同等の格付けを有すると判断するもの)を指します。

2 為替取引の対象通貨が異なる4つのクラスから構成されています。

- 「米ドルヘッジクラス」「ブラジル・レアルヘッジクラス」「中国元ヘッジクラス」「インドネシア・ルピアヘッジクラス」の4つのクラスから構成されています。
- 米ドル以外の通貨建資産に関しては、原則として対米ドルで為替取引を行います。
- 加えて、「米ドルヘッジクラス」以外の各クラスは、原則として米ドル売り／取引対象通貨買いとなる為替取引を行います。
取引対象通貨は、「ブラジル・レアルヘッジクラス」についてはブラジル・レアル、「中国元ヘッジクラス」については中国元、「インドネシア・ルピアヘッジクラス」についてはインドネシア・ルピアです。
- 為替取引は、外国為替予約取引や直物為替先渡取引(NDF)などを活用します。

3 債券などの運用の指図に関する権限を「東京海上Roggeアセットマネジメントリミテッド」に委託します。

- ファンドにおける債券などの運用の指図(米ドル以外の通貨建資産の対米ドルでの為替取引を含みます。)に関する権限は副投資顧問会社である「東京海上Roggeアセットマネジメントリミテッド」(英国ロンドン)に委託します。
- 「米ドルヘッジクラス」以外の各クラスの対取引対象通貨での為替取引は、投資顧問会社である「東京海上アセットマネジメント株式会社」が行います。

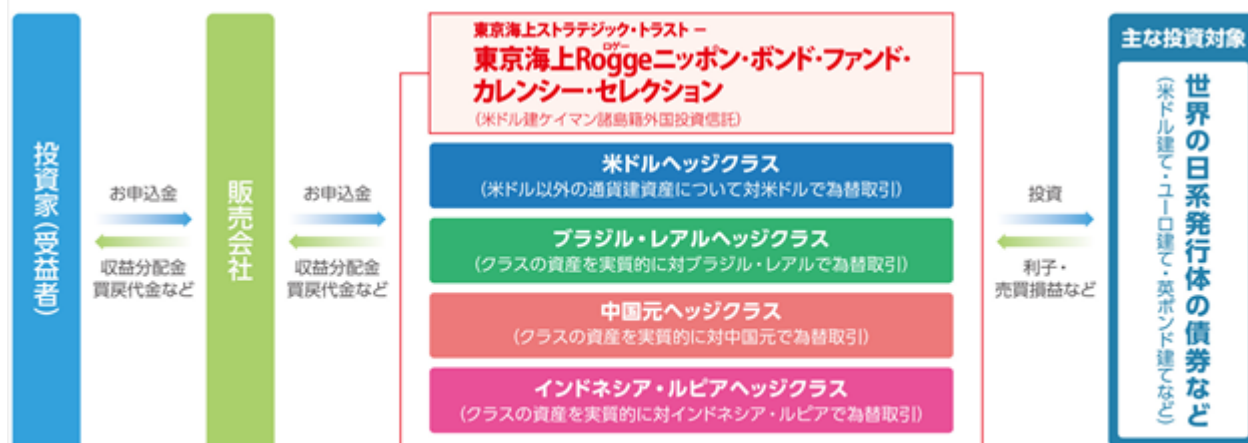
4 4つのクラスは、原則として毎月分配を行います。

- 管理会社は、投資顧問会社と協議の上、毎月10日(当該日が営業日でない場合は翌営業日)に分配を宣言することができます。



※上図は将来の収益分配をお約束するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

ファンド運営のしくみ



ファンドの3つのポイント

1 日系発行体が発行する債券

- 日系の発行体が発行する債券に主に投資を行います。
- 原則として、ポートフォリオの利回り、個別銘柄と各国の国債のスプレッド、および同一発行体の各国通貨建ての証券間の利回り水準差等を考慮して、ポートフォリオに組み入れる個別銘柄の選定を行います。

2 為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)

- 米ドルと取引対象通貨の短期金利差に注目し、米ドルヘッジクラス以外の各クラスにおいては、米ドル売り/取引対象通貨買いとなる為替取引を行います。
- これにより、米ドルより取引対象通貨の金利が高いときには「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。
- 一方、米ドル金利より取引対象通貨の金利が低いときには「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。

3 為替の変動

- 米ドルヘッジクラスを除く各クラスでは、取引対象通貨が対米ドルで上昇した場合には、為替差益の獲得を期待できます。
- 一方、下落した場合には為替差損による損失を被ることが想定されます。

※ 受益証券1口当たり純資産価格の算定は米ドル建てにより行われますので、日本円より投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨お受取金額が円貨ご投資額を下回る場合があります。

為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)のしくみ

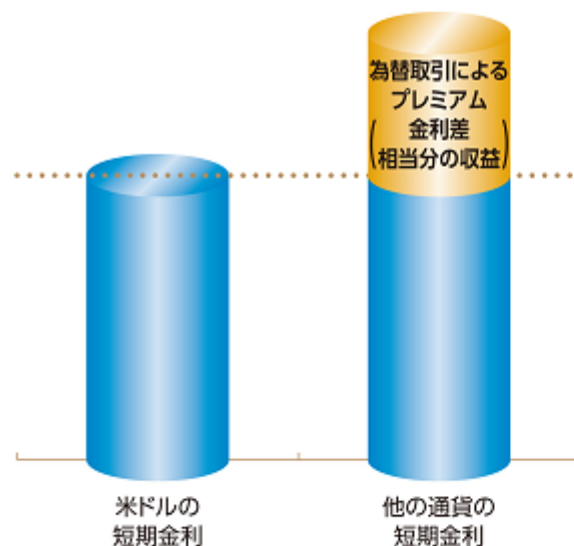
為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)の獲得が期待できる例

ケース1

米ドル売り／取引対象通貨買いの為替取引を行う場合で、米ドルの短期金利よりその通貨の短期金利が高い場合

他の通貨の短期金利－米ドルの短期金利
 $\div$ 為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)

イメージ図



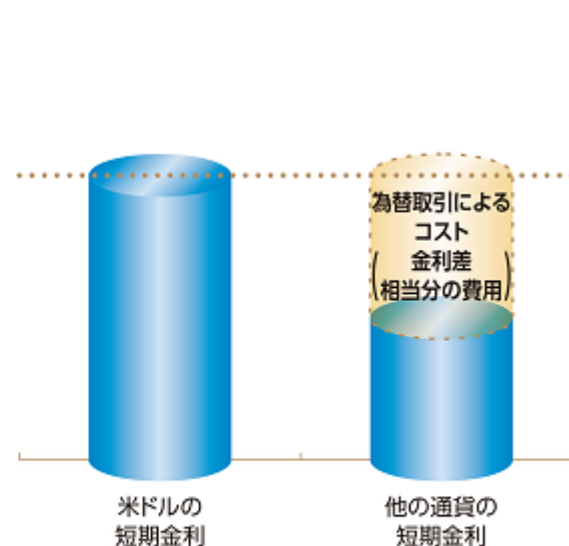
為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)が生じる例

ケース2

米ドル売り／取引対象通貨買いの為替取引を行う場合で、米ドルの短期金利よりその通貨の短期金利が低い場合

他の通貨の短期金利－米ドルの短期金利
 $\div$ 為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)

イメージ図



※上記の図は為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)の概念を説明するイメージ図であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

[次へ](#)

追加的記載事項

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

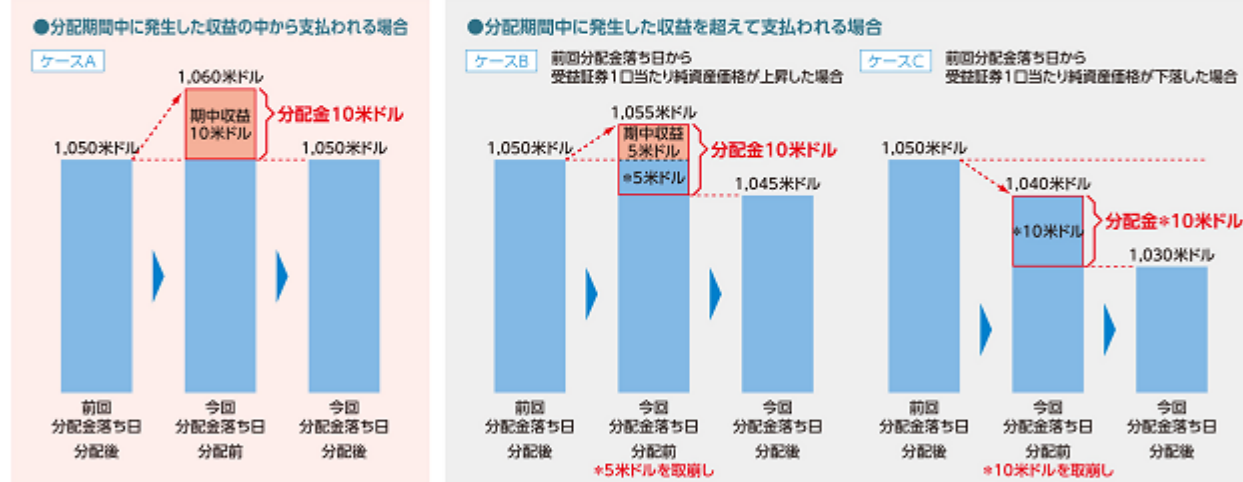
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格は、前回分配金落ち日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではなく、ありません。

(注)「分配期間」とはある分配金落ち日から次回分配金落ち日までの期間をいいます。

● 分配金と受益証券1口当たり純資産価格の関係(イメージ)



(注) 上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

○分配金は、ファンド毎の分配方針に基づいて支払われます。

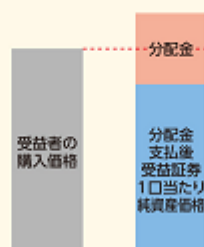
○上図のそれぞれのケースにおいて、前回分配金落ち日から今回分配金落ち日まで保有した場合の損益をみると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差	0米ドル = 10米ドル
ケースB: 分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差	▲5米ドル = 5米ドル
ケースC: 分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差	▲20米ドル = ▲10米ドル

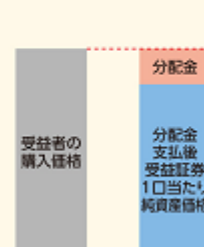
➡ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、受益証券1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の受益証券1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

受益者のファンドの購入価格によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

● 分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



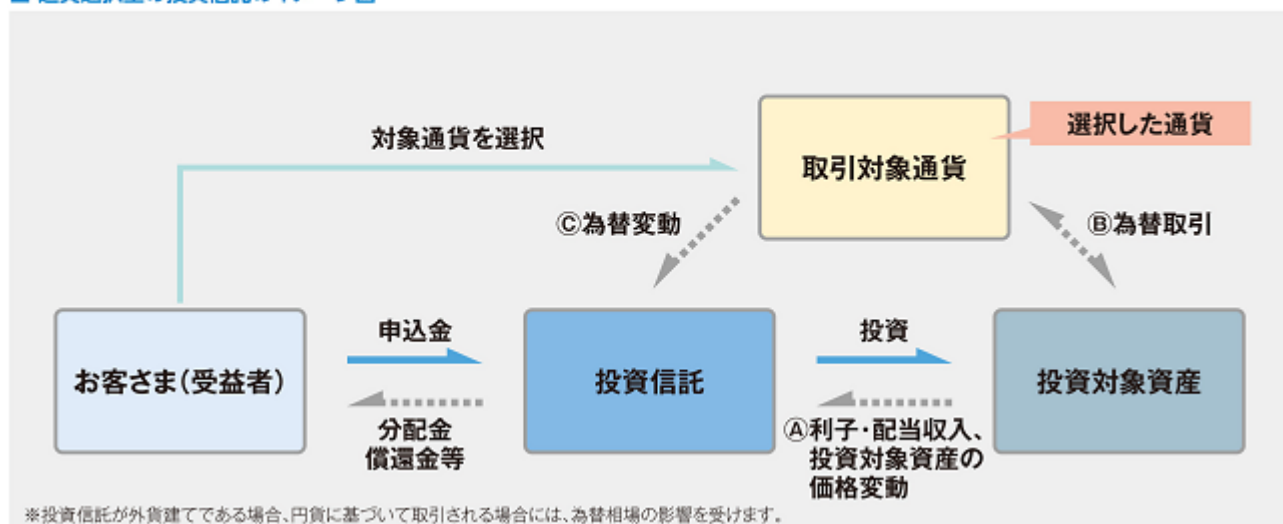
● 分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



◎受益者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となります。

収益／損失に関する留意事項

■ 通貨選択型の投資信託のイメージ図



通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

○通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

① 投資対象資産による収益(上図①部分)

- ・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となります。
- ・逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、期待した収益が得られず、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となります。

② 為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)(上図②部分)

- ・「取引対象通貨(選択した通貨)」の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待できます。
- ・逆に、「取引対象通貨(選択した通貨)」の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。
- ・なお、「取引対象通貨(選択した通貨)」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)や為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)は発生しません。
- ※新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

③ 為替変動による収益(上図③部分)

- ・上図②部分とは異なり、上図③部分については為替取引を行っていないため、「取引対象通貨(選択した通貨)」と投資信託の表示通貨(以下、「表示通貨」といいます。)が異なる場合、表示通貨に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- ・「取引対象通貨(選択した通貨)」の対表示通貨レートが上昇した場合は、為替差益を得ることができます。
- ・逆に、「取引対象通貨(選択した通貨)」の対表示通貨レートが下落した場合は、為替差損が発生します。
- ・その他、表示通貨が外貨建てである場合、円からのご投資には表示通貨と円の為替リスクが生じます。

➡ これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。

収益の源泉	=	利子・配当収入 投資対象資産の価格変動	+	為替取引によるプレミアム (金利差相当分の収益)／ 為替取引によるコスト (金利差相当分の費用)	+	為替差益／為替差損
収益を得られる ケース		投資対象資産の市況の 好転(金利の低下等)* 投資対象資産(債券等)の 価格の上昇		取引対象通貨の短期金利が 投資対象資産の 通貨の短期金利を上回る 為替取引によるプレミアム (金利差相当分の収益)の発生		取引対象通貨が 対表示通貨で上昇 為替差益の発生
損失やコストが 発生するケース		投資対象資産(債券等)の 価格の下落 投資対象資産の市況の悪化 (金利の上昇、発行体の 信用状況の悪化等)*		為替取引によるコスト (金利差相当分の費用)の発生 取引対象通貨の短期金利が 投資対象資産の 通貨の短期金利を下回る		為替差損の発生 取引対象通貨が 対表示通貨で下落

*投資対象資産の価格の上昇／下落の要因は、資産の種類(債券、株式、不動産等)によります。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

東京海上ストラテジック・トラストの受託会社としての立場のみにおけるＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

私どもは、添付の東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド（それぞれ、東京海上ストラテジック・トラストのサブ・ファンドで、個別にまたは総称して以下「ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2015年２月28日現在の純資産計算書ならびに投資有価証券およびその他の純資産明細表、ならびに同日に終了した会計年度における損益計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報からなる注記の監査を行った。

財務書類に関する管理会社の責任

管理会社は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任を負うとともに、不正や誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために必要であると管理会社が判断する内部統制に責任を負う。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正や誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、管理会社が採用した会計方針の適切性および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明の基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

私どもは、財務書類が、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、各ファンドの2015年２月28日現在の財政状態ならびに同日に終了した会計年度におけるそれらの運用成績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えるものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2015年 7 月30日

注：東京海上ストラテジック・トラスト（以下「トラスト」という。）は東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドによって構成されており、当該監査報告書は東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの財務書類を監査対象としたものである。トラストの原文の財務書類には、東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの情報が掲載されているが、日本語の財務書類には東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションの情報のみが掲載されている。

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection and Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund Currency Selection

We have audited the accompanying financial statements of each of Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection and Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund (each a series trust of Tokio Marine Strategic Trust and referred to individually or collectively as the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at 28 February 2015, and the statement of operations and the statement of changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Independent Auditor's Report (continued)

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection and Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund Currency Selection

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of each Series Trust as at 28 February 2015, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

30 July 2015

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの受託会社としての立場のみにおけるＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

私どもは、添付の東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド（それぞれ、東京海上ストラテジック・トラストのサブ・ファンドで、個別におよび総称して以下「ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2016年２月29日現在の純資産計算書ならびに投資有価証券およびその他の純資産明細表、ならびに同日に終了した会計年度における損益および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報からなる注記の監査を行った。

財務書類に関する管理会社の責任

管理会社は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任を負うとともに、不正や誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために必要であると管理会社が判断する内部統制に責任を負う。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を得るための手続の実施を含んでいる。不正や誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、管理会社が採用した会計方針の適切性および管理会社によって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明の基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

私どもは、財務書類が、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドそれぞれの2016年２月29日現在の財政状態ならびに同日に終了した会計年度におけるそれぞれの運用成績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えるものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2016年７月26日

注：東京海上ストラテジック・トラスト（以下「トラスト」という。）は東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドによって構成されており、当該監査報告書は東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの財務書類を監査対象としたものである。トラストの原文の財務書類には、東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションおよび東京海上Roggeグローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドの情報が掲載されているが、日本語の財務書類には東京海上Roggeニッポン・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションの情報のみが掲載されている。

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection and Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund

We have audited the accompanying financial statements of each of Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection and Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund (each a series trust of Tokio Marine Strategic Trust and referred to individually and collectively as the "Series Trust"), which comprise the statement of net assets and the statement of investments and other net assets as at February 29, 2016, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of each of Tokio Marine Rogge Nippon Bond Fund Currency Selection and Tokio Marine Rogge Global Hybrid Securities Fund as at February 29, 2016, and of the results of each of their operations and changes in each of their net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

Cayman Islands

July 26 2016

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

[次へ](#)

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
取締役会各位
ルクセンブルグＬ - 1150、アーロン通り 287 - 289番

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2015年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2015年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕
ラファエル・シャルリエ、公認の監査人
パートナー

2016年3月14日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the Balance Sheet as at December 31, 2015 and the Profit and Loss Account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier*. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the *réviseur d'entreprises agréé's* judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the *réviseur d'entreprises agréé* considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte Audit, *Cabinet de révision agréé*

Raphaël Charlier, *Réviseur d'entreprises agréé*
Partner

March 14, 2016

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。